目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞
申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、
申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円
となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞
100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

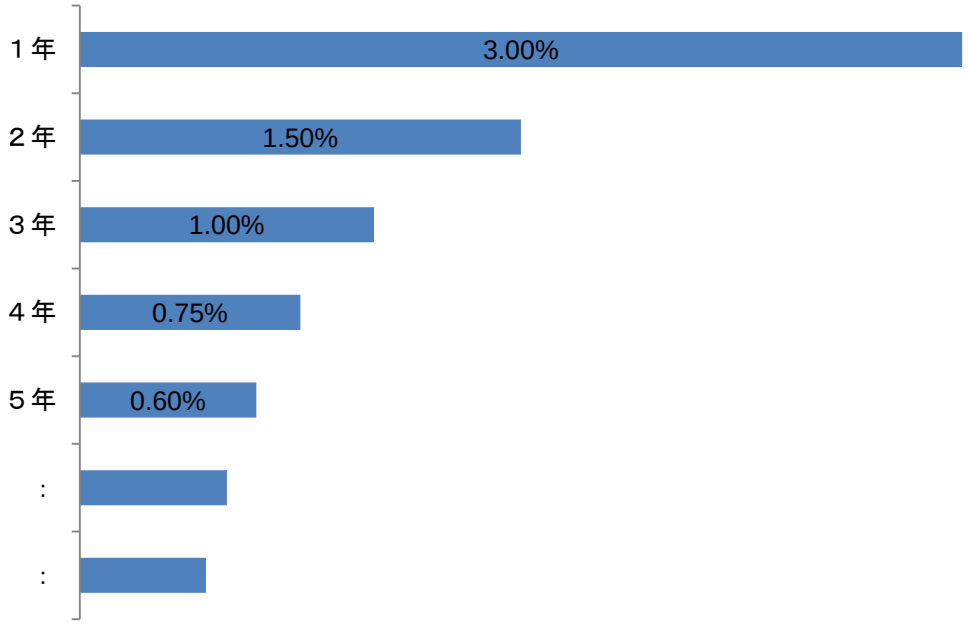
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（交付目論見書）
2021.4.16

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型（米ドルコース）（円ヘッジコース）（ブラジルレアルコース）
（南アフリカランドコース）（トルコリラコース）
（メキシコペソコース）（インドネシアルピアコース）
（インドルピーコース）

／資産成長型（米ドルコース）

追加型投信／海外／債券



●本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
野村信託銀行株式会社

設定・運用は
日興アセットマネジメント

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年4月15日に関東財務局長に提出しており、2021年4月16日にその効力が発生しております。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型（米ドルコース）	追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券 公債））	年12回（毎月）	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
毎月分配型（円ヘッジコース）					年12回（毎月）			あり（フルヘッジ）
毎月分配型（ブラジルレアルコース）					年12回（毎月）			なし
毎月分配型（南アフリカランドコース）					年12回（毎月）			なし
毎月分配型（トルコリラコース）					年12回（毎月）			なし
毎月分配型（メキシコペソコース）					年12回（毎月）			なし
毎月分配型（インドネシアルピアコース）					年12回（毎月）			なし
毎月分配型（インドルピーコース）					年12回（毎月）			なし
資産成長型（米ドルコース）					年1回			なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	24兆5,901億円（2021年1月末現在）

「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」のことを「毎月分配型（米ドルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」のことを「毎月分配型（円ヘッジコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」のことを「毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」のことを「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」のことを「毎月分配型（トルコリラコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」のことを「毎月分配型（メキシコペソコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」のことを「毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」のことを「毎月分配型（インドルピーコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」のことを「資産成長型（米ドルコース）」、
と言うことがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

特長 1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長 2

毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特長 3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。
円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。
ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

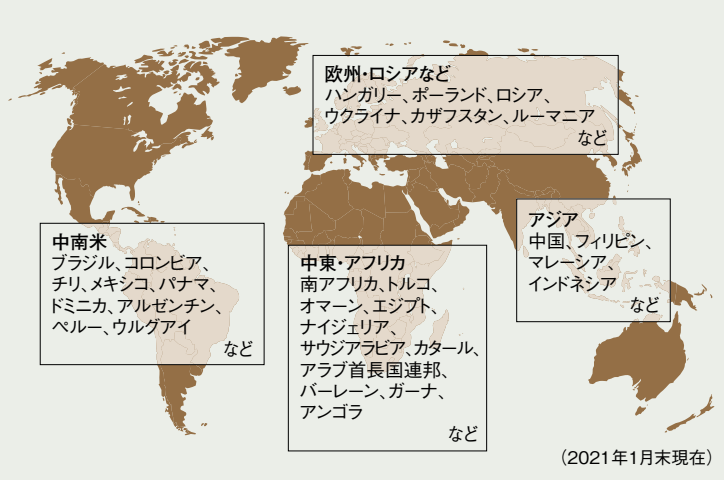
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

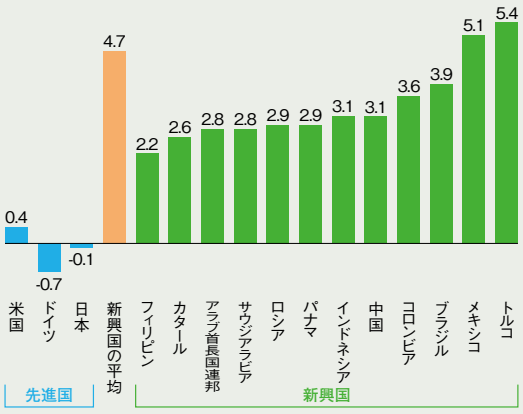
●当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行ないます。
●当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



（2021年1月末現在）

主要国の国債利回り（%）

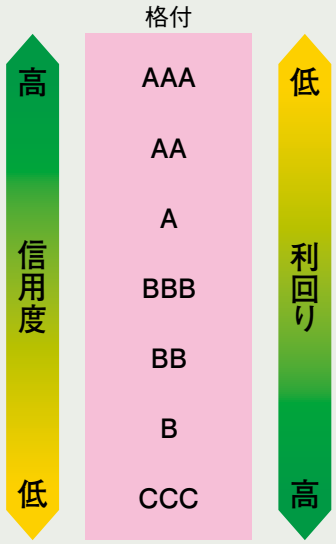


（2021年1月末現在）

※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

債券の信用格付と利回り

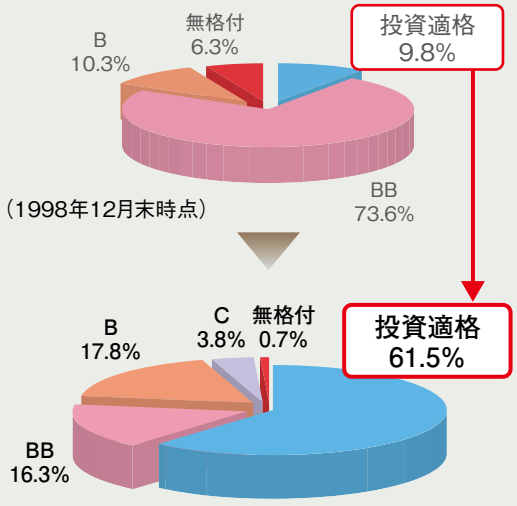


主要国の格付

（2021年1月末現在）	格付
先進国	
ドイツ	AAA
米国	AA+
日本	A+
新興国	
新興国の平均	BB+
カタール	AA-
中国	A+
サウジアラビア	A-
フィリピン	BBB+
メキシコ	BBB+
インドネシア	BBB
パナマ	BBB
コロンビア	BBB
ロシア	BBB
トルコ	BB-
ブラジル	BB-

※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



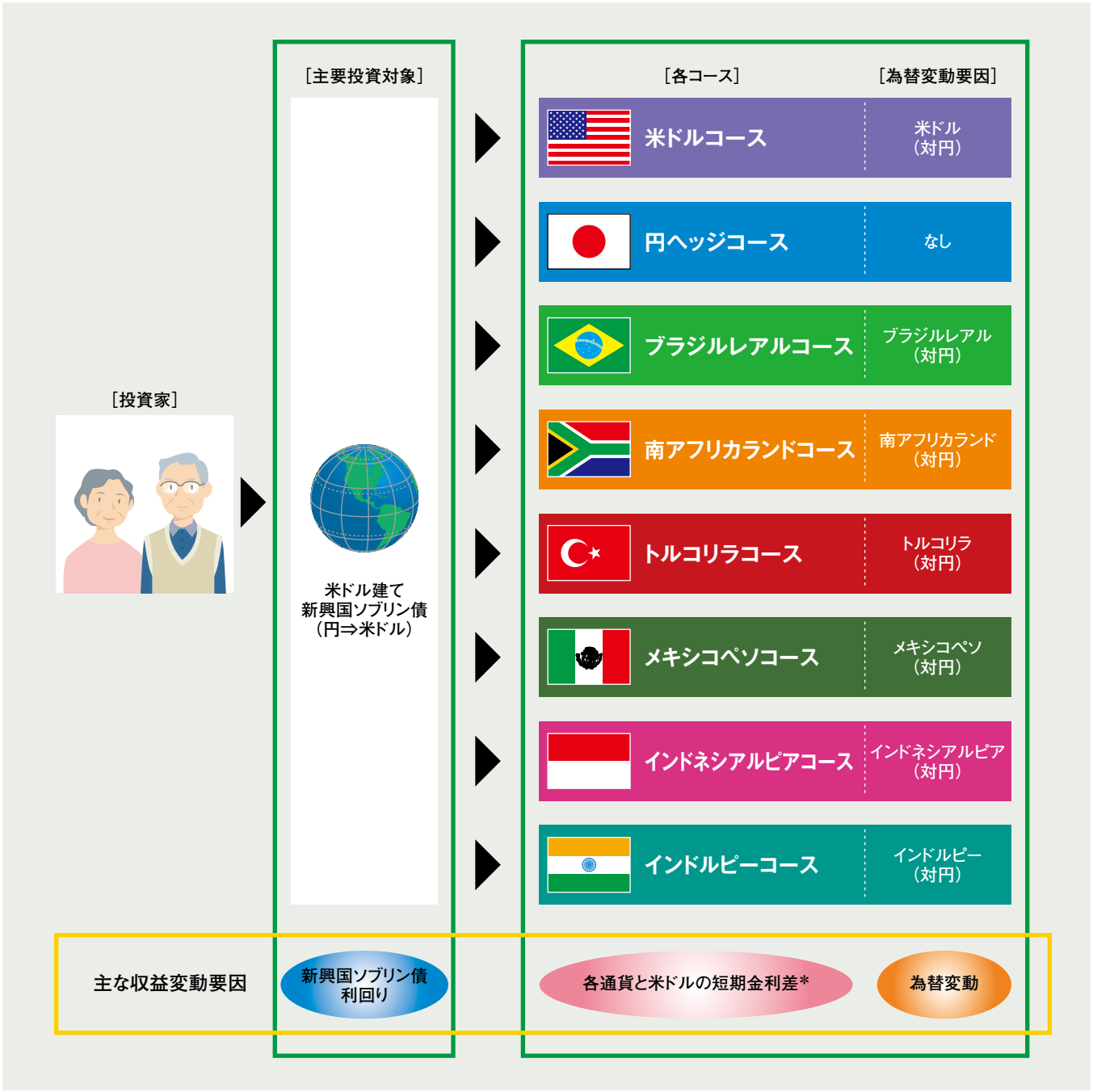
（2020年12月末現在）

※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
※JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

●「ブラジルレアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り[注]／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



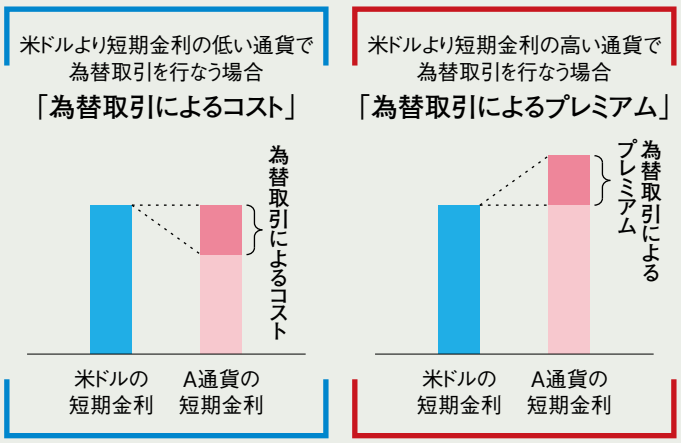
※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

●当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待されます。
一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生します。

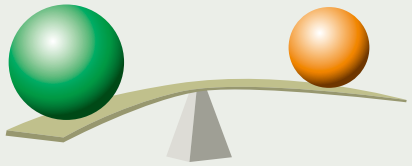
※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

（米ドル資産に対する）為替取引によるコスト／プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。
ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

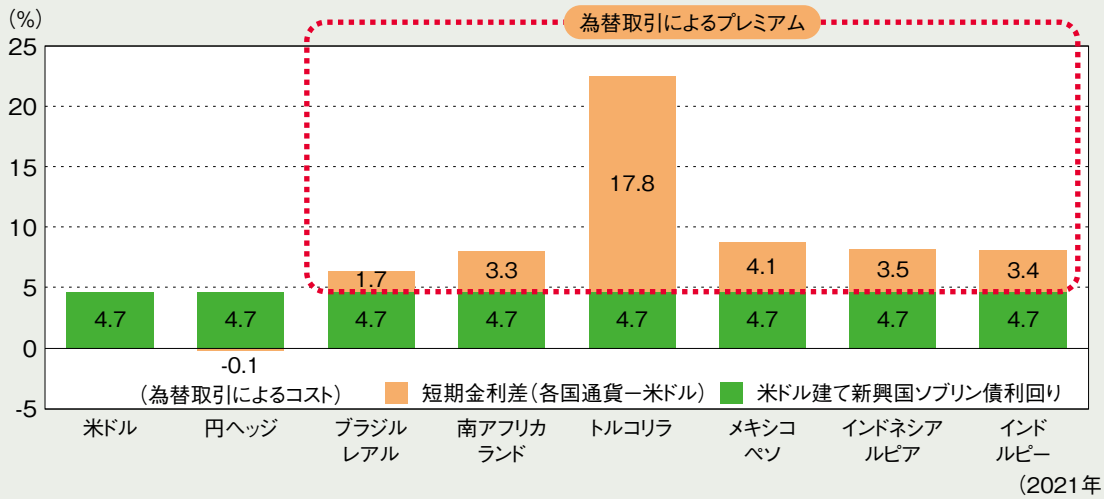


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

●債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）／プレミアム（金利差相当分の収益）を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



（2021年1月末現在）

※為替取引によるプレミアム（コスト）の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。
※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン･エマージング･マーケッツ･ボンド･インデックス･グローバル･ディバーシファイドの最終利回り
※各国短期金利:米ドル、円ヘッジは1ヵ月Libor、ブラジルレアル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、インドルピーは銀行間金利、インドネシアルピアはJPモルガン･エマージング･ローカル･マーケッツ･インデックス･プラスの平均利回り
※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

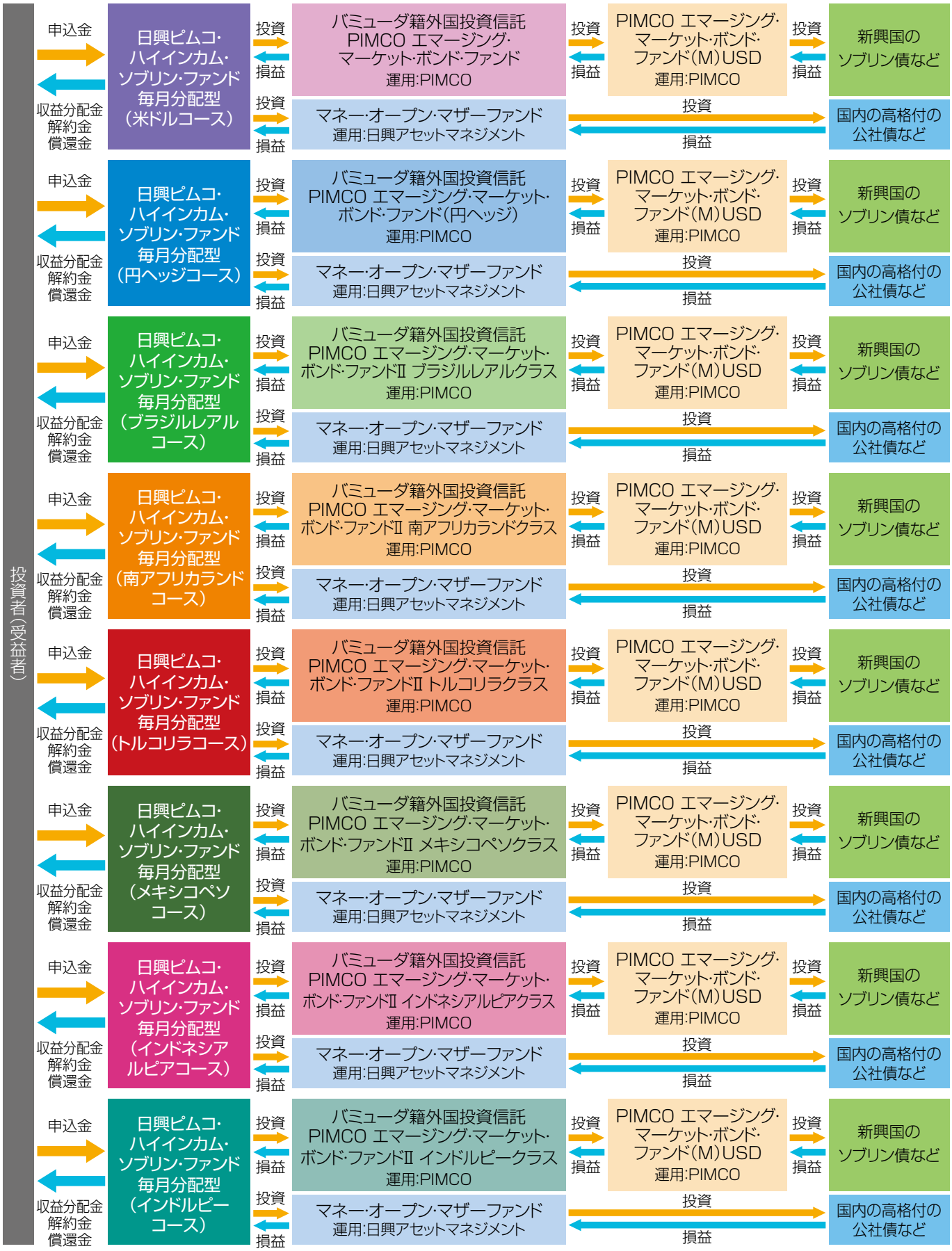
●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

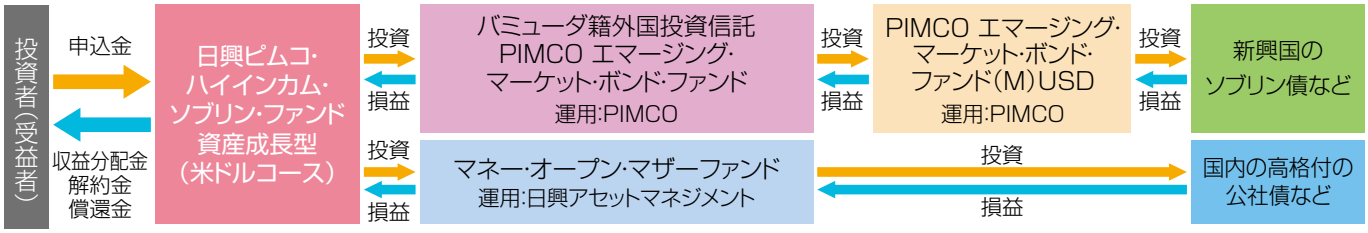
基準価額の上昇要因		各コース	基準価額の下落要因	
米ドル建て新興国債券の利回り低下（価格上昇）	円安／米ドル高	資産成長型（米ドルコース） 毎月分配型（米ドルコース）	円高／米ドル安	米ドル建て新興国債券の利回り上昇（価格下落）
	（円安／米ドル高でもプラスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＜ 円短期金利	毎月分配型（円ヘッジコース）	（円高／米ドル安でもマイナスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＞ 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 ＜ ブラジルレアル短期金利	毎月分配型（ブラジルレアルコース）	円高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 ＞ ブラジルレアル短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル短期金利 ＜ 南アフリカランド短期金利	毎月分配型（南アフリカランドコース）	円高／南アフリカランド安 米ドル短期金利 ＞ 南アフリカランド短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル短期金利 ＜ トルコリラ短期金利	毎月分配型（トルコリラコース）	円高／トルコリラ安 米ドル短期金利 ＞ トルコリラ短期金利	
新興国の信用格付の引き上げ	円安／メキシコペソ高 米ドル短期金利 ＜ メキシコペソ短期金利	毎月分配型（メキシコペソコース）	円高／メキシコペソ安 米ドル短期金利 ＞ メキシコペソ短期金利	新興国の信用格付の引き下げ
	円安／インドネシアルピア高 米ドル短期金利 ＜ インドネシアルピア短期金利	毎月分配型（インドネシアルピアコース）	円高／インドネシアルピア安 米ドル短期金利 ＞ インドネシアルピア短期金利	
	円安／インドルピー高 米ドル短期金利 ＜ インドルピー短期金利	毎月分配型（インドルピーコース）	円高／インドルピー安 米ドル短期金利 ＞ インドルピー短期金利	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)>

- **投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。**
- **外貨建資産への直接投資は行ないません。**

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)>

- **投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。**
- **外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。**

■分配方針

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)>

- **毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。**

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)>

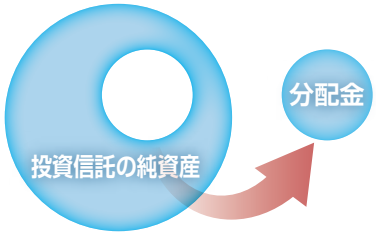
- **毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。**

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

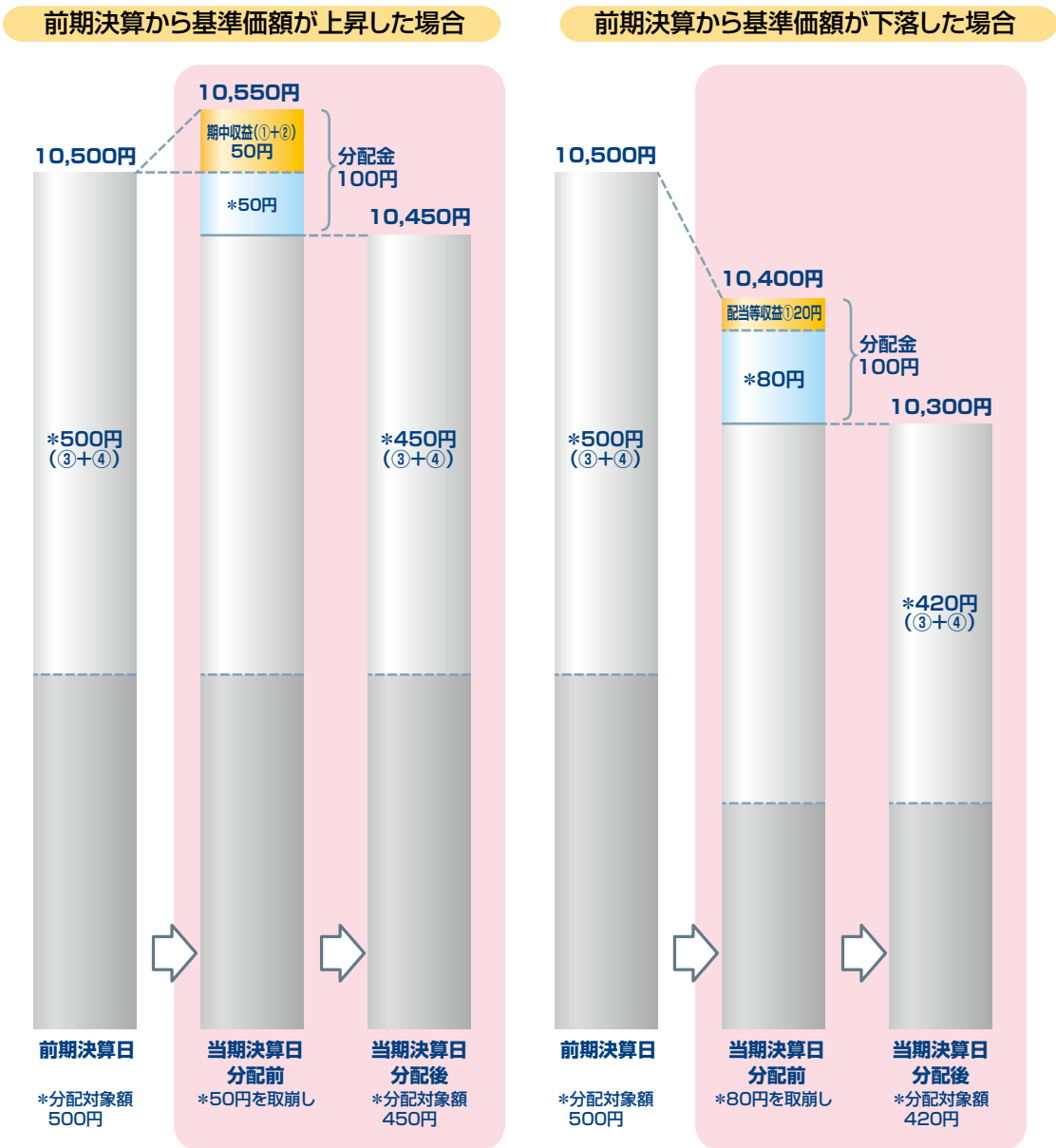
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

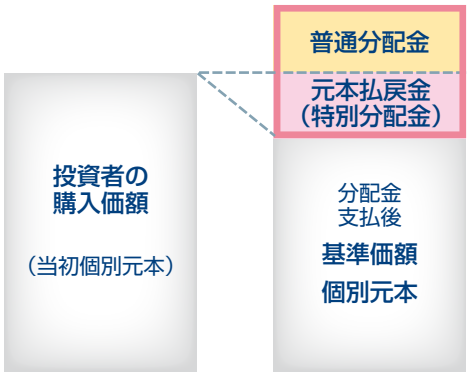


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

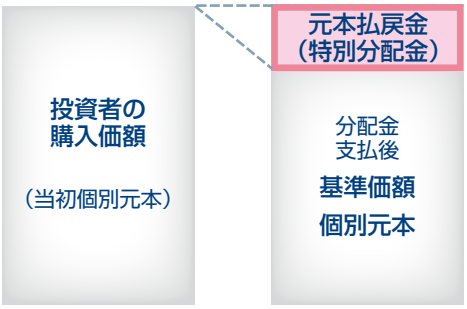
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

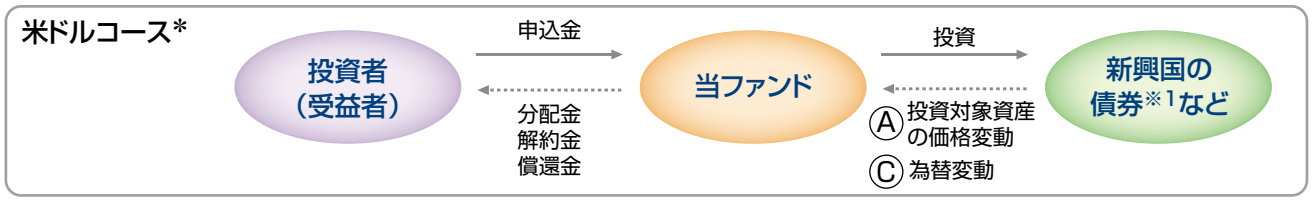
・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

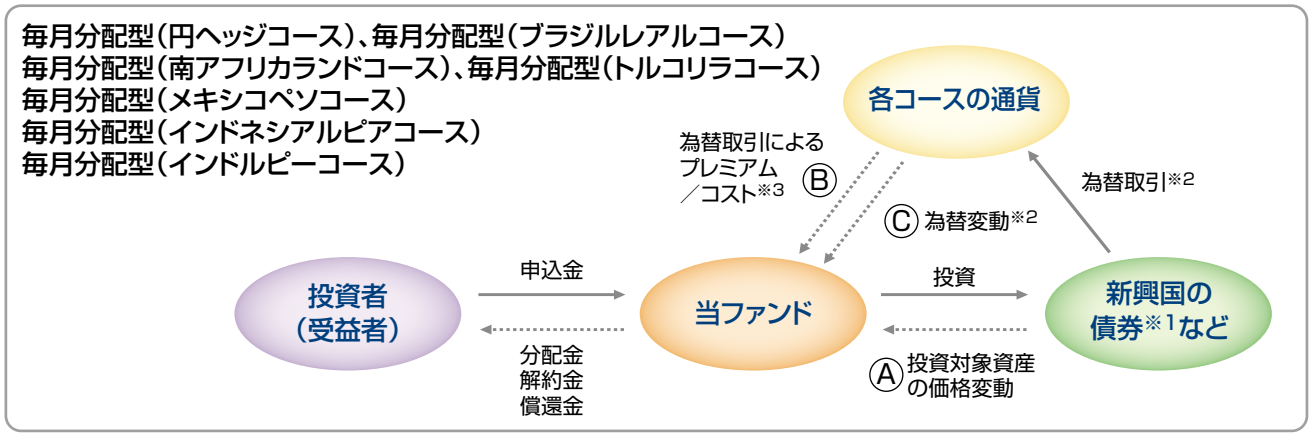
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

●通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。
※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。
※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

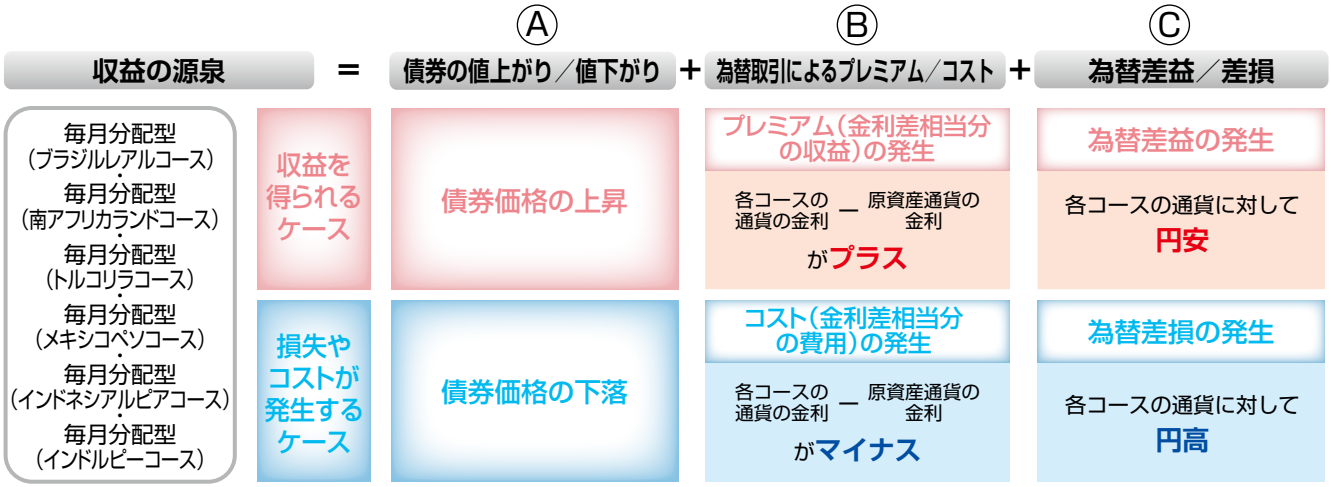
		Ⓐ		Ⓑ		Ⓒ
収益の源泉	＝	債券の値上がり／値下がり	＋	為替ヘッジプレミアム／コスト	＋	為替差益／差損
米ドルコース*	収益を得られるケース	債券価格の上昇		為替ヘッジを行なわないのでありません。		為替差益の発生 原資産通貨に対して**円安**
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落				為替差損の発生 原資産通貨に対して**円高**

＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）

		Ⓐ		Ⓑ		Ⓒ
収益の源泉	＝	債券の値上がり／値下がり	＋	為替ヘッジプレミアム／コスト	＋	為替差益／差損
毎月分配型（円ヘッジコース）	収益を得られるケース	債券価格の上昇		ヘッジプレミアムの発生 円の金利 ー 原資産通貨の金利が**プラス**		原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落		ヘッジコストの発生 円の金利 ー 原資産通貨の金利が**マイナス**		

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行なわず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

為替変動リスク

◆毎月分配型（米ドルコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

◆毎月分配型（円ヘッジコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

◆毎月分配型（ブラジルレアルコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルレアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルレアルと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルレアルの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルレアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆毎月分配型（南アフリカランドコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行なうため、南アフリカランドの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が南アフリカランドに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によっては南アフリカランドと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、南アフリカランドの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと南アフリカランドの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆毎月分配型（トルコリラコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行なうため、トルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がトルコリラに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはトルコリラと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、トルコリラの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとトルコリラの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆毎月分配型（メキシコペソコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行なうため、メキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がメキシコペソに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはメキシコペソと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、メキシコペソの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとメキシコペソの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆毎月分配型（インドネシアルピアコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行なうため、インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドネシアルピアに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドネシアルピアと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドネシアルピアの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとインドネシアルピアの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆毎月分配型（インドルピーコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行なうため、インドルピーの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドルピーに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドルピーと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドルピーの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとインドルピーの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆資産成長型（米ドルコース）

- 投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

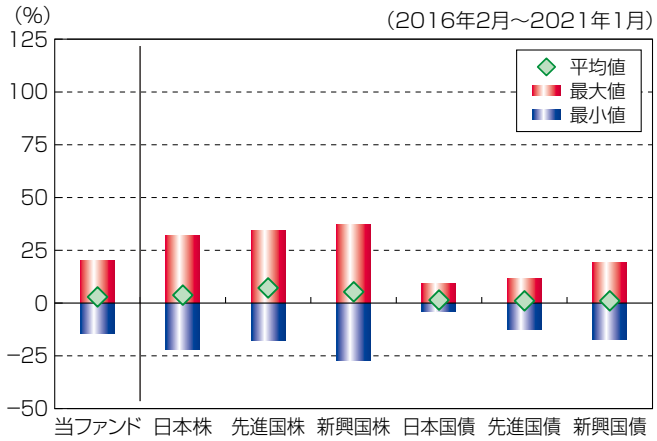
○運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2021年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

毎月分配型（米ドルコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

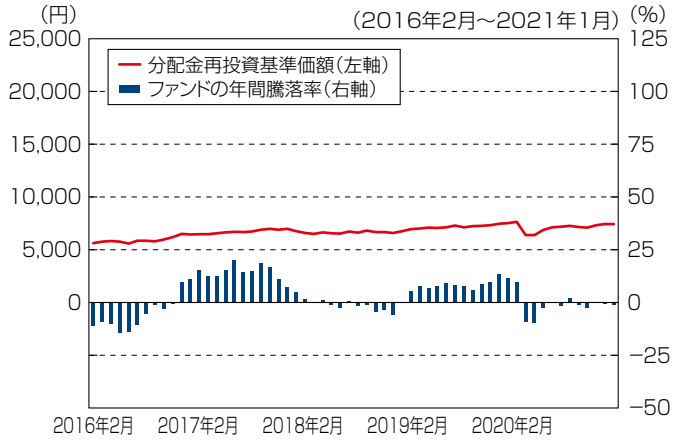


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.9%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	20.0%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-14.4%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

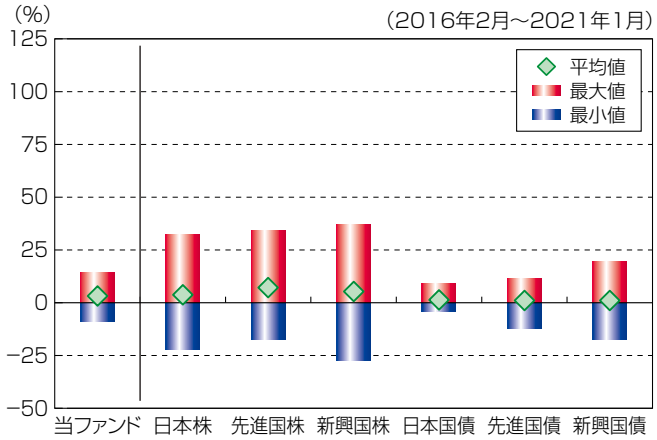
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（円ヘッジコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

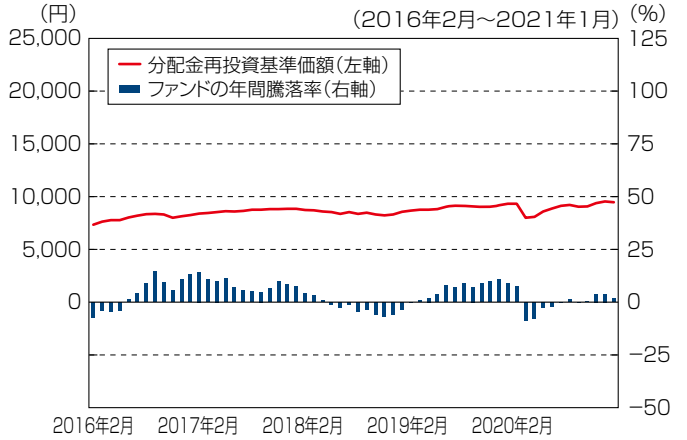


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	14.5%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-8.7%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

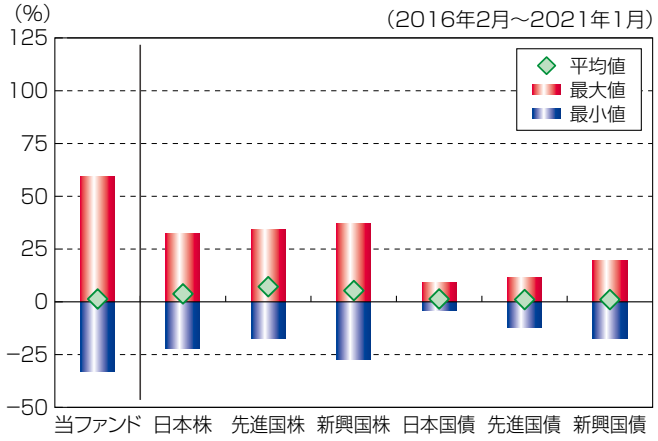
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（ブラジルレアルコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

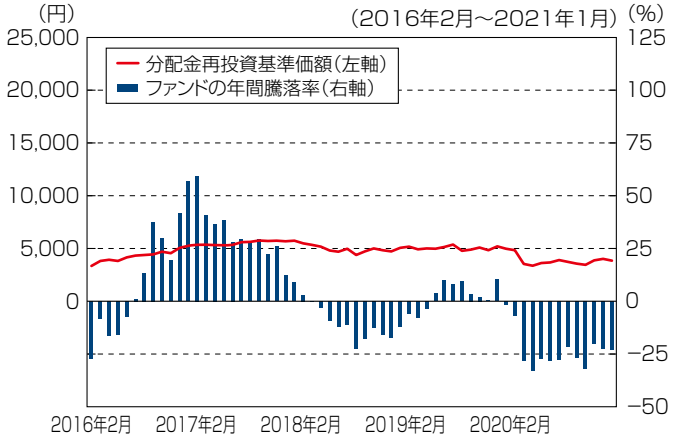


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.4%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	59.4%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-32.8%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

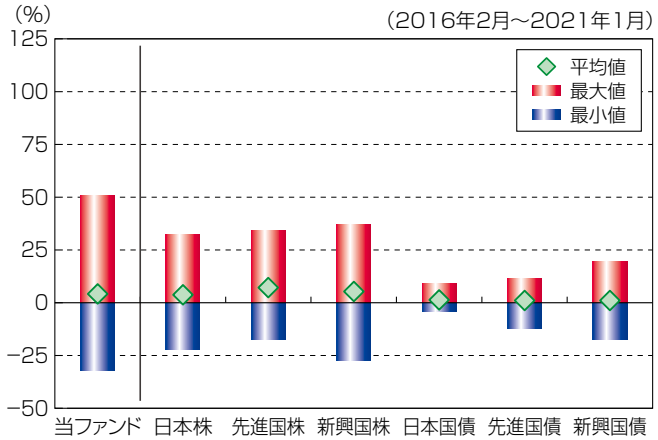
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（南アフリカランドコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

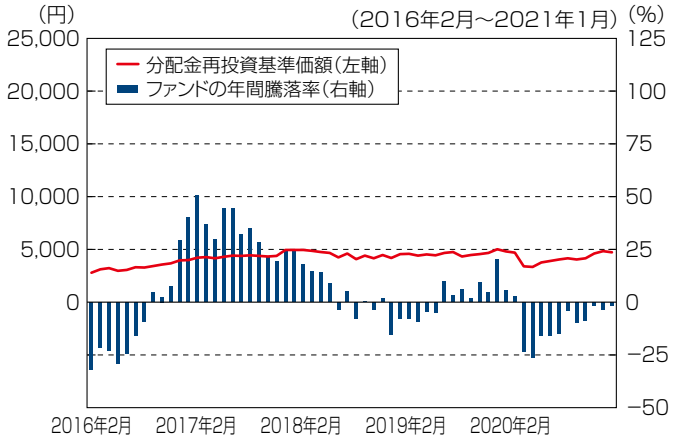


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	4.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	50.6%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-32.0%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



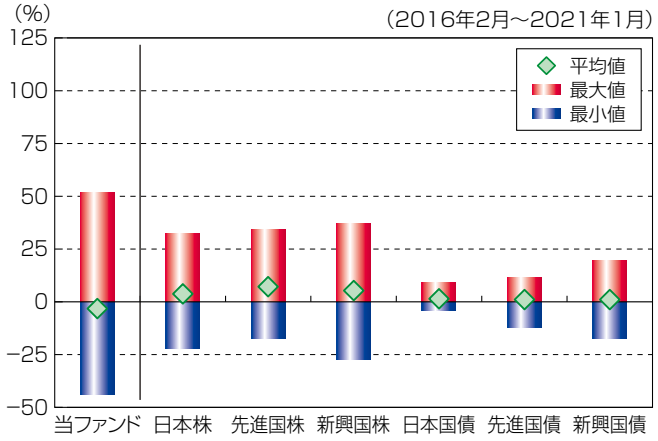
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

投資リスク

投資リスクは前ページも
ご確認ください。

毎月分配型（トルコリラコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

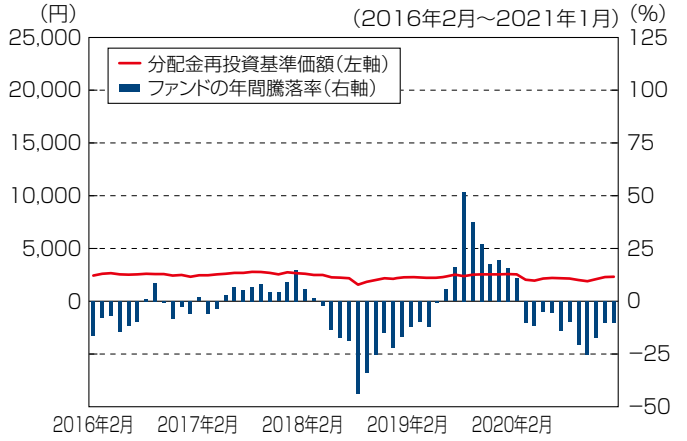


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-3.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	51.9%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-43.6%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

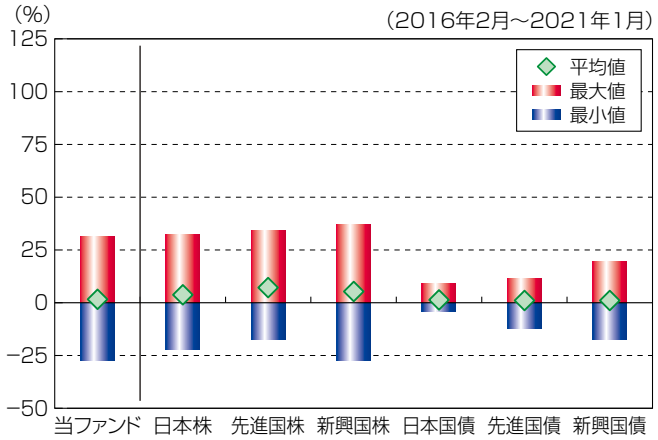
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（メキシコペソコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

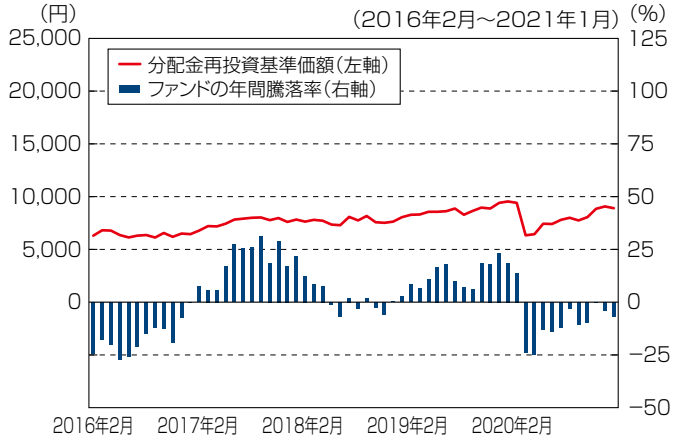


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.6%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	31.2%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-27.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

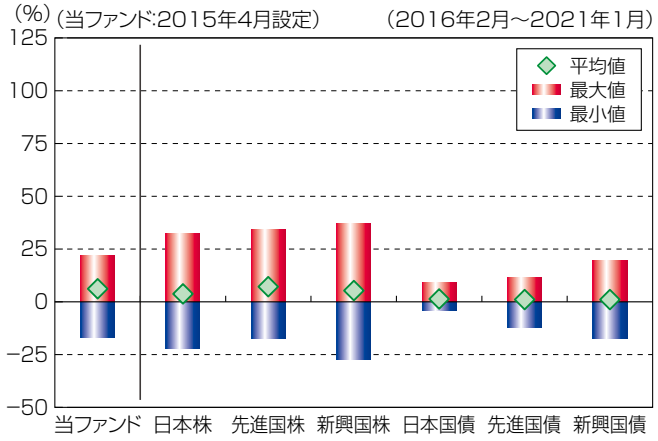
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（インドネシアルピアコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

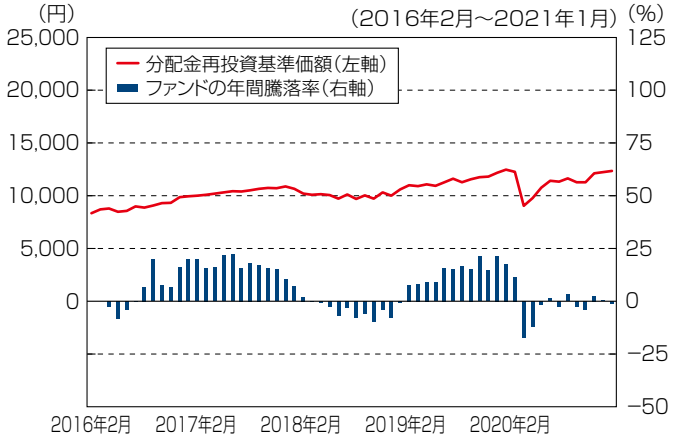


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	22.0%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-17.0%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

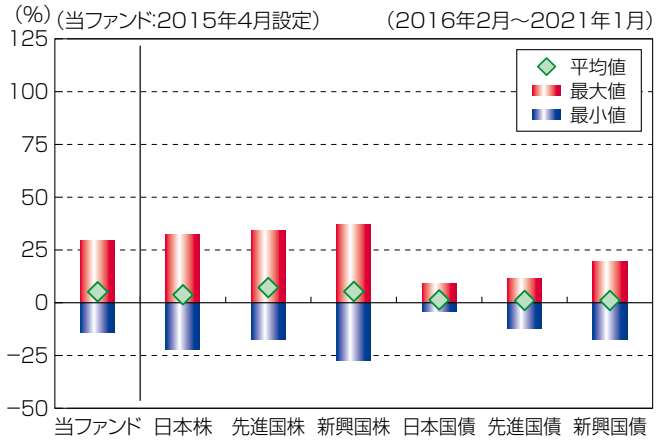
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（インドルピーコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

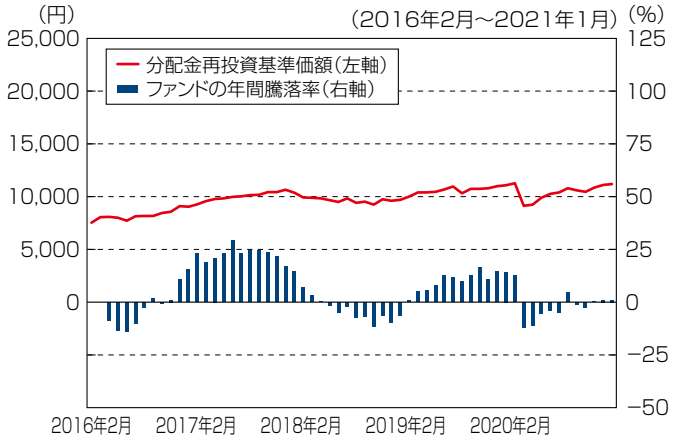


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.1%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	29.3%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-14.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

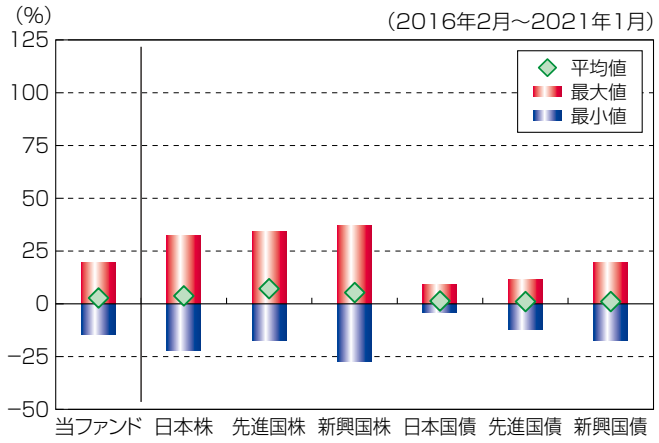
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

資産成長型（米ドルコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

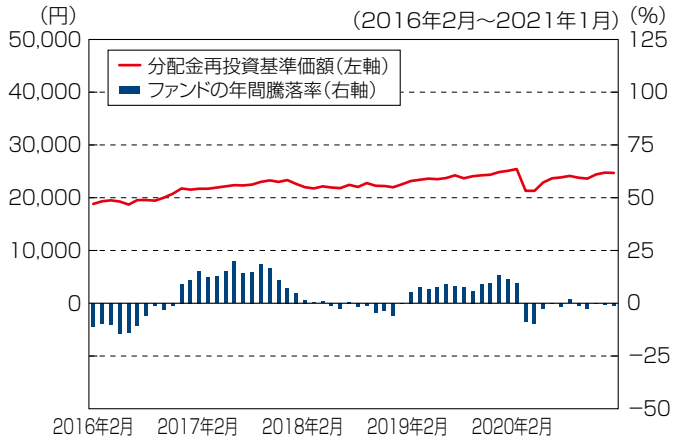


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.8%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	19.8%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-14.5%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

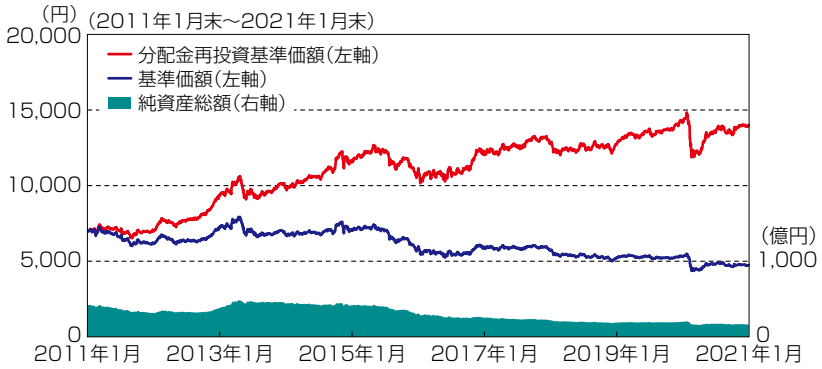
＜各資産クラスの指数＞

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績（毎月分配型（米ドルコース））

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 4,744円

純資産総額…… 164.01億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	25円	465円	12,055円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	98.7%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.2%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

＜国別投資比率（上位10ヵ国）＞

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

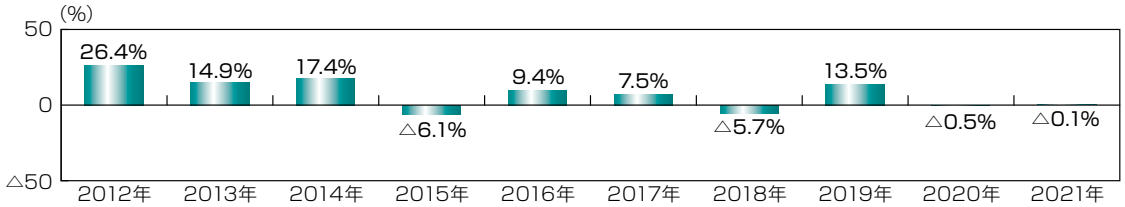
＜通貨別構成比率＞

	通貨	比率
1	米ドル	98%
2	その他	2%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



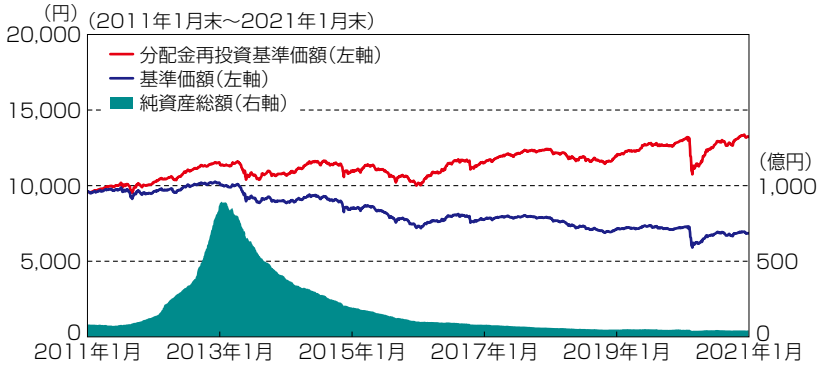
※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績（毎月分配型（円ヘッジコース））

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 6,850円

純資産総額…… 42.51億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	40円	480円	7,230円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	98.5%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

＜国別投資比率（上位10ヵ国）＞

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

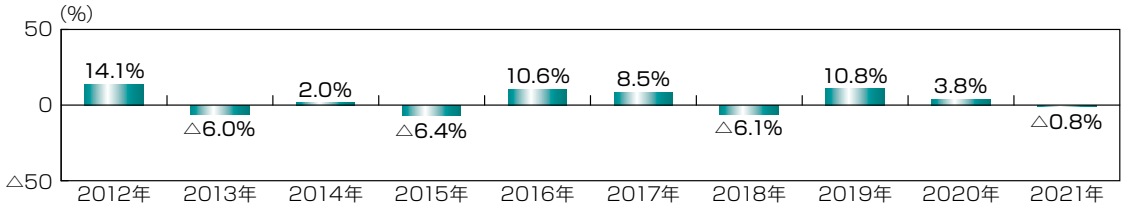
＜通貨別構成比率＞

	通貨	比率
1	日本円	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移

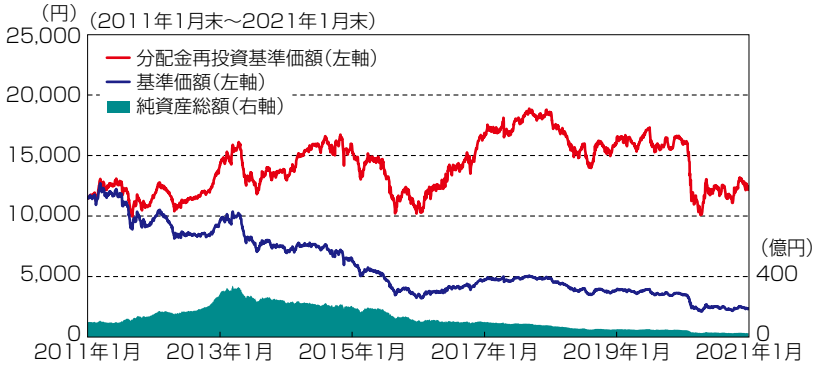


※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型(ブラジルレアルコース)) 2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 2,332円

純資産総額…… 25.58億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
30円	30円	30円	30円	15円	345円	13,175円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ブラジルレアルクラス	98.7%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.2%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ブラジルレアルクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

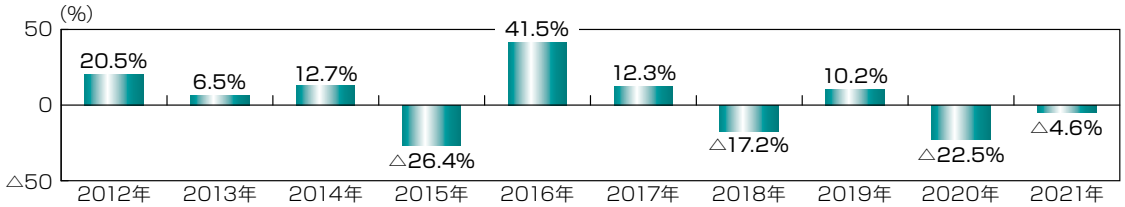
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	ブラジルレアル	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型(南アフリカランドコース)) 2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……2,621円

純資産総額……6.82億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
30円	30円	30円	30円	15円	345円	12,435円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII 南アフリカランドクラス	98.7%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.2%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII 南アフリカランドクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

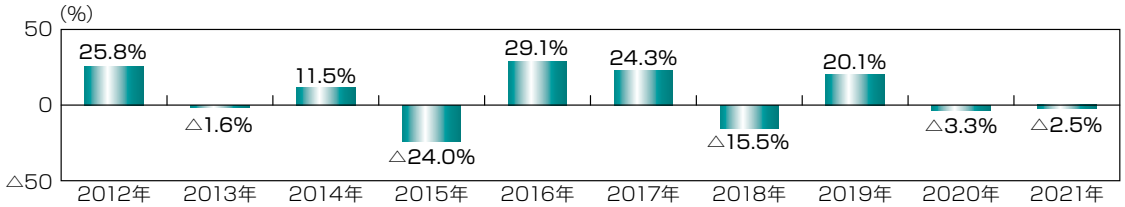
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	南アフリカランド	99%
2	その他	1%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



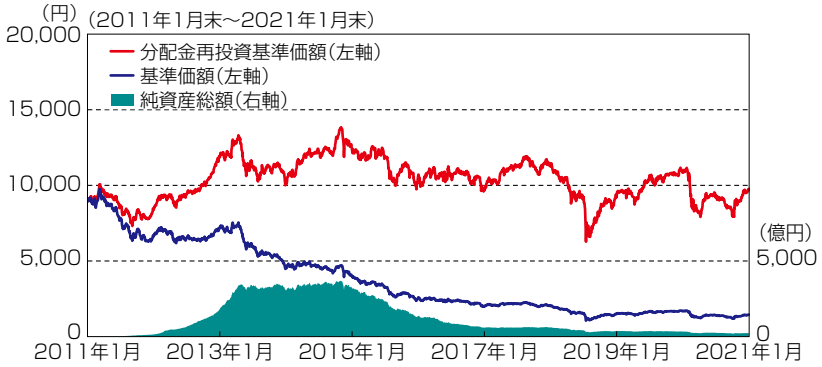
※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績（毎月分配型（トルコリラコース））

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 1,449円

純資産総額…… 231.36億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	60円	11,165円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII トルコリラクラス	99.1%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	0.9%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII トルコリラクラス」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

＜国別投資比率（上位10ヵ国）＞

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

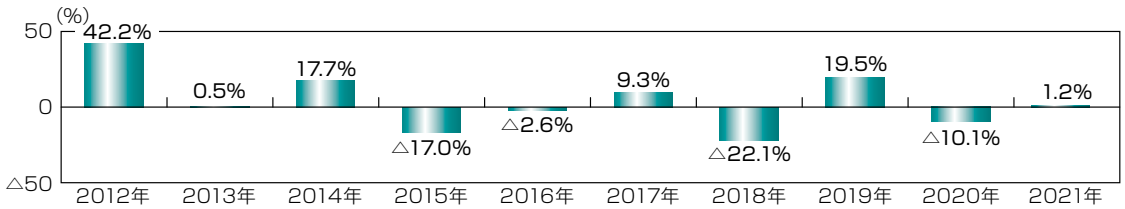
＜通貨別構成比率＞

	通貨	比率
1	トルコリラ	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



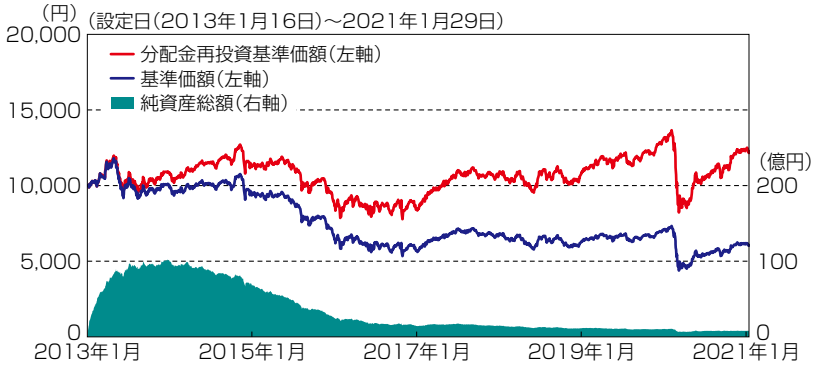
※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績（毎月分配型（メキシコペソコース））

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 6,029円

純資産総額……7.88億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	40円	480円	5,320円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII メキシコペソクラス	98.1%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.8%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII メキシコペソクラス」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

＜国別投資比率（上位10ヵ国）＞

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

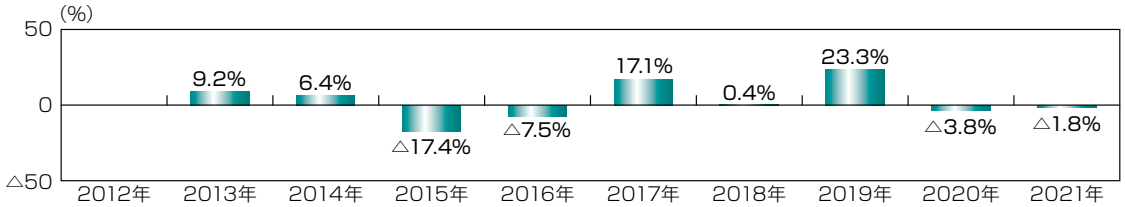
＜通貨別構成比率＞

	通貨	比率
1	メキシコペソ	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移

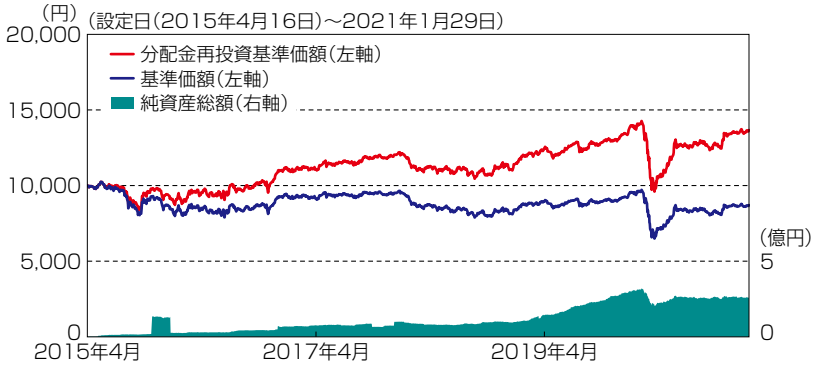


※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2013年は、設定時から2013年末までの騰落率です。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型(インドネシアルピアコース)) 2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 8,709円

純資産総額……2.60億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	3,950円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドネシアルピアクラス	95.0%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	4.9%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドネシアルピアクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

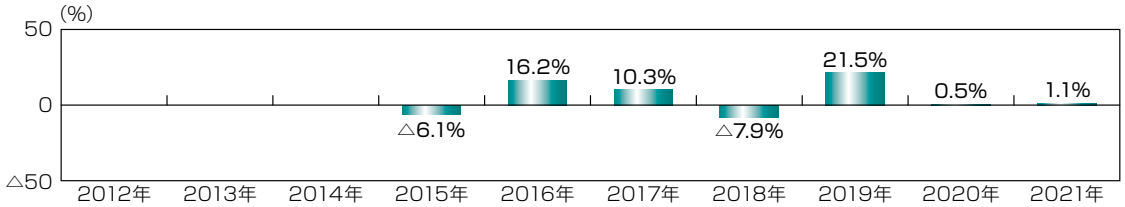
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	インドネシアルピア	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



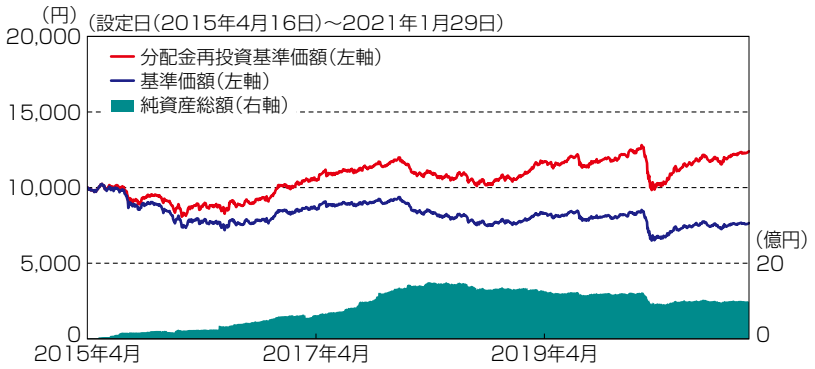
※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2015年は、設定時から2015年末までの騰落率です。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績（毎月分配型（インドルピーコース））

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 7,654円

純資産総額……9.87億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	3,950円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドルピークラス	98.0%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.9%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドルピークラス」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

＜国別投資比率（上位10ヵ国）＞

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

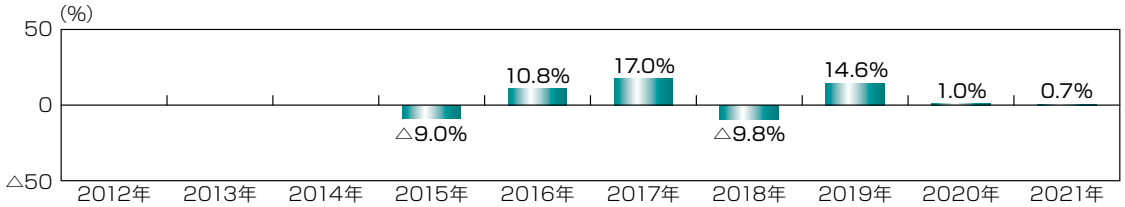
＜通貨別構成比率＞

	通貨	比率
1	インドルピー	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2015年は、設定時から2015年末までの騰落率です。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績（資産成長型（米ドルコース））

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……24,378円

純資産総額……14.04億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2017年1月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	設定来累計
70円	70円	70円	70円	25円	795円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	97.4%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	2.5%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

＜国別投資比率（上位10ヵ国）＞

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

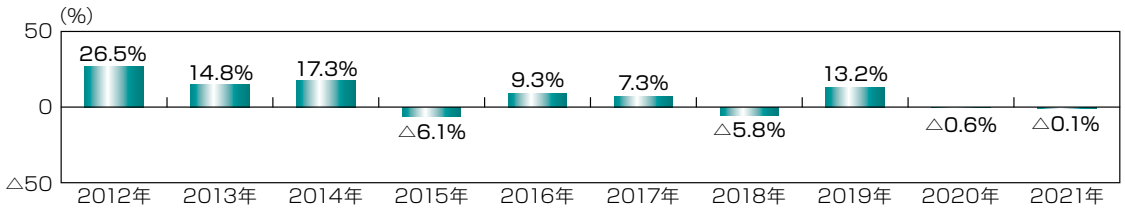
＜通貨別構成比率＞

	通貨	比率
1	米ドル	98%
2	その他	2%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
購入申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、購入の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2021年4月16日から2021年10月15日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、換金の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・換金申込日から換金代金の支払開始日までの間（換金申込日および換金代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	＜毎月分配型（米ドルコース）/（円ヘッジコース）＞＜資産成長型（米ドルコース）＞ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 ＜毎月分配型（ブラジルレアルコース）/（南アフリカランドコース）/（トルコリラコース）＞ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 ＜毎月分配型（メキシコペソコース）/（インドネシアルピアコース）/（インドルピーコース）＞ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。

信託期間	<毎月分配型(米ドルコース)> 無期限(2003年9月30日設定) <毎月分配型(円ヘッジコース)> 2024年1月15日まで(2006年3月7日設定) <毎月分配型(ブラジルレアルコース)/(南アフリカランドコース)/(トルコリラコース)> 2024年1月15日まで(2009年7月10日設定) <資産成長型(米ドルコース)> 2024年1月15日まで(2008年11月12日設定) <毎月分配型(メキシコペソコース)> 2024年1月15日まで(2013年1月16日設定) <毎月分配型(インドネシアルピアコース)/(インドルピーコース)> 2024年1月15日まで(2015年4月16日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 <毎月分配型(米ドルコース)/(円ヘッジコース)> ·各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ·繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ·やむを得ない事情が発生したとき <毎月分配型(ブラジルレアルコース)/(南アフリカランドコース)/(トルコリラコース)/(メキシコペソコース)/(インドネシアルピアコース)/(インドルピーコース)><資産成長型(米ドルコース)> ·各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ·繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ·やむを得ない事情が発生したとき
決算日	<毎月分配型(米ドルコース)/(円ヘッジコース)/(ブラジルレアルコース)/(南アフリカランドコース)/(トルコリラコース)/(メキシコペソコース)/(インドネシアルピアコース)/(インドルピーコース)> 毎月15日(休業日の場合は翌営業日) <資産成長型(米ドルコース)> 毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<毎月分配型(米ドルコース)/(円ヘッジコース)/(ブラジルレアルコース)/(南アフリカランドコース)/(トルコリラコース)/(メキシコペソコース)/(インドネシアルピアコース)/(インドルピーコース)> 年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 <資産成長型(米ドルコース)> 年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	<毎月分配型(米ドルコース)/(円ヘッジコース)/(ブラジルレアルコース)/(南アフリカランドコース)/(メキシコペソコース)/(インドネシアルピアコース)/(インドルピーコース)><資産成長型(米ドルコース)> 各ファンド毎に、5,000億円 <毎月分配型(トルコリラコース)> 1兆円
公告	<毎月分配型(米ドルコース)/(円ヘッジコース)> 日本経済新聞に掲載します。 <毎月分配型(ブラジルレアルコース)/(南アフリカランドコース)/(トルコリラコース)/(メキシコペソコース)/(インドネシアルピアコース)/(インドルピーコース)><資産成長型(米ドルコース)> 電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	<毎月分配型(米ドルコース)/(円ヘッジコース)/(ブラジルレアルコース)/(南アフリカランドコース)/(トルコリラコース)/(メキシコペソコース)/(インドネシアルピアコース)/(インドルピーコース)> 年2回(1月、7月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。 <資産成長型(米ドルコース)> 毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ·公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ·配当控除の適用はありません。 ·益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	**購入時の基準価額に対し3.3%（税抜3%）以内** ※購入時手数料（スイッチングの際の購入時手数料を含みます。）は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	**ありません。**

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

当ファンド

ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.76%（税抜1.6%）

＜毎月分配型（米ドルコース）/（円ヘッジコース）/（ブラジルレアルコース）/（南アフリカランドコース）/（トルコリラコース）/（メキシコペソコース）/（インドネシアルピアコース）/（インドルピーコース）＞

運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

＜資産成長型（米ドルコース）＞

運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

＜運用管理費用の配分（年率）＞

販売会社毎の各ファンド毎の純資産総額	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。

投資対象とする投資信託証券	ありません。
実質的な負担	**純資産総額に対し年率1.76%（税抜1.6%）**

<table>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td>
＜毎月分配型（米ドルコース）/（円ヘッジコース）＞
監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。
＜毎月分配型（ブラジルレアルコース）/（南アフリカランドコース）/（トルコリラコース）＞＜資産成長型（米ドルコース）＞
<table>
<tr><td>諸費用
（目論見書の作成費用など）</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額
目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</td></tr>
<tr><td>売買委託手数料など</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</td></tr>
</table>
＜毎月分配型（メキシコペソコース）/（インドネシアルピアコース）/（インドルピーコース）＞
<table>
<tr><td>諸費用
（目論見書の作成費用など）</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額
①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用（①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。）、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</td></tr>
<tr><td>売買委託手数料など</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2021年4月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am

Nikko Asset Management

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2021.4.16

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型（米ドルコース）（円ヘッジコース）

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2021 年 4 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 4 月 16 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2021 年 4 月 15 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　佐谷戸　淳一
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 49
　第３【ファンドの経理状況】…… 55
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 120
第三部【委託会社等の情報】…… 121

約款…… 181

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」を「米ドルコース」または「毎月分配型（米ドルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」を「円ヘッジコース」または「毎月分配型（円ヘッジコース）」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、５兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2021年4月16日から2021年10月15日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年４回	北米	ファミリーファンド	あり （　　）
	年６回 （隔月）	欧州		
	年 12 回 （毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 （　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券（債券　公債））		アフリカ		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券　公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回 （隔月）	欧州	ファミリーファンド	あり （フルヘッジ）
		アジア		
	年 12 回 （毎月）	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 （　）	アフリカ		
その他資産 （投資信託証券（債券　公債））		中近東 （中東）		
		エマージング		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券　公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特長1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長2

毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特長3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。
円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。
ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

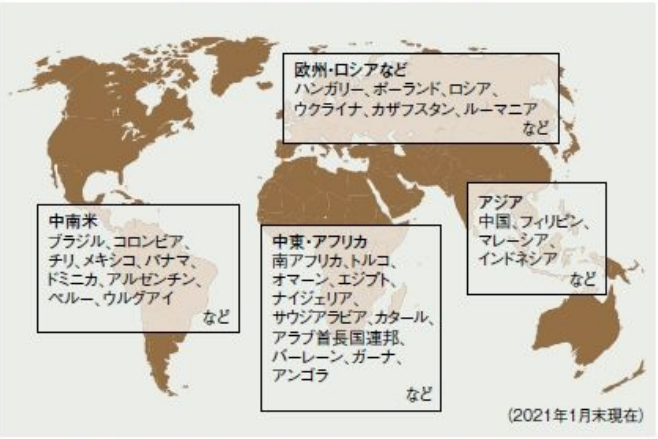
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

●当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行ないます。
●当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



(2021年1月末現在)

主要国の国債利回り(%)



(2021年1月末現在)

※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

債券の信用格付と利回り

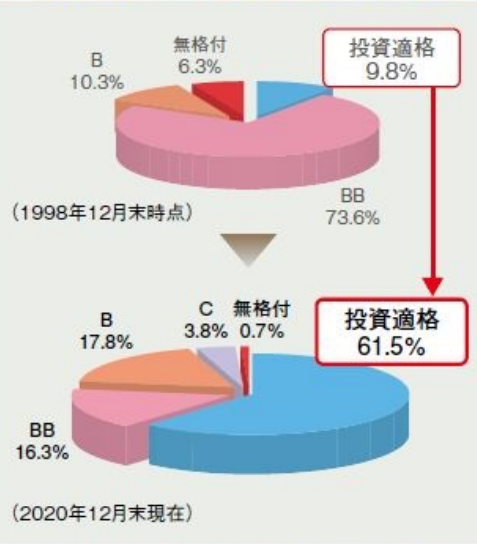


主要国の格付

(2021年1月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BB+
	カタール	AA-
	中国	A+
	サウジアラビア	A-
	フィリピン	BBB+
	メキシコ	BBB+
	インドネシア	BBB
	パナマ	BBB
	コロンビア	BBB
	ロシア	BBB
	トルコ	BB-
	ブラジル	BB-

※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

新興国ソブリン債市場の格付別内訳

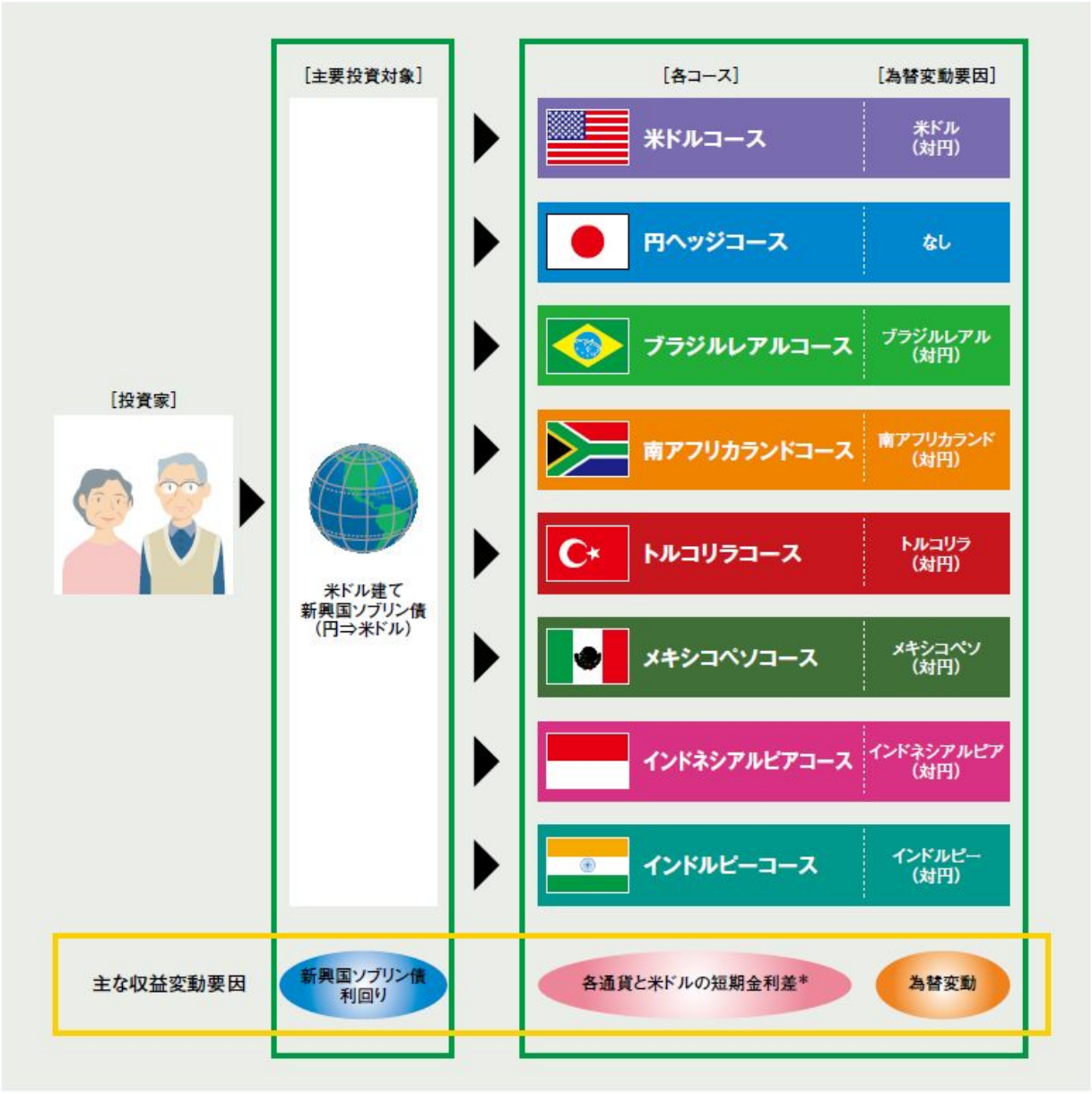


※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
※JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

●「ブラジルレアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り[注]／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



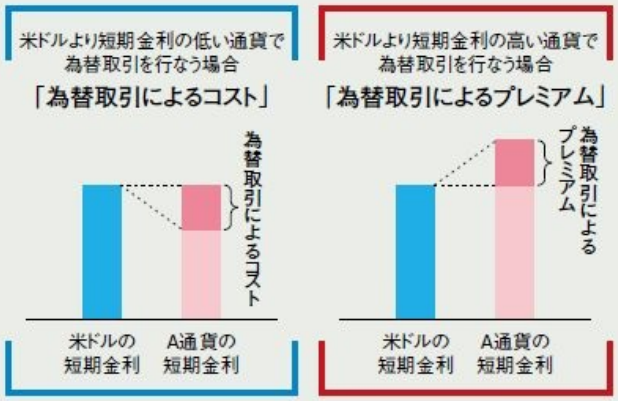
※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

●当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待されます。
一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

（米ドル資産に対する）為替取引によるコスト／プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。
ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

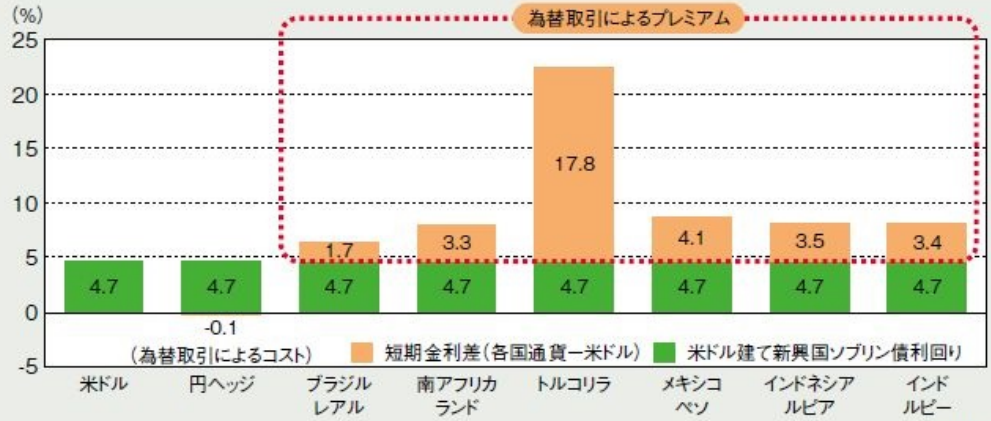


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

●債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）／プレミアム（金利差相当分の収益）を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



（2021年1月末現在）

※為替取引によるプレミアム（コスト）の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。
※米ドル建て新興国ソブリン債利回り：JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの最終利回り
※各国短期金利：米ドル、円ヘッジは1ヵ月Libor、ブラジルレアル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、インドルピーは銀行間金利、インドネシアルピアはJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケッツ・インデックス・プラスの平均利回り
※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
※上記は切り捨てにて端数処理しています。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

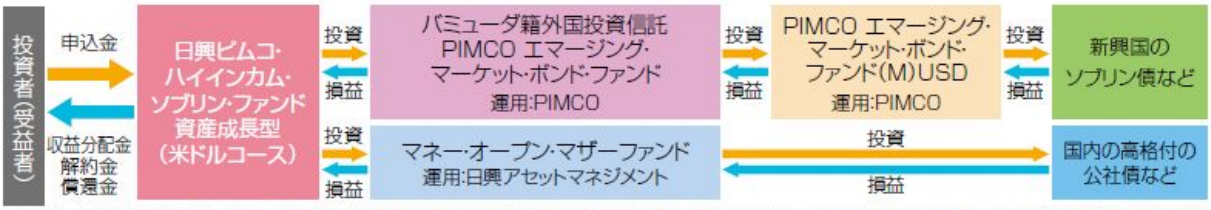
基準価額の上昇要因		各コース	基準価額の下落要因	
米ドル建て新興国債券の利回り低下（価格上昇）	円安／米ドル高	資産成長型（米ドルコース） 毎月分配型（米ドルコース）	円高／米ドル安	米ドル建て新興国債券の利回り上昇（価格下落）
	（円安／米ドル高でもプラスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＜ 円短期金利	毎月分配型（円ヘッジコース）	（円高／米ドル安でもマイナスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＞ 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 ＜ ブラジルレアル短期金利	毎月分配型（ブラジルレアルコース）	円高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 ＞ ブラジルレアル短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル短期金利 ＜ 南アフリカランド短期金利	毎月分配型（南アフリカランドコース）	円高／南アフリカランド安 米ドル短期金利 ＞ 南アフリカランド短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル短期金利 ＜ トルコリラ短期金利	毎月分配型（トルコリラコース）	円高／トルコリラ安 米ドル短期金利 ＞ トルコリラ短期金利	
新興国の信用格付の引き上げ	円安／メキシコペソ高 米ドル短期金利 ＜ メキシコペソ短期金利	毎月分配型（メキシコペソコース）	円高／メキシコペソ安 米ドル短期金利 ＞ メキシコペソ短期金利	新興国の信用格付の引き下げ
	円安／インドネシアルピア高 米ドル短期金利 ＜ インドネシアルピア短期金利	毎月分配型（インドネシアルピアコース）	円高／インドネシアルピア安 米ドル短期金利 ＞ インドネシアルピア短期金利	
	円安／インドルピー高 米ドル短期金利 ＜ インドルピー短期金利	毎月分配型（インドルピーコース）	円高／インドルピー安 米ドル短期金利 ＞ インドルピー短期金利	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への直接投資は行ないません。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

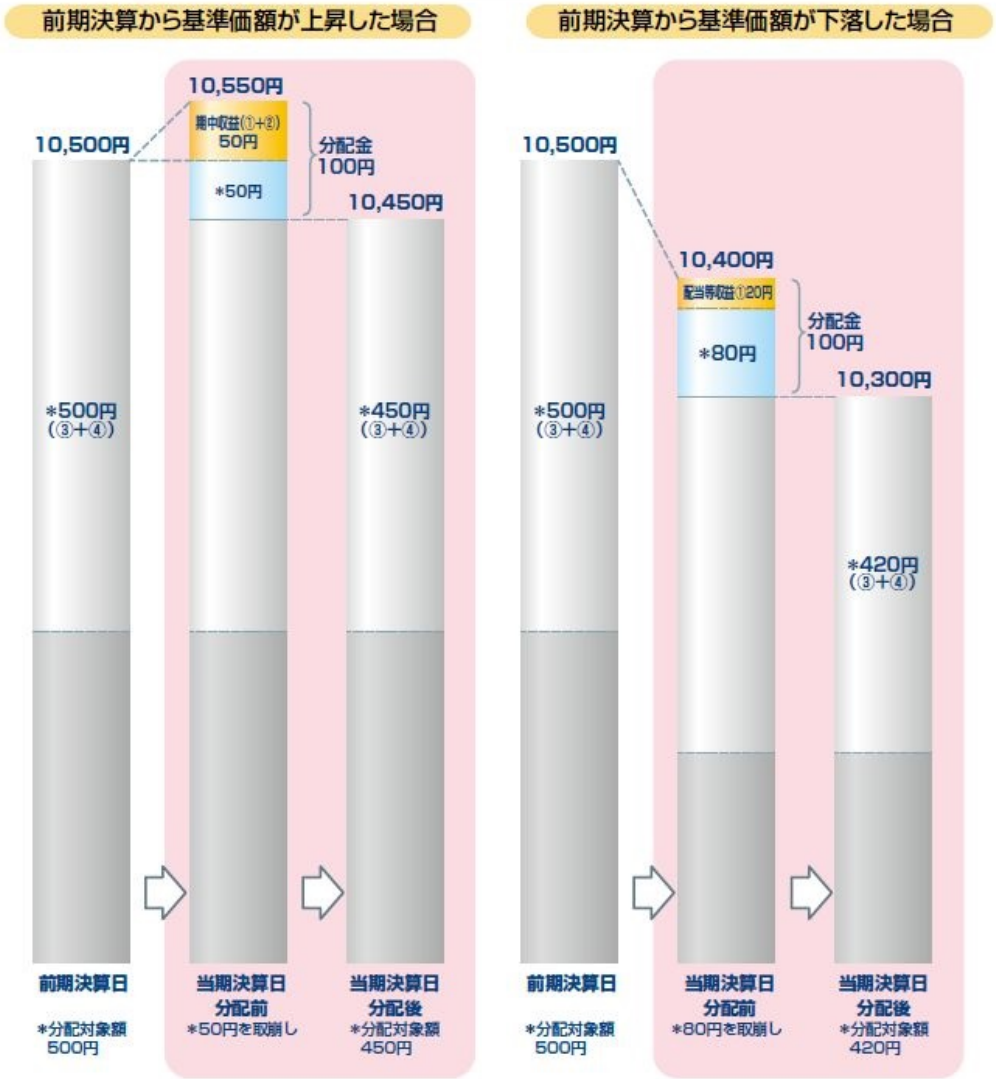
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、
（特別分配金）　元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

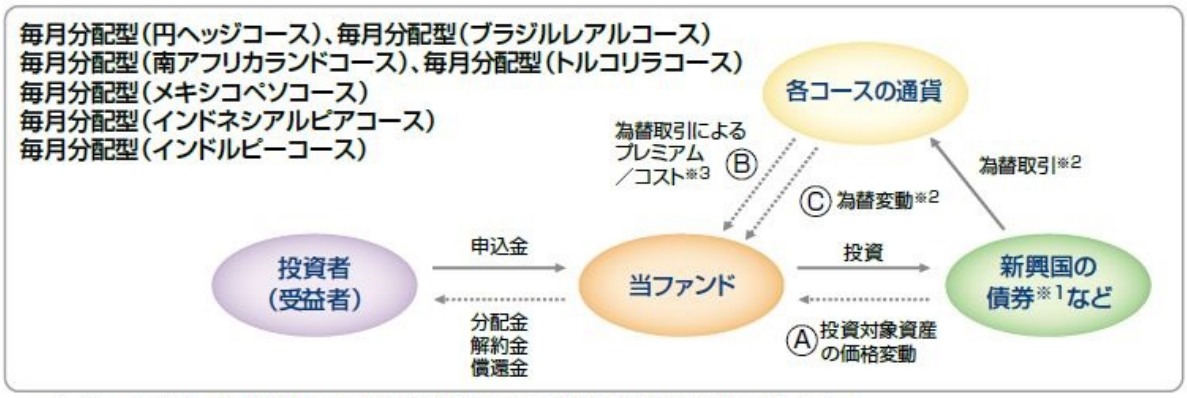
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

●通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。
※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。
※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		Ⓐ 債券の値上がり／値下がり		Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト		Ⓒ 為替差益／差損
米ドルコース*	収益を得られるケース	債券価格の上昇	＋	為替ヘッジを行なわないのでありません。	＋	為替差益の発生：原資産通貨に対して円安
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落				為替差損の発生：原資産通貨に対して円高

＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）

収益の源泉		Ⓐ 債券の値上がり／値下がり		Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト		Ⓒ 為替差益／差損
毎月分配型（円ヘッジコース）	収益を得られるケース	債券価格の上昇	＋	ヘッジプレミアムの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利がプラス	＋	原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落		ヘッジコストの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利がマイナス		

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行なわず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」のことを「毎月分配型（米ドルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」のことを「毎月分配型（円ヘッジコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」のことを「毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」のことを「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」のことを「毎月分配型（トルコリラコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」のことを「毎月分配型（メキシコペソコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」のことを「毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」のことを「毎月分配型（インドルピーコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」のことを「資産成長型（米ドルコース）」、
と言うことがあります。

④ 信託金限度額

・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

2003 年 9 月 30 日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006 年 2 月 17 日

・ファンド名称変更

新名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド（毎月分配型）

2009 年 6 月 16 日

・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

2006 年 3 月 7 日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2009 年 6 月 16 日

・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）

2010 年 7 月 15 日

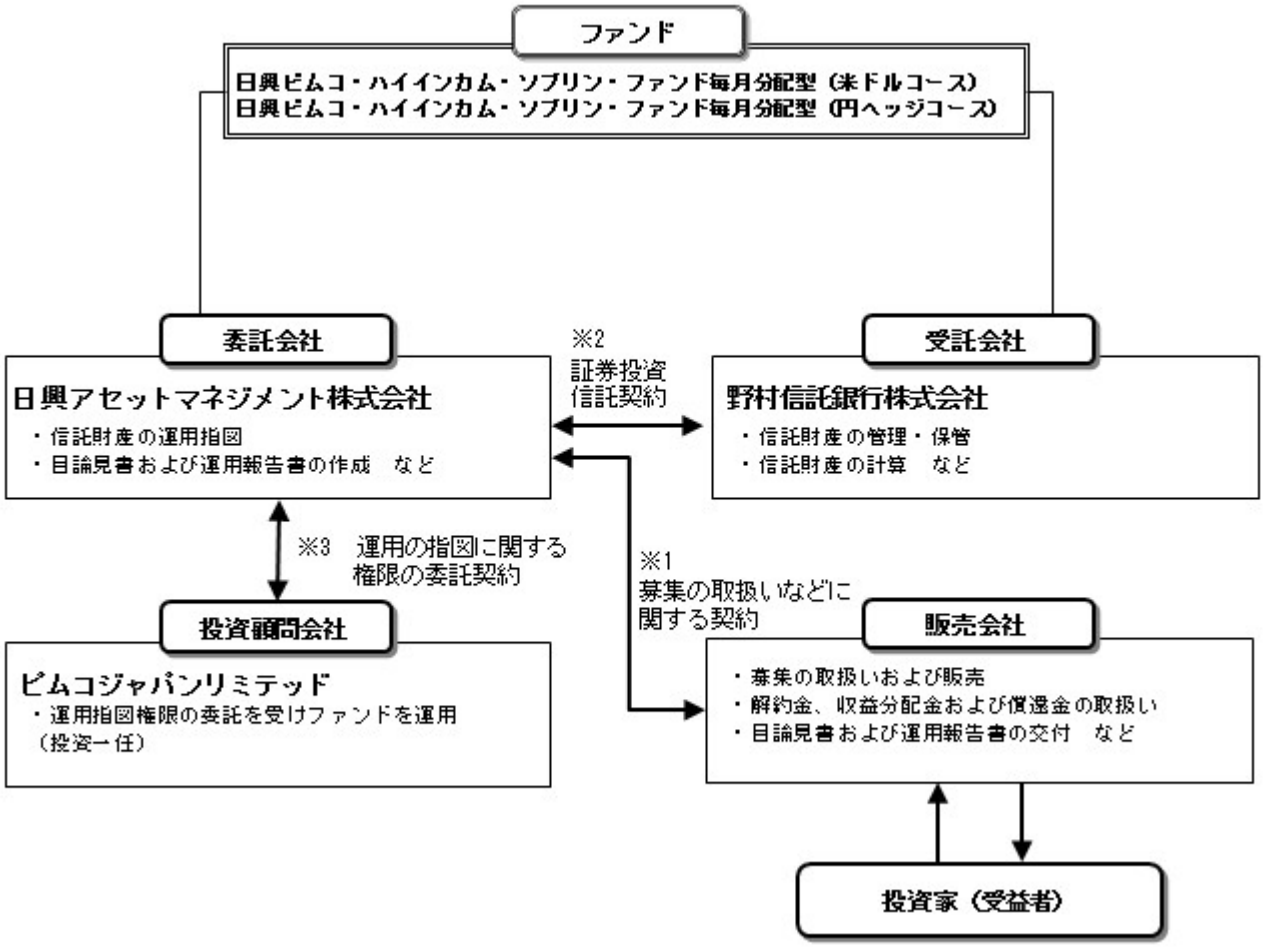
・信託期間の更新（信託終了日を 2011 年 7 月 15 日から 2016 年 4 月 15 日へ変更）

2014 年 4 月 16 日

・信託期間の更新（信託終了日を 2016 年 4 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2021 年 1 月末現在）

1）資本金

17,363 百万円

2）沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	194,152,500 株	98.54%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

・ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
証券投資信託
「マネー・オープン・マザーファンド」
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」
証券投資信託
「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）有価証券
2）金銭債権
3）約束手形
4）為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
1）＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」
2）証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」
3）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。
1）資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

＜ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。
	投資方針	＜ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド＞ ・「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とし、ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ＜ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）＞ ・「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とし、ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。なお、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうことがあります。
	主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

（ご参考）
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ＞

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびＣＰ 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
	投資方針	・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
	主な投資制限	・Ｂ格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常の環境では、ベンチマークの平均デュレーション±２年以内とします。 ・ファンドは、１発行体に資産の 10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の 95%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。

その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

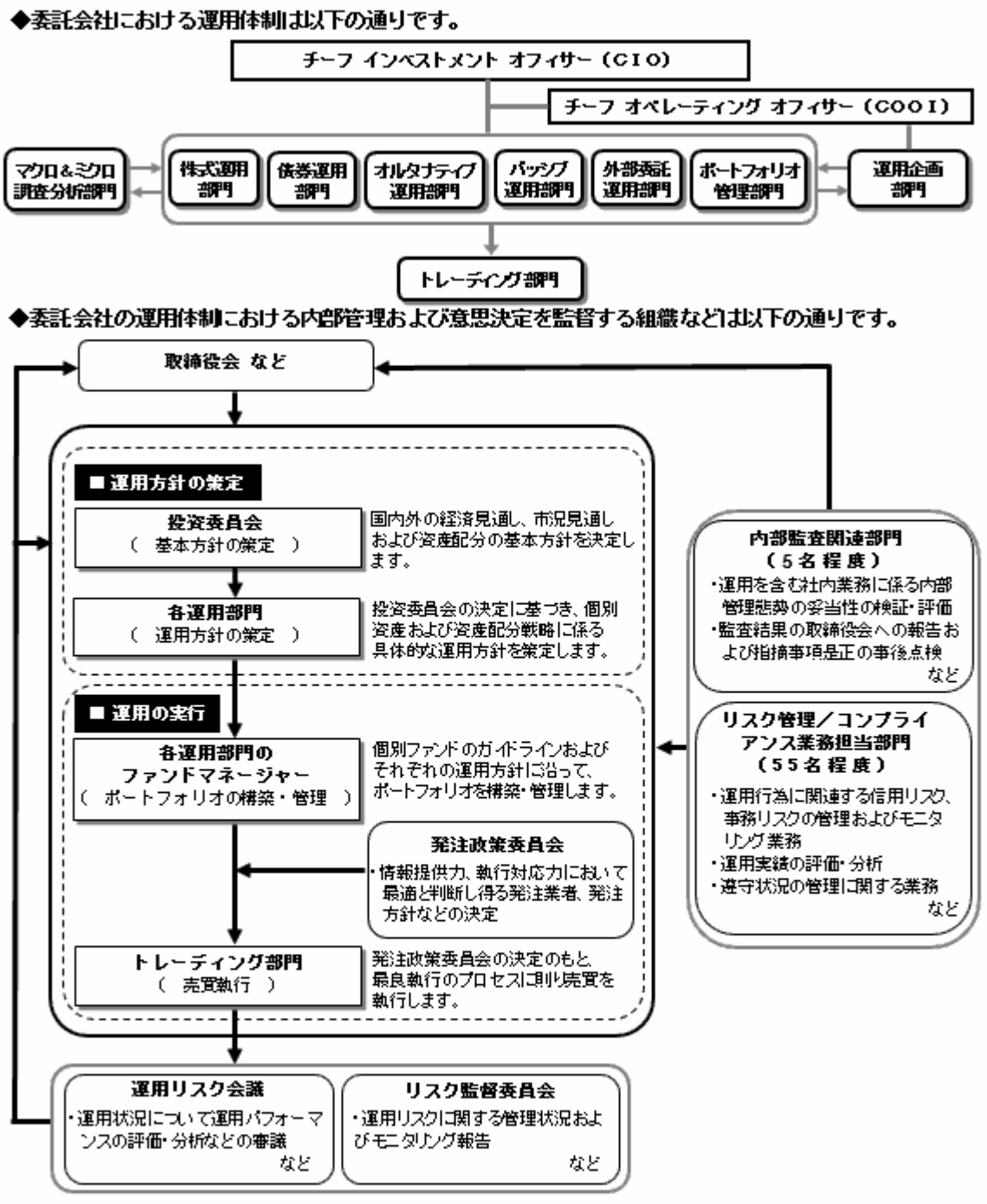
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

＜マネー・オープン・マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
	主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
	投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限（2003 年３月 28 日設定）
	決算日	毎年１月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

（3）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞



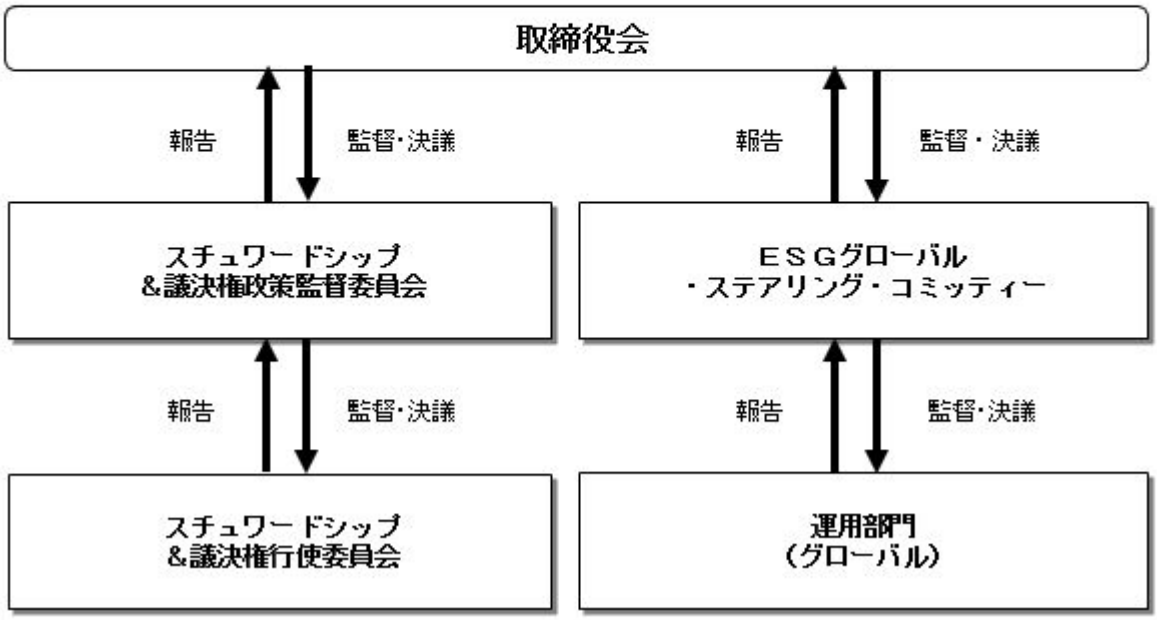
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

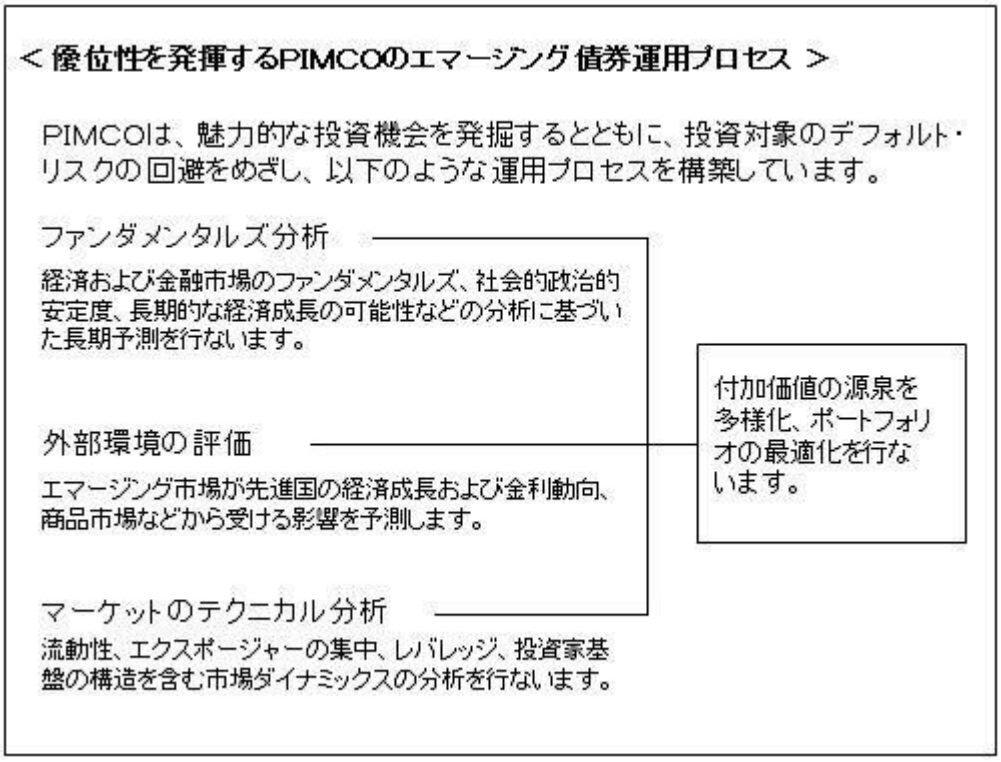
ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯ（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
・投資対象である「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」および「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」は、ＰＩＭＣＯが運用します。

＜ＰＩＭＣＯにおける運用体制＞



※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）外貨建資産への直接投資は行ないません。

４）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10％以内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

５）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を

割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。
① 価格変動リスク
・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
② 流動性リスク
・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
③ 信用リスク
・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
④ 為替変動リスク
◆米ドルコース
投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
◆円ヘッジコース
・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
⑤ カントリー・リスク
・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞
・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

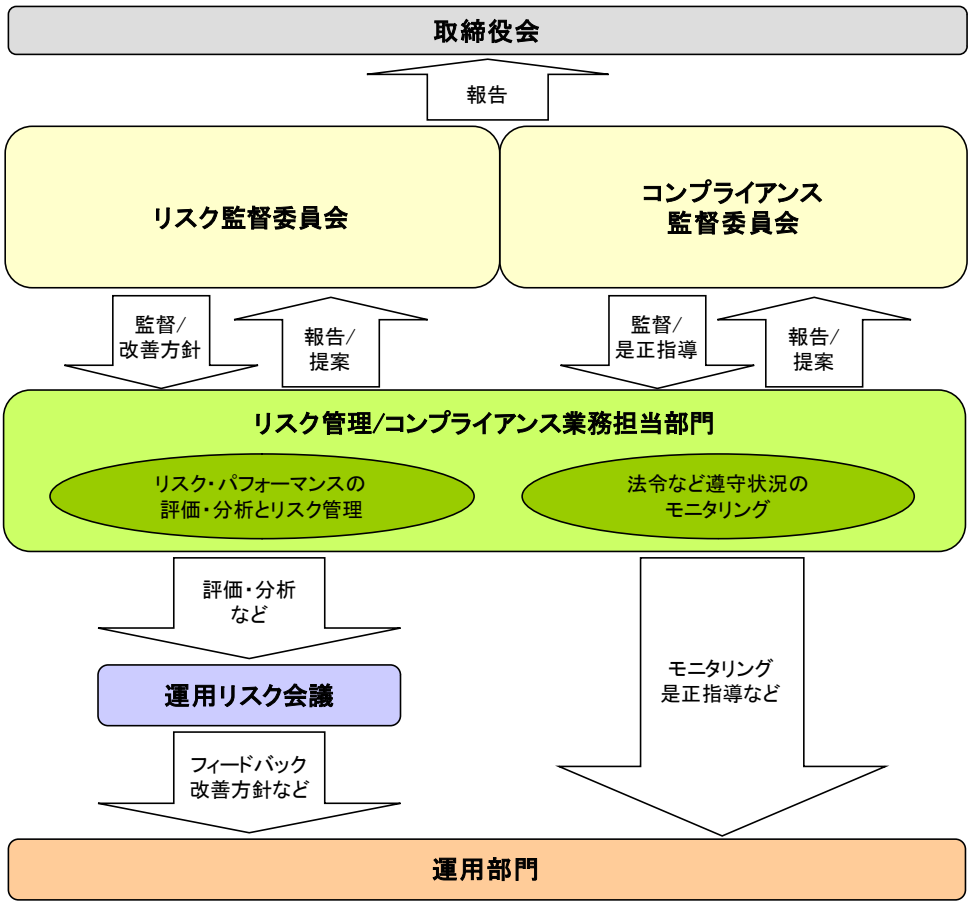
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制
＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

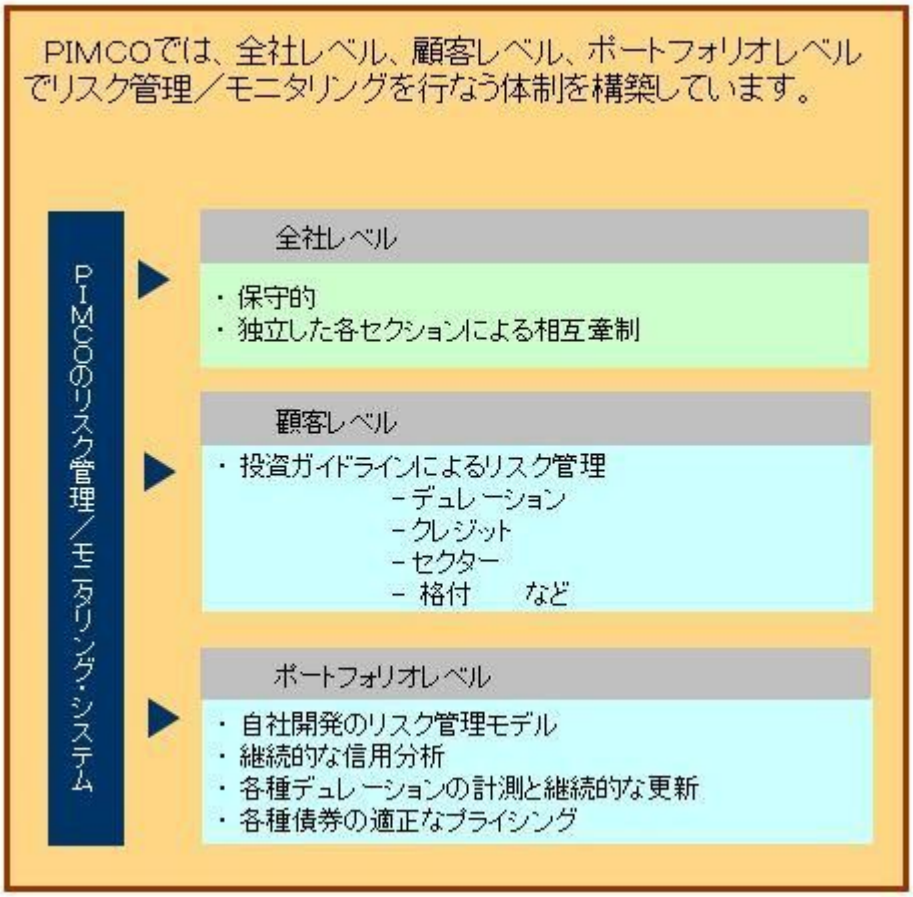
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＰＩＭＣＯにおけるリスク管理体制＞

ポートフォリオのリスク管理体制について、ＰＩＭＣＯは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの３つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

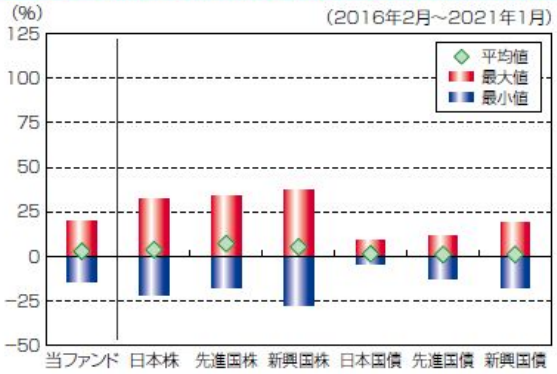


※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（参考情報）

毎月分配型（米ドルコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

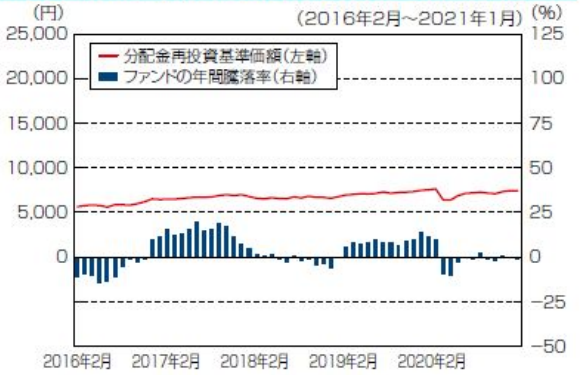


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.9%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	20.0%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-14.4%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

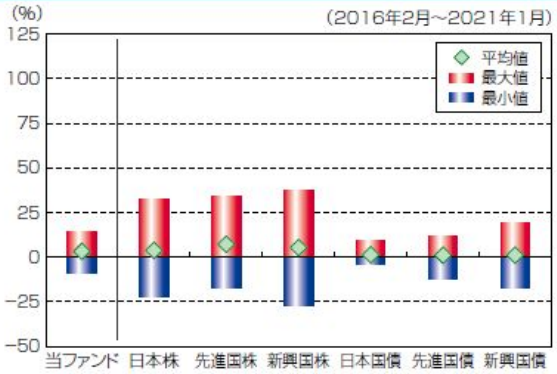
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（円ヘッジコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

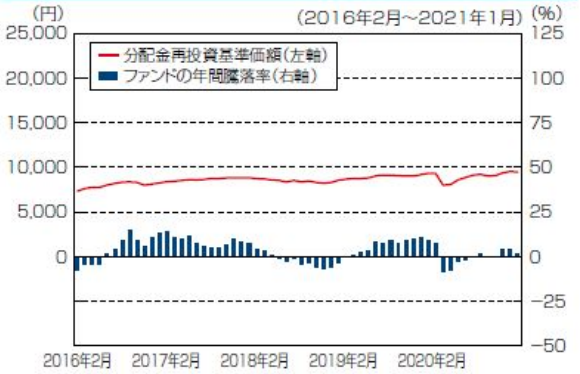


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	14.5%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-8.7%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」
・有価証券売買時の売買委託手数料
・先物・オプション取引に要する費用　など

「マネー・オープン・マザーファンド」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合
１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

1）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2）受益者が収益分配金を受け取る際

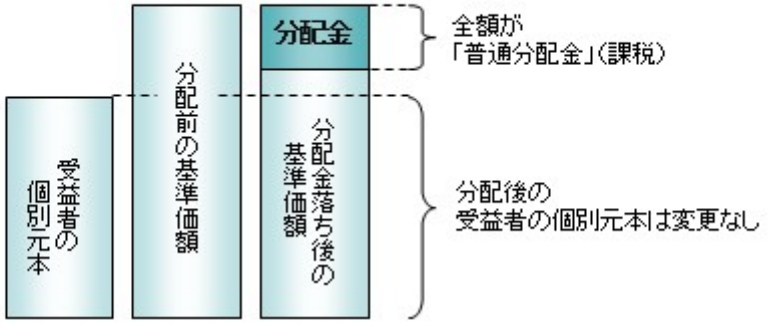
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

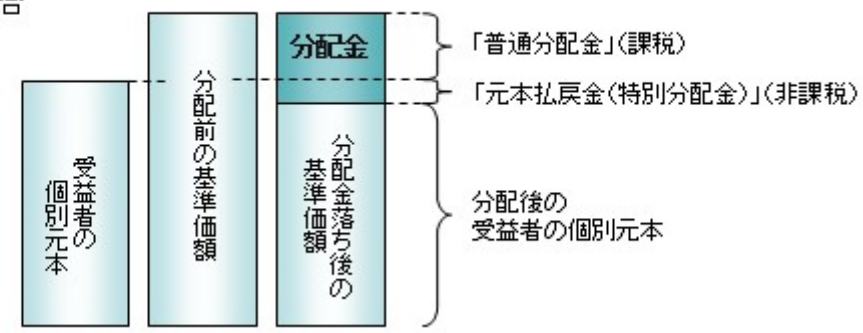
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合



ロ）、ハ）の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2021 年 4 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース)】

以下の運用状況は 2021 年 1 月 29 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	16,193,063,136	98.73
親投資信託受益証券	日本	16,316,970	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	191,750,289	1.17
合計（純資産総額）		16,401,130,395	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	3,888,824	4,136	16,084,176,064	4,164	16,193,063,136	98.73
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	16,061,591	1.0159	16,316,971	1.0159	16,316,970	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.73
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	98.83

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第16特定期間末（2011年7月15日）	36,943	37,331	0.6653	0.6723
第17特定期間末（2012年1月16日）	31,540	31,902	0.6109	0.6179
第18特定期間末（2012年7月17日）	32,780	33,143	0.6328	0.6398
第19特定期間末（2013年1月15日）	36,786	37,148	0.7107	0.7177
第20特定期間末（2013年7月16日）	46,282	46,746	0.6987	0.7057
第21特定期間末（2014年1月15日）	45,196	45,654	0.6911	0.6981
第22特定期間末（2014年7月15日）	42,484	42,918	0.6846	0.6916
第23特定期間末（2015年1月15日）	40,818	41,230	0.6938	0.7008
第24特定期間末（2015年7月15日）	40,091	40,488	0.7077	0.7147
第25特定期間末（2016年1月15日）	30,539	30,906	0.5816	0.5886
第26特定期間末（2016年7月15日）	26,803	26,994	0.5618	0.5658
第27特定期間末（2017年1月16日）	25,827	26,000	0.5963	0.6003
第28特定期間末（2017年7月18日）	23,559	23,718	0.5925	0.5965
第29特定期間末（2018年1月15日）	22,351	22,504	0.5848	0.5888
第30特定期間末（2018年7月17日）	20,140	20,288	0.5466	0.5506
第31特定期間末（2019年1月15日）	18,224	18,368	0.5063	0.5103
第32特定期間末（2019年7月16日）	19,153	19,298	0.5290	0.5330
第33特定期間末（2020年1月15日）	19,578	19,725	0.5328	0.5368
第34特定期間末（2020年7月15日）	17,076	17,219	0.4786	0.4826
第35特定期間末（2021年1月15日）	16,412	16,499	0.4716	0.4741
2020年1月末日	19,791	—	0.5301	—
2月末日	19,954	—	0.5340	—
3月末日	16,223	—	0.4428	—
4月末日	15,760	—	0.4388	—
5月末日	16,783	—	0.4675	—
6月末日	17,211	—	0.4803	—
7月末日	17,104	—	0.4802	—
8月末日	17,034	—	0.4814	—
9月末日	16,693	—	0.4711	—
10月末日	16,319	—	0.4633	—
11月末日	16,666	—	0.4749	—
12月末日	16,638	—	0.4775	—

2021年 1月末日	16,401	—	0.4744	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第16特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	0.0420
第17特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	0.0420
第18特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.0420
第19特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	0.0420
第20特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	0.0420
第21特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.0420
第22特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	0.0420
第23特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	0.0420
第24特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	0.0420
第25特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0420
第26特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0330
第27特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.0240
第28特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	0.0240
第29特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	0.0240
第30特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	0.0240
第31特定期間	2018年 7月 18日～2019年 1月 15日	0.0240
第32特定期間	2019年 1月 16日～2019年 7月 16日	0.0240
第33特定期間	2019年 7月 17日～2020年 1月 15日	0.0240
第34特定期間	2020年 1月 16日～2020年 7月 15日	0.0240
第35特定期間	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	0.0225

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第16特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	△1.24
第17特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	△1.86
第18特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	10.46
第19特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	18.95
第20特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	4.22
第21特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	4.92
第22特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	5.14
第23特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	7.48
第24特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	8.06
第25特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△11.88
第26特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	2.27
第27特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	10.41

第28特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	3.39
第29特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	2.75
第30特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	△2.43
第31特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	△2.98
第32特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	9.22
第33特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	5.26
第34特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	△5.67
第35特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	3.24

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第16特定期間	2011年 1月18日～2011年 7月15日	2,250,164,221	7,521,894,760
第17特定期間	2011年 7月16日～2012年 1月16日	2,172,860,348	6,071,216,518
第18特定期間	2012年 1月17日～2012年 7月17日	5,681,116,202	5,507,087,758
第19特定期間	2012年 7月18日～2013年 1月15日	6,674,297,560	6,717,412,246
第20特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	25,044,370,337	10,568,051,212
第21特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月15日	9,759,519,017	10,603,023,483
第22特定期間	2014年 1月16日～2014年 7月15日	7,109,668,989	10,442,965,500
第23特定期間	2014年 7月16日～2015年 1月15日	5,986,566,965	9,212,964,935
第24特定期間	2015年 1月16日～2015年 7月15日	5,285,187,210	7,472,878,137
第25特定期間	2015年 7月16日～2016年 1月15日	3,532,828,041	7,673,900,939
第26特定期間	2016年 1月16日～2016年 7月15日	2,462,130,309	7,253,836,069
第27特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	1,618,544,694	6,019,604,586
第28特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	1,105,503,031	4,656,609,067
第29特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	1,264,653,127	2,804,971,516
第30特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	1,039,995,300	2,412,212,069
第31特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	1,214,318,026	2,066,466,757
第32特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	2,588,683,924	2,380,042,277
第33特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	2,751,360,500	2,211,886,031
第34特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	2,836,972,464	3,901,947,600
第35特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	1,468,419,004	2,349,019,588

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース)】

以下の運用状況は 2021 年 1 月 29 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	4,188,956,106	98.53
親投資信託受益証券	日本	4,247,244	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	58,158,869	1.37
合計（純資産総額）		4,251,362,219	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	610,546	6,848.19	4,181,140,528	6,861	4,188,956,106	98.53
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	4,180,770	1.0158	4,247,243	1.0159	4,247,244	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.53
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	98.63

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第11特定期間末（2011年7月15日）	7,380	7,418	0.9699	0.9749
第12特定期間末（2012年1月16日）	12,446	12,512	0.9465	0.9515
第13特定期間末（2012年7月17日）	31,604	31,764	0.9907	0.9957
第14特定期間末（2013年1月15日）	81,315	81,715	1.0163	1.0213
第15特定期間末（2013年7月16日）	63,050	63,394	0.9161	0.9211
第16特定期間末（2014年1月15日）	40,310	40,535	0.8975	0.9025
第17特定期間末（2014年7月15日）	29,442	29,600	0.9317	0.9367
第18特定期間末（2015年1月15日）	19,680	19,797	0.8411	0.8461
第19特定期間末（2015年7月15日）	15,047	15,138	0.8304	0.8354
第20特定期間末（2016年1月15日）	10,291	10,361	0.7307	0.7357
第21特定期間末（2016年7月15日）	9,523	9,571	0.7992	0.8032
第22特定期間末（2017年1月16日）	8,052	8,094	0.7783	0.7823
第23特定期間末（2017年7月18日）	6,950	6,985	0.7879	0.7919
第24特定期間末（2018年1月15日）	6,060	6,091	0.7876	0.7916
第25特定期間末（2018年7月17日）	5,289	5,318	0.7312	0.7352
第26特定期間末（2019年1月15日）	4,820	4,848	0.7003	0.7043
第27特定期間末（2019年7月16日）	5,054	5,082	0.7293	0.7333
第28特定期間末（2020年1月15日）	4,797	4,824	0.7197	0.7237
第29特定期間末（2020年7月15日）	4,306	4,332	0.6701	0.6741
第30特定期間末（2021年1月15日）	4,163	4,187	0.6842	0.6882
2020年1月末日	4,690	—	0.7236	—
2月末日	4,701	—	0.7208	—
3月末日	4,067	—	0.6150	—
4月末日	4,061	—	0.6176	—
5月末日	4,335	—	0.6511	—
6月末日	4,355	—	0.6685	—
7月末日	4,510	—	0.6847	—
8月末日	4,378	—	0.6857	—
9月末日	4,258	—	0.6706	—
10月末日	4,170	—	0.6669	—
11月末日	4,255	—	0.6876	—
12月末日	4,241	—	0.6945	—

2021年 1月末日	4,251	—	0.6850	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第11特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	0.0300
第12特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	0.0300
第13特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.0300
第14特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	0.0300
第15特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	0.0300
第16特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.0300
第17特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	0.0300
第18特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	0.0300
第19特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	0.0300
第20特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0300
第21特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0270
第22特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.0240
第23特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	0.0240
第24特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	0.0240
第25特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	0.0240
第26特定期間	2018年 7月 18日～2019年 1月 15日	0.0240
第27特定期間	2019年 1月 16日～2019年 7月 16日	0.0240
第28特定期間	2019年 7月 17日～2020年 1月 15日	0.0240
第29特定期間	2020年 1月 16日～2020年 7月 15日	0.0240
第30特定期間	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	0.0240

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第11特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	3.11
第12特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	0.68
第13特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	7.84
第14特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	5.61
第15特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	△6.91
第16特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	1.24
第17特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	7.15
第18特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	△6.50
第19特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	2.29
第20特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△8.39
第21特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	13.07
第22特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.39

第23特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	4.32
第24特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	3.01
第25特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	△4.11
第26特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	△0.94
第27特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	7.57
第28特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	1.97
第29特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	△3.56
第30特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	5.69

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第11特定期間	2011年 1月18日～2011年 7月15日	2,006,598,486	2,474,254,106
第12特定期間	2011年 7月16日～2012年 1月16日	7,082,277,044	1,541,728,058
第13特定期間	2012年 1月17日～2012年 7月17日	23,814,347,483	5,062,424,947
第14特定期間	2012年 7月18日～2013年 1月15日	60,948,091,657	12,834,722,891
第15特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	29,871,612,077	41,062,362,335
第16特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月15日	2,018,009,310	25,929,989,711
第17特定期間	2014年 1月16日～2014年 7月15日	1,006,627,176	14,318,210,283
第18特定期間	2014年 7月16日～2015年 1月15日	691,653,783	8,893,799,126
第19特定期間	2015年 1月16日～2015年 7月15日	669,376,548	5,947,285,068
第20特定期間	2015年 7月16日～2016年 1月15日	884,216,124	4,920,172,275
第21特定期間	2016年 1月16日～2016年 7月15日	401,884,945	2,569,955,229
第22特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	534,810,098	2,104,365,170
第23特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	392,330,898	1,918,858,762
第24特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	264,753,392	1,390,907,845
第25特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	283,141,619	744,047,437
第26特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	342,247,378	691,979,487
第27特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	996,949,133	950,198,100
第28特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	1,216,605,214	1,480,712,738
第29特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	870,897,985	1,110,125,663
第30特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	632,688,606	974,965,007

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	513,225,581	100.00
合計（純資産総額）		513,225,581	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績(毎月分配型(米ドルコース))

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 4,744円

純資産総額…… 164.01億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	25円	465円	12,055円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	98.7%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.2%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

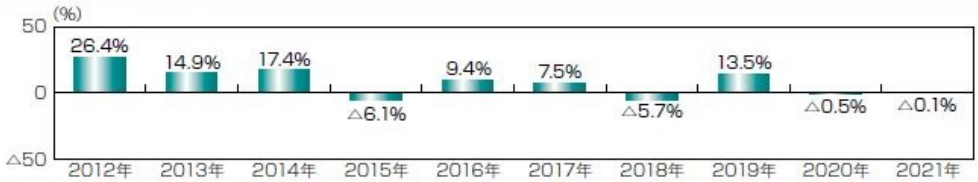
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	米ドル	98%
2	その他	2%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型(円ヘッジコース))

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 6,850円

純資産総額…… 42.51億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	40円	480円	7,230円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)	98.5%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.4%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

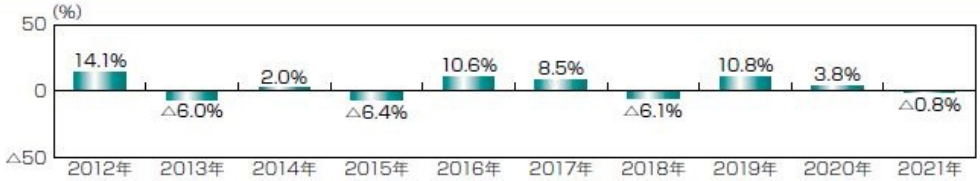
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	日本円	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。
※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

(11) 償還乗換
・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

（４）解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

３【資産管理等の概要】

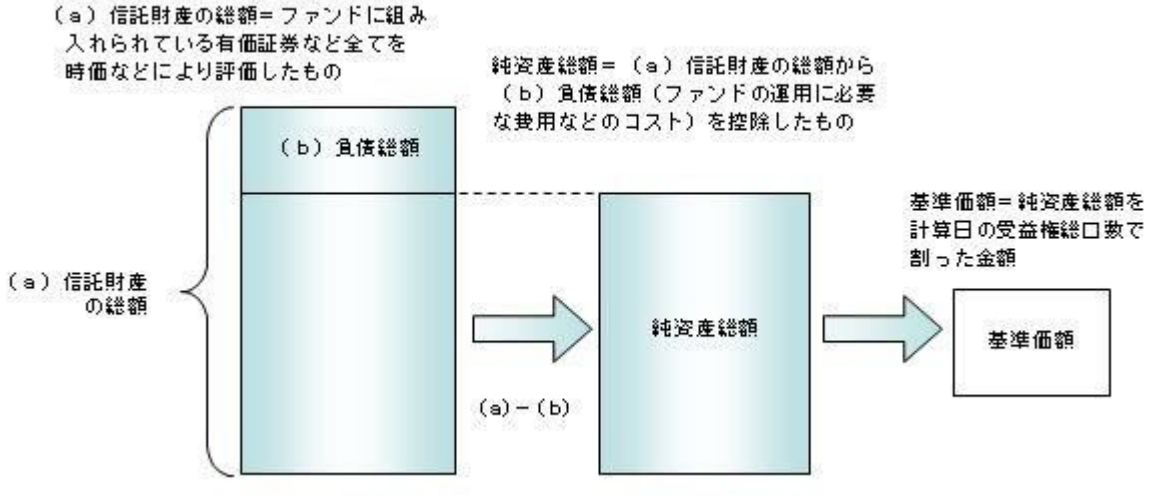
（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

無期限とします（2003 年９月 30 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

2024 年１月 15 日までとします（2006 年３月７日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月 16 日から翌月 15 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

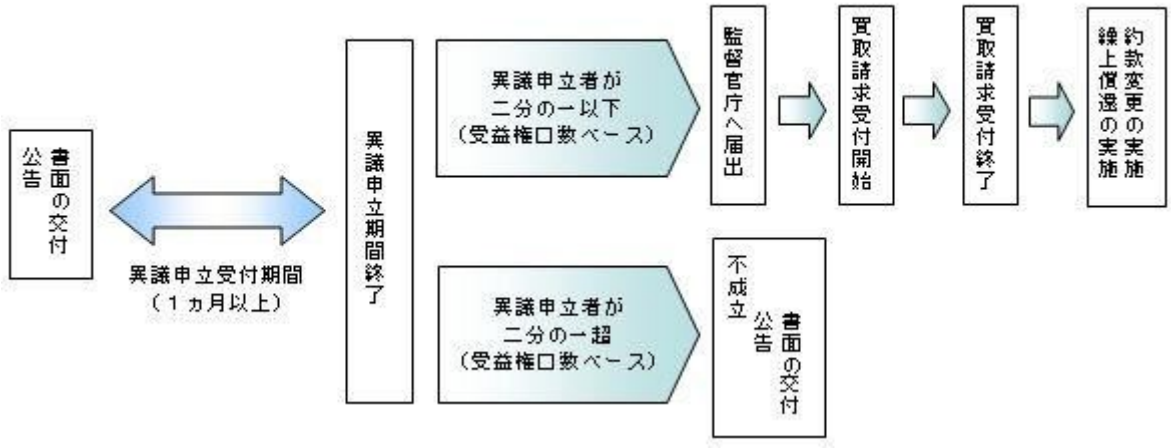
④ 異議の申立て

1）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

2）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

3）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（１月、７月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2020 年 7 月 16 日から 2021 年 1 月 15 日までの特定期間の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）の2020年７月16日から2021年１月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）の2021年１月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	556,205,915	484,799,330
投資信託受益証券	16,674,278,241	16,154,632,824
親投資信託受益証券	17,100,444	16,490,654
未収入金	－	99,430
流動資産合計	17,247,584,600	16,656,022,238
資産合計	17,247,584,600	16,656,022,238
負債の部		
流動負債		
未払金	－	118,132,432
未払収益分配金	142,722,340	86,999,961
未払解約金	3,411,828	13,915,041
未払受託者報酬	464,390	464,205
未払委託者報酬	24,303,609	24,293,961
未払利息	164	94
その他未払費用	61,908	61,886
流動負債合計	170,964,239	243,867,580
負債合計	170,964,239	243,867,580
純資産の部		
元本等		
元本	35,680,585,163	34,799,984,579
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,603,964,802	△18,387,829,921
（分配準備積立金）	2,687,080,554	2,336,254,217
元本等合計	17,076,620,361	16,412,154,658
純資産合計	17,076,620,361	16,412,154,658
負債純資産合計	17,247,584,600	16,656,022,238

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	745,032,240	711,479,550
有価証券売買等損益	△1,781,695,481	△15,420,540
営業収益合計	△1,036,663,241	696,059,010
営業費用		
支払利息	42,181	34,546
受託者報酬	2,896,707	2,798,009
委託者報酬	151,597,560	146,432,526
その他費用	386,248	373,014
営業費用合計	154,922,696	149,638,095
営業利益又は営業損失（△）	△1,191,585,937	546,420,915
経常利益又は経常損失（△）	△1,191,585,937	546,420,915
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,191,585,937	546,420,915
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△43,278,215	1,426,603
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△17,166,738,700	△18,603,964,802
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,993,931,778	1,226,425,781
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,993,931,778	1,226,425,781
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,412,286,456	763,610,958
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,412,286,456	763,610,958
分配金	870,563,702	791,674,254
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,603,964,802	△18,387,829,921

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	36,745,560,299円	35,680,585,163円
	期中追加設定元本額	2,836,972,464円	1,468,419,004円
	期中一部解約元本額	3,901,947,600円	2,349,019,588円
２．	受益権の総数	35,680,585,163口	34,799,984,579口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	18,603,964,802円	18,387,829,921円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	59,834,854円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	57,966,889円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日		自 2020年 7月 16日	
至 2020年 2月 17日		至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	116,740,858円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	114,136,343円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	10,430,818,028円	C 信託約款に定める収益調整金	10,001,693,005円
D 信託約款に定める分配準備積立金	3,172,340,994円	D 信託約款に定める分配準備積立金	2,648,485,396円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	13,719,899,880円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	12,764,314,744円
F 分配対象収益(1万口当たり)	3,659円	F 分配対象収益(1万口当たり)	3,600円
G 分配金額	149,962,851円	G 分配金額	141,787,751円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	40円
自 2020年 2月 18日		自 2020年 8月 18日	
至 2020年 3月 16日		至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	101,583,877円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	95,161,335円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	10,327,317,054円	C 信託約款に定める収益調整金	10,015,495,826円
D 信託約款に定める分配準備積立金	3,074,055,102円	D 信託約款に定める分配準備積立金	2,600,786,206円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	13,502,956,033円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	12,711,443,367円
F 分配対象収益(1万口当たり)	3,646円	F 分配対象収益(1万口当たり)	3,587円
G 分配金額	148,099,781円	G 分配金額	141,717,271円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	40円
自 2020年 3月 17日		自 2020年 9月 16日	
至 2020年 4月 15日		至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	98,774,421円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	94,145,786円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	10,010,097,332円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,904,309,717円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	13,013,181,470円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,634円	
G	分配金額	143,215,575円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	107,130,241円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	10,050,155,643円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,828,266,690円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	12,985,552,574円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,624円	
G	分配金額	143,308,217円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	118,947,385円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	10,064,075,949円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,773,396,700円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	12,956,420,034円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,617円	
G	分配金額	143,254,938円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	110,451,017円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	10,046,184,111円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,719,351,877円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	12,875,987,005円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,608円	
G	分配金額	142,722,340円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	9,986,745,899円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,526,796,708円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	12,607,688,393円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,574円	
G	分配金額	141,083,721円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年10月16日 至　2020年11月16日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	106,077,143円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	9,949,673,375円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,456,655,194円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	12,512,405,712円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,564円	
G	分配金額	140,401,032円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年11月17日 至　2020年12月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	106,100,771円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	9,917,920,045円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,391,108,336円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	12,415,129,152円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,555円	
G	分配金額	139,684,518円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	92,212,618円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	9,901,925,138円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,331,041,560円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	12,325,179,316円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	3,541円	
G	分配金額	86,999,961円	
H	分配金額(1万口当たり)	25円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	169,077,101
親投資信託受益証券	1,682
合計	169,078,783

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△174,245,727
親投資信託受益証券	△1
合計	△174,245,728

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.4786円	1口当たり純資産額	0.4716円
(1万口当たり純資産額)	(4,786円)	(1万口当たり純資産額)	(4,716円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	3,905,859	16,154,632,824	
投資信託受益証券 合計		3,905,859	16,154,632,824	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	16,232,557	16,490,654	
親投資信託受益証券 合計		16,232,557	16,490,654	
合計		20,138,416	16,171,123,478	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

当ファンドは、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース)」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース)」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2020年７月16日から2021年１月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2021年１月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	115,004,096	128,857,413
投資信託受益証券	4,223,794,016	4,097,802,112
親投資信託受益証券	4,317,486	4,176,624
未収入金	11,433	45,918
流動資産合計	4,343,127,031	4,230,882,067
資産合計	4,343,127,031	4,230,882,067
負債の部		
流動負債		
未払金	－	19,290,816
未払収益分配金	25,709,520	24,340,414
未払解約金	4,204,932	17,737,271
未払受託者報酬	118,042	118,358
未払委託者報酬	6,178,093	6,194,570
未払利息	34	25
その他未払費用	15,729	15,774
流動負債合計	36,226,350	67,697,228
負債合計	36,226,350	67,697,228
純資産の部		
元本等		
元本	6,427,380,065	6,085,103,664
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,120,479,384	△1,921,918,825
（分配準備積立金）	85,925,471	15,890,066
元本等合計	4,306,900,681	4,163,184,839
純資産合計	4,306,900,681	4,163,184,839
負債純資産合計	4,343,127,031	4,230,882,067

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	118,416,090	112,030,410
有価証券売買等損益	△254,346,676	169,602,183
営業収益合計	△135,930,586	281,632,593
営業費用		
支払利息	12,096	9,508
受託者報酬	717,689	715,766
委託者報酬	37,562,258	37,461,364
その他費用	95,667	95,382
営業費用合計	38,387,710	38,282,020
営業利益又は営業損失（△）	△174,318,296	243,350,573
経常利益又は経常損失（△）	△174,318,296	243,350,573
当期純利益又は当期純損失（△）	△174,318,296	243,350,573
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,140,009	5,234,315
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,868,903,748	△2,120,479,384
剰余金増加額又は欠損金減少額	352,738,774	310,220,043
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	352,738,774	310,220,043
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	275,222,805	199,810,713
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	275,222,805	199,810,713
分配金	156,913,318	149,965,029
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,120,479,384	△1,921,918,825

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	6,666,607,743円	6,427,380,065円
	期中追加設定元本額	870,897,985円	632,688,606円
	期中一部解約元本額	1,110,125,663円	974,965,007円
２．	受益権の総数	6,427,380,065口	6,085,103,664口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,120,479,384円	1,921,918,825円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	15,551,164円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	15,509,375円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日 至 2020年 2月 17日		自 2020年 7月 16日 至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	17,637,476円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	18,465,493円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	1,635,027,201円	C 信託約款に定める収益調整金	1,655,446,858円
D 信託約款に定める分配準備積立金	156,191,907円	D 信託約款に定める分配準備積立金	83,109,731円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,808,856,584円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,757,022,082円
F 分配対象収益(1万口当たり)	2,812円	F 分配対象収益(1万口当たり)	2,726円
G 分配金額	25,722,052円	G 分配金額	25,777,732円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	40円
自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日		自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	13,698,473円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	12,630,918円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	1,692,433,839円	C 信託約款に定める収益調整金	1,621,821,778円
D 信託約款に定める分配準備積立金	145,627,121円	D 信託約款に定める分配準備積立金	73,310,969円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,851,759,433円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,707,763,665円
F 分配対象収益(1万口当たり)	2,793円	F 分配対象収益(1万口当たり)	2,706円
G 分配金額	26,514,076円	G 分配金額	25,240,035円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	40円
自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 15日		自 2020年 9月 16日 至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	13,918,438円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	12,466,797円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,676,682,609円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	129,780,659円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,820,381,706円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,774円	
G	分配金額	26,241,247円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	17,339,678円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,684,744,422円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	116,603,551円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,818,687,651円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,761円	
G	分配金額	26,346,670円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	19,336,612円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,688,851,027円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	105,739,127円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,813,926,766円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,750円	
G	分配金額	26,379,753円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	17,536,371円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,648,029,014円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	94,098,620円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,759,664,005円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,737円	
G	分配金額	25,709,520円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,617,508,244円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	59,696,019円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,689,671,060円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,686円	
G	分配金額	25,160,223円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年10月16日 至　2020年11月16日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	16,892,682円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,602,828,046円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	46,363,852円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,666,084,580円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,673円	
G	分配金額	24,928,656円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年11月17日 至　2020年12月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	16,755,414円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,577,060,692円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	37,056,659円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,630,872,765円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,660円	
G	分配金額	24,517,969円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	11,617,039円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,566,139,385円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	28,613,441円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,606,369,865円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	2,639円	
G	分配金額	24,340,414円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	51,694,004
親投資信託受益証券	△1
合計	51,694,003

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△25,770,616
親投資信託受益証券	410
合計	△25,770,206

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.6701円	1口当たり純資産額	0.6842円
(1万口当たり純資産額)	(6,701円)	(1万口当たり純資産額)	(6,842円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	598,394	4,097,802,112	
投資信託受益証券 合計		598,394	4,097,802,112	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	4,111,256	4,176,624	
親投資信託受益証券 合計		4,111,256	4,176,624	
合計		4,709,650	4,101,978,736	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

当ファンドは、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2019 年 6 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した 2020 年 5 月 31 日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書
2020年5月31日現在

（金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）
資産：						
投資（公正価値）						
投資有価証券*	$	476	$	469,154	$	2,070
親投資信託受益証券		166,236		0		37,806
金融デリバティブ商品						
上場または中央清算		0		420		0
店頭		0		3,886		17
取引相手先預け金		0		3,107		0
外貨（公正価値）		0		359		0
投資売却に係る未収金		0		9,630		12
TBA 投資売却に係る未収金		0		55,250		0
ファンド受益証券売却に係る未収金		81		231		149
未収利息・配当金		0		6,239		0
		166,793		548,276		40,054
負債：						
借入およびその他の金融取引						
リバースレポ契約に係る未払金	$	0	$	18,575	$	0
売建有価証券に係る未払金		0		2,423		0
金融デリバティブ商品						
上場または中央清算		0		133		0
店頭		0		886		317
投資購入に係る未払金		0		5,124		0
親投資信託受益証券購入に係る未払金		81		0		150
TBA 投資購入に係る未払金		0		59,189		0
未払利息		0		15		0
取引相手先からの預かり金		0		6,269		0
ファンド受益証券買戻に係る未払金		0		785		0
		81		93,399		467
純資産	**$**	**166,712**	**$**	**454,877**	**$**	**39,587**
投資有価証券（原価）	$	476	$	549,068	$	2,070
親投資信託受益証券（原価）	$	139,964	$	0	$	35,225
保有外国通貨（原価）	$	0	$	507	$	0
売建有価証券に係る受取金	$	0	$	2,409	$	0
金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミアム（純額）	$	0	$	2,840	$	0
* 内レポ契約	$	0	$	4,600	$	0
純資産：	$	166,712		N/A	$	39,587
米ドル		N/A	$	454,877		N/A
発行済受益証券数：		4,450		N/A		670
米ドル		N/A		27,669		N/A
受益証券 1 口当たりの純資産価額および買戻価格：						
（機能通貨表示）	$	37.47		N/A	$	59.11
（純資産価額報告通貨表示）	¥	4,037		N/A	¥	6,369
米ドル						
（機能通貨表示）		N/A	$	16.44		N/A

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書
2020年5月31日に終了した会計年度

（金額単位：千米ドル）	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）
投資収益：			
受取利息	$ 5	$ 33,564	$ 28
収益合計	5	33,564	28
費用：			
支払利息	0	338	0
費用合計	0	338	0
投資純利益	5	33,226	28
実現純利益（損失）：			
投資有価証券	0	(2,606)	0
親投資信託受益証券	10,206	0	4,320
上場または中央清算金融デリバティブ商品	0	7,395	0
店頭金融デリバティブ商品	(16)	4,311	1,173
外貨	16	(1,552)	(410)
実現純利益	10,206	7,548	5,083
未実現評価益（評価損）の純変動額：			
投資有価証券	0	(32,143)	0
親投資信託受益証券	(8,190)	0	(3,555)
上場または中央清算金融デリバティブ商品	0	(181)	0
店頭金融デリバティブ商品	0	(405)	(1,501)
外貨建資産および負債	0	124	16
未実現（評価損）の純変動額	(8,190)	(32,605)	(5,040)
純利益（損失）	2,016	(25,057)	43
運用による純資産の純増加額	$ 2,021	$ 8,169	$ 71

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書

2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度

（金額単位：千米ドル）	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）
純資産の増加（減少）の内訳：			
運用：			
投資純利益	$ 5	$ 33,226	$ 28
実現純利益	10,206	7,548	5,083
未実現（評価損）の純変動額	(8,190)	(32,605)	(5,040)
運用による純増加額	2,021	8,169	71
受益者への分配金：			
分配金合計	(15,142)	0	(2,274)
ファンド受益証券取引：			
ファンド受益証券取引による純（減少額）*	(2,734)	(113,332)	(3,069)
純資産の（減少額）合計	(15,855)	(105,163)	(5,272)
純資産：			
期首残高	182,567	560,040	44,859
期末残高	$ 166,712	$ 454,877	$ 39,587

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類に対する注記の注 12 を参照のこと。

添付の注記参照

投資明細表
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
2020年5月31日現在

		元本金額（単位：千）		評価額（単位：千）
投資有価証券 0.3%				
短期金融商品 0.3%				
定期預金 0.3%				
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.				
0.010% due 06/01/2020	$	2	$	2
Bank of Nova Scotia				
0.010% due 06/01/2020		1		1
Citibank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		57		57
DBS Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		11		11
JPMorgan Chase Bank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		114		114
National Australia Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		1		1
Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
0.010% due 06/01/2020		206		206
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		84		84
				476
短期金融商品合計				**476**
（取得原価＄476）				
投資有価証券合計				**476**
（取得原価＄476）				
		口数（単位：千）		
親投資信託受益証券 99.7%				
ミューチュアル・ファンド(a)99.7%				
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)				
（取得原価＄139,964）		10,112		166,236
親投資信託受益証券合計				**166,236**
（取得原価＄139,964）				
投資合計 100.0%				
（取得原価＄140,440）			**$**	**166,712**
金融デリバティブ商品(b) 0.0%				**0**
（取得原価またはプレミアム（純額） ＄0）				
純資産 100.0%			**$**	**166,712**

投資明細表に対する注記（金額単位：千米ドル*）：

＊ 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 米ドルクラス受益証券

(b) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価益／(評価損) 資産	負債
BPS	06/2020	JPY	8,728	$	81	$ 0	$ 0
外国為替先渡契約合計						**$ 0**	**$ 0**

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は 2020 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品および差入／(受取)担保の取引相手別要約である。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
取引相手	外国為替先渡契約	買建オプション	スワップ契約	店頭合計	外国為替先渡契約	売建オプション	スワップ契約	店頭合計	店頭デリバティブ市場価格純額	差入／(受取)担保	ネット・エクスポージャー(1)
BPS	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	**$ 0**	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0
店頭合計	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**			

(1) ネット・エクスポージャーはデフォルト事由発生時に取引相手に対する債権／債務となる未収金／(未払金)純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法人との同一のマスター契約に基づく取引間でのみネッティングを行うことができる。マスター・ネッティング取決めの詳細情報については財務書類に対する注記 8、マスター・ネッティング取決めを参照。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクについては財務書類に対する注記 7、主なリスクを参照。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 － 資産						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (16)	$ 0	$ (16)
金融デリバティブ商品に係						

る未実現評価（損）益の純変動額						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2020 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	**レベル 1**	**レベル 2**	**レベル 3**	**公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）**
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	$ 0	$ 476	$ 0	$ 476
親投資信託受益証券（公正価値）				
ミューチュアル・ファンド	166,236	0	0	166,236
投資合計	$ 166,236	$ 476	$ 0	$ 166,712
金融デリバティブ商品 － 資産				
店頭	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0
合計	**$ 166,236**	**$ 476**	**$ 0**	**$ 166,712**

2020 年 5 月 31 日に終了した年度においてレベル 3 で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）
2020年5月31日現在

		元本金額（単位：千）		評価額（単位：千）
投資有価証券 5.2%				
短期金融商品 5.2%				
定期預金 5.2%				
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.				
0.010% due 06/01/2020	$	7	$	7
Bank of Nova Scotia				
0.010% due 06/01/2020		5		5
Citibank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		248		248
DBS Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		50		50
JPMorgan Chase Bank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		496		496
National Australia Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		6		6
Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
0.010% due 06/01/2020		894		894
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		364		364
				2,070
短期金融商品合計				2,070
（取得原価＄2,070）				
投資有価証券合計				2,070
（取得原価＄2,070）				

	口数（単位：千）		
親投資信託受益証券 95.5%			
ミューチュアル・ファンド(a)95.5%			
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)			
（取得原価＄35,225）	2,299		37,806
親投資信託受益証券合計			37,806
（取得原価＄35,225）			
投資合計 100.7%		$	39,876
（取得原価＄37,295）			
金融デリバティブ商品(b)（0.8%）			(300)
（取得原価またはプレミアム（純額）＄0）			
その他の資産および負債（純額）0.1%			11
純資産 100.0%		$	39,587

投資明細表に対する注記（金額単位：千米ドル*）：

＊　残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a)　米ドルクラス受益証券

(b)　金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	未実現評価（損）益 負債
BOA	06/2020	JPY	1,399,580	$	12,980	$ 0	$ (11)
BOA	06/2020	$	1,329	JPY	141,442	0	(16)
BOA	07/2020		12,985		1,399,580	11	0
BPS	06/2020	JPY	16,154	$	150	0	0
BPS	06/2020	$	267	JPY	28,406	0	(4)
BRC	06/2020	JPY	20,722	$	194	2	0
BRC	07/2020	$	2,700	JPY	289,419	0	(12)
CBK	06/2020		0		2	0	0
JPM	06/2020	JPY	19,595	$	183	1	0
MYI	06/2020	$	10,989	JPY	1,176,002	0	(74)
SCX	06/2020	$	15,329	JPY	1,638,765	0	(118)
SCX	07/2020	JPY	5	$	0	0	0
SCX	07/2020	$	15,895	JPY	1,711,637	0	(1)
SSB	06/2020	JPY	22,172	$	207	1	0
SSB	06/2020	$	289	JPY	30,718	0	(3)
TOR	06/2020	JPY	583,355	$	5,416	2	0
TOR	06/2020	$	9,793	JPY	1,046,867	0	(76)
TOR	07/2020		5,419		583,355	0	(2)
UAG	06/2020	JPY	14,746	$	137	0	0
外国為替先渡契約合計						**$ 17**	**$ (317)**

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
取引相手	外国為替先渡契約	買建オプション	スワップ契約	店頭合計	外国為替先渡契約	売建オプション	スワップ契約	店頭合計	店頭デリバティブの市場価格（純額）	差入（受取）担保	ネット・エクスポージャー(1)
BOA	$ 11	$ 0	$ 0	$ 11	$ (27)	$ 0	$ 0	$ (27)	$ (16)	$ 0	$ (16)
BPS	0	0	0	0	(4)	0	0	(4)	(4)	0	(4)
BRC	2	0	0	2	(12)	0	0	(12)	(10)	0	(10)
CBK	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
JPM	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
MYI	0	0	0	0	(74)	0	0	(74)	(74)	0	(74)
SCX	0	0	0	0	(119)	0	0	(119)	(119)	0	(119)
SSB	1	0	0	1	(3)	0	0	(3)	(2)	0	(2)
TOR	2	0	0	2	(78)	0	0	(78)	(76)	0	(76)
UAG	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店頭合計	**$ 17**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 17**	**$ (317)**	**$ 0**	**$ 0**	**$ (317)**			

(1) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクについては財務書類に対する注記 7、主なリスクを参照。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2020年5月31日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 － 資産						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 17	$ 0	$ 17
金融デリバティブ商品 － 負債						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (317)	$ 0	$ (317)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2020年5月31日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純（損）益						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 1,173	$ 0	$ 1,173
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (1,501)	$ 0	$ (1,501)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された2020年5月31日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値（2020年5月31日現在）
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	$ 0	$ 2,070	$ 0	$ 2,070
親投資信託受益証券（公正価値）				
ミューチュアル・ファンド	37,806	0	0	37,806
投資合計	$ 37,806	$ 2,070	$ 0	$ 39,876
金融デリバティブ商品 － 資産				
店頭	$ 0	$ 17	$ 0	$ 17
金融デリバティブ商品 － 負債				
店頭	$ 0	$ (317)	$ 0	$ (317)
合計	**$ 37,806**	**$ 1,770**	**$ 0**	**$ 39,576**

2020年5月31日に終了した年度においてレベル3で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
2020年5月31日現在

		元本金額（単位：千）		評価額（単位：千）
投資有価証券 103.1%				
アンゴラ 0.7%				
ソブリン債 0.7%				
Angolan Government International Bond				
8.250% due 05/09/2028	$	2,500	$	1,547
9.125% due 11/26/2049		900		543
9.375% due 05/08/2048		1,100		659
9.500% due 11/12/2025		500		340
アンゴラ合計				**3,089**
（取得原価＄5,112）				
アルゼンチン 1.5%				
社債等 0.0%				
Pan American Energy LLC				
26.090% due 11/20/2020	ARS	17,760		151
ソブリン債 1.5%				
Argentina Government International Bond				
3.380% due 12/31/2038	EUR	4,450		1,678
3.750% due 12/31/2038	$	1,900		716
5.000% due 01/15/2027	EUR	3,000		1,187
6.250% due 11/09/2047		1,200		460
6.875% due 01/11/2048	$	450		164
7.125% due 06/28/2117		800		285
7.820% due 12/31/2033	EUR	1,142		546
Provincia de Buenos Aires				
26.847% due 04/12/2025	ARS	89,100		515
Provincia de Entre Rios Argentina				
8.750% due 02/08/2025	$	1,500		630
Provincia de la Rioja				
9.750% due 02/24/2025		1,500		577
				6,758
アルゼンチン合計				**6,909**
（取得原価＄17,933）				
アルメニア 0.2%				
ソブリン債 0.2%				
Armenia Government International Bond				
3.950% due 09/26/2029		700		700
アルメニア合計				**700**
（取得原価＄687）				
オーストリア 0.1%				
社債等 0.1%				
Sappi Papier Holding GmbH				
3.125% due 04/15/2026 (i)	EUR	700		655
オーストリア合計				**655**
（取得原価＄789）				
アゼルバイジャン 1.2%				
社債等 1.2%				

Southern Gas Corridor CJSC			
6.875% due 03/24/2026	$	2,400	2,769
State Oil Company of the Azerbaijan Republic			
4.750% due 03/13/2023		2,670	2,784
アゼルバイジャン合計			**5,553**
（取得原価＄5,284）			
バハマ 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Bahamas Government International Bond			
6.000% due 11/21/2028		2,750	2,337
バハマ合計			**2,337**
（取得原価＄2,750）			
バーレーン 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Bahrain Government International Bond			
5.625% due 09/30/2031		2,900	2,746
バーレーン合計			**2,746**
（取得原価＄2,979）			
ブラジル 5.2%			
バンクローン債務 0.7%			
State of Rio de Janeiro			
6.024% due 12/20/2020		3,300	3,314
社債等 2.8%			
Banco BTG Pactual S.A.			
4.500% due 01/10/2025		1,300	1,224
Banco Votorantim S.A.			
4.500% due 09/24/2024		200	196
Braskem Netherlands Finance BV			
4.500% due 01/10/2028		400	364
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.			
4.625% due 02/04/2030		800	716
CSN Resources S.A.			
7.625% due 04/17/2026		1,400	1,165
Globo Comunicacao e Participacoes S.A.			
4.875% due 01/22/2030		200	173
JBS Investments II GmbH			
7.000% due 01/15/2026		2,800	2,983
Odebrecht Oil & Gas Finance Ltd.			
0.000% due 06/29/2020 (a)		4,450	16
Petrobras Global Finance BV			
5.093% due 01/15/2030		3,306	3,156
Rede D'or Finance Sarl			
4.500% due 01/22/2030		800	672
Suzano Austria GmbH			
7.000% due 03/16/2047		2,000	2,175
			12,840
ソブリン債 1.7%			
Brazil Government International Bond			
4.750% due 01/14/2050		5,299	4,878
5.000% due 01/27/2045		300	286
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais			
5.333% due 02/15/2028		2,342	2,354
			7,518

ブラジル合計		23,672
（取得原価＄24,260）		
英領バージン諸島 1.1%		
社債等 1.1%		
Gerdau Trade, Inc.		
4.875% due 10/24/2027	1,300	1,321
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd.		
2.150% due 05/13/2025	2,400	2,451
2.700% due 05/13/2030	1,200	1,234
英領バージン諸島合計		5,006
（取得原価＄4,847）		
カメルーン 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Republic of Cameroon International Bond		
9.500% due 11/19/2025	2,500	2,433
カメルーン合計		2,433
（取得原価＄2,637）		
ケイマン諸島 4.6%		
資産担保証券 0.1%		
Garanti Diversified Payment Rights Finance Co.		
3.992% due 10/09/2021	400	393
社債等 4.5%		
21Vianet Group, Inc.		
7.875% due 10/15/2021	700	691
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.		
0.000% due 06/05/2034	2,300	1,576
China Evergrande Group		
8.250% due 03/23/2022	1,100	1,000
CK Hutchison International 19 II Ltd.		
3.375% due 09/06/2049	1,100	1,176
Geely Automobile Holdings Ltd.		
4.000% due 12/09/2024 (a)	300	280
Interoceanica V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	2,100	1,743
Lima Metro Line 2 Finance Ltd.		
4.350% due 04/05/2036	400	420
5.875% due 07/05/2034	1,400	1,612
MAF Sukuk Ltd.		
4.638% due 05/14/2029	2,400	2,433
Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.		
6.350% due 12/01/2021	1,906	1,579
7.350% due 12/01/2026 (b)	8,780	2,677
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
0.000% due 06/02/2025	3,243	2,992
Sands China Ltd.		
5.400% due 08/08/2028	700	748
Sunac China Holdings Ltd.		
7.500% due 02/01/2024	200	197
7.950% due 10/11/2023	900	900
Tencent Holdings Ltd. (c)		
3.240% due 06/03/2050	300	300
3.290% due 06/03/2060	400	404
		20,728

ケイマン諸島合計		21,121
（取得原価＄23,482）		
チリ 4.0%		
社債等 3.6%		
Banco del Estado de Chile		
2.704% due 01/09/2025	400	405
Banco Santander Chile		
2.700% due 01/10/2025 (i)	600	609
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
3.700% due 01/30/2050	300	299
Embotelladora Andina S.A.		
3.950% due 01/21/2050	500	489
Empresa de Transporte de Pasajeros Metro S.A.		
3.650% due 05/07/2030	200	214
4.700% due 05/07/2050	600	689
Empresa Nacional de Telecomunicaciones S.A.		
4.875% due 10/30/2024	6,900	7,211
Engie Energia Chile S.A.		
4.500% due 01/29/2025	900	962
Latam Airlines 2015-1 Pass-Through Trust A		
4.200% due 11/15/2027	5,662	4,190
Sociedad Quimica y Minera de Chile S.A.		
4.250% due 05/07/2029	1,200	1,270
		16,338
ソブリン債 0.4%		
Chile Government International Bond		
2.450% due 01/31/2031	2,000	2,040
チリ合計		18,378
（取得原価＄19,283）		
中国 0.1%		
社債等 0.1%		
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd.		
3.680% due 08/08/2049 (i)	500	546
中国合計		546
（取得原価＄500）		
コロンビア 1.8%		
社債等 0.8%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	3,700	3,864
ソブリン債 1.0%		
Colombia Government International Bond		
5.200% due 05/15/2049	2,400	2,834
7.375% due 09/18/2037	1,100	1,510
		4,344
コロンビア合計		8,208
（取得原価＄6,747）		
コスタリカ 0.8%		
ソブリン債 0.8%		
Costa Rica Government International Bond		
5.625% due 04/30/2043	2,000	1,419
6.125% due 02/19/2031	1,100	899
7.000% due 04/04/2044	1,250	980

7.158% due 03/12/2045		200	158
コスタリカ合計			3,456
（取得原価＄4,211）			
ドミニカ共和国 2.8%			
ソブリン債 2.8%			
Dominican Republic Government International Bond			
5.950% due 01/25/2027		3,000	2,925
6.000% due 07/19/2028		2,100	2,029
6.400% due 06/05/2049		5,100	4,628
6.850% due 01/27/2045		2,200	2,073
10.750% due 08/11/2028	DOP	58,400	991
10.875% due 01/14/2026		9,600	167
ドミニカ共和国合計			12,813
（取得原価＄13,925）			
エクアドル 1.1%			
社債等 0.2%			
Petroamazonas EP			
4.625% due 12/06/2021	$	1,633	939
ソブリン債 0.9%			
Ecuador Government International Bond			
7.775% due 01/23/2028		2,300	828
8.750% due 06/02/2023 (i)		5,700	2,408
9.500% due 03/27/2030		1,300	496
10.650% due 01/31/2029		300	110
			3,842
エクアドル合計			4,781
（取得原価＄10,964）			
エジプト 1.7%			
ソブリン債 1.7%			
Egypt Government International Bond			
4.750% due 04/11/2025	EUR	800	850
4.750% due 04/16/2026		2,800	2,940
6.375% due 04/11/2031		1,500	1,519
7.053% due 01/15/2032	$	200	190
7.500% due 01/31/2027		400	417
7.600% due 03/01/2029		1,200	1,220
7.625% due 05/29/2032		800	786
エジプト合計			7,922
（取得原価＄8,622）			
エルサルバドル 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
El Salvador Government International Bond			
7.125% due 01/20/2050		1,300	999
7.625% due 09/21/2034		2,875	2,279
7.650% due 06/15/2035		1,010	825
エルサルバドル合計			4,103
（取得原価＄5,261）			
ガーナ 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Republic of Ghana International Bond			
6.375% due 02/11/2027		800	718

8.125% due 01/18/2026	1,600	1,561
8.125% due 03/26/2032	1,700	1,503
8.750% due 03/11/2061	1,300	1,131
8.950% due 03/26/2051	3,500	3,064
ガーナ合計		**7,977**
（取得原価＄8,871）		
グアテマラ 1.6%		
社債等 0.7%		
Industrial Senior Trust		
5.500% due 11/01/2022	3,200	3,231
ソブリン債 0.9%		
Guatemala Government Bond		
4.900% due 06/01/2030	1,000	1,056
5.375% due 04/24/2032	300	326
6.125% due 06/01/2050	2,200	2,473
		3,855
グアテマラ合計		**7,086**
（取得原価＄6,818）		
香港 1.1%		
社債等 1.1%		
Far East Horizon Ltd.		
3.375% due 02/18/2025	600	564
Huaneng Hong Kong Capital Ltd.		
3.600% due 10/30/2022 (a)	3,200	3,204
Huarong Finance 2019 Co. Ltd.		
1.485% due 02/24/2023	1,200	1,150
香港合計		**4,918**
（取得原価＄4,999）		
インド 1.5%		
社債等 1.3%		
Adani Electricity Mumbai Ltd.		
3.949% due 02/12/2030	1,200	1,109
Adani Transmission Ltd.		
4.250% due 05/21/2036	398	379
Delhi International Airport Ltd.		
6.450% due 06/04/2029	400	372
Indian Railway Finance Corp. Ltd.		
3.249% due 02/13/2030	500	495
3.950% due 02/13/2050	300	284
Muthoot Finance Ltd.		
4.400% due 09/02/2023	700	643
Shriram Transport Finance Co. Ltd.		
5.700% due 02/27/2022	2,000	1,790
5.950% due 10/24/2022	1,000	865
		5,937
ソブリン債 0.2%		
Export-Import Bank of India		
3.250% due 01/15/2030	1,000	983
インド合計		**6,920**
（取得原価＄7,525）		
インドネシア 3.5%		
社債等 2.3%		

Indonesia Asahan Aluminium Persero PT			
5.450% due 05/15/2030		1,300	1,393
Pelabuhan Indonesia II PT			
4.250% due 05/05/2025		4,100	4,172
Pertamina Persero PT			
4.175% due 01/21/2050		200	198
6.450% due 05/30/2044		700	861
6.500% due 11/07/2048		1,900	2,355
Perusahaan Listrik Negara PT			
4.375% due 02/05/2050		300	296
6.150% due 05/21/2048		1,100	1,302
			10,577
ソブリン債 1.2%			
Indonesia Government International Bond			
4.200% due 10/15/2050		3,000	3,332
4.450% due 04/15/2070		300	334
6.625% due 02/17/2037		1,000	1,345
6.750% due 01/15/2044		300	433
			5,444
インドネシア合計			16,021
（取得原価＄14,666）			
アイルランド 1.5%			
社債等 1.5%			
Alfa Bank AO Via Alfa Bond Issuance PLC			
5.950% due 04/15/2030 (d)		2,100	2,048
7.750% due 04/28/2021		200	211
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC			
5.942% due 11/21/2023		1,900	2,106
6.800% due 11/22/2025		2,100	2,502
アイルランド合計			6,867
（取得原価＄6,183）			
イスラエル 1.0%			
社債等 0.3%			
Delek & Avner Tamar Bond Ltd.			
5.082% due 12/30/2023		1,040	985
Israel Electric Corp. Ltd.			
5.000% due 11/12/2024		300	332
			1,317
ソブリン債 0.7%			
Israel Government International Bond			
3.375% due 01/15/2050 (i)		2,100	2,225
3.800% due 05/13/2060		900	1,017
			3,242
イスラエル合計			4,559
（取得原価＄4,339）			
コートジボワール 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Ivory Coast Government International Bond			
5.250% due 03/22/2030	EUR	1,400	1,407
コートジボワール合計			1,407
（取得原価＄1,748）			
ジャマイカ 0.1%			
社債等 0.1%			

TransJamaican Highway Ltd.			
5.750% due 10/10/2036	$	500	474
ジャマイカ合計			474
（取得原価＄500）			
ジャージー、チャンネル諸島 0.1%			
資産担保証券 0.1%			
ARTS Ltd.			
2.521% due 09/15/2021		415	406
ジャージー、チャンネル諸島合計			406
（取得原価＄413）			
カザフスタン 1.0%			
社債等 1.0%			
KazMunayGas National Co. JSC			
5.375% due 04/24/2030		1,600	1,793
Tengizchevroil Finance Company International Ltd.			
4.000% due 08/15/2026		2,700	2,729
カザフスタン合計			4,522
（取得原価＄4,287）			
ケニア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Kenya Government International Bond			
6.875% due 06/24/2024		400	386
8.000% due 05/22/2032		1,100	1,046
ケニア合計			1,432
（取得原価＄1,525）			
ルクセンブルク 3.3%			
社債等 3.3%			
Aroundtown S.A.			
5.375% due 03/21/2029		2,200	2,446
Gazprom Neft OAO Via GPN Capital S.A.			
6.000% due 11/27/2023		200	223
Gazprom PJSC Via Gaz Capital S.A.			
2.949% due 01/24/2024	EUR	1,500	1,744
4.950% due 03/23/2027	$	1,500	1,670
5.150% due 02/11/2026		7,000	7,787
8.625% due 04/28/2034		700	1,075
ルクセンブルク合計			14,945
（取得原価＄13,396）			
マレーシア 0.3%			
社債等 0.3%			
Petronas Capital Ltd.			
4.500% due 03/18/2045		600	719
4.550% due 04/21/2050		200	244
4.800% due 04/21/2060		300	394
マレーシア合計			1,357
（取得原価＄1,313）			
マーシャル諸島 0.0%			
社債等 0.0%			
Nakilat, Inc.			
6.267% due 12/31/2033		76	88
マーシャル諸島合計			88

（取得原価＄90）			
モーリシャス 0.1%			
社債等 0.1%			
Greenko Solar Mauritius Ltd.			
5.950% due 07/29/2026		400	384
モーリシャス合計			384
（取得原価＄399）			
メキシコ 4.1%			
社債等 2.9%			
Alfa SAB de C.V.			
6.875% due 03/25/2044		300	334
Minera Mexico S.A. de C.V.			
4.500% due 01/26/2050		1,300	1,253
Orbia Advance Corp. SAB de C.V.			
5.500% due 01/15/2048		1,100	1,103
5.875% due 09/17/2044		400	417
Petroleos Mexicanos			
5.950% due 01/28/2031		1,000	809
6.350% due 02/12/2048		1,953	1,459
6.500% due 03/13/2027		300	265
6.625% due 06/15/2038		780	606
6.840% due 01/23/2030		2,100	1,803
6.950% due 01/28/2060		4,244	3,294
7.690% due 01/23/2050		1,517	1,259
PLA Administradora Industrial S de RL de C.V.			
4.962% due 07/18/2029		700	619
			13,221
ソブリン債 1.2%			
Mexico Government International Bond			
3.250% due 04/16/2030		300	296
4.000% due 03/15/2115	EUR	4,200	4,451
4.750% due 04/27/2032	$	200	217
5.000% due 04/27/2051		200	215
5.750% due 10/12/2110		200	217
			5,396
メキシコ合計			18,617
（取得原価＄21,398）			
モンゴル 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Mongolia Government International Bond			
5.625% due 05/01/2023		1,500	1,425
8.750% due 03/09/2024 (i)		1,500	1,519
モンゴル合計			2,944
（取得原価＄3,142）			
ナミビア 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Namibia Government International Bond			
5.250% due 10/29/2025		1,000	982
ナミビア合計			982
（取得原価＄994）			
オランダ 0.7%			
社債等 0.7%			

MDGH - GMTN BV		
3.950% due 05/21/2050	1,000	1,092
Metinvest BV		
7.750% due 04/23/2023	797	737
7.750% due 10/17/2029	700	601
8.500% due 04/23/2026	700	629
Prosus NV		
3.680% due 01/21/2030	300	313
オランダ合計		3,372
（取得原価＄3,512）		
ナイジェリア 2.4%		
ソブリン債 2.4%		
Nigeria Government International Bond		
6.500% due 11/28/2027	3,000	2,674
7.143% due 02/23/2030	4,300	3,789
7.625% due 11/21/2025	1,900	1,828
7.696% due 02/23/2038	600	514
8.747% due 01/21/2031	2,000	1,891
ナイジェリア合計		10,696
（取得原価＄12,003）		
オマーン 2.0%		
ソブリン債 2.0%		
Oman Government International Bond		
4.125% due 01/17/2023	300	277
4.750% due 06/15/2026	1,800	1,496
4.875% due 02/01/2025	600	530
5.625% due 01/17/2028	5,100	4,272
6.000% due 08/01/2029	2,100	1,760
6.500% due 03/08/2047	800	605
オマーン合計		8,940
（取得原価＄10,009）		
パキスタン 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Pakistan Government International Bond		
6.875% due 12/05/2027	1,400	1,312
Third Pakistan International Sukuk Co. Ltd.		
5.500% due 10/13/2021	900	873
5.625% due 12/05/2022	400	380
パキスタン合計		2,565
（取得原価＄2,664）		
パナマ 1.1%		
社債等 0.3%		
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.		
6.000% due 11/18/2048	1,294	1,340
ソブリン債 0.8%		
Panama Government International Bond		
4.500% due 04/01/2056	1,500	1,780
6.700% due 01/26/2036	1,400	1,954
		3,734
パナマ合計		5,074
（取得原価＄4,606）		

パラグアイ 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Paraguay Government International Bond			
5.400% due 03/30/2050		1,400	1,551
パラグアイ合計			1,551
（取得原価＄1,614）			
ペルー2.2%			
社債等 0.5%			
Alicorp SAA			
6.875% due 04/17/2027	PEN	3,600	1,151
Banco de Credito del Peru			
4.650% due 09/17/2024		4,000	1,195
			2,346
ソブリン債 1.7%			
Peru Government International Bond			
2.392% due 01/23/2026	$	800	829
2.783% due 01/23/2031		900	949
2.844% due 06/20/2030		300	318
5.350% due 08/12/2040	PEN	8,200	2,447
5.625% due 11/18/2050	$	2,000	3,118
8.750% due 11/21/2033		100	167
			7,828
ペルー合計			10,174
（取得原価＄9,775）			
フィリピン 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Philippines Government International Bond			
2.950% due 05/05/2045		2,200	2,291
フィリピン合計			2,291
（取得原価＄2,200）			
カタール 1.3%			
ソブリン債 1.3%			
Qatar Government International Bond (i)			
3.750% due 04/16/2030		1,900	2,118
4.400% due 04/16/2050		1,400	1,668
4.817% due 03/14/2049		1,600	2,017
カタール合計			5,803
（取得原価＄4,897）			
ルーマニア 1.1%			
ソブリン債 1.1%			
Romania Government International Bond			
2.000% due 12/08/2026	EUR	1,100	1,193
2.124% due 07/16/2031		1,310	1,346
3.624% due 05/26/2030		900	1,055
4.625% due 04/03/2049		1,000	1,253
ルーマニア合計			4,847
（取得原価＄4,875）			
ロシア 3.4%			
社債等 1.1%			
SCF Capital Designated Activity Co.			
5.375% due 06/16/2023	$	4,600	4,886

ソブリン債 2.3%			
Russia Government International Bond			
4.375% due 03/21/2029		1,400	1,620
5.100% due 03/28/2035		7,000	8,778
			10,398
ロシア合計			15,284
（取得原価＄13,148）			
サウジアラビア 1.8%			
社債等 0.0%			
Saudi Arabian Oil Co.			
2.875% due 04/16/2024		200	207
ソブリン債 1.8%			
Saudi Government International Bond			
3.625% due 03/04/2028		900	973
3.750% due 01/21/2055		1,600	1,580
4.375% due 04/16/2029 (i)		3,400	3,877
4.500% due 10/26/2046 (i)		1,100	1,232
4.500% due 04/22/2060		400	443
			8,105
サウジアラビア合計			8,312
（取得原価＄7,829）			
セネガル 0.8%			
バンクローン債務 0.5%			
Republic of Senegal			
2.750% due 06/03/2020	EUR	2,100	2,313
ソブリン債 0.3%			
Senegal Government International Bond			
4.750% due 03/13/2028		1,200	1,227
セネガル合計			3,540
（取得原価＄3,807）			
セルビア 1.1%			
ソブリン債 1.1%			
Serbia Government International Bond			
1.500% due 06/26/2029	$	4,000	4,193
3.125% due 05/15/2027		700	816
セルビア合計			5,009
（取得原価＄5,229）			
シンガポール 0.1%			
社債等 0.1%			
Medco Bell Pte Ltd.			
6.375% due 01/30/2027		800	638
シンガポール合計			638
（取得原価＄789）			
南アフリカ 4.4%			
バンクローン債務 1.5%			
Eskom Holdings			
4.663% due 07/07/2021		6,800	6,697
社債等 2.1%			
Eskom Holdings SOC Ltd.			

5.750% due 01/26/2021		1,100	1,049
6.350% due 08/10/2028		4,300	4,235
6.750% due 08/06/2023		1,800	1,661
Growthpoint Properties International Pty Ltd.			
5.872% due 05/02/2023		1,700	1,683
Sasol Financing USA LLC			
6.500% due 09/27/2028		850	682
Transnet SOC Ltd.			
4.000% due 07/26/2022		200	192
			9,502
ソブリン債 0.8%			
South Africa Government International Bond			
4.850% due 09/30/2029		1,200	1,100
5.750% due 09/30/2049		3,400	2,789
			3,889
南アフリカ合計			20,088
（取得原価＄21,355）			
スリランカ 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Sri Lanka Government International Bond			
5.875% due 07/25/2022		1,860	1,162
6.125% due 06/03/2025		600	342
6.250% due 10/04/2020		1,400	1,274
6.250% due 07/27/2021		7,515	5,411
スリランカ合計			8,189
（取得原価＄11,375）			
タンザニア 0.3%			
バンクローン債務 0.3%			
United Republic of Tanzania			
7.116% due 06/23/2022		1,214	1,218
タンザニア合計			1,218
（取得原価＄1,211）			
チュニジア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Banque Centrale de Tunisie International Bond			
3.280% due 08/09/2027	￥	200,000	1,339
チュニジア合計			1,339
（取得原価＄1,650）			
トルコ 4.1%			
社債等 0.2%			
Turkiye Is Bankasi A/S			
6.125% due 04/25/2024	$	600	585
Yapi ve Kredi Bankasi A/S			
5.850% due 06/21/2024		200	193
			778
ソブリン債 3.9%			
Hazine Mustesarligi Varlik Kiralama A/S			
5.004% due 04/06/2023		600	587
Turkey Government International Bond			
4.875% due 04/16/2043		8,450	6,200
5.250% due 03/13/2030		2,200	1,895
5.750% due 05/11/2047		4,100	3,202
Turkiye Ihracat Kredi Bankasi A/S			

5.000% due 09/23/2021		3,900	3,922
8.250% due 01/24/2024		1,800	1,871
			17,677
トルコ合計			18,455
（取得原価＄21,278）			
ウクライナ3.9%			
ソブリン債3.9%			
Ukraine Government International Bond			
0.000% due 05/31/2040	$	3,200	2,754
4.375% due 01/27/2030	EUR	1,200	1,094
7.375% due 09/25/2032	$	2,200	2,107
7.750% due 09/01/2021		8,100	8,192
7.750% due 09/01/2023		2,600	2,631
7.750% due 09/01/2024		1,000	1,009
ウクライナ合計			17,787
（取得原価＄17,050）			
アラブ首長国連邦1.7%			
社債等0.2%			
DP World PLC			
5.625% due 09/25/2048		700	712
ソブリン債1.5%			
Abu Dhabi Government International Bond			
2.500% due 04/16/2025		500	522
3.125% due 04/16/2030		3,800	4,098
3.875% due 04/16/2050		1,900	2,173
			6,793
アラブ首長国連邦合計			7,505
（取得原価＄7,112）			
英国2.0%			
社債等1.9%			
Afren PLC (e)			
6.625% due 12/09/2020		10,211	266
10.250% due 04/08/2049		8,850	66
11.500% due 02/01/2049		6,808	57
15.000% due 04/25/2049 (g)		6,544	736
NatWest Markets PLC			
1.000% due 05/28/2024	EUR	200	218
Royal Bank of Scotland Group PLC			
4.445% due 05/08/2030	$	200	226
4.892% due 05/18/2029		2,800	3,213
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC			
9.375% due 03/10/2023		120	122
Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC			
8.250% due 07/09/2024		1,700	1,632
Ukraine Railways Via Shortline PLC			
9.875% due 09/15/2021		2,130	2,149
			8,685
ソブリン債0.1%			
Ukreximbank Via Biz Finance PLC			
9.625% due 04/27/2022		417	425
英国合計			9,110
（取得原価＄39,893）			

米国 8.6%			
資産担保証券 0.3%			
Crecera Americas LLC			
7.078% due 11/30/2021	CLP	1,324,800	1,572
社債等 1.4%			
Ford Motor Credit Co. LLC			
3.550% due 10/07/2022	$	600	571
General Electric Co.			
5.550% due 01/05/2026		400	445
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3			
9.750% due 01/06/2027		2,766	2,752
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1			
8.200% due 04/06/2028		1,750	1,768
Rutas 2 & 7 Finance Ltd.			
0.000% due 09/30/2036		900	572
			6,108
モーゲージ担保証券 0.3%			
Adjustable Rate Mortgage Trust			
3.536% due 01/25/2036		39	35
Alternative Loan Trust			
3.640% due 11/25/2035		91	75
Banc of America Mortgage Trust			
3.763% due 02/25/2036		16	15
Chase Mortgage Finance Trust			
3.653% due 03/25/2037		25	23
Citigroup Mortgage Loan Trust			
4.023% due 03/25/2034		4	4
4.057% due 07/25/2046		23	21
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.			
3.444% due 12/25/2035		100	68
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust			
3.786% due 09/25/2047		12	11
GSAA Home Equity Trust			
0.538% due 06/25/2035		31	31
GSMPS Mortgage Loan Trust			
0.518% due 01/25/2036		188	151
HarborView Mortgage Loan Trust			
4.049% due 08/19/2036		4	4
HomeBanc Mortgage Trust			
0.348% due 12/25/2036		53	51
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust			
3.565% due 09/25/2035		81	65
3.599% due 06/25/2035		39	35
Luminent Mortgage Trust			
0.528% due 12/25/2036		15	13
Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust			
3.725% due 04/25/2037		33	30
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust			
3.738% due 06/25/2036		6	6
Sequoia Mortgage Trust			
3.287% due 01/20/2047		14	11
Structured Asset Mortgage Investments II Trust			
0.468% due 02/25/2037		626	533
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates			
0.538% due 05/25/2034		96	80
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust			
3.079% due 01/25/2037		35	31

3.164% due 04/25/2037	20	18
3.301% due 05/25/2037	37	31
3.351% due 12/25/2036	20	19
3.621% due 12/25/2036	70	67
3.718% due 09/25/2036	30	27
		1,455
仕組債 0.3%		
JPMorgan Structured Products BV		
3.381% due 05/22/2023 (g)	1,500	1,413
米国政府機関債 0.9%		
Fannie Mae, TBA (c)		
2.500% due 07/01/2050	350	362
3.500% due 08/01/2050	3,600	3,793
		4,155
米国財務省債務証券 5.4%		
U.S. Treasury Bonds		
2.375% due 08/15/2024	17,200	18,723
2.375% due 05/15/2029	5,100	5,891
		24,614
米国合計		**39,317**
(取得原価 $ 37,193)		
ウルグアイ 2.2%		
ソブリン債 2.2%		
Uruguay Government International Bond		
4.975% due 04/20/2055	3,100	3,784
5.100% due 06/18/2050	2,667	3,279
7.625% due 03/21/2036	2,088	3,086
ウルグアイ合計		**10,149**
(取得原価 $ 8,956)		
ベネズエラ 0.4%		
社債等 0.1%		
Petroleos de Venezuela S.A. (e)		
5.375% due 04/12/2027	6,550	238
5.500% due 04/12/2037	7,040	255
6.000% due 05/16/2024	810	29
		522
ソブリン債 0.3%		
Venezuela Government International Bond (e)		
7.000% due 03/31/2038	2,430	152
7.650% due 04/21/2025	12,085	755
9.250% due 09/15/2027	3,190	200
		1,107
ベネズエラ合計		**1,629**
(取得原価 $ 20,983)		
ザンビア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Zambia Government International Bond		
5.375% due 09/20/2022	2,300	1,063
8.500% due 04/14/2024	400	184
8.970% due 07/30/2027	1,100	506
ザンビア合計		**1,753**
(取得原価 $ 2,991)		

短期金融商品 1.8%			
レポ契約(h) 1.0%			
			4,600
短期債 0.2%			
ING Bank NV			
6.343% due 07/09/2020 (f)		1,000	994
定期預金 0.6%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
0.010% due 06/01/2020		8	8
Bank of Nova Scotia			
0.010% due 06/01/2020		6	6
0.040% due 06/01/2020	CAD	64	47
BNP Paribas Bank			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	65	72
(0.270%) due 06/01/2020	¥	5	0
3.050% due 06/01/2020	ZAR	1	0
Brown Brothers Harriman & Co.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	1	2
0.040% due 06/01/2020	CAD	3	2
Citibank N.A.			
0.010% due 06/01/2020	$	275	275
DBS Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020		55	55
HSBC Bank PLC			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	38	42
JPMorgan Chase Bank N.A.			
0.010% due 06/01/2020	$	550	550
MUFG Bank Ltd.			
(0.270%) due 06/01/2020	¥	65	1
National Australia Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020	$	7	7
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	75	83
(0.270%) due 06/01/2020	¥	11	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	2	2
0.010% due 06/01/2020	$	991	991
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	15	17
(0.270%) due 06/01/2020	¥	1	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	22	27
0.010% due 06/01/2020	$	404	404
			2,591
短期金融商品合計			8,185
(取得原価 $ 8,185)			
投資有価証券合計 103.1%			$ 469,154
(取得原価 $ 549,068)			
金融デリバティブ商品(j)(l) 0.7%			3,287
(取得原価またはプレミアム (純額) $ 2,840)			
その他の資産および負債 (純額) (3.8%)			(17,564)
純資産 100.0%			$ 454,877

投資明細表に対する注記 (金額単位：契約数を除き千米ドル*)：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 永久債（記載日は次回の契約上の償還日）である。
(b) 現物払証券
(c) 発行日取引証券
(d) 偶発転換社債
(e) 債務不履行証券
(f) クーポンは最終利回りである。

(g) 制限付証券:

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	市場価額の対純資産比率
Afren PLC	15.000%	04/25/2049	04/30/2015	$ 6,317	$ 736	0.16%
JPMorgan Structured Products BV	3.381%	05/22/2023	10/18/2019	1,500	1,413	0.31%
制限付証券合計				**$ 7,817**	**$ 2,149**	**0.47%**

借入れおよびその他の金融取引

(h) レポ契約：

取引相手	貸付金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保（評価額）	レポ契約（評価額）	レポ契約に係る未収金[1]
BCY	0.110%	05/29/2020	06/01/2020	$ 2,200	U.S. Treasury Bonds 2.875% due 05/15/2043	$ (2,252)	$ 2,200	$ 2,200
BOS	0.080%	05/27/2020	06/02/2020	2,400	U.S. Treasury Bonds 3.000% due 08/15/2048	(2,423)	2,400	2,400
レポ契約合計						**$ (4,675)**	**$ 4,600**	**$ 4,600**

リバース・レポ契約：

取引相手	借入金利	決済日	満期日	借入金額[3]	リバース・レポ契約に係る未払金
BPS	(3.300%)	05/06/2020	TBD[2]	EUR (638)	$ (637)
BPS	0.700%	06/02/2020	07/07/2020	$ (3,522)	(3,522)
BPS	1.300%	04/28/2020	06/02/2020	(3,319)	(3,324)
BRC	(0.500%)	04/24/2020	TBD[2]	(155)	(155)
CFR	(0.500%)	04/03/2020	TBD[2]	(2,595)	(2,593)
CFR	0.650%	03/18/2020	TBD[2]	(1,788)	(1,790)
CFR	1.250%	05/15/2020	TBD[2]	(1,023)	(1,024)
CFR	1.500%	04/01/2020	TBD[2]	(3,070)	(3,078)
SCX	0.650%	05/18/2020	06/17/2020	(2,451)	(2,452)
リバース・レポ契約合計					**$ (18,575)**

担保付き借入れとして会計処理される特定の取引

	契約の残存期間 翌日物および継続	30日以下	31-90日	90日以上	合計
リバース・レポ契約					
Non-U.S. Corporate Debt	$ 0	$ 0	$ 0	$ (1,661)	$ (1,661)
Non-U.S. Government Debt	0	(5,776)	0	(7,616)	(13,392)
リバース・レポ契約合計	**$ 0**	**$ (5,776)**	**$ 0**	**$ (9,277)**	**$ (15,053)**
借入合計	**$ 0**	**$ (5,776)**	**$ 0**	**$ (9,277)**	**$ (15,053)**
リバース・レポ契約に係る未払金[4]					**$ (15,053)**

売建有価証券：

取引相手	銘柄	クーポン	満期日	元本金額	受取金	売建有価証券に係る未

								払金[5]
BPS	U.S. Treasury Bonds	3.000%	08/15/2048	$	1,750	$	(2,409)	$	(2,423)
売建有価証券合計						**$**	**(2,409)**	**$**	**(2,423)**

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(i) 2020 年 5 月 31 日現在、以下のマスター契約に基づき、市場価格合計＄17,296 の有価証券が担保として差し入れられている。

取引相手	レポ契約に係る未収金	リバース・レポ契約に係る未払金	セール・バイバック取引に係る未払金	空売りに係る未払金	借入れおよびその他の金融取引合計	差入（受入）担保	ネット・エクスポージャー[6]
グローバル／マスター・レポ契約							
BCY	$ 2,200	$ 0	$ 0	$ 0	$ 2,200	$ (2,252)	$ (52)
BOS	2,400	0	0	0	2,400	(2,423)	(23)
BPS	0	(7,483)	0	0	(7,483)	4,532	(2,951)
BRC	0	(155)	0	0	(155)	(36)	(191)
CFR	0	(8,485)	0	0	(8,485)	8,842	357
SCX	0	(2,452)	0	0	(2,452)	2,714	262
マスター証券先渡取引契約							
BPS	0	0	0	(2,423)	(2,423)	0	(2,423)
借入れおよびその他の金融取引合計	**$ 4,600**	**$ (18,575)**	**$ 0**	**$ (2,423)**			

[1] 経過利息を含む。

[2] オープン物リバース・レポ契約。

[3] 2020 年 5 月 31 日に終了した会計期間中の平均借入額は＄16,752 で、加重平均金利は 1.455%であった。セール・バイバック取引とリバース・レポ契約が会計期間中に保有されていた場合、平均借入額にはそれらが含まれる。

[4] 期末のリバース・レポ契約に係る負債の未決済残高は＄(3,522)である。

[5] 売建有価証券に係る未払利息＄15 を含む。

[6] ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引に限り相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

(j) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物取引：

銘柄名	売買区分	消滅日	契約数	未実現評価（損）益	変動証拠金 資産	変動証拠金 負債
Euro-Bund 10-Year Bond Futures	短期	06/2020	57	$ 150	$ 0	$ (25)
U.S. Treasury 2-Year Note	短期	09/2020	82	(1)	0	(7)

September Futures								
U.S. Treasury	10-Year	Note	短期					
September Futures				09/2020	52	(9)	0	(21)
U.S. Treasury	30-Year	Bond						
September Futures			長期	09/2020	90	(175)	228	0
先物契約合計						**$ (35)**	**$ 228**	**$ (53)**

スワップ契約：

金利スワップ

								変動証拠金	
変動金利支払／受取	**変動金利インデックス**	**固定金利**	**満期日**		**想定元本**	**市場価格**	**未実現評価（損）益**	**資産**	**負債**
Pay	3-Month USD-LIBOR	2.600%	03/16/2021	$	33,500	$ 736	$ 789	$ 4	$ 0
Receive[(1)]	3-Month USD-LIBOR	2.643%	03/16/2022		33,500	(815)	(871)	0	(8)
Pay	3-Month USD-LIBOR	1.750%	06/21/2047		6,700	1,409	2,968	126	0
Receive	6-Month EURIBOR	(0.150%)	03/18/2030	EUR	2,800	(2)	(53)	0	(9)
Receive	6-Month EURIBOR	0.250%	03/18/2050		7,500	(570)	(919)	15	0
Receive[(1)]	6-Month GBP-LIBOR	0.750%	06/17/2022	GBP	6,500	(81)	(84)	0	(5)
Pay	6-Month HUF-BUBOR	0.500%	01/10/2022	HUF	7,911,400	(79)	(84)	42	0
Receive	6-Month HUF-BUBOR	0.446%	03/25/2022		6,600,000	114	113	0	(44)
Receive	6-Month HUF-BUBOR	0.390%	03/31/2022		1,353,500	25	25	0	(9)
Pay	IBMEXID	6.100%	02/26/2025	MXN	88,800	149	149	3	0
Pay	IBMEXID	6.100%	02/28/2025		47,100	78	78	2	0
Receive	IBMEXID	5.470%	04/21/2025		23,000	(9)	(9)	0	(1)
Receive	IBMEXID	5.615%	04/23/2025		90,500	(61)	(61)	0	(3)
Receive	IBMEXID	5.520%	04/24/2025		21,000	(10)	(10)	0	(1)
スワップ契約合計						**$ 884**	**$ 2,031**	**$ 192**	**$ (80)**

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の上場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

(k) 2020 年 5 月 31 日現在、上場および中央清算金融デリバティブ商品について $ 2,757 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	市場価格	変動証拠金資産			市場価格	変動証拠金負債		
	買建オプション	先物	スワップ契約	合計	売建オプション	先物	スワップ契約	合計
上場または中央清算合計	**$ 0**	**$ 228**	**$ 192**	**$ 420**	**$ 0**	**$ (53)**	**$ (80)**	**$ (133)**

[(1)] この金融商品の効力発生日は先日付である。詳細は財務書類に対する注記 2、有価証券取引および投資収益を参照。

(l) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	未実現評価（損）益 負債
BOA	06/2020	$	173	ILS	619	$ 2	$ 0
BPS	06/2020		748	EUR	693	23	0
BPS	06/2020		134	MXN	3,284	14	0
CBK	06/2020	EUR	831	$	906	0	(19)
CBK	06/2020	GBP	109		137	2	0
CBK	06/2020	PEN	20,045		5,953	121	0
CBK	06/2020	$	447	EUR	409	7	0
CBK	06/2020		111	ILS	397	3	0
CBK	06/2020		5,831	PEN	20,045	1	0
CBK	07/2020		42	HUF	14,013	3	0
CBK	07/2020		260	MXN	6,488	32	0
CBK	07/2020		2,170	PEN	7,445	0	(6)
CBK	09/2020	PEN	12,846	$	3,732	9	0
CBK	09/2020		20,045		5,812	0	(2)
CBK	09/2020	$	6,368	PEN	21,581	0	(109)
DUB	07/2020	PEN	2,199	$	633	0	(6)
GLM	07/2020	MXN	8,214		330	0	(39)
GLM	11/2021	CLP	1,324,800		1,877	230	0
HUS	06/2020	$	44	COP	171,089	2	0
IND	08/2020		1,144	JPY	122,300	0	(8)
JPM	06/2020	EUR	667	$	720	0	(22)
SCX	06/2020		25,517		27,964	0	(420)
SCX	07/2020		25,913		28,842	0	0
SSB	08/2020	JPY	278,113		2,599	15	0
外国為替先渡契約合計						**$ 464**	**$ (631)**

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ ― 買建プロテクション[1]

取引相手	参照組織	固定約定（支払）レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド（2020年5月31日現在）[3]	想定元本[4]	プレミアム支払額（受取額）	未実現評価（損）益	スワップ契約（公正価値） 資産	スワップ契約（公正価値） 負債
BOA	Colombia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	1.443%	$ 3,900	$ (12)	$ 72	$ 60	$ 0
BPS	Mexico Government International Bond	(1.000%)	12/20/2023	1.370%	9,500	96	8	104	0
BPS	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	300	1	(2)	0	(1)
BRC	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	2,500	12	(21)	0	(9)
CBK	Brazil Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	5,000	26	(44)	0	(18)
DUB	Turkey Government International Bond	(1.000%)	12/20/2022	2.051%	9,400	216	13	229	0
DUB	Brazil Government	(1.000%)	12/20/2023	5.471%	9,400	1,126	186	1,312	0
GST	Brazil Government	(1.000%)	06/20/2023	2.215%	3,000	230	(128)	102	0

	International Bond Russia Government International								
GST	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	1,800	26	(44)	0	(18)
	Turkey Government International								
GST	Bond	(1.000%)	12/20/2024	5.542%	5,500	689	276	965	0
	Dubai Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	12/20/2024	2.072%	100	0	5	5	0
	Mexico Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	12/20/2023	1.370%	3,200	42	(7)	35	0
	Russia Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	4,600	119	(166)	0	(47)
	Dubai Government International								
JPM	Bond	(1.000%)	12/20/2024	2.072%	700	(1)	32	31	0
	Brazil Government International								
MYC	Bond	(1.000%)	12/20/2022	2.051%	7,100	157	16	173	0
	Russia Government International								
MYC	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	13,700	227	(367)	0	(140)
						$ 2,954	$ (171)	$ 3,016	$ (233)

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ － 売建プロテクション[2]

								スワップ契約（公正価値）	
取引相手	参照組織	固定約定受取レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド（2020年5月31日現在）[3]	想定元本[4]	プレミアム支払額（受取額）	未実現評価（損）益	資産	負債
	Huarong Finance 2019 Co. Ltd.								
BOA		1.000%	10/23/2020	0.491%	$ 1,100	$ (1)	$ 4	$ 3	$ 0
	Qatar Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	0.664%	3,700	16	29	45	0
	Saudi Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	1.035%	10,700	44	(34)	10	0
	Egypt Government International								
BPS	Bond	1.000%	06/20/2020	2.490%	600	0	1	1	0
	Indonesia Government International								
BPS	Bond	1.000%	12/20/2023	1.150%	3,200	(30)	19	0	(11)
	Indonesia Government International								
BRC	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	3,000	(41)	51	10	0
	Panama Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2021	0.531%	1,500	(18)	32	14	0
	Peru Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2021	0.314%	3,400	(2)	45	43	0
	Qatar Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.608%	3,700	18	27	45	0
	Saudi Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2024	1.299%	375	4	(8)	0	(4)
CBK	Mexico Government	1.000%	06/20/2020	0.397%	700	3	(1)	2	0

	International Bond Egypt Government International								
DUB	Bond	1.000%	06/20/2020	2.490%	3,000	(87)	91	4	0
	Indonesia Government International								
GST	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	5,600	(74)	93	19	0
	Qatar Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2023	0.744%	4,200	38	9	47	0
	Saudi Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2024	1.299%	225	2	(5)	0	(3)
	Sberbank of Russia Via SB								
GST	Capital S.A.	1.000%	06/20/2020	0.622%	8,800	16	4	20	0
	Indonesia Government International								
HUS	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	3,800	(50)	63	13	0
	Mexico Government International								
HUS	Bond	1.000%	06/20/2020	0.397%	3,600	19	(10)	9	0
	Peru Government International								
HUS	Bond	1.000%	12/20/2021	0.314%	2,000	(1)	26	25	0
	Israel Government International								
JPM	Bond	1.000%	06/20/2024	0.626%	500	12	(3)	9	0
	Panama Government International								
JPM	Bond	1.000%	12/20/2021	0.531%	1,000	(12)	22	10	0
	Qatar Government International								
MYC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.608%	6,300	29	47	76	0
	Saudi Government International								
NGF	Bond	1.000%	12/20/2021	0.794%	200	0	1	1	0
	Saudi Government International								
NGF	Bond	1.000%	12/20/2023	1.122%	1,800	1	(5)	0	(4)
						$ (114)	$ 498	$ 406	$ (22)
スワップ契約合計						**$ 2,840**	**$ 327**	**$ 3,422**	**$ (255)**

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(m) 2020 年 5 月 31 日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約が適用される金融デリバティブ商品に関して $ 350 の現金が担保として差し入れられている。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
取引相手	外国為替先渡契約	買建オプション	スワップ契約	店頭合計	外国為替先渡契約	売建オプション	スワップ契約	店頭合計	店頭デリバティブの市場価格（純額）	差入（受取）担保	ネット・エクスポージャー(5)
BOA	$ 2	$ 0	$ 118	$ 120	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 120	$ 0	$ 120
BPS	37	0	105	142	0	0	(12)	(12)	130	(150)	(20)

BRC	0	0	112	112	0	0	(13)	(13)	99	(260)	(161)
CBK	178	0	2	180	(136)	0	(18)	(154)	26	(160)	(134)
DUB	0	0	1,545	1,545	(6)	0	0	(6)	1,539	(2,189)	(650)
GLM	230	0	0	230	(39)	0	0	(39)	191	(260)	(69)
GST	0	0	1,153	1,153	0	0	(21)	(21)	1,132	(1,160)	(28)
HUS	2	0	87	89	0	0	(47)	(47)	42	(260)	(218)
IND	0	0	0	0	(8)	0	0	(8)	(8)	0	(8)
JPM	0	0	50	50	(22)	0	0	(22)	28	0	28
MYC	0	0	249	249	0	0	(140)	(140)	109	(261)	(152)
NGF	0	0	1	1	0	0	(4)	(4)	(3)	0	(3)
SCX	0	0	0	0	(420)	0	0	(420)	(420)	350	(70)
SSB	15	0	0	15	0	0	0	0	15	0	15
店頭合計	**$ 464**	**$ 0**	**$ 3,422**	**$ 3,886**	**$ (631)**	**$ 0**	**$ (255)**	**$ (886)**			

(1) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは（i）プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または（ii）スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。

(2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは（i）プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または（ii）スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。

(3) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性やリスクを表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。

(4) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。

(5) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクについては財務書類に対する注記7、主なリスクを参照。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2020年5月31日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 －						

資産						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 228	$ 228
スワップ契約	0	0	0	0	192	192
	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 420	$ 420
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 464	$ 0	$ 464
スワップ契約	0	3,422	0	0	0	3,422
	$ 0	$ 3,422	$ 0	$ 464	$ 0	$ 3,886
	$ 0	$ 3,422	$ 0	$ 464	$ 420	$ 4,306
金融デリバティブ商品 － 負債						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ (53)	$ (53)
スワップ契約	0	0	0	0	(80)	(80)
	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ (133)	$ (133)
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (631)	$ 0	$ (631)
スワップ契約	0	(255)	0	0	0	(255)
	$ 0	$ (255)	$ 0	$ (631)	$ 0	$ (886)
	$ 0	$ (255)	$ 0	$ (631)	$ (133)	$ (1,019)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	**クレジット契約**	**エクイティ契約**	**外国為替契約**	**金利契約**	**合計**
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 3,019	$ 3,019
スワップ契約	0	14	0	0	4,362	4,376
	$ 0	$ 14	$ 0	$ 0	$ 7,381	$ 7,395
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 4,240	$ 0	$ 4,240
売建オプション	0	(254)	0	0	325	71
	$ 0	$ (254)	$ 0	$ 4,240	$ 325	$ 4,311
	$ 0	$ (240)	$ 0	$ 4,240	$ 7,706	$ 11,706
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 215	$ 215
スワップ契約	0	(10)	0	0	(386)	(396)
	$ 0	$ (10)	$ 0	$ 0	$ (171)	$ (181)
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (437)	$ 0	$ (437)
スワップ契約	0	152	0	0	(120)	32
	$ 0	$ 152	$ 0	$ (437)	$ (120)	$ (405)
	$ 0	$ 142	$ 0	$ (437)	$ (291)	$ (586)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2020 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	**レベル 1**	**レベル 2**	**レベル 3**	**公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）**
投資有価証券（公正価値）				
アンゴラ				
ソブリン債	$ 0	$ 3,089	$ 0	$ 3,089

アルゼンチン				
社債等	0	151	0	151
ソブリン債	0	6,758	0	6,758
アルメニア				
ソブリン債	0	700	0	700
オーストリア				
社債等	0	655	0	655
アゼルバイジャン				
社債等	0	5,553	0	5,553
バハマ				
ソブリン債	0	2,337	0	2,337
バーレーン				
ソブリン債	0	2,746	0	2,746
ブラジル				
バンクローン債務	0	0	3,314	3,314
社債等	0	12,840	0	12,840
ソブリン債	0	7,518	0	7,518
英領バージン諸島				
社債等	0	5,006	0	5,006
カメルーン				
ソブリン債	0	2,433	0	2,433
ケイマン諸島				
資産担保証券	0	0	393	393
社債等	0	20,728	0	20,728
チリ				
社債等	0	16,338	0	16,338
ソブリン債	0	2,040	0	2,040
中国				
社債等	0	546	0	546
コロンビア				
社債等	0	3,864	0	3,864
ソブリン債	0	4,344	0	4,344
コスタリカ				
ソブリン債	0	3,456	0	3,456
ドミニカ共和国				
ソブリン債	0	12,813	0	12,813
エクアドル				
社債等	0	939	0	939
ソブリン債	0	3,842	0	3,842
エジプト				
ソブリン債	0	7,922	0	7,922
エルサルバドル				
ソブリン債	0	4,103	0	4,103
ガーナ				
ソブリン債	0	7,977	0	7,977
グアテマラ				
社債等	0	3,231	0	3,231
ソブリン債	0	3,855	0	3,855
香港				
社債等	0	4,918	0	4,918
インド				
社債等	0	5,937	0	5,937
ソブリン債	0	983	0	983
インドネシア				
社債等	0	10,577	0	10,577
ソブリン債	0	5,444	0	5,444
アイルランド				
社債等	0	6,867	0	6,867

イスラエル				
社債等	0	1,317	0	1,317
ソブリン債	0	3,242	0	3,242
コートジボワール				
ソブリン債	0	1,407	0	1,407
ジャマイカ				
社債等	0	474	0	474
ジャージー、チャンネル諸島				
資産担保証券	0	0	406	406
カザフスタン				
社債等	0	4,522	0	4,522
ケニア				
ソブリン債	0	1,432	0	1,432
ルクセンブルク				
社債等	0	14,945	0	14,945
マレーシア				
社債等	0	1,357	0	1,357
マーシャル諸島				
社債等	0	88	0	88
モーリシャス				
社債等	0	384	0	384
メキシコ				
社債等	0	13,221	0	13,221
ソブリン債	0	5,396	0	5,396
モンゴル				
ソブリン債	0	2,944	0	2,944
ナミビア				
ソブリン債	0	982	0	982
オランダ				
社債等	0	3,372	0	3,372
ナイジェリア				
ソブリン債	0	10,696	0	10,696
オマーン				
ソブリン債	0	8,940	0	8,940
パキスタン				
ソブリン債	0	2,565	0	2,565
パナマ				
社債等	0	1,340	0	1,340
ソブリン債	0	3,734	0	3,734
パラグアイ				
ソブリン債	0	1,551	0	1,551
ペルー				
社債等	0	2,346	0	2,346
ソブリン債	0	7,828	0	7,828
フィリピン				
ソブリン債	0	2,291	0	2,291
カタール				
ソブリン債	0	5,803	0	5,803
ルーマニア				
ソブリン債	0	4,847	0	4,847
ロシア				
社債等	0	4,886	0	4,886
ソブリン債	0	10,398	0	10,398
サウジアラビア				
社債等	0	207	0	207
ソブリン債	0	8,105	0	8,105
セネガル				
バンクローン債務	0	0	2,313	2,313

ソブリン債		0		1,227		0	1,227
セルビア							
ソブリン債		0		5,009		0	5,009
シンガポール							
社債等		0		638		0	638
南アフリカ							
バンクローン債務		0		0		6,697	6,697
社債等		0		9,502		0	9,502
ソブリン債		0		3,889		0	3,889
スリランカ							
ソブリン債		0		8,189		0	8,189
タンザニア							
バンクローン債務		0		0		1,218	1,218
チュニジア							
ソブリン債		0		1,339		0	1,339
トルコ							
社債等		0		778		0	778
ソブリン債		0		17,677		0	17,677
ウクライナ							
ソブリン債		0		17,787		0	17,787
アラブ首長国連邦							
社債等		0		712		0	712
ソブリン債		0		6,793		0	6,793
英国							
社債等		0		7,949		736	8,685
ソブリン債		0		425		0	425
米国							
資産担保証券		0		0		1,572	1,572
社債等		0		6,108		0	6,108
モーゲージ担保証券		0		1,455		0	1,455
仕組債		0		1,413		0	1,413
米国政府機関債		0		4,155		0	4,155
米国財務省債務証券		0		24,614		0	24,614
ウルグアイ							
ソブリン債		0		10,149		0	10,149
ベネズエラ							
社債等		0		522		0	522
ソブリン債		0		1,107		0	1,107
ザンビア							
ソブリン債		0		1,753		0	1,753
短期金融商品		0		8,185		0	8,185
投資合計	$	0	$	452,505	$	16,649	$ 469,154
売建有価証券(評価額)	**$**	**0**	**$**	**(2,423)**	**$**	**0**	**$ (2,423)**
金融デリバティブ商品 － 資産							
上場または中央清算		228		192		0	420
店頭		0		3,886		0	3,886
	$	228	$	4,078	$	0	$ 4,306
金融デリバティブ商品 － 負債							
上場または中央清算		(53)		(80)		0	(133)
店頭		0		(886)		0	(886)
	$	(53)	$	(966)	$	0	$ (1,019)
合計	**$**	**175**	**$**	**453,194**	**$**	**16,649**	**$ 470,018**

以下は、2020 年 5 月 31 日に終了した年度において、ファンドのために重要な観察不能の情報(レベル 3)を使用した公正価値の購入、発行および振替の要約である。

カテゴリー		純購入額		レベル 3 へ振替		レベル 3 から振替
投資有価証券（公正価値）						
セネガル						
バンクローン債務	$	2,318	$	0	$	0
南アフリカ						
バンクローン債務		6,843		0		0
	$	9,161	$	0	$	0

以下は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類された資産と負債の公正価値評価に使用された重要な観察不能な情報の要約である。

カテゴリー		期末残高（2020 年 5 月 31 日現在）	評価手法	観察不能な情報	入力値（別段の注記のない限り%）
投資有価証券（公正価値）					
ブラジル					
バンクローン債務	$	3,314	Proxy Pricing	Base Price	100.83
ケイマン諸島					
資産担保証券		393	Other Valuation Techniques[(1)]	-	-
ジャージー、チャンネル諸島					
資産担保証券		406	Other Valuation Techniques[(1)]	-	-
セネガル					
バンクローン債務		2,313	Third Party Vendor	Broker Quote	99.00
南アフリカ					
バンクローン債務		6,697	Proxy Pricing	Base Price	98.50
タンザニア					
バンクローン債務		1,218	Proxy Pricing	Base Price	100.50
英国					
社債等		736	Other Valuation Techniques[(1)]	-	-
米国					
資産担保証券		1,572	Proxy Pricing	Base Price	96.00
合計	**$**	**16,649**			

(1) 財務書類に対する注記で定義されていない評価手法を使用して評価された有価証券がファンドにとって重要であるとみなされないために、そのような評価手法が含まれている。

添付の注記参照

財務書類に対する注記
2020 年 5 月 31 日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告規定に該当する投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、財務報告日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示事項、ならびに報告期中における運用による純資産の増加および減少の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 原ファンド

受託会社およびマネージャーは、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、およびＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、「原ファンド」または「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の 1 口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。

財務ハイライトに記載の比率は被取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関しては財務書類の注記を適宜参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、当該有価証券の約定日から標準決済期間を経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、先スタート発効日のある有価証券は例外で、その受取利息は発効日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に応じて受取利息の構成要素または投資に係る未実現評価益（評価損）の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。経過利息計上停止債務証券は、発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての有価証券の売買および収益費用項目は、取引日

における実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動の影響を保有有価証券の市場価格の変動と区別して報告していない。かかる変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現損益の純変動額に含まれている。ファンドは外国通貨建ての有価証券に投資することができ、かつ、取引時点の実勢為替レートでスポット（現金）ベースでも外国為替先渡契約によっても外国通貨取引を行うことができる。スポット外国通貨の売却から発生する実現外国為替損益、有価証券取引に係る取引日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との間の差額は損益計算書の外国通貨取引に係る実現純損益に含まれている。報告期間末に保有されている投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替純損益は、損益計算書の外国通貨資産および負債に係る未実現評価損益の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
ＰＩＭＣＯバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯバミューダ Ｕ.Ｓ. ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	米ドル	米ドル
・ USD		
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII	日本円	米ドル
・ J（BRL）		
・ J（IDR）		
・ J（INR）		
・ J（MXN）		
・ J（TRY）		
・ J（ZAR）		
ＰＩＭＣＯユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ＰＩＭＣＯリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー		
・ AUD	豪ドル	米ドル
・ C（USD）	米ドル	米ドル
・ J（JPY）	日本円	米ドル
・ J（USD）	日本円	米ドル
・ JPY	日本円	米ドル
・ USD	米ドル	米ドル

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、それぞれのファンドの各クラスの純資産価額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、代理店報酬および販売報酬である。

(e) 分配方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎日公表毎月支払:
ＰＩＭＣＯユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月分配:
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー ・ J（JPY） ・ J（USD）
四半期分配:
ＰＩＭＣＯバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド ＰＩＭＣＯバミューダ Ｕ.Ｓ. ロー・デュレーション・ファンド
毎年分配:
ＰＩＭＣＯリアル・リターン・ファンド ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー ・ AUD ・ C（USD） ・ JPY ・ USD
マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払いを認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 新しい会計原則

2020 年 3 月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）はロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)および廃止が予想されているその他の参照金利からの移行に伴う潜在的な会計上の負荷を軽減するための任意のガイダンスを提供する会計基準アップデート（以下、「ASU」という）ASU 2020-04 を発行した。この ASU は 2020 年 3 月 12 日のアップデートの公表後直ちに発効し 2022 年 12 月 31 日まで有効である。
現時点で経営陣は、財務書類に対するこの変更の影響を評価している。

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2020年 7月 15日現在	2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	667,128,703	527,621,664
流動資産合計	667,128,703	527,621,664
資産合計	667,128,703	527,621,664
負債の部		
流動負債		
未払解約金	125,723	6,160,970
未払利息	197	102
流動負債合計	125,920	6,161,072
負債合計	125,920	6,161,072
純資産の部		
元本等		
元本	656,492,323	513,302,339
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	10,510,460	8,158,253
元本等合計	667,002,783	521,460,592
純資産合計	667,002,783	521,460,592
負債純資産合計	667,128,703	527,621,664

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

		2020年 7月 15日現在	2021年 1月 15日現在
1．	期首	2020年 1月 16日	2020年 7月 16日
	期首元本額	685,587,321円	656,492,323円
	期首からの追加設定元本額	114,292,284円	3,845,685円
	期首からの一部解約元本額	143,387,282円	147,035,669円
	元本の内訳　※		
	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）Ｅ　Ｆｕｎｄ　ＣＳＩ３００	198,295円	198,295円
	上場インデックスファンド海外債券（ＦＴＳＥ　ＷＧＢＩ）毎月分配型	19,740円	19,740円
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	9,984,611円	9,367,122円
	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	11,529,893円	11,261,086円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	837,731円	723,634円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース	5,343,847円	5,343,847円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	1,682,598円	2,729,659円
	資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	912,420円	1,242,025円
	資源ファンド（株式と通貨）円コース	30,449円	26,290円
	資源ファンド（株式と通貨）メキシコペソ・コース	23,437円	22,523円
	資源ファンド（株式と通貨）トルコリラ・コース	39,783円	52,439円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース	74,083円	71,422円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース（資産成長型）	12,452円	19,005円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース（資産成長型）	11,807円	23,567円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース（資産成長型）	33,786円	38,648円
	グローバル３倍３分法ファンド（１年決算型）	380,568,860円	269,038,837円
	グローバル３倍３分法ファンド（隔月分配型）	182,461,308円	155,509,624円
	日興・ＧＳ　世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	8,022,017円	7,783,783円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	16,831,146円	16,232,557円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	4,249,495円	4,111,256円
	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	2,493,400円	2,519,377円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	1,369,904円	1,468,260円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）	2,884,818円	2,551,718円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	647,293円	658,425円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	23,611,822円	19,653,762円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）	757,468円	774,855円
	日興・世界ソブリン・ファンド　ＶＡ（適格機関投資家転売制限付）	645,588円	629,290円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）	256,585円	255,420円

	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）	957,687円	975,873円
	計	656,492,323円	513,302,339円
2.	受益権の総数	656,492,323口	513,302,339口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日	自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	2020年 7月 15日現在	2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2020年 7月 15日現在		2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	1.0160円	1口当たり純資産額	1.0159円

(1万口当たり純資産額)	(10,160円)	(1万口当たり純資産額)	(10,159円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 1月29日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	16,452,399,831円
Ⅱ　負債総額	51,269,436円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,401,130,395円
Ⅳ　発行済口数	34,569,271,994口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4744円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	4,262,821,450円
Ⅱ　負債総額	11,459,231円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,251,362,219円
Ⅳ　発行済口数	6,206,697,422口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6850円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	514,601,575円
Ⅱ　負債総額	1,375,994円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	513,225,581円
Ⅳ　発行済口数	505,197,618口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0159円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2021年１月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2021年１月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び５名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2021年１月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、2021年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			847	245,901
	株式投資信託		786	210,573
		単位型	278	11,140
		追加型	508	199,432
	公社債投資信託		61	35,327
		単位型	48	1,921
		追加型	13	33,406

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 62 期中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月８日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年12月4日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウエア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		354		554
未払金		6,112		5,881
未払収益分配金		7		8
未払償還金		71		71
未払手数料	※3	5,299		5,202
その他未払金		734		599
未払費用	※3	3,897	※3	4,289
未払法人税等		2,382		1,439
未払消費税等	※4	621	※4	746
賞与引当金		2,680		2,718
役員賞与引当金		210		55
その他	※3	172		42
流動負債合計		16,431		15,726
固定負債				
退職給付引当金		1,405		1,395
その他		629		695
固定負債合計		2,035		2,091
負債合計		18,466		17,818
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		47,142		55,395
利益剰余金合計		47,142		55,395
自己株式		△833		△905
株主資本合計		68,891		77,073
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		493		△60
繰延ヘッジ損益		185		389
評価・換算差額等合計		679		329
純資産合計		69,571		77,402
負債純資産合計		88,038		95,220

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

（単位：百万円）

		第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※１	1,865	※１	4,881
有価証券償還益		1		－
デリバティブ収益	※１	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※１	286		185
有価証券償還損		－		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		－		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		－
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

（3）【株主資本等変動計算書】

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第61期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

［注記事項］

（重要な会計方針）

項目	第61期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　3年～15年 器具備品　3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年３月 30 日）
・　「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年３月 30 日）

（１）　概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）　適用予定日
2022 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,281百万円 器具備品　655百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,311百万円 器具備品　707百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 現金・預金　1,347百万円 未収収益　127百万円 （流動負債） 未払手数料　350百万円 未払費用　767百万円 その他　162百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　151百万円 （流動負債） 未払費用　623百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務365百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,831百万円 デリバティブ収益　54百万円 支払利息　75百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,849百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	－	323,400	1,171,500	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	108,900	－	33,000	75,900	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	－	630,300	2,055,900	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	－	3,618,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	－	66,000	3,811,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	－	4,422,000	66,000	4,356,000	－
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	－

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	－	1,454,500

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	－	1,171,500	－	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	75,900	－	75,900	－	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	－	871,200	1,184,700	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	2,272,000	1,346,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	－	1,417,000	2,394,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	－	1,417,000	2,939,000	－
合計		15,088,300	－	7,224,600	7,863,700	－

（注）１　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月28日取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年３月31日	2019年６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

（リース取引関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	853百万円	１年内	912百万円
１年超	6,704百万円	１年超	6,148百万円
合計	7,558百万円	合計	7,060百万円

（金融商品関係）

第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	－
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	－
(3) 未収収益	618	618	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	－
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	－
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	－
デリバティブ取引計	(158)	(158)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち３百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち０百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,680	－	－	－
未収委託者報酬	16,867	－	－	－
未収収益	618	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自　2019 年４月１日　至　2020 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2020 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	－
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	－
(3) 未収収益	1,412	1,412	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,828	17,828	－
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	－
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	－
デリバティブ取引計	142	142	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	24,591	－	－	－
未収委託者報酬	16,912	－	－	－
未収収益	1,412	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

（有価証券関係）
第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

（デリバティブ取引関係）
第60期(2019年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,407 －	－ －	3 －	3 －
合計		2,407	－	3	3

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
　　2　時価の算定方法
　　金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,792	－	△35	△35
合計		1,792	－	△35	△35

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
　通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	2,251	－	△42
	豪ドル		63	－	△0
	シンガポールドル		975	－	△18
	香港ドル		518	－	△8
	人民元		2,149	－	△58
	ユーロ		81	－	0
合計			6,040	－	△127

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第61期(2020年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	1,913 －	－ －	△41 －	△41 －
合計		1,913	－	△41	△41

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,808	－	15	15
合計		1,808	－	15	15

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,427	－	20
	豪ドル		48	－	9
	シンガポールドル		944	－	58
	香港ドル		529	－	2
	人民元		2,017	－	76
	ユーロ		70	－	1
合計			7,038	－	167

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,010	(1)関連会社に対する投資の金額　3,002
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,668	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,485
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,704	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,631

（退職給付関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1％

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	－
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	―	―
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

（税効果会計関係）

第60期 （2019年3月31日）		第61期 （2020年3月31日）	
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位：百万円）		（単位：百万円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	820	賞与引当金	822
投資有価証券評価損	96	投資有価証券評価損	102
関係会社株式評価損	1,430	関係会社株式評価損	1,430
退職給付引当金	430	退職給付引当金	427
固定資産減価償却費	103	固定資産減価償却費	96
その他	761	その他	744
繰延税金資産小計	3,643	繰延税金資産小計	3,624
評価性引当金	△1,430	評価性引当金	△1,430
繰延税金資産合計	2,212	繰延税金資産合計	2,194
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	217	繰延ヘッジ利益	172
繰延ヘッジ利益	81	繰延税金負債合計	172
繰延税金負債合計	299	繰延税金資産の純額	2,022
繰延税金資産の純額	1,913		
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△4.4%	受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△9.6%
その他	0.6%	その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6%

（関連当事者情報）

第60期(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	554 (SGD 6,800 千)(注2)	－	－
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	8 (SGD 104 千)	－	－
							資金の貸付(米国ドル貸建)(注3)	1,807 (USD 16,500 千)(注4)	関係会社短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付(円貨建)(注3)	－	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	－	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	－	－
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米国ドル貸建)(注6)	5,364 (USD 50,000 千)(注7)	－	－
							資金の借入の返済(米国ドル貸建)(注6)	5,526 (USD 50,000 千)(注7)	－	－
							借入金利息(米国ドル貸建)(注6)	65 (USD 593 千)	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　取引金額 554 百万円（SGD6,800 千）の内訳は、貸付の返済 554 百万円（SGD6,800 千）であります。

3　融資枠 5,000 百万円（若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4　取引金額 1,807 百万円（USD16,500 千）の内訳は、貸付 1,807 百万円（USD16,500 千）であります。

5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及び Nikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
7 取引金額 5,364 百万円（USD50,000 千）及び 5,526 百万円（USD50,000 千）の内訳は、借入 5,364 百万円（USD50,000 千）及び借入の返済 5,526 百万円（USD50,000 千）であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	1,793(USD 16,500千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	86(USD 798千)	未収収益	13(USD 122千)
							資金の貸付(円貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	1,526(USD 14,000千)	―	―
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550(百万円)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	2,700	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　資枠5,000百万円（若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
１株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション（1）1,346,000株、2016年度ストックオプション（２）2,394,000株、2017年度ストックオプション（１）2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	69,571	77,402
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,647	195,558

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等
（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		23,938
有価証券		42
未収委託者報酬		14,700
未収収益		838
関係会社短期貸付金		2,323
その他	※２	2,990
流動資産合計		44,833
固定資産		
有形固定資産	※１	408
無形固定資産		154
投資その他の資産		
投資有価証券		21,271
関係会社株式		25,769
長期差入保証金		462
繰延税金資産		1,702
投資その他の資産合計		49,206
固定資産合計		49,769
資産合計		94,603

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,010
未払費用		3,510
未払法人税等		1,507
未払消費税等	※3	562
賞与引当金		1,606
役員賞与引当金		27
その他		1,069
流動負債合計		15,294
固定負債		
退職給付引当金		1,452
その他		315
固定負債合計		1,768
負債合計		17,062
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		55,970
利益剰余金合計		55,970
自己株式		△2,067
株主資本合計		76,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		645
繰延ヘッジ損益		408
評価・換算差額等合計		1,054
純資産合計		77,541
負債純資産合計		94,603

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		35,275
その他営業収益		1,507
営業収益合計		36,782
営業費用及び一般管理費	※１	32,215
営業利益		4,567
営業外収益	※２	789
営業外費用	※３	418
経常利益		4,938
特別利益	※４	43
特別損失	※５	91
税引前中間純利益		4,891
法人税等	※６	1,452
中間純利益		3,438

（３）中間株主資本等変動計算書

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073
当中間期変動額							
剰余金の配当				△2,862	△2,862		△2,862
中間純利益				3,438	3,438		3,438
自己株式の取得						△1,161	△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	575	575	△1,161	△586
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	55,970	55,970	△2,067	76,486

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△60	389	329	77,402
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,862
中間純利益				3,438
自己株式の取得				△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	706	18	724	724
当中間期変動額合計	706	18	724	138
当中間期末残高	645	408	1,054	77,541

注記事項
（重要な会計方針）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
※1　有形固定資産の減価償却累計額 2,060百万円
※2　信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※3　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※4　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務28百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）	
※1　減価償却実施額	
有形固定資産	43百万円
無形固定資産	20百万円
※2　営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	40百万円
受取配当金	719百万円
※3　営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	60百万円
デリバティブ費用	338百万円
※4　特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	43百万円
※5　特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	90百万円
※6　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,454,500	1,405,500	－	2,860,000

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2011年度ストックオプション（1）	普通株式	1,184,700	－	270,600	914,100	－
2016年度ストックオプション（1）	普通株式	1,346,000	－	319,000	1,027,000	－
2016年度ストックオプション（2）	普通株式	2,394,000	－	402,000	1,992,000	－
2017年度ストックオプション（1）	普通株式	2,939,000	－	－	2,939,000	－
合計		7,863,700	－	991,600	6,872,100	－

（注）１　当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)914,100株、2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、2016年度ストックオプション(2)1,198,000株及び2017年度ストックオプション(1)986,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(2)794,000株及び2017年度ストックオプション(1)1,953,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　911百万円 １年超　5,692百万円 合計　6,604百万円

（金融商品関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年９月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

2020 年９月 30 日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	23,938	23,938	－
(2) 未収委託者報酬	14,700	14,700	－
(3) 未収収益	838	838	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,323	2,323	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	21,297	21,297	－
(6) 未払金	(7,010)	(7,010)	－
(7) 未払費用	(3,510)	(3,510)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(15)	(15)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	14	14	－
デリバティブ取引計	(1)	(1)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１ 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 21 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、36 百万円は、流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち 65 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、51 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

２ 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

３ 子会社株式（中間貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年 9 月 30 日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

（注）子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,871	8,550	1,320
	小計	9,871	8,550	1,320
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	11,425	11,815	△389
	小計	11,425	11,815	△389
合計		21,297	20,366	930

（注）1　減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2　非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第62期中間会計期間(2020年９月30日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,250	－	△36	△36
合計		2,250	－	△36	△36

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,766	－	21	21
合計		1,766	－	21	21

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	投資有価証券	4,775	－	53
	豪ドル		3	－	△0
	シンガポールドル		509	－	△1
	ユーロ		47	－	△0
	香港ドル		1,068	－	12
	人民元		2,404	－	△48
合計			8,808	－	14

（注）１　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （1）関連会社に対する投資の金額　3,003百万円 （2）持分法を適用した場合の投資の金額　10,460百万円 （3）持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,335百万円

（ストックオプション等関係）

第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)
[セグメント情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
１ 製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２ 地域ごとの情報
（１）営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
１株当たり純資産額	399円38銭
１株当たり中間純利益金額	17円64銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
中間純利益（百万円）	3,438
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,438
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,864
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年度ストックオプション(1)914,100株、 2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、 2016年度ストックオプション(2)1,992,000株、 2017年度ストックオプション(1)2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （2020年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	77,541
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	77,541
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,153

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金40億9,191万6,889円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については40億9,191万6,889口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第36条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第36条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第36条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、１口につき１円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第36条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において

同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第14条　（削　除）

（記名式の受益証券の再交付）
第15条　　（削　除）
（毀損した場合等の再交付）
第16条　　（削　除）
（受益証券の再交付の費用）
第17条　　（削　除）
（投資の対象とする資産の種類）
第18条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形
②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形
（運用の指図範囲）
第19条　委託者（第21条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第20条、第25条、第26条および第28条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. バミューダ籍外国投資信託　ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
（受託者の自己または利害関係人等との取引）
第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。）、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。
②　前項の取扱いは、第25条から第27条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
（運用の基本方針）
第20条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。
（運用指図権限の委託）
第21条　委託者は、運用の指図（第19条第１項第１号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。
名　称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第33条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 第１項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年３月15日および９月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④ 第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤ 委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第21条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第23条 （削　除）

（混蔵寄託）

第23条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2003年９月30日から2003年12月15日までとし、最終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）
第33条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。
②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
（収益分配）
第34条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）
第35条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）
第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第38条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。
③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。
④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益

権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤　一部解約金は、第39条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第36条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（受益証券の保護預り等）

第37条　（削　除）

（収益分配金および償還金の時効）

第38条　受益者が、収益分配金については第36条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第39条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第１号または第２号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第36条第４項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定め

る各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦　委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書の交付省略）

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第36条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　　平成18年12月29日現在の信託約款第９条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2003年９月30日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第39条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）　受益証券

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期から第２計算期までは、収益分配を行ないません。第３計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金1,096万9,462円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については1,096万9,462口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
④　　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することがで

きるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第37条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第37条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第37条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第37条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、１口につき１円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第37条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をい

います。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第14条　（削　除）

（記名式の受益証券の再交付）

第15条　　（削　除）
（毀損した場合等の再交付）
第16条　　（削　除）
（受益証券の再交付の費用）
第17条　　（削　除）
（投資の対象とする資産の種類）
第18条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形
②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形
（運用の指図範囲）
第19条　委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第21条、第26条、第27条および第29条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. バミューダ籍外国投資信託　ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）
2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
（受託者の自己または利害関係人等との取引）
第20条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条において同じ。）、第23条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。
②　前項の取扱いは、第26条から第28条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
（運用の基本方針）
第21条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。
（運用指図権限の委託）
第22条　委託者は、運用の指図（第19条第１項第１号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。
名　称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第34条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 第１項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④ 第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤ 委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第24条 （削　除）

（混蔵寄託）

第24条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2006年３月７日から2006年３月15日までとし、最終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第33条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）
第34条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。
②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
（収益分配）
第35条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１および第２計算期末には、収益の分配は行ないません。
1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）
第36条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１および第２計算期間を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）
第37条　収益分配金は、第１および第２計算期間を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第37条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第39条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１および第２計算期間を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。
③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰

属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第37条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤　一部解約金は、第40条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第37条の2　委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（受益証券の保護預り等）

第38条　（削　除）

（収益分配金および償還金の時効）

第39条　受益者が、収益分配金については第37条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第40条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第１号または第２号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けないものとします。

1. ニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第37条第４項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行

を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦　委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第41条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第40条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第41条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　前３項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第42条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第43条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第44条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第45条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第46条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤　委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第47条　第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（信託期間の延長）

第48条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（公告）

第49条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書の交付省略）

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第37条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　　平成18年12月29日現在の信託約款第９条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2006年３月７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第40条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）　受益証券

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2021.4.16

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型（ブラジルレアルコース）（南アフリカランドコース）（トルコリラコース）

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2021 年 4 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 4 月 16 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2021 年 4 月 15 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　佐谷戸　淳一
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 54
　第３【ファンドの経理状況】…… 60
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 137
第三部【委託会社等の情報】…… 138

約款…… 198

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」を「ブラジルレアルコース」または「毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」を「南アフリカランドコース」または「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」を「トルコリラコース」または「毎月分配型（トルコリラコース）」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、 5 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8） 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は 3.3%（税抜３%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2021 年 4 月 16 日から 2021 年 10 月 15 日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債	年６回 （隔月）	欧州	ファミリーファンド	あり （　　）
		アジア		
その他債券 クレジット属性 （　　）	年 12 回 （毎月）	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 （　　）	アフリカ		
その他資産 （投資信託証券（債券　公債））		中近東 （中東）		
		エマージング		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券　公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年 12 回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特長1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長2

毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特長3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。
円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。
ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

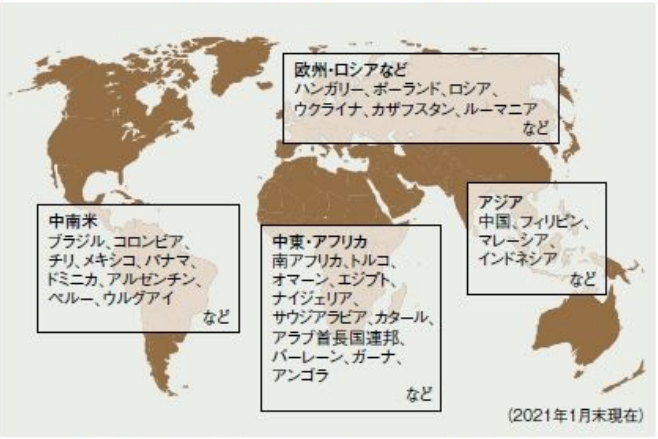
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

●当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行ないます。
●当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



(2021年1月末現在)

主要国の国債利回り(%)



(2021年1月末現在)

※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

債券の信用格付と利回り

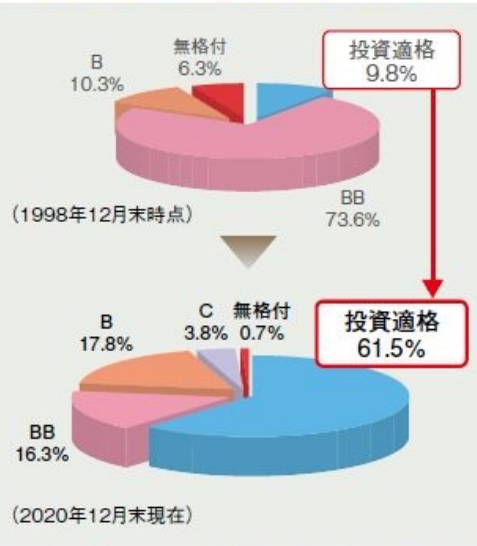


主要国の格付

(2021年1月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BB+
	カタール	AA-
	中国	A+
	サウジアラビア	A-
	フィリピン	BBB+
	メキシコ	BBB+
	インドネシア	BBB
	パナマ	BBB
	コロンビア	BBB
	ロシア	BBB
	トルコ	BB-
	ブラジル	BB-

※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

新興国ソブリン債市場の格付別内訳

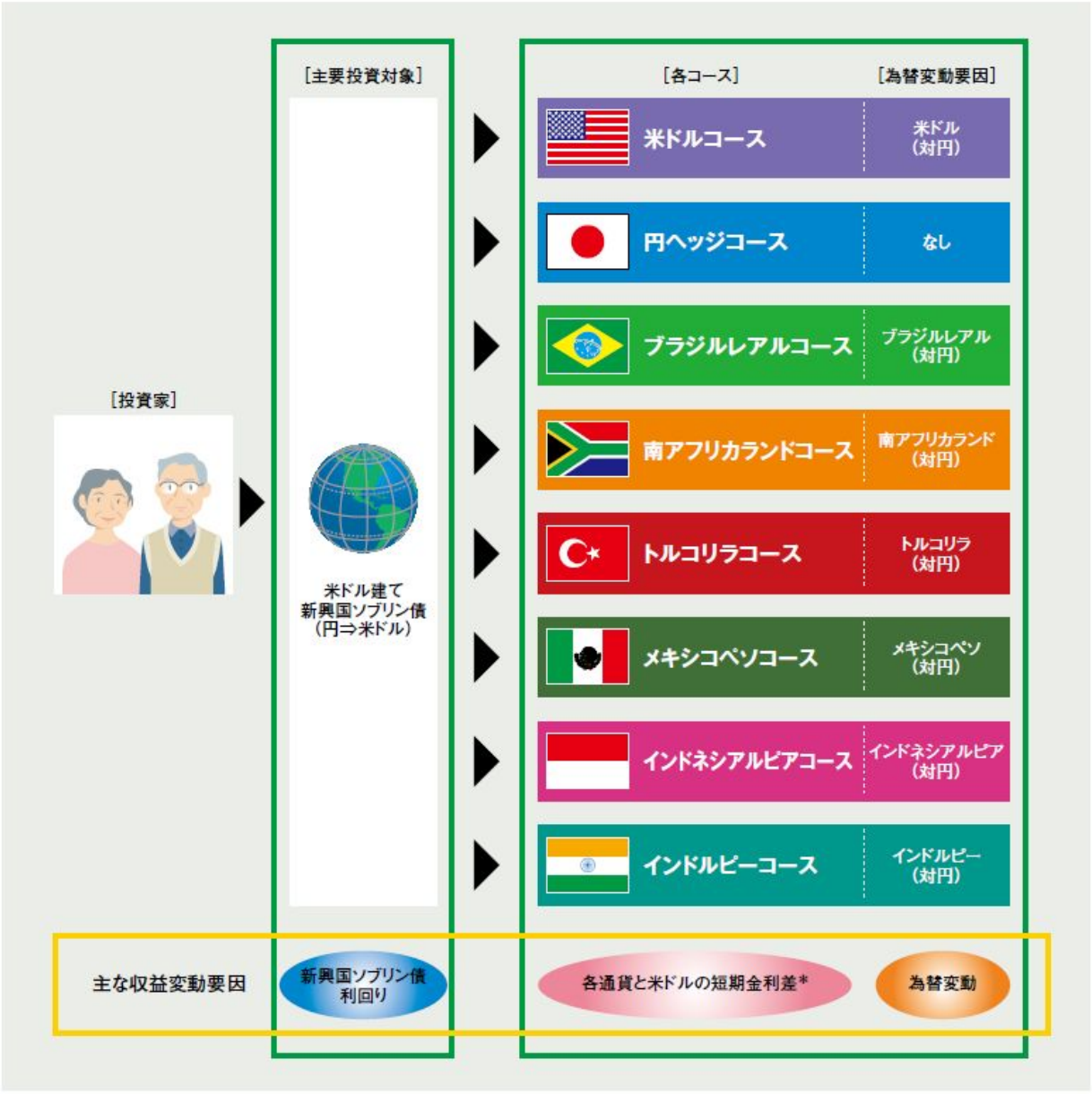


※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
※JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

●「ブラジルレアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り[注]／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



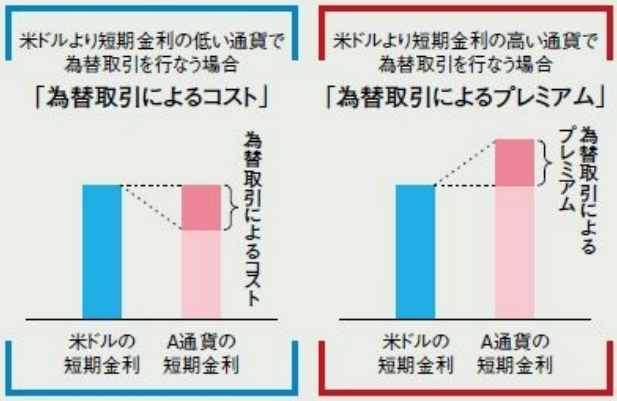
※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

●当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待されます。
一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

（米ドル資産に対する）為替取引によるコスト／プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。
ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

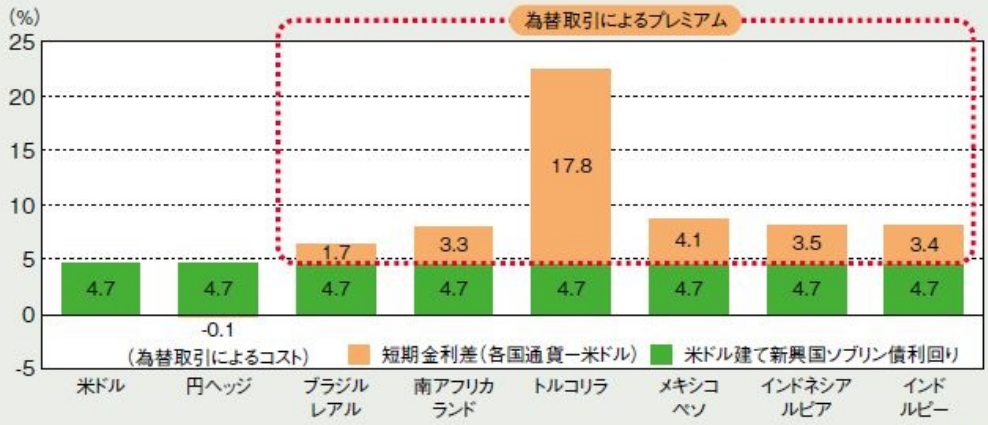


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

●債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）／プレミアム（金利差相当分の収益）を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



（2021年1月末現在）

※為替取引によるプレミアム（コスト）の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。
※米ドル建て新興国ソブリン債利回り：JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの最終利回り
※各国短期金利：米ドル、円ヘッジは1ヵ月Libor、ブラジルレアル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、インドルピーは銀行間金利、インドネシアルピアはJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケッツ・インデックス・プラスの平均利回り
※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
※上記は切り捨てにて端数処理しています。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

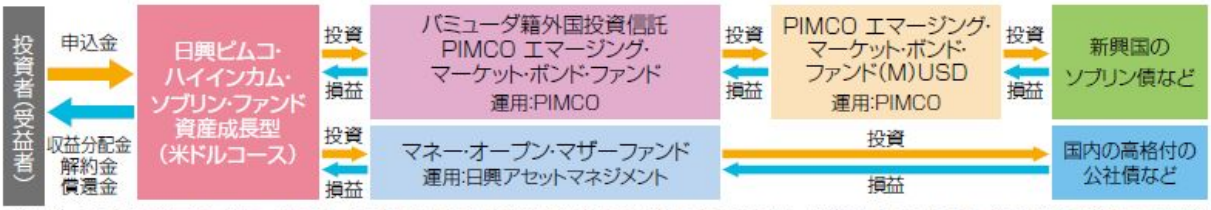
基準価額の上昇要因		各コース	基準価額の下落要因	
米ドル建て新興国債券の利回り低下（価格上昇）	円安／米ドル高	資産成長型（米ドルコース） 毎月分配型（米ドルコース）	円高／米ドル安	米ドル建て新興国債券の利回り上昇（価格下落）
	（円安／米ドル高でもプラスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＜ 円短期金利	毎月分配型（円ヘッジコース）	（円高／米ドル安でもマイナスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＞ 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 ＜ ブラジルレアル短期金利	毎月分配型（ブラジルレアルコース）	円高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 ＞ ブラジルレアル短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル短期金利 ＜ 南アフリカランド短期金利	毎月分配型（南アフリカランドコース）	円高／南アフリカランド安 米ドル短期金利 ＞ 南アフリカランド短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル短期金利 ＜ トルコリラ短期金利	毎月分配型（トルコリラコース）	円高／トルコリラ安 米ドル短期金利 ＞ トルコリラ短期金利	
新興国の信用格付の引き上げ	円安／メキシコペソ高 米ドル短期金利 ＜ メキシコペソ短期金利	毎月分配型（メキシコペソコース）	円高／メキシコペソ安 米ドル短期金利 ＞ メキシコペソ短期金利	新興国の信用格付の引き下げ
	円安／インドネシアルピア高 米ドル短期金利 ＜ インドネシアルピア短期金利	毎月分配型（インドネシアルピアコース）	円高／インドネシアルピア安 米ドル短期金利 ＞ インドネシアルピア短期金利	
	円安／インドルピー高 米ドル短期金利 ＜ インドルピー短期金利	毎月分配型（インドルピーコース）	円高／インドルピー安 米ドル短期金利 ＞ インドルピー短期金利	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への直接投資は行ないません。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

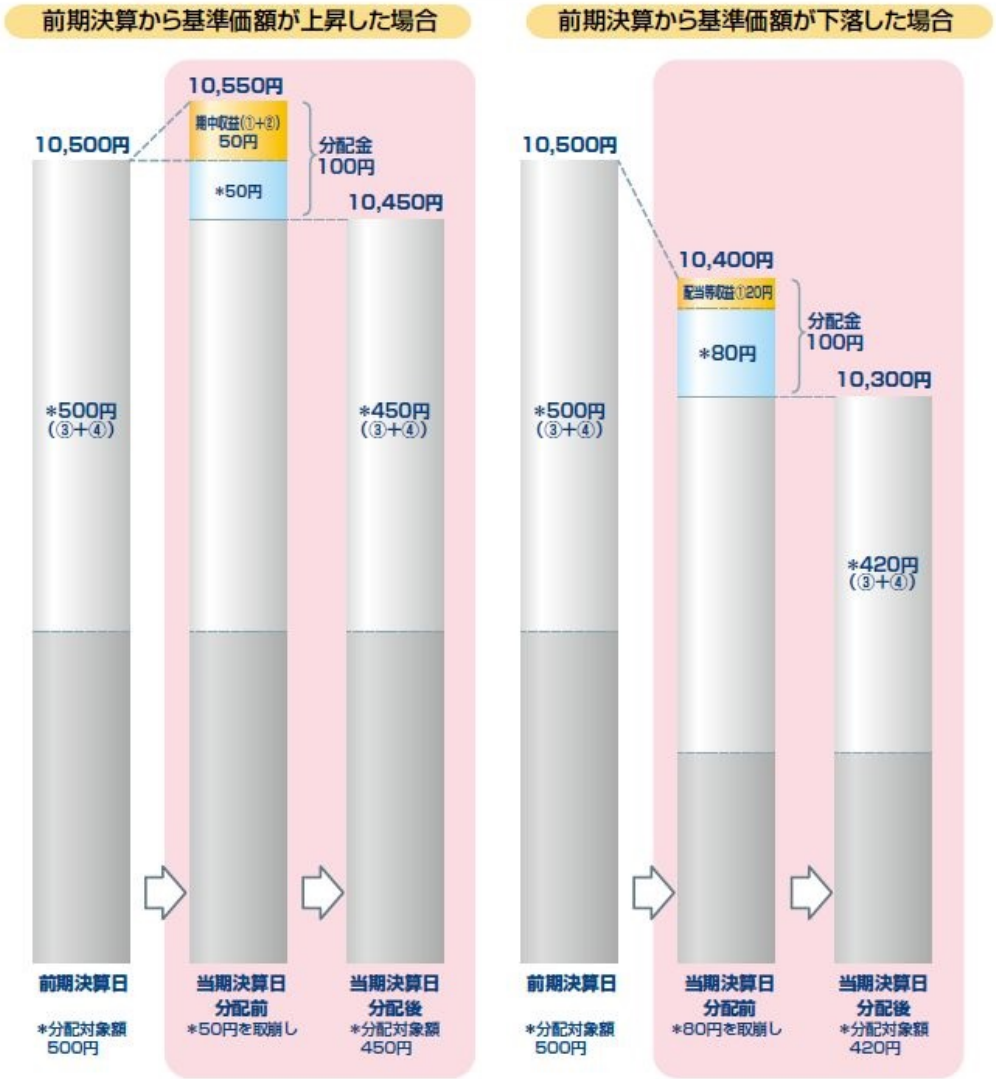
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、
（特別分配金）　元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

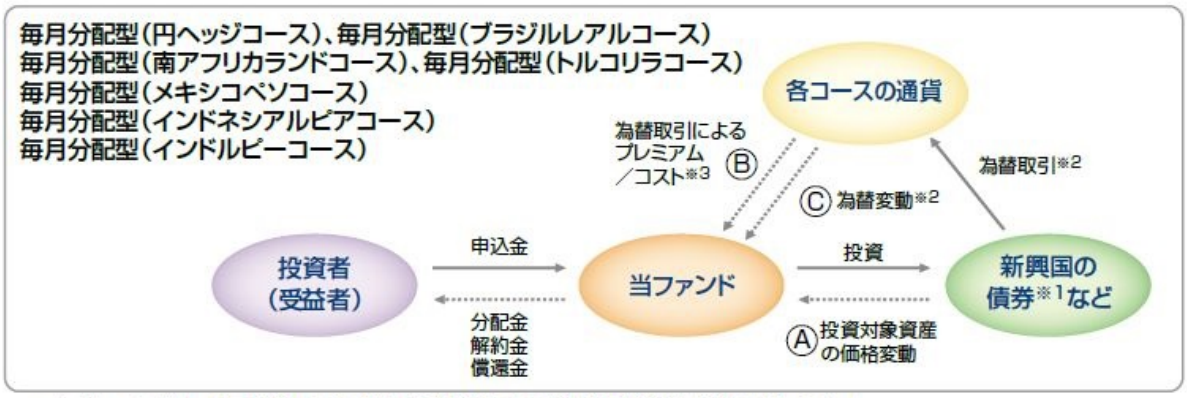
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

●通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。
※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。
※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉	=	Ⓐ 債券の値上がり／値下がり	+	Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト	+	Ⓒ 為替差益／差損
米ドルコース*		収益を得られるケース：債券価格の上昇		為替ヘッジを行なわないのでありません。		為替差益の発生：原資産通貨に対して円安
		損失やコストが発生するケース：債券価格の下落				為替差損の発生：原資産通貨に対して円高

＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）

収益の源泉	=	Ⓐ 債券の値上がり／値下がり	+	Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト	+	Ⓒ 為替差益／差損
毎月分配型（円ヘッジコース）		収益を得られるケース：債券価格の上昇		ヘッジプレミアムの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利がプラス		原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
		損失やコストが発生するケース：債券価格の下落		ヘッジコストの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利がマイナス		

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行なわず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」のことを「毎月分配型（米ドルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」のことを「毎月分配型（円ヘッジコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」のことを「毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」のことを「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」のことを「毎月分配型（トルコリラコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」のことを「毎月分配型（メキシコペソコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」のことを「毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」のことを「毎月分配型（インドルピーコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」のことを「資産成長型（米ドルコース）」、
と言うことがあります。

④　信託金限度額

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）＞

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞

・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

・１兆円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2009 年 7 月 10 日

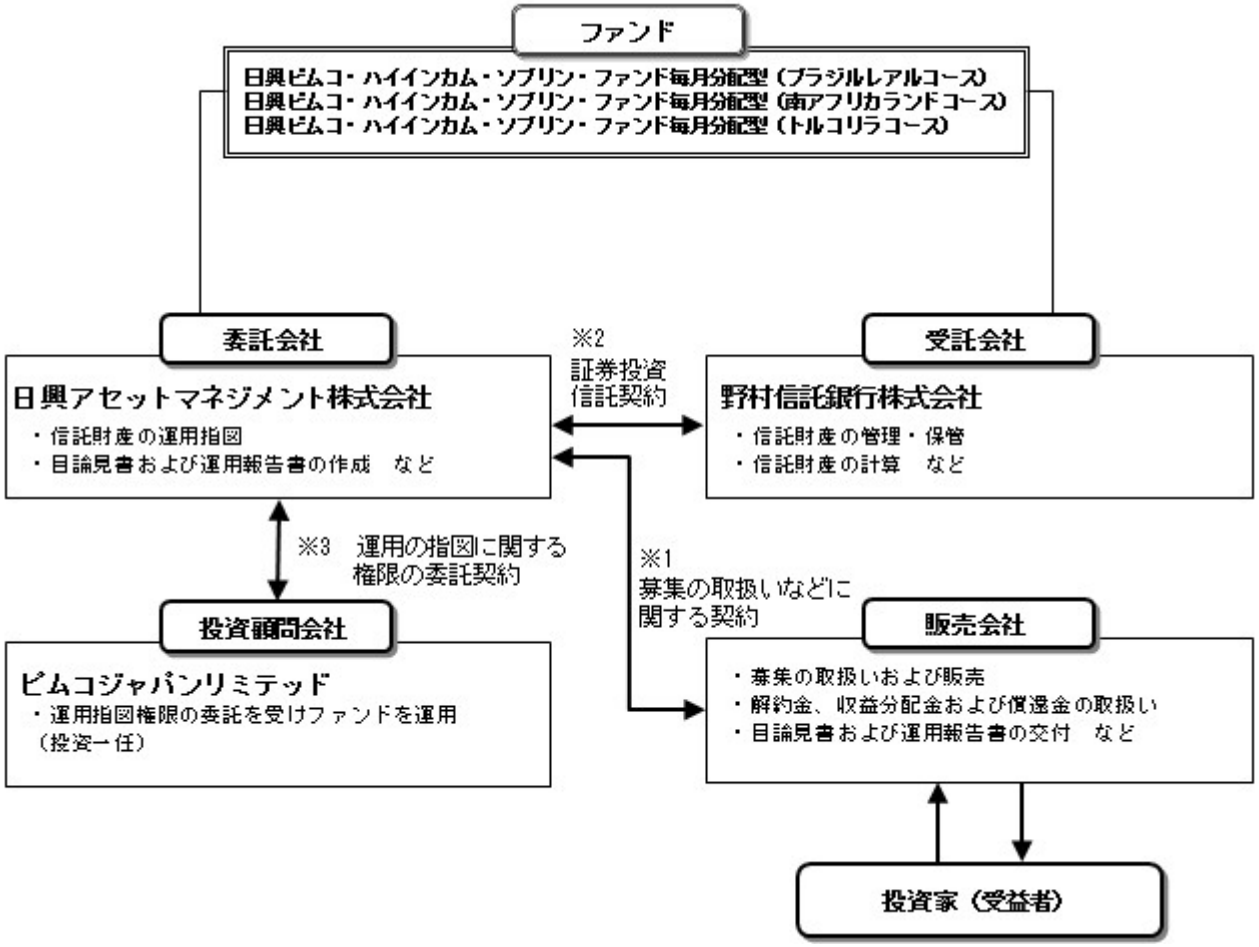
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2014 年 4 月 16 日

・信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2021 年 1 月末現在）

1）資本金

17,363 百万円

2）沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	194,152,500 株	98.54%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定し

ます。
・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス」
証券投資信託
「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」
証券投資信託
「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」
証券投資信託
「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）有価証券
2）金銭債権
3）約束手形
4）為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
1）＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス」
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞
バミューダ籍円建外国投資信託
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」
2）証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」
3）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。
1）資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス＞ ・「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。 ・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ブラジルレアルヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行ないます。 ＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス＞ ・「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。 ・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（南アフリカランドヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行ないます。 ＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス＞ ・「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。 ・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（トルコリラヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

（ご参考）
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ＞

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびＣＰ 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
	投資方針	・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
	主な投資制限	・Ｂ格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常の環境では、ベンチマークの平均デュレーション±２年以内とします。 ・ファンドは、１発行体に資産の 10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の 95%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

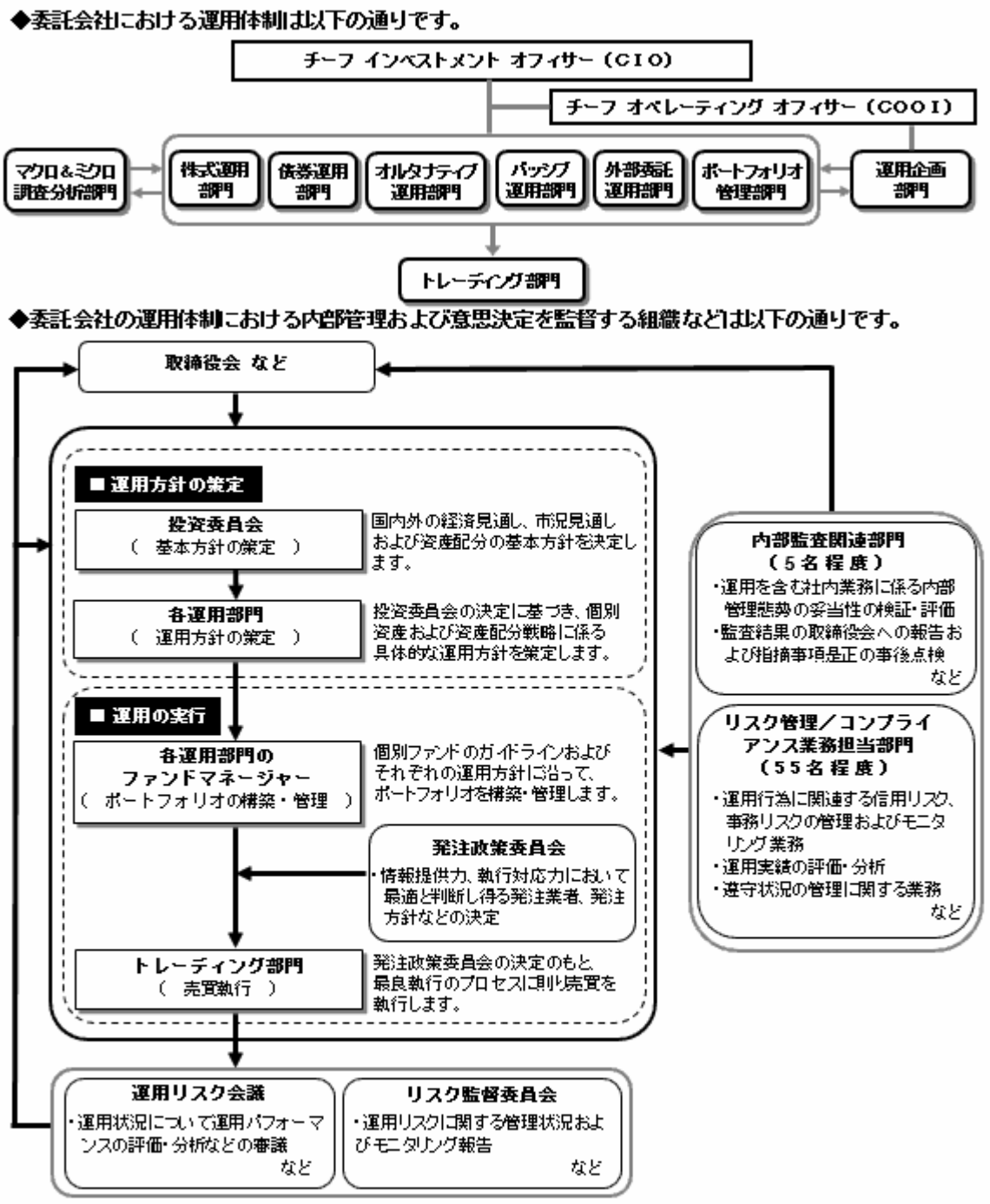
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

＜マネー・オープン・マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
	主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
	投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限（2003 年３月 28 日設定）
	決算日	毎年１月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

（3）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞



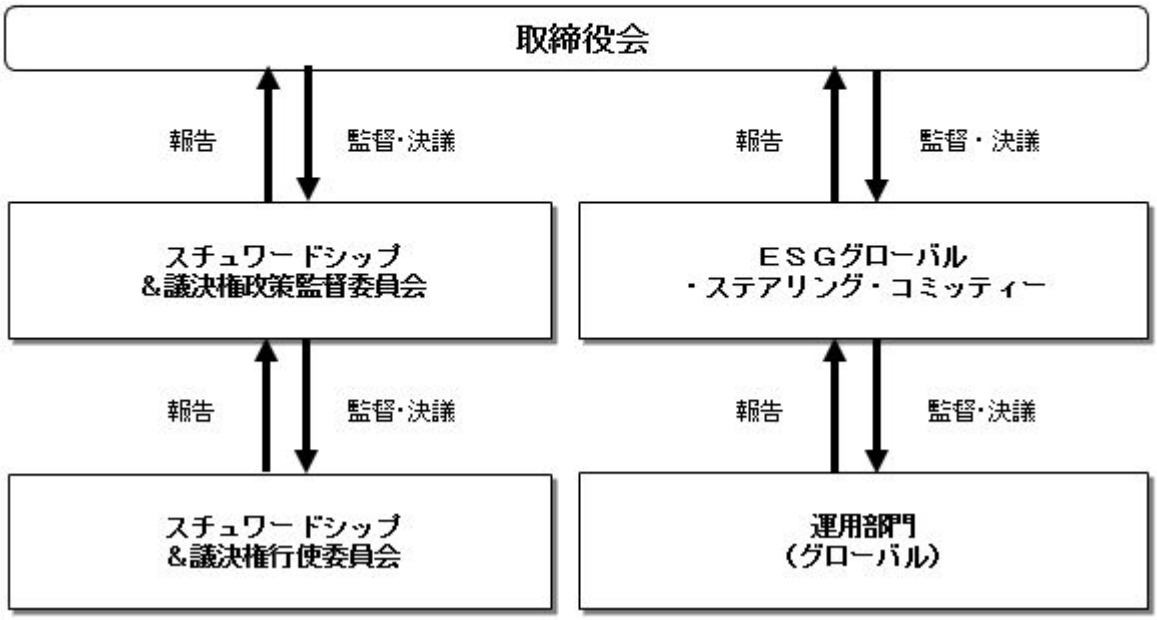
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

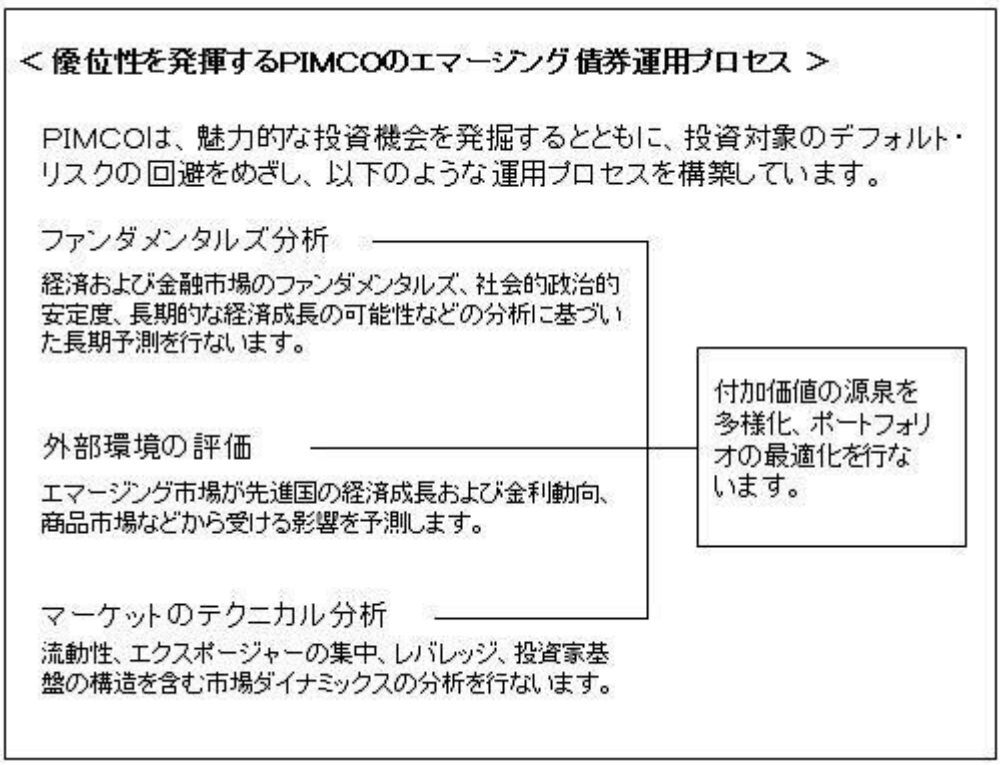
ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯ（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
・投資対象である「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス」、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」は、ＰＩＭＣＯが運用します。

＜ＰＩＭＣＯにおける運用体制＞



※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4）外貨建資産への直接投資は行ないません。

5）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

6）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。
① 価格変動リスク
・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
② 流動性リスク
・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
③ 信用リスク
・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
④ 為替変動リスク
◆ブラジルレアルコース
・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルレアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルレアルと米ドルの２通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルレアルの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルレアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
◆南アフリカランドコース
・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行なうため、南アフリカランドの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が南アフリカランドに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によっては南アフリカランドと米ドルの２通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、南アフリカランドの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと南アフリカランドの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
◆トルコリラコース
・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行なうため、トルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がトルコリラに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはトルコリラと米ドルの２通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、トルコリラの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとトルコリラの金利差相当分の為替取引によるコス

トが発生します。
・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

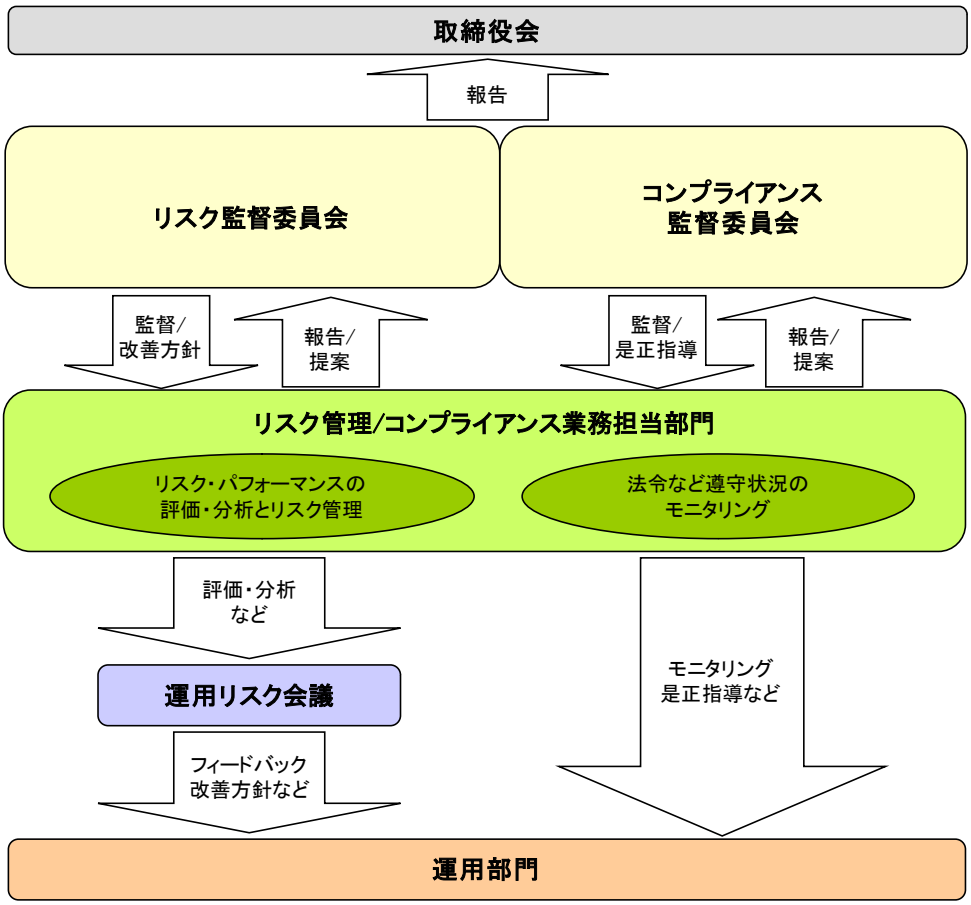
⑤ カントリー・リスク
・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞
・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
・投資対象とする投資信託証券に関する事項
◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

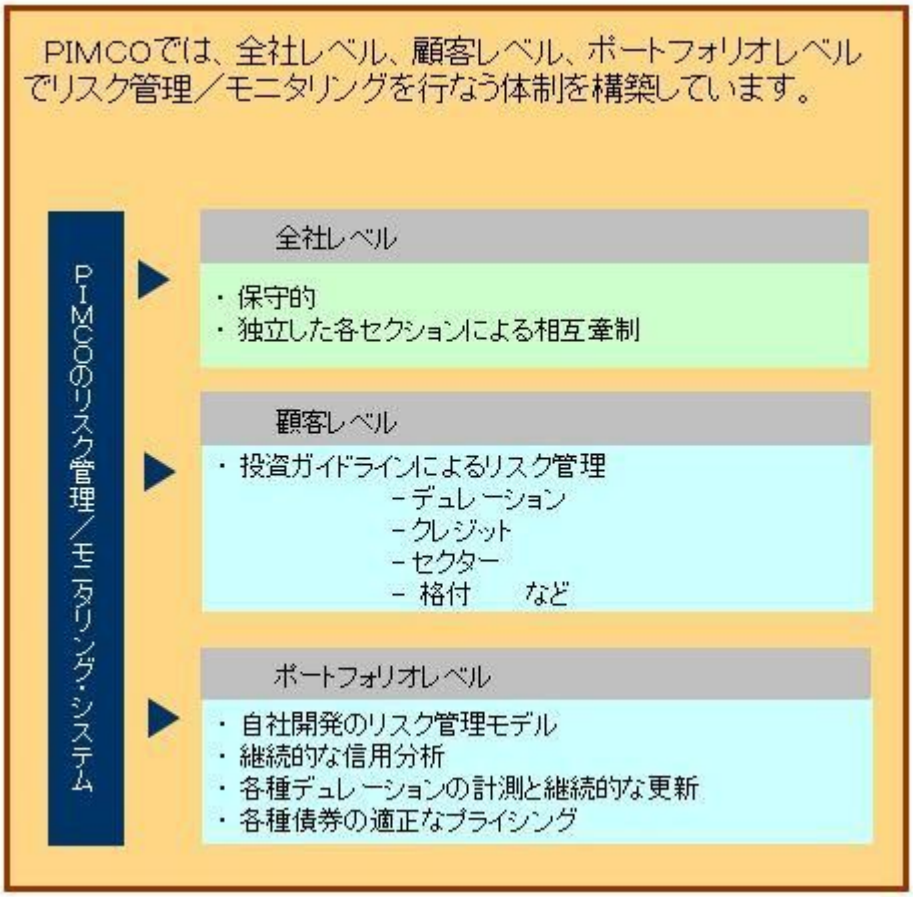
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＰＩＭＣＯにおけるリスク管理体制＞

ポートフォリオのリスク管理体制について、ＰＩＭＣＯは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの３つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

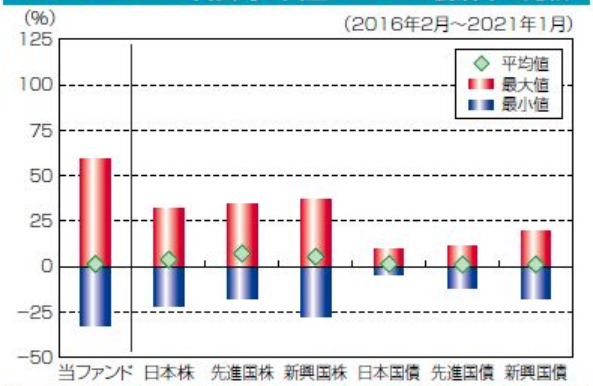


※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（参考情報）

毎月分配型（ブラジルレアルコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

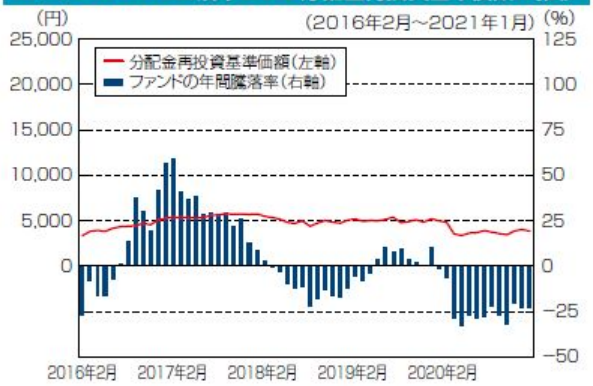


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.4%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	59.4%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-32.8%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

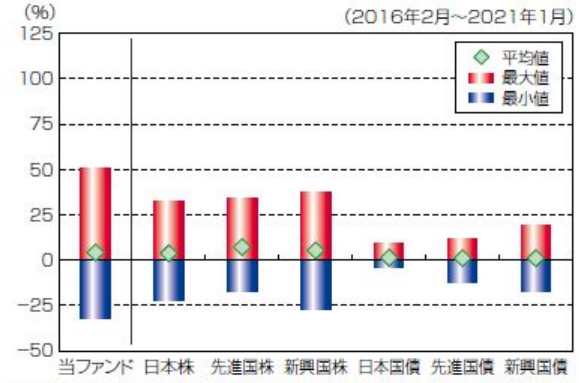
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（南アフリカランドコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

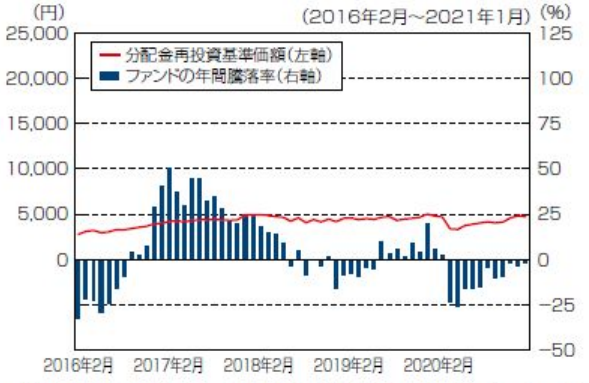


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	4.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	50.6%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-32.0%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

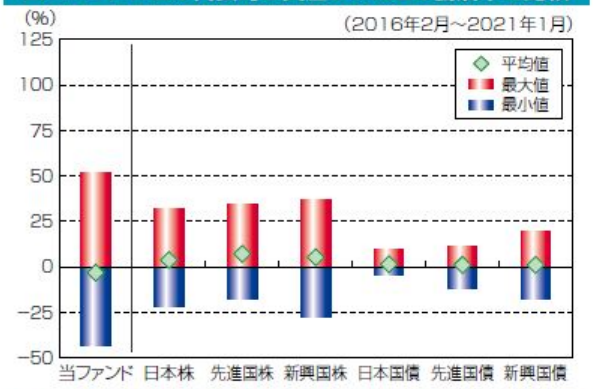
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（トルコリラコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

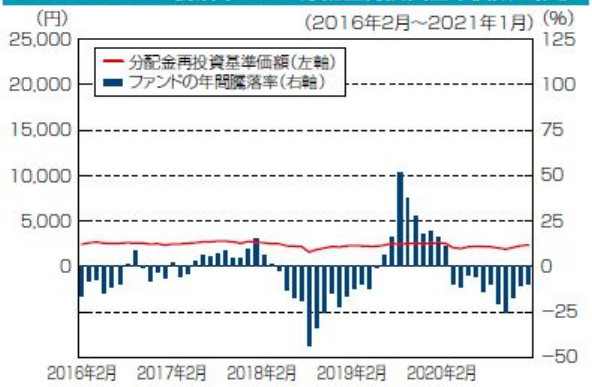


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-3.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	51.9%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-43.6%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1％を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑦ 格付の取得に要する費用。
⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス」
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」
・有価証券売買時の売買委託手数料
・先物・オプション取引に要する費用　など

「マネー・オープン・マザーファンド」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定

口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

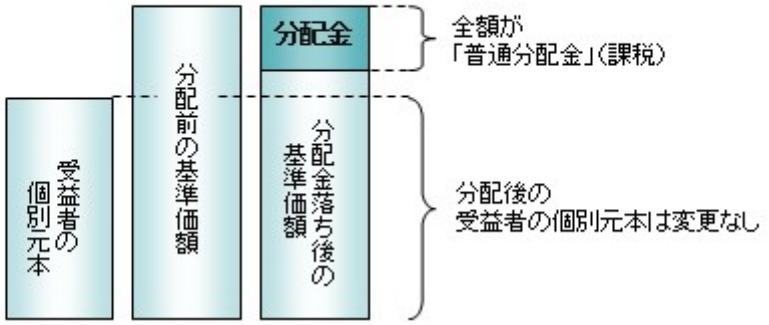
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

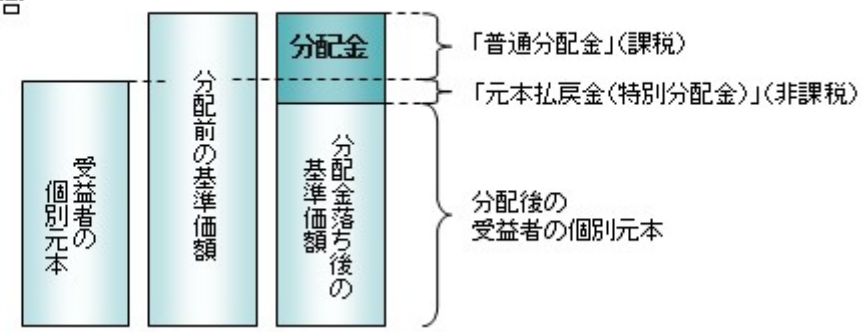
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合



ロ）、ハ）の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2021 年 4 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース)】

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	2,523,710,352	98.65
親投資信託受益証券	日本	2,592,290	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	31,901,690	1.25
合計（純資産総額）		2,558,204,332	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(％)
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス	820,452	3,175	2,604,935,100	3,076	2,523,710,352	98.65
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,551,718	1.0159	2,592,290	1.0159	2,592,290	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(％)
投資信託受益証券	98.65
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	98.75

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5特定期間末（2011年7月15日）	9,460	9,591	1.1632	1.1792
第6特定期間末（2012年1月16日）	14,034	14,275	0.9326	0.9486
第7特定期間末（2012年7月17日）	16,626	16,942	0.8413	0.8573
第8特定期間末（2013年1月15日）	26,434	26,892	0.9226	0.9386
第9特定期間末（2013年7月16日）	26,705	27,237	0.8036	0.8196
第10特定期間末（2014年1月15日）	23,916	24,435	0.7373	0.7533
第11特定期間末（2014年7月15日）	21,449	21,905	0.7523	0.7683
第12特定期間末（2015年1月15日）	19,738	20,237	0.6329	0.6489
第13特定期間末（2015年7月15日）	18,386	18,772	0.5242	0.5352
第14特定期間末（2016年1月15日）	10,744	10,932	0.3434	0.3494
第15特定期間末（2016年7月15日）	10,586	10,663	0.4163	0.4193
第16特定期間末（2017年1月16日）	10,131	10,196	0.4669	0.4699
第17特定期間末（2017年7月18日）	8,992	9,047	0.4876	0.4906
第18特定期間末（2018年1月15日）	7,797	7,845	0.4888	0.4918
第19特定期間末（2018年7月17日）	5,543	5,585	0.3892	0.3922
第20特定期間末（2019年1月15日）	5,035	5,075	0.3783	0.3813
第21特定期間末（2019年7月16日）	5,177	5,217	0.3919	0.3949
第22特定期間末（2020年1月15日）	4,724	4,763	0.3591	0.3621
第23特定期間末（2020年7月15日）	2,874	2,910	0.2407	0.2437
第24特定期間末（2021年1月15日）	2,652	2,669	0.2408	0.2423
2020年1月末日	4,519	—	0.3469	—
2月末日	4,290	—	0.3335	—
3月末日	3,049	—	0.2414	—
4月末日	2,824	—	0.2269	—
5月末日	2,956	—	0.2417	—
6月末日	2,934	—	0.2429	—
7月末日	3,017	—	0.2531	—
8月末日	2,825	—	0.2406	—
9月末日	2,674	—	0.2270	—
10月末日	2,507	—	0.2170	—
11月末日	2,733	—	0.2391	—
12月末日	2,712	—	0.2459	—

2021年 1月末日	2,558	—	0.2332	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第5特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	0.0960
第6特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	0.0960
第7特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.0960
第8特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	0.0960
第9特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	0.0960
第10特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.0960
第11特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	0.0960
第12特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	0.0960
第13特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	0.0760
第14特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0460
第15特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0270
第16特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.0180
第17特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	0.0180
第18特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	0.0180
第19特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	0.0180
第20特定期間	2018年 7月 18日～2019年 1月 15日	0.0180
第21特定期間	2019年 1月 16日～2019年 7月 16日	0.0180
第22特定期間	2019年 7月 17日～2020年 1月 15日	0.0180
第23特定期間	2020年 1月 16日～2020年 7月 15日	0.0180
第24特定期間	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	0.0165

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第5特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	8.35
第6特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	△11.57
第7特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.50
第8特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	21.07
第9特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	△2.49
第10特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	3.70
第11特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	15.05
第12特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	△3.11
第13特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	△5.17
第14特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△25.72
第15特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	29.09
第16特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	16.48

第17特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	8.29
第18特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	3.94
第19特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	△16.69
第20特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	1.82
第21特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	8.35
第22特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	△3.78
第23特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	△27.96
第24特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	6.90

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第5特定期間	2011年 1月18日～2011年 7月15日	1,852,108,810	2,414,817,808
第6特定期間	2011年 7月16日～2012年 1月16日	8,841,526,654	1,927,156,709
第7特定期間	2012年 1月17日～2012年 7月17日	8,468,297,224	3,755,185,077
第8特定期間	2012年 7月18日～2013年 1月15日	13,216,503,933	4,324,920,806
第9特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	15,633,351,249	11,055,122,147
第10特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月15日	6,103,694,507	6,898,379,460
第11特定期間	2014年 1月16日～2014年 7月15日	5,384,559,838	9,309,561,565
第12特定期間	2014年 7月16日～2015年 1月15日	7,940,678,092	5,264,952,473
第13特定期間	2015年 1月16日～2015年 7月15日	9,966,221,496	6,079,020,993
第14特定期間	2015年 7月16日～2016年 1月15日	5,027,469,982	8,809,152,083
第15特定期間	2016年 1月16日～2016年 7月15日	2,122,683,599	7,985,231,468
第16特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	2,589,155,520	6,317,631,765
第17特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	2,038,682,680	5,297,801,462
第18特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	1,221,128,617	3,710,057,835
第19特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	510,868,912	2,220,593,350
第20特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	744,713,160	1,677,504,194
第21特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	1,008,284,016	1,106,612,377
第22特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	1,204,875,939	1,262,197,911
第23特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	665,090,117	1,880,160,791
第24特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	671,168,802	1,595,689,527

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース)】

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	673,408,296	98.68
親投資信託受益証券	日本	668,893	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	8,371,651	1.23
合計（純資産総額）		682,448,840	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス	201,861	3,313	668,765,493	3,336	673,408,296	98.68
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	658,425	1.0159	668,893	1.0159	668,893	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.68
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	98.77

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5特定期間末 (2011年7月15日)	490	497	1.0835	1.0985
第6特定期間末 (2012年1月16日)	844	860	0.8311	0.8461
第7特定期間末 (2012年7月17日)	1,091	1,110	0.8337	0.8487
第8特定期間末 (2013年1月15日)	1,564	1,591	0.8613	0.8763
第9特定期間末 (2013年7月16日)	2,170	2,215	0.7294	0.7444
第10特定期間末 (2014年1月15日)	2,466	2,524	0.6303	0.6453
第11特定期間末 (2014年7月15日)	3,178	3,259	0.5893	0.6043
第12特定期間末 (2015年1月15日)	4,812	4,949	0.5233	0.5383
第13特定期間末 (2015年7月15日)	4,599	4,698	0.4676	0.4776
第14特定期間末 (2016年1月15日)	2,063	2,106	0.2838	0.2898
第15特定期間末 (2016年7月15日)	1,868	1,886	0.3120	0.3150
第16特定期間末 (2017年1月16日)	1,874	1,890	0.3556	0.3586
第17特定期間末 (2017年7月18日)	1,662	1,675	0.3742	0.3772
第18特定期間末 (2018年1月15日)	1,515	1,527	0.3895	0.3925
第19特定期間末 (2018年7月17日)	1,188	1,198	0.3504	0.3534
第20特定期間末 (2019年1月15日)	1,029	1,039	0.3138	0.3168
第21特定期間末 (2019年7月16日)	960	969	0.3240	0.3270
第22特定期間末 (2020年1月15日)	933	942	0.3171	0.3201
第23特定期間末 (2020年7月15日)	669	677	0.2400	0.2430
第24特定期間末 (2021年1月15日)	679	683	0.2605	0.2620
2020年1月末日	896	—	0.3072	—
2月末日	883	—	0.2973	—
3月末日	611	—	0.2119	—
4月末日	602	—	0.2065	—
5月末日	640	—	0.2281	—
6月末日	660	—	0.2349	—
7月末日	670	—	0.2396	—
8月末日	697	—	0.2433	—
9月末日	626	—	0.2333	—
10月末日	627	—	0.2369	—
11月末日	680	—	0.2594	—
12月末日	728	—	0.2705	—

2021年 1月末日	682	—	0.2621	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第5特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	0.0900
第6特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	0.0900
第7特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.0900
第8特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	0.0900
第9特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	0.0900
第10特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.0900
第11特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	0.0900
第12特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	0.0900
第13特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	0.0700
第14特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0440
第15特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0270
第16特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.0180
第17特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	0.0180
第18特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	0.0180
第19特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	0.0180
第20特定期間	2018年 7月 18日～2019年 1月 15日	0.0180
第21特定期間	2019年 1月 16日～2019年 7月 16日	0.0180
第22特定期間	2019年 7月 17日～2020年 1月 15日	0.0180
第23特定期間	2020年 1月 16日～2020年 7月 15日	0.0180
第24特定期間	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	0.0165

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第5特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	1.64
第6特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	△14.99
第7特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	11.14
第8特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	14.11
第9特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	△4.86
第10特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	△1.25
第11特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	7.77
第12特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	4.07
第13特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	2.73
第14特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△29.90
第15特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	19.45
第16特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	19.74

第17特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	10.29
第18特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	8.90
第19特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	△5.42
第20特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	△5.31
第21特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	8.99
第22特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	3.43
第23特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	△18.64
第24特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	15.42

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第5特定期間	2011年 1月18日～2011年 7月15日	261,895,300	119,783,018
第6特定期間	2011年 7月16日～2012年 1月16日	644,998,604	80,907,381
第7特定期間	2012年 1月17日～2012年 7月17日	656,354,785	364,153,566
第8特定期間	2012年 7月18日～2013年 1月15日	999,176,975	491,284,181
第9特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	1,968,894,678	809,782,539
第10特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月15日	1,398,879,568	462,297,733
第11特定期間	2014年 1月16日～2014年 7月15日	2,273,816,976	792,098,801
第12特定期間	2014年 7月16日～2015年 1月15日	4,969,689,862	1,168,174,154
第13特定期間	2015年 1月16日～2015年 7月15日	3,032,037,905	2,389,438,120
第14特定期間	2015年 7月16日～2016年 1月15日	989,714,433	3,559,022,766
第15特定期間	2016年 1月16日～2016年 7月15日	443,063,590	1,722,104,627
第16特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	417,532,183	1,136,360,038
第17特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	465,967,867	1,294,617,442
第18特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	270,796,869	822,247,494
第19特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	218,866,534	716,999,011
第20特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	211,408,530	322,616,137
第21特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	390,440,723	707,765,962
第22特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	408,350,370	427,739,754
第23特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	221,293,813	376,785,633
第24特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	274,037,303	456,823,553

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース)】

以下の運用状況は 2021 年 1 月 29 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	22,919,718,444	99.06
親投資信託受益証券	日本	19,966,256	0.09
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	197,190,873	0.85
合計（純資産総額）		23,136,875,573	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス	13,757,334	1,643	22,603,299,762	1,666	22,919,718,444	99.06
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	19,653,762	1.0159	19,966,256	1.0159	19,966,256	0.09

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.06
親投資信託受益証券	0.09
合　　計	99.15

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5特定期間末（2011年7月15日）	1,587	1,616	0.8073	0.8223
第6特定期間末（2012年1月16日）	12,677	12,979	0.6297	0.6447
第7特定期間末（2012年7月17日）	59,036	60,409	0.6447	0.6597
第8特定期間末（2013年1月15日）	160,654	164,088	0.7017	0.7167
第9特定期間末（2013年7月16日）	327,918	336,176	0.5956	0.6106
第10特定期間末（2014年1月15日）	328,689	338,839	0.4857	0.5007
第11特定期間末（2014年7月15日）	343,404	352,298	0.4633	0.4753
第12特定期間末（2015年1月15日）	328,321	337,914	0.4107	0.4227
第13特定期間末（2015年7月15日）	248,120	253,884	0.3444	0.3524
第14特定期間末（2016年1月15日）	133,428	136,147	0.2454	0.2504
第15特定期間末（2016年7月15日）	95,177	96,133	0.2489	0.2514
第16特定期間末（2017年1月16日）	61,267	62,014	0.2050	0.2075
第17特定期間末（2017年7月18日）	59,983	60,667	0.2191	0.2216
第18特定期間末（2018年1月15日）	61,916	62,663	0.2074	0.2099
第19特定期間末（2018年7月17日）	42,000	42,405	0.1556	0.1571
第20特定期間末（2019年1月15日）	34,168	34,290	0.1398	0.1403
第21特定期間末（2019年7月16日）	35,512	35,622	0.1604	0.1609
第22特定期間末（2020年1月15日）	34,275	34,375	0.1713	0.1718
第23特定期間末（2020年7月15日）	25,569	25,659	0.1418	0.1423
第24特定期間末（2021年1月15日）	22,973	23,054	0.1430	0.1435
2020年1月末日	33,102	—	0.1681	—
2月末日	31,545	—	0.1658	—
3月末日	24,473	—	0.1320	—
4月末日	23,184	—	0.1260	—
5月末日	25,283	—	0.1377	—
6月末日	25,805	—	0.1422	—
7月末日	24,848	—	0.1394	—
8月末日	24,020	—	0.1372	—
9月末日	22,012	—	0.1277	—
10月末日	20,342	—	0.1204	—
11月末日	22,102	—	0.1328	—
12月末日	23,213	—	0.1437	—

2021年 1月末日	23,136	—	0.1449	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第5特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	0.0900
第6特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	0.0900
第7特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	0.0900
第8特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	0.0900
第9特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	0.0900
第10特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	0.0900
第11特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	0.0780
第12特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	0.0720
第13特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	0.0560
第14特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0360
第15特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0225
第16特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	0.0150
第17特定期間	2017年 1月 17日～2017年 7月 18日	0.0150
第18特定期間	2017年 7月 19日～2018年 1月 15日	0.0150
第19特定期間	2018年 1月 16日～2018年 7月 17日	0.0120
第20特定期間	2018年 7月 18日～2019年 1月 15日	0.0050
第21特定期間	2019年 1月 16日～2019年 7月 16日	0.0030
第22特定期間	2019年 7月 17日～2020年 1月 15日	0.0030
第23特定期間	2020年 1月 16日～2020年 7月 15日	0.0030
第24特定期間	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第5特定期間	2011年 1月 18日～2011年 7月 15日	△5.01
第6特定期間	2011年 7月 16日～2012年 1月 16日	△10.85
第7特定期間	2012年 1月 17日～2012年 7月 17日	16.67
第8特定期間	2012年 7月 18日～2013年 1月 15日	22.80
第9特定期間	2013年 1月 16日～2013年 7月 16日	△2.29
第10特定期間	2013年 7月 17日～2014年 1月 15日	△3.34
第11特定期間	2014年 1月 16日～2014年 7月 15日	11.45
第12特定期間	2014年 7月 16日～2015年 1月 15日	4.19
第13特定期間	2015年 1月 16日～2015年 7月 15日	△2.51
第14特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	△18.29
第15特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	10.59
第16特定期間	2016年 7月 16日～2017年 1月 16日	△11.61

第17特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	14.20
第18特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	1.51
第19特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	△19.19
第20特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	△6.94
第21特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	16.88
第22特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	8.67
第23特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	△15.47
第24特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	2.96

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第5特定期間	2011年 1月18日～2011年 7月15日	1,385,333,880	244,985,149
第6特定期間	2011年 7月16日～2012年 1月16日	18,899,582,091	732,538,860
第7特定期間	2012年 1月17日～2012年 7月17日	77,734,419,589	6,301,480,506
第8特定期間	2012年 7月18日～2013年 1月15日	182,583,117,105	45,212,735,458
第9特定期間	2013年 1月16日～2013年 7月16日	422,527,175,385	100,931,487,195
第10特定期間	2013年 7月17日～2014年 1月15日	215,447,629,332	89,282,548,767
第11特定期間	2014年 1月16日～2014年 7月15日	211,451,338,079	146,982,061,268
第12特定期間	2014年 7月16日～2015年 1月15日	201,166,629,841	142,928,485,499
第13特定期間	2015年 1月16日～2015年 7月15日	112,481,417,222	191,485,650,246
第14特定期間	2015年 7月16日～2016年 1月15日	26,220,594,002	202,882,589,356
第15特定期間	2016年 1月16日～2016年 7月15日	11,054,830,444	172,421,491,402
第16特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	5,635,112,183	89,181,466,271
第17特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	18,929,571,411	43,964,886,151
第18特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	56,491,531,462	31,728,038,279
第19特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	13,700,167,005	42,263,247,559
第20特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	12,628,307,733	38,186,135,636
第21特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	9,747,761,622	32,835,779,866
第22特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	9,685,352,102	30,891,083,242
第23特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	2,021,956,055	21,857,170,877
第24特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	2,046,412,893	21,709,417,517

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	513,225,581	100.00
合計（純資産総額）		513,225,581	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績(毎月分配型(ブラジルレアルコース)) 2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 2,332円

純資産総額…… 25.58億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
30円	30円	30円	30円	15円	345円	13,175円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ブラジルレアルクラス	98.7%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.2%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ブラジルレアルクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

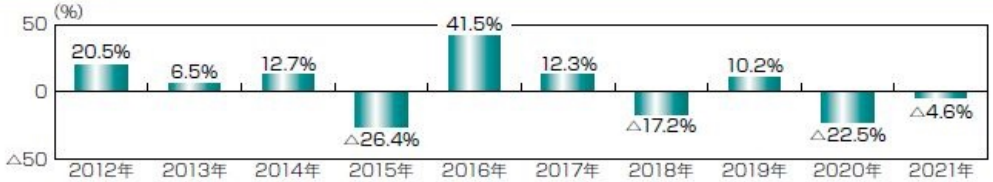
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	ブラジルレアル	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型(南アフリカランドコース)) 2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 2,621円

純資産総額……6.82億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
30円	30円	30円	30円	15円	345円	12,435円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII 南アフリカランドクラス	98.7%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.2%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII 南アフリカランドクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

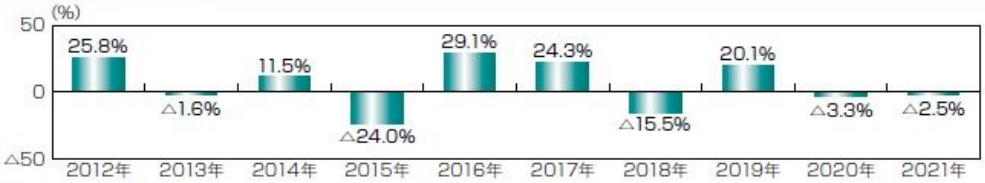
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	南アフリカランド	99%
2	その他	1%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型(トルコリラコース))

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 1,449円

純資産総額…… 231.36億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	60円	11,165円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII トルコリラクラス	99.1%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	0.9%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII トルコリラクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

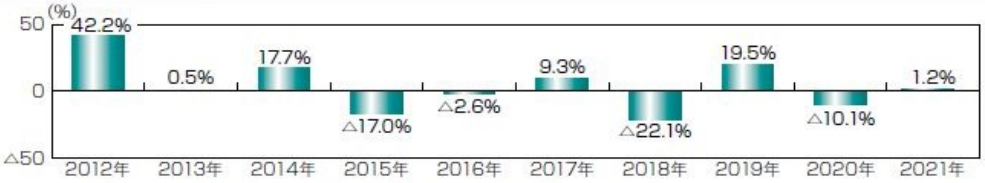
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	トルコリラ	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。
※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

(11) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

３【資産管理等の概要】

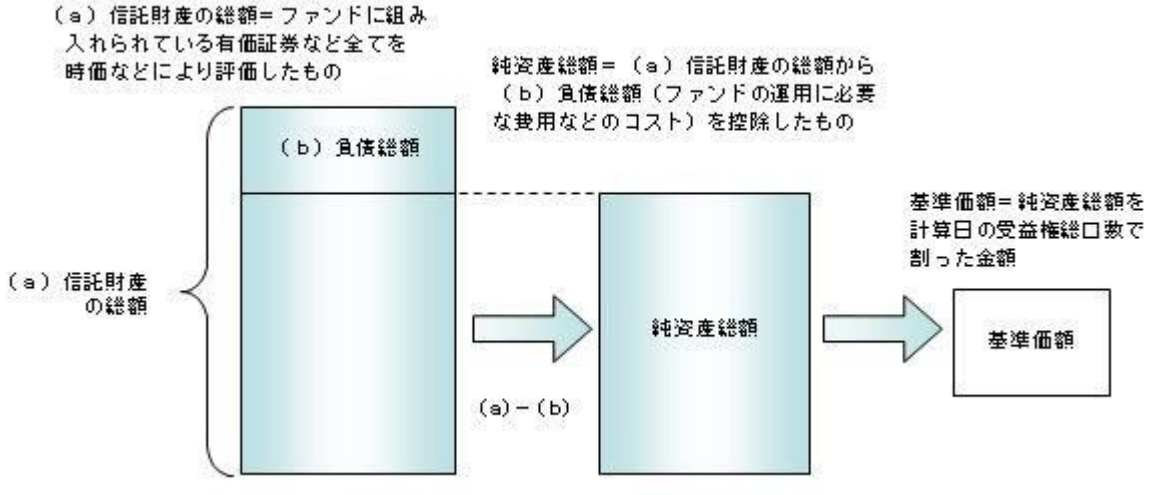
（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2024 年 1 月 15 日までとします（2009 年 7 月 10 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎月 16 日から翌月 15 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により各ファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還

させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

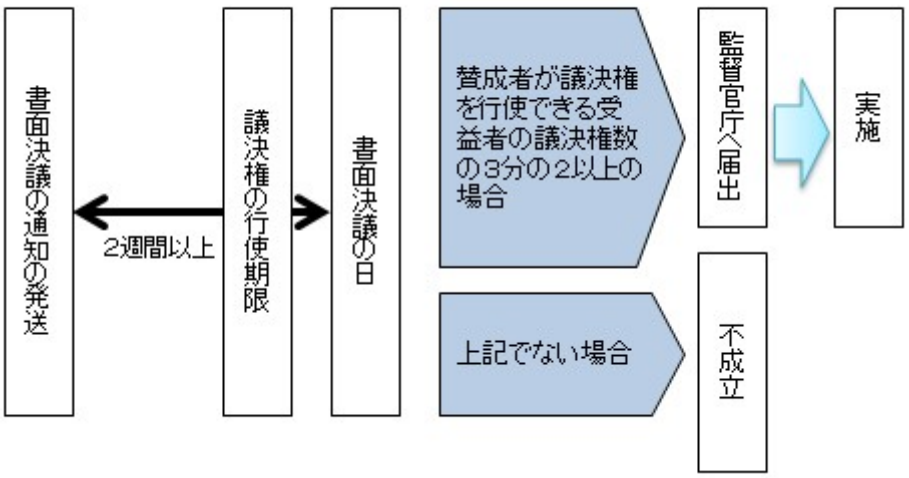
4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について
・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など
1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議
1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



⑤ 公告
公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済

新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（１月、７月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）＞
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2020 年 7 月 16 日から 2021 年 1 月 15 日までの特定期間の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）の2020年７月16日から2021年１月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）の2021年１月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の

前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	141,585,572	94,984,581
投資信託受益証券	2,795,801,004	2,614,475,975
親投資信託受益証券	2,930,975	2,592,290
未収入金	90,064	33,841
流動資産合計	2,940,407,615	2,712,086,687
資産合計	2,940,407,615	2,712,086,687
負債の部		
流動負債		
未払金	－	33,956,625
未払収益分配金	35,821,102	16,523,769
未払解約金	25,227,433	3,491,940
未払受託者報酬	81,239	75,584
未払委託者報酬	4,252,091	3,956,050
未払利息	41	18
その他未払費用	559,100	1,434,375
流動負債合計	65,941,006	59,438,361
負債合計	65,941,006	59,438,361
純資産の部		
元本等		
元本	11,940,367,381	11,015,846,656
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,065,900,772	△8,363,198,330
（分配準備積立金）	－	11,646,376
元本等合計	2,874,466,609	2,652,648,326
純資産合計	2,874,466,609	2,652,648,326
負債純資産合計	2,940,407,615	2,712,086,687

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	222,913,920	204,095,080
有価証券売買等損益	△1,486,855,245	12,744,229
営業収益合計	△1,263,941,325	216,839,309
営業費用		
支払利息	8,366	6,264
受託者報酬	567,004	461,983
委託者報酬	29,676,253	24,180,155
その他費用	623,838	937,579
営業費用合計	30,875,461	25,585,981
営業利益又は営業損失（△）	△1,294,816,786	191,253,328
経常利益又は経常損失（△）	△1,294,816,786	191,253,328
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,294,816,786	191,253,328
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△8,605,900	2,859,319
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,430,917,366	△9,065,900,772
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,353,961,109	1,213,332,118
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,353,961,109	1,213,332,118
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	478,994,220	509,400,247
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	478,994,220	509,400,247
分配金	223,739,409	189,623,438
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,065,900,772	△8,363,198,330

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	13,155,438,055円	11,940,367,381円
	期中追加設定元本額	665,090,117円	671,168,802円
	期中一部解約元本額	1,880,160,791円	1,595,689,527円
２．	受益権の総数	11,940,367,381口	11,015,846,656口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	9,065,900,772円	8,363,198,330円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	12,286,251円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	10,010,788円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日 至 2020年 2月 17日		自 2020年 7月 16日 至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	31,319,823円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	33,460,352円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	1,528,821,824円	C 信託約款に定める収益調整金	1,357,398,720円
D 信託約款に定める分配準備積立金	5,399,661円	D 信託約款に定める分配準備積立金	0円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,565,541,308円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,390,859,072円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,207円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,189円
G 分配金額	38,908,981円	G 分配金額	35,082,239円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円
自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日		自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	32,565,260円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	30,861,020円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	1,502,487,673円	C 信託約款に定める収益調整金	1,360,573,153円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0円	D 信託約款に定める分配準備積立金	0円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,535,052,933円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,391,434,173円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,202円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,185円
G 分配金額	38,293,089円	G 分配金額	35,206,327円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円
自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 15日		自 2020年 9月 16日 至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	32,441,476円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	30,073,201円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,459,673,361円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,492,114,837円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,198円	
G	分配金額	37,344,195円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	33,000,033円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,439,792,701円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,472,792,734円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,195円	
G	分配金額	36,959,696円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	35,675,640円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,414,568,818円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,450,244,458円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,194円	
G	分配金額	36,412,346円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	30,925,884円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,390,877,973円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,421,803,857円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,190円	
G	分配金額	35,821,102円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,338,759,670円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,368,832,871円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,181円	
G	分配金額	34,752,949円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年10月16日 至　2020年11月16日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	31,337,187円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,317,869,522円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,349,206,709円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,179円	
G	分配金額	34,330,680円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年11月17日 至　2020年12月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	32,498,578円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,291,777,342円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,324,275,920円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,177円	
G	分配金額	33,727,474円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	28,170,145円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	1,264,553,965円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	1,292,724,110円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,173円	
G	分配金額	16,523,769円	
H	分配金額(1万口当たり)	15円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△191,251,173
親投資信託受益証券	288
合計	△191,250,885

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△98,287,308
親投資信託受益証券	254
合計	△98,287,054

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.2407円	1口当たり純資産額	0.2408円
(1万口当たり純資産額)	(2,407円)	(1万口当たり純資産額)	(2,408円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス	823,457	2,614,475,975	
投資信託受益証券 合計		823,457	2,614,475,975	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,551,718	2,592,290	
親投資信託受益証券 合計		2,551,718	2,592,290	
合計		3,375,175	2,617,068,265	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース)」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース)」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）の2020年7月16日から2021年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）の2021年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の

前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,494,439	45,450,751
投資信託受益証券	651,180,699	668,765,493
親投資信託受益証券	657,649	668,893
未収入金	－	56,975
流動資産合計	679,332,787	714,942,112
資産合計	679,332,787	714,942,112
負債の部		
流動負債		
未払金	－	8,468,028
未払収益分配金	8,368,306	3,909,973
未払解約金	128,903	21,683,161
未払受託者報酬	17,982	19,910
未払委託者報酬	941,768	1,042,405
未払利息	8	8
その他未払費用	346,472	669,841
流動負債合計	9,803,439	35,793,326
負債合計	9,803,439	35,793,326
純資産の部		
元本等		
元本	2,789,435,397	2,606,649,147
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,119,906,049	△1,927,500,361
（分配準備積立金）	25,898,071	23,071,878
元本等合計	669,529,348	679,148,786
純資産合計	669,529,348	679,148,786
負債純資産合計	679,332,787	714,942,112

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	53,551,160	49,536,680
有価証券売買等損益	△222,871,056	55,192,527
営業収益合計	△169,319,896	104,729,207
営業費用		
支払利息	1,829	1,613
受託者報酬	118,731	111,494
委託者報酬	6,216,863	5,837,963
その他費用	359,866	337,922
営業費用合計	6,697,289	6,288,992
営業利益又は営業損失（△）	△176,017,185	98,440,215
経常利益又は経常損失（△）	△176,017,185	98,440,215
当期純利益又は当期純損失（△）	△176,017,185	98,440,215
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△86,142	1,403,684
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,010,982,664	△2,119,906,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	280,871,888	344,016,060
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	280,871,888	344,016,060
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	161,797,487	204,314,602
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	161,797,487	204,314,602
分配金	52,066,743	44,332,301
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,119,906,049	△1,927,500,361

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	2,944,927,217円	2,789,435,397円
	期中追加設定元本額	221,293,813円	274,037,303円
	期中一部解約元本額	376,785,633円	456,823,553円
２．	受益権の総数	2,789,435,397口	2,606,649,147口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,119,906,049円	1,927,500,361円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,573,762円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,416,895円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日 至 2020年 2月 17日		自 2020年 7月 16日 至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	7,656,847円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	7,560,322円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	111,557,067円	C 信託約款に定める収益調整金	108,499,601円
D 信託約款に定める分配準備積立金	32,800,639円	D 信託約款に定める分配準備積立金	25,838,437円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	152,014,553円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	141,898,360円
F 分配対象収益(1万口当たり)	506円	F 分配対象収益(1万口当たり)	496円
G 分配金額	8,995,638円	G 分配金額	8,581,734円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円
自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日		自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	7,886,077円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	8,004,356円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	109,487,201円	C 信託約款に定める収益調整金	103,523,573円
D 信託約款に定める分配準備積立金	30,557,586円	D 信託約款に定める分配準備積立金	23,508,405円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	147,930,864円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	135,036,334円
F 分配対象収益(1万口当たり)	503円	F 分配対象収益(1万口当たり)	495円
G 分配金額	8,808,162円	G 分配金額	8,177,152円
H 分配金額(1万口当たり)	30円	H 分配金額(1万口当たり)	30円
自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 15日		自 2020年 9月 16日 至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	7,955,409円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	7,110,500円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	108,693,204円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	28,854,687円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	145,503,300円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	501円	
G	分配金額	8,708,460円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,171,392円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	109,474,834円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	28,065,031円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	145,711,257円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	499円	
G	分配金額	8,755,759円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,528,265円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	105,617,846円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	26,248,201円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	140,394,312円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	499円	
G	分配金額	8,430,418円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,209,557円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	104,934,930円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	26,056,820円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	139,201,307円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	499円	
G	分配金額	8,368,306円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	100,659,566円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	22,460,982円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	130,231,048円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	492円	
G	分配金額	7,936,143円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年10月16日 至　2020年11月16日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	7,940,465円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	99,924,707円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	21,337,889円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	129,203,061円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	492円	
G	分配金額	7,869,154円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年11月17日 至　2020年12月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	7,740,104円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	99,951,566円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	21,212,674円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	128,904,344円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	492円	
G	分配金額	7,858,145円	
H	分配金額(1万口当たり)	30円	
	自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,936,698円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	100,417,783円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	20,045,153円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	127,399,634円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	488円	
G	分配金額	3,909,973円	
H	分配金額(1万口当たり)	15円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	15,936,059
親投資信託受益証券	0
合計	15,936,059

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△11,810,814
親投資信託受益証券	64
合計	△11,810,750

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.2400円	1口当たり純資産額	0.2605円
(1万口当たり純資産額)	(2,400円)	(1万口当たり純資産額)	(2,605円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス	201,861	668,765,493	
投資信託受益証券 合計		201,861	668,765,493	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	658,425	668,893	
親投資信託受益証券 合計		658,425	668,893	
合計		860,286	669,434,386	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

当ファンドは、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース)」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース)」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）の2020年7月16日から2021年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）の2021年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	437,788,955	419,296,524
投資信託受益証券	25,253,075,400	22,680,860,863
親投資信託受益証券	23,989,611	19,966,256
流動資産合計	25,714,853,966	23,120,123,643
資産合計	25,714,853,966	23,120,123,643
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	90,151,780	80,320,278
未払解約金	17,306,914	29,094,690
未払受託者報酬	695,030	635,080
未払委託者報酬	36,373,770	33,236,320
未払利息	129	81
その他未払費用	1,316,814	2,891,930
流動負債合計	145,844,437	146,178,379
負債合計	145,844,437	146,178,379
純資産の部		
元本等		
元本	180,303,561,903	160,640,557,279
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△154,734,552,374	△137,666,612,015
（分配準備積立金）	1,961,954,981	1,531,683,426
元本等合計	25,569,009,529	22,973,945,264
純資産合計	25,569,009,529	22,973,945,264
負債純資産合計	25,714,853,966	23,120,123,643

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	487,713,690	439,445,440
有価証券売買等損益	△5,281,043,803	321,205,032
営業収益合計	△4,793,330,113	760,650,472
営業費用		
支払利息	38,443	28,926
受託者報酬	4,488,748	3,815,338
委託者報酬	234,914,286	199,672,541
その他費用	1,822,670	2,091,765
営業費用合計	241,264,147	205,608,570
営業利益又は営業損失（△）	△5,034,594,260	555,041,902
経常利益又は経常損失（△）	△5,034,594,260	555,041,902
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,034,594,260	555,041,902
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△43,452,790	△13,780,603
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△165,863,660,076	△154,734,552,374
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,404,364,422	18,776,085,181
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,404,364,422	18,776,085,181
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,727,752,707	1,770,733,871
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,727,752,707	1,770,733,871
分配金	556,362,543	506,233,456
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△154,734,552,374	△137,666,612,015

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	200,138,776,725円	180,303,561,903円
	期中追加設定元本額	2,021,956,055円	2,046,412,893円
	期中一部解約元本額	21,857,170,877円	21,709,417,517円
２．	受益権の総数	180,303,561,903口	160,640,557,279口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	154,734,552,374円	137,666,612,015円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	90,469,271円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	77,635,195円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日 至 2020年 2月 17日		自 2020年 7月 16日 至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	32,056,220円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	36,929,946円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	23,472,829,557円	C 信託約款に定める収益調整金	21,267,959,306円
D 信託約款に定める分配準備積立金	2,391,992,084円	D 信託約款に定める分配準備積立金	1,917,648,167円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	25,896,877,861円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	23,222,537,419円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,328円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,316円
G 分配金額	97,457,705円	G 分配金額	88,221,499円
H 分配金額(1万口当たり)	5円	H 分配金額(1万口当たり)	5円
自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日		自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	40,081,526円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	41,353,170円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	22,531,451,757円	C 信託約款に定める収益調整金	20,940,839,259円
D 信託約款に定める分配準備積立金	2,230,235,914円	D 信託約款に定める分配準備積立金	1,834,469,516円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	24,801,769,197円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	22,816,661,945円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,325円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,313円
G 分配金額	93,537,691円	G 分配金額	86,852,490円
H 分配金額(1万口当たり)	5円	H 分配金額(1万口当たり)	5円
自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 15日		自 2020年 9月 16日 至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	44,763,655円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	41,103,404円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	22,225,369,426円	C	信託約款に定める収益調整金	20,590,077,989円
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,143,341,858円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,756,079,716円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	24,413,474,939円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	22,387,261,109円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,323円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,310円
G	分配金額	92,252,549円	G	分配金額	85,386,487円
H	分配金額(1万口当たり)	5円	H	分配金額(1万口当たり)	5円
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日			自　2020年10月16日 至　2020年11月16日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	46,793,796円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	70,886,870円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	22,115,713,666円	C	信託約款に定める収益調整金	20,192,427,930円
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,082,018,131円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,675,370,007円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	24,244,525,593円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	21,938,684,807円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,320円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,310円
G	分配金額	91,784,090円	G	分配金額	83,724,472円
H	分配金額(1万口当たり)	5円	H	分配金額(1万口当たり)	5円
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日			自　2020年11月17日 至　2020年12月15日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	78,000,844円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	39,303,425円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	21,976,189,678円	C	信託約款に定める収益調整金	19,716,692,607円
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,017,241,579円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,617,155,343円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	24,071,432,101円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	21,373,151,375円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,320円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,307円
G	分配金額	91,178,728円	G	分配金額	81,728,230円
H	分配金額(1万口当たり)	5円	H	分配金額(1万口当たり)	5円
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日			自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	72,918,774円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	68,003,171円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	21,730,962,540円	C	信託約款に定める収益調整金	19,380,662,391円
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,979,187,987円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,544,000,533円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	23,783,069,301円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	20,992,666,095円
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,319円	F	分配対象収益(1万口当たり)	1,306円
G	分配金額	90,151,780円	G	分配金額	80,320,278円
H	分配金額(1万口当たり)	5円	H	分配金額(1万口当たり)	5円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	454,869,060
親投資信託受益証券	0
合計	454,869,060

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,615,131,297
親投資信託受益証券	0
合計	1,615,131,297

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.1418円	1口当たり純資産額	0.1430円
(1万口当たり純資産額)	(1,418円)	(1万口当たり純資産額)	(1,430円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス	13,804,541	22,680,860,863	
投資信託受益証券 合計		13,804,541	22,680,860,863	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	19,653,762	19,966,256	
親投資信託受益証券 合計		19,653,762	19,966,256	
合計		33,458,303	22,700,827,119	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

当ファンドは、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス
ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス
ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2019 年 6 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した 2020 年 5 月 31 日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書
2020 年 5 月 31 日現在

（金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII
資産：		
投資（公正価値）		
投資有価証券*	$	32,615
親投資信託受益証券		250,835
金融デリバティブ商品		
店頭		10,063
取引相手先預け金		40
親投資信託受益証券売却に係る未収金		785
ファンド受益証券売却に係る未収金		7
未収利息および／または未収配当金		235
		294,580
負債：		
借入およびその他の金融取引		
金融デリバティブ商品		
店頭		1,245
投資購入に係る未払金		334
取引相手先からの預かり金		9,450
ファンド受益証券買戻に係る未払金		879
		11,908
純資産	**$**	**282,672**
投資有価証券（原価）	$	32,615
親投資信託受益証券（原価）	$	235,111
* 内レポ契約	$	32,000

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

添付の注記参照

資産・負債計算書
2020年5月31日現在

（金額単位：受益証券1口当たり金額を除き、千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII
純資産：		
J（BRL）	$	26,686
J（IDR）		2,247
J（INR）		8,803
J（MXN）		6,980
J（TRY）		232,144
J（ZAR）		5,812
発行済受益証券数：		
J（BRL）		919
J（IDR）		31
J（INR）		137
J（MXN）		139
J（TRY）		16,042
J（ZAR）		219
受益証券1口当たりの純資産価額および買戻価格：		
J（BRL）		
（機能通貨表示）	$	29.05
（報告通貨表示）	¥	3,130
J（IDR）		
（機能通貨表示）	$	73.54
（報告通貨表示）	¥	7,923
J（INR）		
（機能通貨表示）	$	64.07
（報告通貨表示）	¥	6,903
J（MXN）		
（機能通貨表示）	$	50.07
（報告通貨表示）	¥	5,394
J（TRY）		
（機能通貨表示）	$	14.47
（報告通貨表示）	¥	1,559
J（ZAR）		
（機能通貨表示）	$	26.58
（報告通貨表示）	¥	2,864

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

添付の注記参照

資産・負債計算書

2020 年 5 月 31 日現在

（金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
資産：		
投資（公正価値）		
投資有価証券*	$	469,154
親投資信託受益証券		0
金融デリバティブ商品		
上場または中央清算		420
店頭		3,886
取引相手先預け金		3,107
外貨（公正価値）		359
投資売却に係る未収金		9,630
TBA 投資売却に係る未収金		55,250
ファンド受益証券売却に係る未収金		231
未収利息・配当金		6,239
		548,276
負債：		
借入およびその他の金融取引		
リバースレポ契約に係る未払金	$	18,575
売建有価証券に係る未払金		2,423
金融デリバティブ商品		
上場または中央清算		133
店頭		886
投資購入に係る未払金		5,124
親投資信託受益証券購入に係る未払金		0
TBA 投資購入に係る未払金		59,189
未払利息		15
取引相手先からの預かり金		6,269
ファンド受益証券買戻に係る未払金		785
		93,399
純資産	**$**	**454,877**
投資有価証券（原価）	$	549,068
親投資信託受益証券（原価）	$	0
保有外国通貨（原価）	$	507
売建有価証券に係る受取金	$	2,409
金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミアム（純額）	$	2,840
* 内レポ契約	$	4,600
純資産：		N/A
米ドル	$	454,877
発行済受益証券数：		N/A
米ドル		27,669
受益証券 1 口当たりの純資産価額および買戻価格：		
（機能通貨表示）		N/A
（純資産価額報告通貨表示）		N/A
米ドル		
（機能通貨表示）	$	16.44

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書
2020年5月31日終了の会計年度

（金額単位：千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII
投資収入：		
受取利息	$	665
収益合計		665
費用：		
支払利息		79
費用合計		79
投資純利益		586
実現純利益（損失）：		
投資有価証券(外国源泉税控除後*)		191
親投資信託受益証券		23,822
店頭金融デリバティブ商品		(10,962)
外貨		39
実現純利益		13,090
未実現評価益（評価損）の純変動額：		
親投資信託受益証券		(18,434)
店頭金融デリバティブ商品		(4,441)
外貨建資産・負債		11
未実現評価益（評価損）の純変動額		(22,864)
純利益（損失）		(9,774)
運用による純資産の純増加（減少）額	$	(9,188)

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

添付の注記参照

損益計算書

2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度

（金額単位：千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資収益：		
受取利息	$	33,564
収益合計		33,564
費用：		
支払利息		338
費用合計		338
投資純利益		33,226
実現純利益（損失）：		
投資有価証券		(2,606)
親投資信託受益証券		0
上場または中央清算金融デリバティブ商品		7,395
店頭金融デリバティブ商品		4,311
外貨		(1,552)
実現純利益		7,548
未実現評価益（評価損）の純変動額：		
投資有価証券		(32,143)
親投資信託受益証券		0
上場または中央清算金融デリバティブ商品		(181)
店頭金融デリバティブ商品		(405)
外貨建資産および負債		124
未実現（評価損）の純変動額		(32,605)
純利益（損失）		(25,057)
運用による純資産の純増加額	$	8,169

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書
2020年5月31日終了の会計年度

（金額単位：千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII
純資産の増加（減少）の内訳：		
運用：		
投資純利益	$	586
実現純利益		13,090
未実現評価（損）益の純変動額		(22,864)
運用による純増加（減少）額		(9,188)
受益者への分配：		
分配		
J（BRL）		(4,380)
J（IDR）		(164)
J（INR）		(898)
J（MXN）		(736)
J（TRY）		(10,106)
J（ZAR）		(1,025)
分配金合計		(17,309)
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額*		(79,407)
純資産増加（減少）額合計		(105,904)
純資産：		
期首残高		388,576
期末残高	$	282,672

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類に対する注記を参照のこと。

添付の注記参照

純資産変動計算書

2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度

（金額単位：千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
純資産の増加（減少）の内訳：		
運用：		
投資純利益	$	33,226
実現純利益		7,548
未実現（評価損）の純変動額		(32,605)
運用による純増加額		8,169
受益者への分配金：		
分配金合計		0
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純（減少額）*		(113,332)
純資産の（減少額）合計		(105,163)
純資産：		
期首残高		560,040
期末残高	$	454,877

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。
* 財務書類に対する注記の注 12 を参照のこと。

添付の注記参照

投資明細表
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII
2020年5月31日現在

		元本金額（単位：千）		評価額（単位：千）
投資有価証券 11.5%				
短期金融商品 11.5%				
レポ契約(b) 11.3%				
			$	32,000
定期預金 0.2%				
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.				
0.010% due 06/01/2020	$	2		2
Bank of Nova Scotia				
0.010% due 06/01/2020		1		1
Citibank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		74		74
DBS Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		15		15
JPMorgan Chase Bank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		147		147
National Australia Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		2		2
Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
0.010% due 06/01/2020		266		266
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		108		108
				615
短期金融商品合計 （取得原価＄32,615）				32,615
投資有価証券合計 （取得原価＄32,615）				32,615
		口数（単位：千）		
親投資信託受益証券 88.8%				
ミューチュアル・ファンド(a)88.8%				
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M) （取得原価＄235,111）		15,258		250,835
親投資信託受益証券合計 （取得原価＄235,111）				250,835
投資合計 100.3% （取得原価＄267,726）			$	283,450
金融デリバティブ商品(c) 3.1% （取得原価またはプレミアム（純額）＄0）				8,818
その他の資産および負債（純額）(3.4%)				(9,596)
純資産 100.0%			$	282,672

投資明細表に対する注記（金額単位：千米ドル*）：

＊　残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。
(a)　米ドルクラス受益証券

借入れおよびその他の金融取引

(b)　レポ取引：

取引相手	貸付金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保（評価額）	レポ契約（評価額）	レポ契約に係る未収金(1)
SAL	0.100%	05/29/2020	06/01/2020	$ 32,000	U.S. Treasury Bonds 3.000% due 05/15/2047	$ (32,893)	$ 32,000	$ 32,000
レポ契約合計						**$ (32,893)**	**$ 32,000**	**$ 32,000**

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

取引相手	レポ契約に係る未収金	リバースレポ契約に係る未払金	セール・バイバック取引に係る未払金	空売りに係る未払金	借入れおよびその他の金融取引合計	差入（受入）担保	ネット・エクスポージャー(2)
グローバル／マスター・レポ契約							
SAL	$ 32,000	$ 0	$ 0	$ 0	$ 32,000	$ (32,893)	$ (893)
借入れおよびその他の金融取引合計	**$ 32,000**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**			

(1)　未収利息を含む。
(2)　ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引からのエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約に基づく取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

(c)　金融デリバティブ商品店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	未実現評価（損）益 負債
BPS	06/2020	JPY 784	$	7	$ 0	$ 0
BPS	06/2020	$ 18	JPY	1,949	0	0
JPM	06/2020	861		92,800	0	0
					$ 0	$ 0

J（BRL）クラスの外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	未実現評価（損）益 負債
BPS	06/2020	BRL 47,331	$	8,834	$ 129	$ (9)
BPS	06/2020	$ 8,722	BRL	47,331	0	(8)
BPS	07/2020	8,617		46,172	0	(127)
BRC	06/2020	BRL 43,860	$	8,083	7	0
BRC	06/2020	$ 7,744	BRL	43,860	332	0
CBK	06/2020	BRL 4,572	$	790	0	(52)
CBK	06/2020	$ 843	BRL	4,572	0	(1)

DUB	06/2020	BRL	47,400	$	8,922		194	0
DUB	06/2020	$	8,735	BRL	47,400		0	(8)
DUB	07/2020		8,907		47,400		0	(192)
GLM	06/2020	BRL	1,662	$	302		0	(4)
GLM	06/2020	$	281	BRL	1,662		25	0
HUS	06/2020	BRL	48,945	$	9,198		186	0
HUS	06/2020	$	8,662	BRL	48,945		350	0
HUS	07/2020		8,290		44,089		0	(183)
JPM	06/2020	BRL	652	$	120		0	0
JPM	06/2020	$	114	BRL	652		6	0
MYI	06/2020	BRL	1,093	$	201		0	0
MYI	06/2020	$	196	BRL	1,093		6	0
MYI	07/2020		1,320		7,191		2	0
RYL	06/2020	BRL	546	$	93		0	(8)
RYL	06/2020	$	101	BRL	546		0	0
SSB	06/2020	BRL	48,420	$	8,923		8	0
SSB	06/2020	$	8,559	BRL	48,420		357	0
						$	1,602	$ (592)

J（IDR）クラスの外国為替先渡契約：

						未実現評価（損）益	
取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	資産	負債
BOA	06/2020	IDR	12,452,856	$	843	$ 0	$ (9)
BOA	06/2020	$	791	IDR	12,452,856	62	0
BOA	07/2020		120		1,769,016	0	0
CBK	07/2020		7		104,006	0	0
GLM	06/2020	IDR	12,978,613	$	871	0	(17)
GLM	06/2020	$	879	IDR	12,978,613	10	0
GLM	07/2020		871		13,068,685	15	0
HUS	06/2020	IDR	13,203,818	$	897	0	(7)
HUS	06/2020	$	871	IDR	13,203,818	33	0
HUS	07/2020		866		12,821,714	3	0
MYI	06/2020	IDR	12,609,880	$	853	0	(10)
MYI	06/2020	$	802	IDR	12,609,880	61	0
SOG	06/2020	IDR	511,297	$	35	0	0
SOG	06/2020	$	34	IDR	511,297	1	0
SSB	07/2020	IDR	222,986	$	15	0	0
UAG	06/2020		5,444,677		368	0	(5)
UAG	06/2020	$	369	IDR	5,444,677	4	0
UAG	07/2020		368		5,492,481	4	0
						$ 193	$ (48)

J（INR）クラスの外国為替先渡契約：

						未実現評価（損）益	
取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	資産	負債
BOA	06/2020	INR	260,098	$	3,435	$ 0	$ (4)
BOA	06/2020	$	3,439	INR	260,098	1	0
BOA	07/2020		3,431		260,873	8	0
BPS	06/2020	INR	4,914	$	65	0	0
BPS	06/2020	$	65	INR	4,914	0	0
CBK	06/2020	INR	131,856	$	1,743	0	0
CBK	06/2020	$	1,717	INR	131,856	27	0
HUS	06/2020	INR	261,281	$	3,452	1	(4)
HUS	06/2020	$	3,410	INR	261,281	45	0
HUS	07/2020		1,419		107,862	3	0
JPM	06/2020	INR	255,456	$	3,377	0	(1)
JPM	06/2020	$	3,328	INR	255,456	51	0
MYI	06/2020	INR	3,241	$	43	0	0
MYI	06/2020	$	43	INR	3,241	0	0
MYI	07/2020		440		33,373	0	0
SCX	06/2020	INR	262,978	$	3,471	0	(6)
SCX	06/2020	$	3,477	INR	262,978	1	0
SCX	07/2020		3,473		264,045	8	0
SSB	06/2020	INR	8,113	$	107	0	0
SSB	06/2020	$	107	INR	8,113	0	0
						$ 145	$ (15)

J（MXN）クラスの外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	負債
BPS	06/2020	$	2,030	MXN	48,925	$ 181	$ 0
CBK	06/2020		2,036		48,925	175	0
GLM	06/2020	MXN	43,673	$	1,960	0	(14)
GLM	06/2020	$	46	MXN	1,110	4	0
GLM	07/2020		1,951		43,673	14	0
HUS	06/2020	MXN	52,147	$	2,316	0	(40)
HUS	07/2020	$	2,285	MXN	51,643	38	0
IND	06/2020	MXN	5,133	$	218	0	(14)
JPM	06/2020	$	2,391	MXN	56,737	173	0
SCX	06/2020	MXN	51,643	$	2,303	0	(31)
SCX	07/2020	$	2,292	MXN	51,643	31	0
SSB	06/2020		172		4,215	19	0
UAG	06/2020		21		495	1	0
						$ 636	$ (99)

J（TRY）クラスの外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	負債
BOA	06/2020	TRY	82,671	$	12,108	$ 0	$ (11)
BOA	06/2020	$	1,462	TRY	10,685	103	0
BOA	06/2020		1,876		13,357	81	0
BOA	08/2020		12,108		84,451	0	(35)
BPS	06/2020	TRY	117,957	$	17,298	6	0
BPS	06/2020	$	34,858	TRY	245,177	1,051	0
BPS	06/2020		66,423		468,883	2,313	0
BPS	09/2020		17,298		121,693	0	(31)
CBK	06/2020	TRY	74,864	$	10,984	13	0
CBK	07/2020	$	10,984	TRY	75,524	0	(26)
GLM	06/2020	TRY	64,762	$	9,466	0	(25)
GLM	09/2020	$	9,466	TRY	66,877	12	0
HUS	06/2020		5,461		38,863	236	0
IND	06/2020	TRY	14,505	$	2,055	0	(71)
IND	06/2020	$	646	TRY	4,406	0	(1)
JPM	06/2020	TRY	152,704	$	22,446	60	0
JPM	06/2020		239,759		35,146	21	(12)
JPM	06/2020		59,097		8,654	0	(2)
JPM	06/2020	$	11,105	TRY	75,755	0	0
JPM	06/2020		35,321		249,525	1,247	0
JPM	06/2020		35,675		250,616	1,031	0
JPM	07/2020		13,180		90,854	0	(3)
JPM	07/2020		8,654		59,578	0	(10)
JPM	07/2020		21,966		150,962	0	(27)
JPM	07/2020		21,622		148,316	0	(60)
SCX	06/2020	TRY	147,224	$	21,622	40	0
SCX	06/2020		88,104		12,900	0	(4)
SCX	06/2020	$	813	TRY	5,856	46	0
SCX	06/2020		17,690		124,151	504	0
SCX	07/2020		12,900		89,027	1	0
SCX	08/2020		21,622		150,301	0	(69)
SOG	06/2020	TRY	58,754	$	8,610	0	(1)
SOG	06/2020	$	8,631	TRY	60,651	258	0
SOG	09/2020		8,610		60,705	0	(7)
TOR	06/2020	TRY	88,303	$	12,900	0	(33)
TOR	06/2020		60,011		8,786	0	(8)
TOR	07/2020	$	12,900	TRY	89,174	17	0
TOR	07/2020		8,786		60,543	0	(6)
UAG	06/2020		7,807		54,892	238	0
						$ 7,278	$ (442)

J（ZAR）クラスの外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	負債

BOA	06/2020	$	23	ZAR	423	$ 1	$ 0
BPS	06/2020	ZAR	296	$	17	0	0
BPS	06/2020		33,173		1,900	19	0
BPS	07/2020	$	1,894	ZAR	33,173	0	(19)
BRC	06/2020	ZAR	2,881	$	156	0	(8)
GLM	06/2020	$	1,926	ZAR	35,010	59	0
HUS	06/2020	ZAR	31,292	$	1,779	4	0
HUS	07/2020	$	1,773	ZAR	31,292	0	(4)
IND	06/2020	ZAR	3,553	$	198	0	(4)
JPM	06/2020	$	279	ZAR	4,919	0	0
JPM	06/2020	ZAR	556	$	32	0	0
MYI	06/2020	$	1,830	ZAR	33,173	52	0
SOG	06/2020		1,829		33,173	51	0
SOG	06/2020	ZAR	33,173	$	1,895	14	0
SOG	07/2020	$	1,889	ZAR	33,173	0	(14)
UAG	06/2020		153		2,849	9	0
UAG	06/2020		17		296	0	0
UAG	07/2020	ZAR	296	$	17	0	0
						$ 209	$ (49)
外国為替先渡契約合計						**$ 10,063**	**$ (1,245)**

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(d) 2020 年 5 月 31 日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約が適用される金融デリバティブ商品に関して現金＄40 が担保として差し入れられている。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
取引相手	**外国為替先渡契約**	**買建オプション**	**スワップ契約**	**店頭合計**	**外国為替先渡契約**	**売建オプション**	**スワップ契約**	**店頭合計**	**店頭デリバティブの市場価格（純額）**	**差入（受入）担保**	**ネット・エクスポージャー(1)**
BOA	$ 256	$ 0	$ 0	$ 256	$ (59)	$ 0	$ 0	$ (59)	$ 197	$ (280)	$ (83)
BPS	3,699	0	0	3,699	(194)	0	0	(194)	3,505	(3,600)	(95)
BRC	339	0	0	339	(8)	0	0	(8)	331	(470)	(139)
CBK	215	0	0	215	(79)	0	0	(79)	136	0	136
DUB	194	0	0	194	(200)	0	0	(200)	(6)	0	(6)
GLM	139	0	0	139	(60)	0	0	(60)	79	0	79
HUS	899	0	0	899	(238)	0	0	(238)	661	(860)	(199)
IND	0	0	0	0	(90)	0	0	(90)	(90)	0	(90)
JPM	2,589	0	0	2,589	(115)	0	0	(115)	2,474	(2,580)	(106)
MYI	121	0	0	121	(10)	0	0	(10)	111	40	151
RYL	0	0	0	0	(8)	0	0	(8)	(8)	0	(8)
SCX	631	0	0	631	(110)	0	0	(110)	521	(620)	(99)
SOG	324	0	0	324	(22)	0	0	(22)	302	(260)	42
SSB	384	0	0	384	0	0	0	0	384	(510)	(126)
TOR	17	0	0	17	(47)	0	0	(47)	(30)	0	(30)
UAG	256	0	0	256	(5)	0	0	(5)	251	(270)	(19)
店頭合計	**$ 10,063**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 10,063**	**$ (1,245)**	**$ 0**	**$ 0**	**$ (1,245)**			

(1) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記を参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが当期中に保有したデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクについては財務書類に対する注記 7、主なリスクを参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 － 資産						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 10,063	$ 0	$ 10,063
金融デリバティブ商品 － 負債						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (1,245)	$ 0	$ (1,245)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (10,962)	$ 0	$ (10,962)
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (4,441)	$ 0	$ (4,441)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2020 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	$ 0	$ 32,615	$ 0	$ 32,615
親投資信託受益証券（公正価値）				
ミューチュアル・ファンド	250,835	0	0	250,835
投資合計	$ 250,835	$ 32,615	$ 0	$ 283,450
金融デリバティブ商品 － 資産				
店頭	$ 0	$ 10,063	$ 0	$ 10,063
金融デリバティブ商品 － 負債				
店頭	$ 0	$ (1,245)	$ 0	$ (1,245)
合計	**$ 250,835**	**$ 41,433**	**$ 0**	**$ 292,268**

2020 年 5 月 31 日に終了した年度においてレベル 3 で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
2020年5月31日現在

		元本金額（単位：千）		評価額（単位：千）
投資有価証券 103.1%				
アンゴラ 0.7%				
ソブリン債 0.7%				
Angolan Government International Bond				
8.250% due 05/09/2028	$	2,500	$	1,547
9.125% due 11/26/2049		900		543
9.375% due 05/08/2048		1,100		659
9.500% due 11/12/2025		500		340
アンゴラ合計				**3,089**
（取得原価＄5,112）				
アルゼンチン 1.5%				
社債等 0.0%				
Pan American Energy LLC				
26.090% due 11/20/2020	ARS	17,760		151
ソブリン債 1.5%				
Argentina Government International Bond				
3.380% due 12/31/2038	EUR	4,450		1,678
3.750% due 12/31/2038	$	1,900		716
5.000% due 01/15/2027	EUR	3,000		1,187
6.250% due 11/09/2047		1,200		460
6.875% due 01/11/2048	$	450		164
7.125% due 06/28/2117		800		285
7.820% due 12/31/2033	EUR	1,142		546
Provincia de Buenos Aires				
26.847% due 04/12/2025	ARS	89,100		515
Provincia de Entre Rios Argentina				
8.750% due 02/08/2025	$	1,500		630
Provincia de la Rioja				
9.750% due 02/24/2025		1,500		577
				6,758
アルゼンチン合計				**6,909**
（取得原価＄17,933）				
アルメニア 0.2%				
ソブリン債 0.2%				
Armenia Government International Bond				
3.950% due 09/26/2029		700		700
アルメニア合計				**700**
（取得原価＄687）				
オーストリア 0.1%				
社債等 0.1%				
Sappi Papier Holding GmbH				
3.125% due 04/15/2026 (i)	EUR	700		655
オーストリア合計				**655**
（取得原価＄789）				
アゼルバイジャン 1.2%				
社債等 1.2%				

Southern Gas Corridor CJSC			
6.875% due 03/24/2026	$	2,400	2,769
State Oil Company of the Azerbaijan Republic			
4.750% due 03/13/2023		2,670	2,784
アゼルバイジャン合計			**5,553**
（取得原価＄5,284）			
バハマ 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Bahamas Government International Bond			
6.000% due 11/21/2028		2,750	2,337
バハマ合計			**2,337**
（取得原価＄2,750）			
バーレーン 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Bahrain Government International Bond			
5.625% due 09/30/2031		2,900	2,746
バーレーン合計			**2,746**
（取得原価＄2,979）			
ブラジル 5.2%			
バンクローン債務 0.7%			
State of Rio de Janeiro			
6.024% due 12/20/2020		3,300	3,314
社債等 2.8%			
Banco BTG Pactual S.A.			
4.500% due 01/10/2025		1,300	1,224
Banco Votorantim S.A.			
4.500% due 09/24/2024		200	196
Braskem Netherlands Finance BV			
4.500% due 01/10/2028		400	364
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.			
4.625% due 02/04/2030		800	716
CSN Resources S.A.			
7.625% due 04/17/2026		1,400	1,165
Globo Comunicacao e Participacoes S.A.			
4.875% due 01/22/2030		200	173
JBS Investments II GmbH			
7.000% due 01/15/2026		2,800	2,983
Odebrecht Oil & Gas Finance Ltd.			
0.000% due 06/29/2020 (a)		4,450	16
Petrobras Global Finance BV			
5.093% due 01/15/2030		3,306	3,156
Rede D'or Finance Sarl			
4.500% due 01/22/2030		800	672
Suzano Austria GmbH			
7.000% due 03/16/2047		2,000	2,175
			12,840
ソブリン債 1.7%			
Brazil Government International Bond			
4.750% due 01/14/2050		5,299	4,878
5.000% due 01/27/2045		300	286
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais			
5.333% due 02/15/2028		2,342	2,354
			7,518

ブラジル合計		23,672
（取得原価＄24,260）		
英領バージン諸島 1.1%		
社債等 1.1%		
Gerdau Trade, Inc.		
4.875% due 10/24/2027	1,300	1,321
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd.		
2.150% due 05/13/2025	2,400	2,451
2.700% due 05/13/2030	1,200	1,234
英領バージン諸島合計		5,006
（取得原価＄4,847）		
カメルーン 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Republic of Cameroon International Bond		
9.500% due 11/19/2025	2,500	2,433
カメルーン合計		2,433
（取得原価＄2,637）		
ケイマン諸島 4.6%		
資産担保証券 0.1%		
Garanti Diversified Payment Rights Finance Co.		
3.992% due 10/09/2021	400	393
社債等 4.5%		
21Vianet Group, Inc.		
7.875% due 10/15/2021	700	691
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.		
0.000% due 06/05/2034	2,300	1,576
China Evergrande Group		
8.250% due 03/23/2022	1,100	1,000
CK Hutchison International 19 II Ltd.		
3.375% due 09/06/2049	1,100	1,176
Geely Automobile Holdings Ltd.		
4.000% due 12/09/2024 (a)	300	280
Interoceanica V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	2,100	1,743
Lima Metro Line 2 Finance Ltd.		
4.350% due 04/05/2036	400	420
5.875% due 07/05/2034	1,400	1,612
MAF Sukuk Ltd.		
4.638% due 05/14/2029	2,400	2,433
Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.		
6.350% due 12/01/2021	1,906	1,579
7.350% due 12/01/2026 (b)	8,780	2,677
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
0.000% due 06/02/2025	3,243	2,992
Sands China Ltd.		
5.400% due 08/08/2028	700	748
Sunac China Holdings Ltd.		
7.500% due 02/01/2024	200	197
7.950% due 10/11/2023	900	900
Tencent Holdings Ltd. (c)		
3.240% due 06/03/2050	300	300
3.290% due 06/03/2060	400	404
		20,728

ケイマン諸島合計		21,121
（取得原価＄23,482）		
チリ 4.0%		
社債等 3.6%		
Banco del Estado de Chile		
2.704% due 01/09/2025	400	405
Banco Santander Chile		
2.700% due 01/10/2025 (i)	600	609
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
3.700% due 01/30/2050	300	299
Embotelladora Andina S.A.		
3.950% due 01/21/2050	500	489
Empresa de Transporte de Pasajeros Metro S.A.		
3.650% due 05/07/2030	200	214
4.700% due 05/07/2050	600	689
Empresa Nacional de Telecomunicaciones S.A.		
4.875% due 10/30/2024	6,900	7,211
Engie Energia Chile S.A.		
4.500% due 01/29/2025	900	962
Latam Airlines 2015-1 Pass-Through Trust A		
4.200% due 11/15/2027	5,662	4,190
Sociedad Quimica y Minera de Chile S.A.		
4.250% due 05/07/2029	1,200	1,270
		16,338
ソブリン債 0.4%		
Chile Government International Bond		
2.450% due 01/31/2031	2,000	2,040
チリ合計		18,378
（取得原価＄19,283）		
中国 0.1%		
社債等 0.1%		
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd.		
3.680% due 08/08/2049 (i)	500	546
中国合計		546
（取得原価＄500）		
コロンビア 1.8%		
社債等 0.8%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	3,700	3,864
ソブリン債 1.0%		
Colombia Government International Bond		
5.200% due 05/15/2049	2,400	2,834
7.375% due 09/18/2037	1,100	1,510
		4,344
コロンビア合計		8,208
（取得原価＄6,747）		
コスタリカ 0.8%		
ソブリン債 0.8%		
Costa Rica Government International Bond		
5.625% due 04/30/2043	2,000	1,419
6.125% due 02/19/2031	1,100	899
7.000% due 04/04/2044	1,250	980

7.158% due 03/12/2045		200	158
コスタリカ合計			3,456
（取得原価＄4,211）			
ドミニカ共和国 2.8%			
ソブリン債 2.8%			
Dominican Republic Government International Bond			
5.950% due 01/25/2027		3,000	2,925
6.000% due 07/19/2028		2,100	2,029
6.400% due 06/05/2049		5,100	4,628
6.850% due 01/27/2045		2,200	2,073
10.750% due 08/11/2028	DOP	58,400	991
10.875% due 01/14/2026		9,600	167
ドミニカ共和国合計			12,813
（取得原価＄13,925）			
エクアドル 1.1%			
社債等 0.2%			
Petroamazonas EP			
4.625% due 12/06/2021	$	1,633	939
ソブリン債 0.9%			
Ecuador Government International Bond			
7.775% due 01/23/2028		2,300	828
8.750% due 06/02/2023 (i)		5,700	2,408
9.500% due 03/27/2030		1,300	496
10.650% due 01/31/2029		300	110
			3,842
エクアドル合計			4,781
（取得原価＄10,964）			
エジプト 1.7%			
ソブリン債 1.7%			
Egypt Government International Bond			
4.750% due 04/11/2025	EUR	800	850
4.750% due 04/16/2026		2,800	2,940
6.375% due 04/11/2031		1,500	1,519
7.053% due 01/15/2032	$	200	190
7.500% due 01/31/2027		400	417
7.600% due 03/01/2029		1,200	1,220
7.625% due 05/29/2032		800	786
エジプト合計			7,922
（取得原価＄8,622）			
エルサルバドル 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
El Salvador Government International Bond			
7.125% due 01/20/2050		1,300	999
7.625% due 09/21/2034		2,875	2,279
7.650% due 06/15/2035		1,010	825
エルサルバドル合計			4,103
（取得原価＄5,261）			
ガーナ 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Republic of Ghana International Bond			
6.375% due 02/11/2027		800	718

8.125% due 01/18/2026	1,600	1,561
8.125% due 03/26/2032	1,700	1,503
8.750% due 03/11/2061	1,300	1,131
8.950% due 03/26/2051	3,500	3,064
ガーナ合計		**7,977**
（取得原価＄8,871）		
グアテマラ 1.6%		
社債等 0.7%		
Industrial Senior Trust		
5.500% due 11/01/2022	3,200	3,231
ソブリン債 0.9%		
Guatemala Government Bond		
4.900% due 06/01/2030	1,000	1,056
5.375% due 04/24/2032	300	326
6.125% due 06/01/2050	2,200	2,473
		3,855
グアテマラ合計		**7,086**
（取得原価＄6,818）		
香港 1.1%		
社債等 1.1%		
Far East Horizon Ltd.		
3.375% due 02/18/2025	600	564
Huaneng Hong Kong Capital Ltd.		
3.600% due 10/30/2022 (a)	3,200	3,204
Huarong Finance 2019 Co. Ltd.		
1.485% due 02/24/2023	1,200	1,150
香港合計		**4,918**
（取得原価＄4,999）		
インド 1.5%		
社債等 1.3%		
Adani Electricity Mumbai Ltd.		
3.949% due 02/12/2030	1,200	1,109
Adani Transmission Ltd.		
4.250% due 05/21/2036	398	379
Delhi International Airport Ltd.		
6.450% due 06/04/2029	400	372
Indian Railway Finance Corp. Ltd.		
3.249% due 02/13/2030	500	495
3.950% due 02/13/2050	300	284
Muthoot Finance Ltd.		
4.400% due 09/02/2023	700	643
Shriram Transport Finance Co. Ltd.		
5.700% due 02/27/2022	2,000	1,790
5.950% due 10/24/2022	1,000	865
		5,937
ソブリン債 0.2%		
Export-Import Bank of India		
3.250% due 01/15/2030	1,000	983
インド合計		**6,920**
（取得原価＄7,525）		
インドネシア 3.5%		
社債等 2.3%		

Indonesia Asahan Aluminium Persero PT			
5.450% due 05/15/2030		1,300	1,393
Pelabuhan Indonesia II PT			
4.250% due 05/05/2025		4,100	4,172
Pertamina Persero PT			
4.175% due 01/21/2050		200	198
6.450% due 05/30/2044		700	861
6.500% due 11/07/2048		1,900	2,355
Perusahaan Listrik Negara PT			
4.375% due 02/05/2050		300	296
6.150% due 05/21/2048		1,100	1,302
			10,577
ソブリン債 1.2%			
Indonesia Government International Bond			
4.200% due 10/15/2050		3,000	3,332
4.450% due 04/15/2070		300	334
6.625% due 02/17/2037		1,000	1,345
6.750% due 01/15/2044		300	433
			5,444
インドネシア合計			16,021
（取得原価＄14,666）			
アイルランド 1.5%			
社債等 1.5%			
Alfa Bank AO Via Alfa Bond Issuance PLC			
5.950% due 04/15/2030 (d)		2,100	2,048
7.750% due 04/28/2021		200	211
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC			
5.942% due 11/21/2023		1,900	2,106
6.800% due 11/22/2025		2,100	2,502
アイルランド合計			6,867
（取得原価＄6,183）			
イスラエル 1.0%			
社債等 0.3%			
Delek & Avner Tamar Bond Ltd.			
5.082% due 12/30/2023		1,040	985
Israel Electric Corp. Ltd.			
5.000% due 11/12/2024		300	332
			1,317
ソブリン債 0.7%			
Israel Government International Bond			
3.375% due 01/15/2050 (i)		2,100	2,225
3.800% due 05/13/2060		900	1,017
			3,242
イスラエル合計			4,559
（取得原価＄4,339）			
コートジボワール 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Ivory Coast Government International Bond			
5.250% due 03/22/2030	EUR	1,400	1,407
コートジボワール合計			1,407
（取得原価＄1,748）			
ジャマイカ 0.1%			
社債等 0.1%			

TransJamaican Highway Ltd.			
5.750% due 10/10/2036	$	500	474
ジャマイカ合計			**474**
（取得原価＄500）			
ジャージー、チャンネル諸島 0.1%			
資産担保証券 0.1%			
ARTS Ltd.			
2.521% due 09/15/2021		415	406
ジャージー、チャンネル諸島合計			**406**
（取得原価＄413）			
カザフスタン 1.0%			
社債等 1.0%			
KazMunayGas National Co. JSC			
5.375% due 04/24/2030		1,600	1,793
Tengizchevroil Finance Company International Ltd.			
4.000% due 08/15/2026		2,700	2,729
カザフスタン合計			**4,522**
（取得原価＄4,287）			
ケニア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Kenya Government International Bond			
6.875% due 06/24/2024		400	386
8.000% due 05/22/2032		1,100	1,046
ケニア合計			**1,432**
（取得原価＄1,525）			
ルクセンブルク 3.3%			
社債等 3.3%			
Aroundtown S.A.			
5.375% due 03/21/2029		2,200	2,446
Gazprom Neft OAO Via GPN Capital S.A.			
6.000% due 11/27/2023		200	223
Gazprom PJSC Via Gaz Capital S.A.			
2.949% due 01/24/2024	EUR	1,500	1,744
4.950% due 03/23/2027	$	1,500	1,670
5.150% due 02/11/2026		7,000	7,787
8.625% due 04/28/2034		700	1,075
ルクセンブルク合計			**14,945**
（取得原価＄13,396）			
マレーシア 0.3%			
社債等 0.3%			
Petronas Capital Ltd.			
4.500% due 03/18/2045		600	719
4.550% due 04/21/2050		200	244
4.800% due 04/21/2060		300	394
マレーシア合計			**1,357**
（取得原価＄1,313）			
マーシャル諸島 0.0%			
社債等 0.0%			
Nakilat, Inc.			
6.267% due 12/31/2033		76	88
マーシャル諸島合計			**88**

（取得原価＄90）			
モーリシャス 0.1%			
社債等 0.1%			
Greenko Solar Mauritius Ltd.			
5.950% due 07/29/2026		400	384
モーリシャス合計			384
（取得原価＄399）			
メキシコ 4.1%			
社債等 2.9%			
Alfa SAB de C.V.			
6.875% due 03/25/2044		300	334
Minera Mexico S.A. de C.V.			
4.500% due 01/26/2050		1,300	1,253
Orbia Advance Corp. SAB de C.V.			
5.500% due 01/15/2048		1,100	1,103
5.875% due 09/17/2044		400	417
Petroleos Mexicanos			
5.950% due 01/28/2031		1,000	809
6.350% due 02/12/2048		1,953	1,459
6.500% due 03/13/2027		300	265
6.625% due 06/15/2038		780	606
6.840% due 01/23/2030		2,100	1,803
6.950% due 01/28/2060		4,244	3,294
7.690% due 01/23/2050		1,517	1,259
PLA Administradora Industrial S de RL de C.V.			
4.962% due 07/18/2029		700	619
			13,221
ソブリン債 1.2%			
Mexico Government International Bond			
3.250% due 04/16/2030		300	296
4.000% due 03/15/2115	EUR	4,200	4,451
4.750% due 04/27/2032	$	200	217
5.000% due 04/27/2051		200	215
5.750% due 10/12/2110		200	217
			5,396
メキシコ合計			18,617
（取得原価＄21,398）			
モンゴル 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Mongolia Government International Bond			
5.625% due 05/01/2023		1,500	1,425
8.750% due 03/09/2024 (i)		1,500	1,519
モンゴル合計			2,944
（取得原価＄3,142）			
ナミビア 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Namibia Government International Bond			
5.250% due 10/29/2025		1,000	982
ナミビア合計			982
（取得原価＄994）			
オランダ 0.7%			
社債等 0.7%			

MDGH - GMTN BV		
3.950% due 05/21/2050	1,000	1,092
Metinvest BV		
7.750% due 04/23/2023	797	737
7.750% due 10/17/2029	700	601
8.500% due 04/23/2026	700	629
Prosus NV		
3.680% due 01/21/2030	300	313
オランダ合計		**3,372**
（取得原価＄3,512）		
ナイジェリア 2.4%		
ソブリン債 2.4%		
Nigeria Government International Bond		
6.500% due 11/28/2027	3,000	2,674
7.143% due 02/23/2030	4,300	3,789
7.625% due 11/21/2025	1,900	1,828
7.696% due 02/23/2038	600	514
8.747% due 01/21/2031	2,000	1,891
ナイジェリア合計		**10,696**
（取得原価＄12,003）		
オマーン 2.0%		
ソブリン債 2.0%		
Oman Government International Bond		
4.125% due 01/17/2023	300	277
4.750% due 06/15/2026	1,800	1,496
4.875% due 02/01/2025	600	530
5.625% due 01/17/2028	5,100	4,272
6.000% due 08/01/2029	2,100	1,760
6.500% due 03/08/2047	800	605
オマーン合計		**8,940**
（取得原価＄10,009）		
パキスタン 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Pakistan Government International Bond		
6.875% due 12/05/2027	1,400	1,312
Third Pakistan International Sukuk Co. Ltd.		
5.500% due 10/13/2021	900	873
5.625% due 12/05/2022	400	380
パキスタン合計		**2,565**
（取得原価＄2,664）		
パナマ 1.1%		
社債等 0.3%		
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.		
6.000% due 11/18/2048	1,294	1,340
ソブリン債 0.8%		
Panama Government International Bond		
4.500% due 04/01/2056	1,500	1,780
6.700% due 01/26/2036	1,400	1,954
		3,734
パナマ合計		**5,074**
（取得原価＄4,606）		

パラグアイ 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Paraguay Government International Bond			
5.400% due 03/30/2050		1,400	1,551
パラグアイ合計			1,551
（取得原価＄1,614）			
ペルー2.2%			
社債等 0.5%			
Alicorp SAA			
6.875% due 04/17/2027	PEN	3,600	1,151
Banco de Credito del Peru			
4.650% due 09/17/2024		4,000	1,195
			2,346
ソブリン債 1.7%			
Peru Government International Bond			
2.392% due 01/23/2026	$	800	829
2.783% due 01/23/2031		900	949
2.844% due 06/20/2030		300	318
5.350% due 08/12/2040	PEN	8,200	2,447
5.625% due 11/18/2050	$	2,000	3,118
8.750% due 11/21/2033		100	167
			7,828
ペルー合計			10,174
（取得原価＄9,775）			
フィリピン 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Philippines Government International Bond			
2.950% due 05/05/2045		2,200	2,291
フィリピン合計			2,291
（取得原価＄2,200）			
カタール 1.3%			
ソブリン債 1.3%			
Qatar Government International Bond (i)			
3.750% due 04/16/2030		1,900	2,118
4.400% due 04/16/2050		1,400	1,668
4.817% due 03/14/2049		1,600	2,017
カタール合計			5,803
（取得原価＄4,897）			
ルーマニア 1.1%			
ソブリン債 1.1%			
Romania Government International Bond			
2.000% due 12/08/2026	EUR	1,100	1,193
2.124% due 07/16/2031		1,310	1,346
3.624% due 05/26/2030		900	1,055
4.625% due 04/03/2049		1,000	1,253
ルーマニア合計			4,847
（取得原価＄4,875）			
ロシア 3.4%			
社債等 1.1%			
SCF Capital Designated Activity Co.			
5.375% due 06/16/2023	$	4,600	4,886

ソブリン債 2.3%			
Russia Government International Bond			
4.375% due 03/21/2029		1,400	1,620
5.100% due 03/28/2035		7,000	8,778
			10,398
ロシア合計			15,284
（取得原価＄13,148）			
サウジアラビア 1.8%			
社債等 0.0%			
Saudi Arabian Oil Co.			
2.875% due 04/16/2024		200	207
ソブリン債 1.8%			
Saudi Government International Bond			
3.625% due 03/04/2028		900	973
3.750% due 01/21/2055		1,600	1,580
4.375% due 04/16/2029 (i)		3,400	3,877
4.500% due 10/26/2046 (i)		1,100	1,232
4.500% due 04/22/2060		400	443
			8,105
サウジアラビア合計			8,312
（取得原価＄7,829）			
セネガル 0.8%			
バンクローン債務 0.5%			
Republic of Senegal			
2.750% due 06/03/2020	EUR	2,100	2,313
ソブリン債 0.3%			
Senegal Government International Bond			
4.750% due 03/13/2028		1,200	1,227
セネガル合計			3,540
（取得原価＄3,807）			
セルビア 1.1%			
ソブリン債 1.1%			
Serbia Government International Bond			
1.500% due 06/26/2029	$	4,000	4,193
3.125% due 05/15/2027		700	816
セルビア合計			5,009
（取得原価＄5,229）			
シンガポール 0.1%			
社債等 0.1%			
Medco Bell Pte Ltd.			
6.375% due 01/30/2027		800	638
シンガポール合計			638
（取得原価＄789）			
南アフリカ 4.4%			
バンクローン債務 1.5%			
Eskom Holdings			
4.663% due 07/07/2021		6,800	6,697
社債等 2.1%			
Eskom Holdings SOC Ltd.			

5.750% due 01/26/2021		1,100	1,049
6.350% due 08/10/2028		4,300	4,235
6.750% due 08/06/2023		1,800	1,661
Growthpoint Properties International Pty Ltd.			
5.872% due 05/02/2023		1,700	1,683
Sasol Financing USA LLC			
6.500% due 09/27/2028		850	682
Transnet SOC Ltd.			
4.000% due 07/26/2022		200	192
			9,502
ソブリン債 0.8%			
South Africa Government International Bond			
4.850% due 09/30/2029		1,200	1,100
5.750% due 09/30/2049		3,400	2,789
			3,889
南アフリカ合計			20,088
（取得原価＄21,355）			
スリランカ 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Sri Lanka Government International Bond			
5.875% due 07/25/2022		1,860	1,162
6.125% due 06/03/2025		600	342
6.250% due 10/04/2020		1,400	1,274
6.250% due 07/27/2021		7,515	5,411
スリランカ合計			8,189
（取得原価＄11,375）			
タンザニア 0.3%			
バンクローン債務 0.3%			
United Republic of Tanzania			
7.116% due 06/23/2022		1,214	1,218
タンザニア合計			1,218
（取得原価＄1,211）			
チュニジア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Banque Centrale de Tunisie International Bond			
3.280% due 08/09/2027	￥	200,000	1,339
チュニジア合計			1,339
（取得原価＄1,650）			
トルコ 4.1%			
社債等 0.2%			
Turkiye Is Bankasi A/S			
6.125% due 04/25/2024	$	600	585
Yapi ve Kredi Bankasi A/S			
5.850% due 06/21/2024		200	193
			778
ソブリン債 3.9%			
Hazine Mustesarligi Varlik Kiralama A/S			
5.004% due 04/06/2023		600	587
Turkey Government International Bond			
4.875% due 04/16/2043		8,450	6,200
5.250% due 03/13/2030		2,200	1,895
5.750% due 05/11/2047		4,100	3,202
Turkiye Ihracat Kredi Bankasi A/S			

5.000% due 09/23/2021		3,900	3,922
8.250% due 01/24/2024		1,800	1,871
			17,677
トルコ合計			18,455
（取得原価＄21,278）			
ウクライナ3.9%			
ソブリン債3.9%			
Ukraine Government International Bond			
0.000% due 05/31/2040	$	3,200	2,754
4.375% due 01/27/2030	EUR	1,200	1,094
7.375% due 09/25/2032	$	2,200	2,107
7.750% due 09/01/2021		8,100	8,192
7.750% due 09/01/2023		2,600	2,631
7.750% due 09/01/2024		1,000	1,009
ウクライナ合計			17,787
（取得原価＄17,050）			
アラブ首長国連邦1.7%			
社債等0.2%			
DP World PLC			
5.625% due 09/25/2048		700	712
ソブリン債1.5%			
Abu Dhabi Government International Bond			
2.500% due 04/16/2025		500	522
3.125% due 04/16/2030		3,800	4,098
3.875% due 04/16/2050		1,900	2,173
			6,793
アラブ首長国連邦合計			7,505
（取得原価＄7,112）			
英国2.0%			
社債等1.9%			
Afren PLC (e)			
6.625% due 12/09/2020		10,211	266
10.250% due 04/08/2049		8,850	66
11.500% due 02/01/2049		6,808	57
15.000% due 04/25/2049 (g)		6,544	736
NatWest Markets PLC			
1.000% due 05/28/2024	EUR	200	218
Royal Bank of Scotland Group PLC			
4.445% due 05/08/2030	$	200	226
4.892% due 05/18/2029		2,800	3,213
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC			
9.375% due 03/10/2023		120	122
Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC			
8.250% due 07/09/2024		1,700	1,632
Ukraine Railways Via Shortline PLC			
9.875% due 09/15/2021		2,130	2,149
			8,685
ソブリン債0.1%			
Ukreximbank Via Biz Finance PLC			
9.625% due 04/27/2022		417	425
英国合計			9,110
（取得原価＄39,893）			

米国 8.6%			
資産担保証券 0.3%			
Crecera Americas LLC			
7.078% due 11/30/2021	CLP	1,324,800	1,572
社債等 1.4%			
Ford Motor Credit Co. LLC			
3.550% due 10/07/2022	$	600	571
General Electric Co.			
5.550% due 01/05/2026		400	445
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3			
9.750% due 01/06/2027		2,766	2,752
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1			
8.200% due 04/06/2028		1,750	1,768
Rutas 2 & 7 Finance Ltd.			
0.000% due 09/30/2036		900	572
			6,108
モーゲージ担保証券 0.3%			
Adjustable Rate Mortgage Trust			
3.536% due 01/25/2036		39	35
Alternative Loan Trust			
3.640% due 11/25/2035		91	75
Banc of America Mortgage Trust			
3.763% due 02/25/2036		16	15
Chase Mortgage Finance Trust			
3.653% due 03/25/2037		25	23
Citigroup Mortgage Loan Trust			
4.023% due 03/25/2034		4	4
4.057% due 07/25/2046		23	21
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.			
3.444% due 12/25/2035		100	68
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust			
3.786% due 09/25/2047		12	11
GSAA Home Equity Trust			
0.538% due 06/25/2035		31	31
GSMPS Mortgage Loan Trust			
0.518% due 01/25/2036		188	151
HarborView Mortgage Loan Trust			
4.049% due 08/19/2036		4	4
HomeBanc Mortgage Trust			
0.348% due 12/25/2036		53	51
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust			
3.565% due 09/25/2035		81	65
3.599% due 06/25/2035		39	35
Luminent Mortgage Trust			
0.528% due 12/25/2036		15	13
Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust			
3.725% due 04/25/2037		33	30
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust			
3.738% due 06/25/2036		6	6
Sequoia Mortgage Trust			
3.287% due 01/20/2047		14	11
Structured Asset Mortgage Investments II Trust			
0.468% due 02/25/2037		626	533
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates			
0.538% due 05/25/2034		96	80
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust			
3.079% due 01/25/2037		35	31

3.164% due 04/25/2037	20	18
3.301% due 05/25/2037	37	31
3.351% due 12/25/2036	20	19
3.621% due 12/25/2036	70	67
3.718% due 09/25/2036	30	27
		1,455
仕組債 0.3%		
JPMorgan Structured Products BV		
3.381% due 05/22/2023 (g)	1,500	1,413
米国政府機関債 0.9%		
Fannie Mae, TBA (c)		
2.500% due 07/01/2050	350	362
3.500% due 08/01/2050	3,600	3,793
		4,155
米国財務省債務証券 5.4%		
U.S. Treasury Bonds		
2.375% due 08/15/2024	17,200	18,723
2.375% due 05/15/2029	5,100	5,891
		24,614
米国合計		**39,317**
(取得原価 $ 37,193)		
ウルグアイ 2.2%		
ソブリン債 2.2%		
Uruguay Government International Bond		
4.975% due 04/20/2055	3,100	3,784
5.100% due 06/18/2050	2,667	3,279
7.625% due 03/21/2036	2,088	3,086
ウルグアイ合計		**10,149**
(取得原価 $ 8,956)		
ベネズエラ 0.4%		
社債等 0.1%		
Petroleos de Venezuela S.A. (e)		
5.375% due 04/12/2027	6,550	238
5.500% due 04/12/2037	7,040	255
6.000% due 05/16/2024	810	29
		522
ソブリン債 0.3%		
Venezuela Government International Bond (e)		
7.000% due 03/31/2038	2,430	152
7.650% due 04/21/2025	12,085	755
9.250% due 09/15/2027	3,190	200
		1,107
ベネズエラ合計		**1,629**
(取得原価 $ 20,983)		
ザンビア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Zambia Government International Bond		
5.375% due 09/20/2022	2,300	1,063
8.500% due 04/14/2024	400	184
8.970% due 07/30/2027	1,100	506
ザンビア合計		**1,753**
(取得原価 $ 2,991)		

短期金融商品 1.8%			
レポ契約(h) 1.0%			
			4,600
短期債 0.2%			
ING Bank NV			
6.343% due 07/09/2020 (f)		1,000	994
定期預金 0.6%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
0.010% due 06/01/2020		8	8
Bank of Nova Scotia			
0.010% due 06/01/2020		6	6
0.040% due 06/01/2020	CAD	64	47
BNP Paribas Bank			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	65	72
(0.270%) due 06/01/2020	¥	5	0
3.050% due 06/01/2020	ZAR	1	0
Brown Brothers Harriman & Co.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	1	2
0.040% due 06/01/2020	CAD	3	2
Citibank N.A.			
0.010% due 06/01/2020	$	275	275
DBS Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020		55	55
HSBC Bank PLC			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	38	42
JPMorgan Chase Bank N.A.			
0.010% due 06/01/2020	$	550	550
MUFG Bank Ltd.			
(0.270%) due 06/01/2020	¥	65	1
National Australia Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020	$	7	7
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	75	83
(0.270%) due 06/01/2020	¥	11	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	2	2
0.010% due 06/01/2020	$	991	991
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	15	17
(0.270%) due 06/01/2020	¥	1	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	22	27
0.010% due 06/01/2020	$	404	404
			2,591
短期金融商品合計			8,185
(取得原価 $ 8,185)			
投資有価証券合計 103.1%			$ 469,154
(取得原価 $ 549,068)			
金融デリバティブ商品(j)(l) 0.7%			3,287
(取得原価またはプレミアム (純額) $ 2,840)			
その他の資産および負債 (純額) (3.8%)			(17,564)
純資産 100.0%			$ 454,877

投資明細表に対する注記 (金額単位：契約数を除き千米ドル*)：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 永久債（記載日は次回の契約上の償還日）である。
(b) 現物払証券
(c) 発行日取引証券
(d) 偶発転換社債
(e) 債務不履行証券
(f) クーポンは最終利回りである。

(g) 制限付証券:

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	市場価額の対純資産比率
Afren PLC	15.000%	04/25/2049	04/30/2015	$ 6,317	$ 736	0.16%
JPMorgan Structured Products BV	3.381%	05/22/2023	10/18/2019	1,500	1,413	0.31%
制限付証券合計				**$ 7,817**	**$ 2,149**	**0.47%**

借入れおよびその他の金融取引

(h) レポ契約：

取引相手	貸付金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保（評価額）	レポ契約（評価額）	レポ契約に係る未収金[1]
BCY	0.110%	05/29/2020	06/01/2020	$ 2,200	U.S. Treasury Bonds 2.875% due 05/15/2043	$ (2,252)	$ 2,200	$ 2,200
BOS	0.080%	05/27/2020	06/02/2020	2,400	U.S. Treasury Bonds 3.000% due 08/15/2048	(2,423)	2,400	2,400
レポ契約合計						**$ (4,675)**	**$ 4,600**	**$ 4,600**

リバース・レポ契約：

取引相手	借入金利	決済日	満期日	借入金額[3]	リバース・レポ契約に係る未払金
BPS	(3.300%)	05/06/2020	TBD[2]	EUR (638)	$ (637)
BPS	0.700%	06/02/2020	07/07/2020	$ (3,522)	(3,522)
BPS	1.300%	04/28/2020	06/02/2020	(3,319)	(3,324)
BRC	(0.500%)	04/24/2020	TBD[2]	(155)	(155)
CFR	(0.500%)	04/03/2020	TBD[2]	(2,595)	(2,593)
CFR	0.650%	03/18/2020	TBD[2]	(1,788)	(1,790)
CFR	1.250%	05/15/2020	TBD[2]	(1,023)	(1,024)
CFR	1.500%	04/01/2020	TBD[2]	(3,070)	(3,078)
SCX	0.650%	05/18/2020	06/17/2020	(2,451)	(2,452)
リバース・レポ契約合計					**$ (18,575)**

担保付き借入れとして会計処理される特定の取引

	契約の残存期間 翌日物および継続	30日以下	31-90日	90日以上	合計
リバース・レポ契約					
Non-U.S. Corporate Debt	$ 0	$ 0	$ 0	$ (1,661)	$ (1,661)
Non-U.S. Government Debt	0	(5,776)	0	(7,616)	(13,392)
リバース・レポ契約合計	**$ 0**	**$ (5,776)**	**$ 0**	**$ (9,277)**	**$ (15,053)**
借入合計	**$ 0**	**$ (5,776)**	**$ 0**	**$ (9,277)**	**$ (15,053)**
リバース・レポ契約に係る未払金[4]					**$ (15,053)**

売建有価証券：

取引相手	銘柄	クーポン	満期日	元本金額	受取金	売建有価証券に係る未

								払金[5]
BPS	U.S. Treasury Bonds	3.000%	08/15/2048	$	1,750	$	(2,409)	$	(2,423)
売建有価証券合計						**$**	**(2,409)**	**$**	**(2,423)**

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(i) 2020 年 5 月 31 日現在、以下のマスター契約に基づき、市場価格合計＄17,296 の有価証券が担保として差し入れられている。

取引相手	レポ契約に係る未収金	リバース・レポ契約に係る未払金	セール・バイバック取引に係る未払金	空売りに係る未払金	借入れおよびその他の金融取引合計	差入（受入）担保	ネット・エクスポージャー[6]
グローバル／マスター・レポ契約							
BCY	$ 2,200	$ 0	$ 0	$ 0	$ 2,200	$ (2,252)	$ (52)
BOS	2,400	0	0	0	2,400	(2,423)	(23)
BPS	0	(7,483)	0	0	(7,483)	4,532	(2,951)
BRC	0	(155)	0	0	(155)	(36)	(191)
CFR	0	(8,485)	0	0	(8,485)	8,842	357
SCX	0	(2,452)	0	0	(2,452)	2,714	262
マスター証券先渡取引契約							
BPS	0	0	0	(2,423)	(2,423)	0	(2,423)
借入れおよびその他の金融取引合計	**$ 4,600**	**$ (18,575)**	**$ 0**	**$ (2,423)**			

[1] 経過利息を含む。

[2] オープン物リバース・レポ契約。

[3] 2020 年 5 月 31 日に終了した会計期間中の平均借入額は＄16,752 で、加重平均金利は 1.455%であった。セール・バイバック取引とリバース・レポ契約が会計期間中に保有されていた場合、平均借入額にはそれらが含まれる。

[4] 期末のリバース・レポ契約に係る負債の未決済残高は＄(3,522)である。

[5] 売建有価証券に係る未払利息＄15 を含む。

[6] ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引に限り相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

(j) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物取引：

銘柄名	売買区分	消滅日	契約数	未実現評価（損）益	変動証拠金 資産	変動証拠金 負債
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	短期	06/2020	57	$ 150	$ 0	$ (25)
U.S. Treasury 2-Year Note	短期	09/2020	82	(1)	0	(7)

September Futures								
U.S. Treasury	10-Year	Note	短期					
September Futures				09/2020	52	(9)	0	(21)
U.S. Treasury	30-Year	Bond						
September Futures			長期	09/2020	90	(175)	228	0
先物契約合計						**$ (35)**	**$ 228**	**$ (53)**

スワップ契約：

金利スワップ

								変動証拠金	
変動金利支払／受取	**変動金利インデックス**	**固定金利**	**満期日**		**想定元本**	**市場価格**	**未実現評価（損）益**	**資産**	**負債**
Pay	3-Month USD-LIBOR	2.600%	03/16/2021	$	33,500	$ 736	$ 789	$ 4	$ 0
Receive[1]	3-Month USD-LIBOR	2.643%	03/16/2022		33,500	(815)	(871)	0	(8)
Pay	3-Month USD-LIBOR	1.750%	06/21/2047		6,700	1,409	2,968	126	0
Receive	6-Month EURIBOR	(0.150%)	03/18/2030	EUR	2,800	(2)	(53)	0	(9)
Receive	6-Month EURIBOR	0.250%	03/18/2050		7,500	(570)	(919)	15	0
Receive[1]	6-Month GBP-LIBOR	0.750%	06/17/2022	GBP	6,500	(81)	(84)	0	(5)
Pay	6-Month HUF-BUBOR	0.500%	01/10/2022	HUF	7,911,400	(79)	(84)	42	0
Receive	6-Month HUF-BUBOR	0.446%	03/25/2022		6,600,000	114	113	0	(44)
Receive	6-Month HUF-BUBOR	0.390%	03/31/2022		1,353,500	25	25	0	(9)
Pay	IBMEXID	6.100%	02/26/2025	MXN	88,800	149	149	3	0
Pay	IBMEXID	6.100%	02/28/2025		47,100	78	78	2	0
Receive	IBMEXID	5.470%	04/21/2025		23,000	(9)	(9)	0	(1)
Receive	IBMEXID	5.615%	04/23/2025		90,500	(61)	(61)	0	(3)
Receive	IBMEXID	5.520%	04/24/2025		21,000	(10)	(10)	0	(1)
スワップ契約合計						**$ 884**	**$ 2,031**	**$ 192**	**$ (80)**

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の上場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

(k) 2020 年 5 月 31 日現在、上場および中央清算金融デリバティブ商品について $ 2,757 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	市場価格	変動証拠金資産			市場価格	変動証拠金負債		
	買建オプション	先物	スワップ契約	合計	売建オプション	先物	スワップ契約	合計
上場または中央清算合計	**$ 0**	**$ 228**	**$ 192**	**$ 420**	**$ 0**	**$ (53)**	**$ (80)**	**$ (133)**

[1] この金融商品の効力発生日は先日付である。詳細は財務書類に対する注記 2、有価証券取引および投資収益を参照。

(l) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	未実現評価（損）益 負債
BOA	06/2020	$	173	ILS	619	$ 2	$ 0
BPS	06/2020		748	EUR	693	23	0
BPS	06/2020		134	MXN	3,284	14	0
CBK	06/2020	EUR	831	$	906	0	(19)
CBK	06/2020	GBP	109		137	2	0
CBK	06/2020	PEN	20,045		5,953	121	0
CBK	06/2020	$	447	EUR	409	7	0
CBK	06/2020		111	ILS	397	3	0
CBK	06/2020		5,831	PEN	20,045	1	0
CBK	07/2020		42	HUF	14,013	3	0
CBK	07/2020		260	MXN	6,488	32	0
CBK	07/2020		2,170	PEN	7,445	0	(6)
CBK	09/2020	PEN	12,846	$	3,732	9	0
CBK	09/2020		20,045		5,812	0	(2)
CBK	09/2020	$	6,368	PEN	21,581	0	(109)
DUB	07/2020	PEN	2,199	$	633	0	(6)
GLM	07/2020	MXN	8,214		330	0	(39)
GLM	11/2021	CLP	1,324,800		1,877	230	0
HUS	06/2020	$	44	COP	171,089	2	0
IND	08/2020		1,144	JPY	122,300	0	(8)
JPM	06/2020	EUR	667	$	720	0	(22)
SCX	06/2020		25,517		27,964	0	(420)
SCX	07/2020		25,913		28,842	0	0
SSB	08/2020	JPY	278,113		2,599	15	0
外国為替先渡契約合計						**$ 464**	**$ (631)**

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ ― 買建プロテクション[1]

取引相手	参照組織	固定約定（支払）レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド（2020年5月31日現在）[3]	想定元本[4]	プレミアム支払額（受取額）	未実現評価（損）益	スワップ契約（公正価値） 資産	スワップ契約（公正価値） 負債
BOA	Colombia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	1.443%	$ 3,900	$ (12)	$ 72	$ 60	$ 0
BPS	Mexico Government International Bond	(1.000%)	12/20/2023	1.370%	9,500	96	8	104	0
BPS	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	300	1	(2)	0	(1)
BRC	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	2,500	12	(21)	0	(9)
CBK	Brazil Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	5,000	26	(44)	0	(18)
DUB	Turkey Government International Bond	(1.000%)	12/20/2022	2.051%	9,400	216	13	229	0
DUB	Brazil Government	(1.000%)	12/20/2023	5.471%	9,400	1,126	186	1,312	0
GST	Brazil Government	(1.000%)	06/20/2023	2.215%	3,000	230	(128)	102	0

	International Bond Russia Government International								
GST	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	1,800	26	(44)	0	(18)
	Turkey Government International								
GST	Bond	(1.000%)	12/20/2024	5.542%	5,500	689	276	965	0
	Dubai Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	12/20/2024	2.072%	100	0	5	5	0
	Mexico Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	12/20/2023	1.370%	3,200	42	(7)	35	0
	Russia Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	4,600	119	(166)	0	(47)
	Dubai Government International								
JPM	Bond	(1.000%)	12/20/2024	2.072%	700	(1)	32	31	0
	Brazil Government International								
MYC	Bond	(1.000%)	12/20/2022	2.051%	7,100	157	16	173	0
	Russia Government International								
MYC	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	13,700	227	(367)	0	(140)
						$ 2,954	$ (171)	$ 3,016	$ (233)

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ － 売建プロテクション[2]

								スワップ契約（公正価値）	
取引相手	参照組織	固定約定受取レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド（2020年5月31日現在）[3]	想定元本[4]	プレミアム支払額（受取額）	未実現評価（損）益	資産	負債
	Huarong Finance 2019 Co. Ltd.								
BOA		1.000%	10/23/2020	0.491%	$ 1,100	$ (1)	$ 4	$ 3	$ 0
	Qatar Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	0.664%	3,700	16	29	45	0
	Saudi Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	1.035%	10,700	44	(34)	10	0
	Egypt Government International								
BPS	Bond	1.000%	06/20/2020	2.490%	600	0	1	1	0
	Indonesia Government International								
BPS	Bond	1.000%	12/20/2023	1.150%	3,200	(30)	19	0	(11)
	Indonesia Government International								
BRC	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	3,000	(41)	51	10	0
	Panama Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2021	0.531%	1,500	(18)	32	14	0
	Peru Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2021	0.314%	3,400	(2)	45	43	0
	Qatar Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.608%	3,700	18	27	45	0
	Saudi Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2024	1.299%	375	4	(8)	0	(4)
CBK	Mexico Government	1.000%	06/20/2020	0.397%	700	3	(1)	2	0

	International Bond Egypt Government International								
DUB	Bond	1.000%	06/20/2020	2.490%	3,000	(87)	91	4	0
	Indonesia Government International								
GST	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	5,600	(74)	93	19	0
	Qatar Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2023	0.744%	4,200	38	9	47	0
	Saudi Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2024	1.299%	225	2	(5)	0	(3)
	Sberbank of Russia Via SB								
GST	Capital S.A.	1.000%	06/20/2020	0.622%	8,800	16	4	20	0
	Indonesia Government International								
HUS	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	3,800	(50)	63	13	0
	Mexico Government International								
HUS	Bond	1.000%	06/20/2020	0.397%	3,600	19	(10)	9	0
	Peru Government International								
HUS	Bond	1.000%	12/20/2021	0.314%	2,000	(1)	26	25	0
	Israel Government International								
JPM	Bond	1.000%	06/20/2024	0.626%	500	12	(3)	9	0
	Panama Government International								
JPM	Bond	1.000%	12/20/2021	0.531%	1,000	(12)	22	10	0
	Qatar Government International								
MYC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.608%	6,300	29	47	76	0
	Saudi Government International								
NGF	Bond	1.000%	12/20/2021	0.794%	200	0	1	1	0
	Saudi Government International								
NGF	Bond	1.000%	12/20/2023	1.122%	1,800	1	(5)	0	(4)
						$ (114)	$ 498	$ 406	$ (22)
スワップ契約合計						**$ 2,840**	**$ 327**	**$ 3,422**	**$ (255)**

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(m) 2020 年 5 月 31 日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約が適用される金融デリバティブ商品に関して $ 350 の現金が担保として差し入れられている。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
取引相手	**外国為替先渡契約**	**買建オプション**	**スワップ契約**	**店頭合計**	**外国為替先渡契約**	**売建オプション**	**スワップ契約**	**店頭合計**	**店頭デリバティブの市場価格（純額）**	**差入（受取）担保**	**ネット・エクスポージャー(5)**
BOA	$ 2	$ 0	$ 118	$ 120	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 120	$ 0	$ 120
BPS	37	0	105	142	0	0	(12)	(12)	130	(150)	(20)

BRC	0	0	112	112	0	0	(13)	(13)	99	(260)	(161)
CBK	178	0	2	180	(136)	0	(18)	(154)	26	(160)	(134)
DUB	0	0	1,545	1,545	(6)	0	0	(6)	1,539	(2,189)	(650)
GLM	230	0	0	230	(39)	0	0	(39)	191	(260)	(69)
GST	0	0	1,153	1,153	0	0	(21)	(21)	1,132	(1,160)	(28)
HUS	2	0	87	89	0	0	(47)	(47)	42	(260)	(218)
IND	0	0	0	0	(8)	0	0	(8)	(8)	0	(8)
JPM	0	0	50	50	(22)	0	0	(22)	28	0	28
MYC	0	0	249	249	0	0	(140)	(140)	109	(261)	(152)
NGF	0	0	1	1	0	0	(4)	(4)	(3)	0	(3)
SCX	0	0	0	0	(420)	0	0	(420)	(420)	350	(70)
SSB	15	0	0	15	0	0	0	0	15	0	15
店頭合計	**$ 464**	**$ 0**	**$ 3,422**	**$ 3,886**	**$ (631)**	**$ 0**	**$ (255)**	**$ (886)**			

(1) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは（i）プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または（ii）スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。

(2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは（i）プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または（ii）スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。

(3) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性やリスクを表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。

(4) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。

(5) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクについては財務書類に対する注記 7、主なリスクを参照。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 － 資産						

上場または中央清算												
先物	$	0	$	0	$	0	$	0	$	228	$	228
スワップ契約		0		0		0		0		192		192
	$	0	$	0	$	0	$	0	$	420	$	420
店頭												
外国為替先渡契約	$	0	$	0	$	0	$	464	$	0	$	464
スワップ契約		0		3,422		0		0		0		3,422
	$	0	$	3,422	$	0	$	464	$	0	$	3,886
	$	0	$	3,422	$	0	$	464	$	420	$	4,306
金融デリバティブ商品 － 負債												
上場または中央清算												
先物	$	0	$	0	$	0	$	0	$	(53)	$	(53)
スワップ契約		0		0		0		0		(80)		(80)
	$	0	$	0	$	0	$	0	$	(133)	$	(133)
店頭												
外国為替先渡契約	$	0	$	0	$	0	$	(631)	$	0	$	(631)
スワップ契約		0		(255)		0		0		0		(255)
	$	0	$	(255)	$	0	$	(631)	$	0	$	(886)
	$	0	$	(255)	$	0	$	(631)	$	(133)	$	(1,019)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 3,019	$ 3,019
スワップ契約	0	14	0	0	4,362	4,376
	$ 0	$ 14	$ 0	$ 0	$ 7,381	$ 7,395
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 4,240	$ 0	$ 4,240
売建オプション	0	(254)	0	0	325	71
	$ 0	$ (254)	$ 0	$ 4,240	$ 325	$ 4,311
	$ 0	$ (240)	$ 0	$ 4,240	$ 7,706	$ 11,706
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 215	$ 215
スワップ契約	0	(10)	0	0	(386)	(396)
	$ 0	$ (10)	$ 0	$ 0	$ (171)	$ (181)
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (437)	$ 0	$ (437)
スワップ契約	0	152	0	0	(120)	32
	$ 0	$ 152	$ 0	$ (437)	$ (120)	$ (405)
	$ 0	$ 142	$ 0	$ (437)	$ (291)	$ (586)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2020 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）
投資有価証券（公正価値）				
アンゴラ				
ソブリン債	$ 0	$ 3,089	$ 0	$ 3,089
アルゼンチン				

社債等	0	151	0	151
ソブリン債	0	6,758	0	6,758
アルメニア				
ソブリン債	0	700	0	700
オーストリア				
社債等	0	655	0	655
アゼルバイジャン				
社債等	0	5,553	0	5,553
バハマ				
ソブリン債	0	2,337	0	2,337
バーレーン				
ソブリン債	0	2,746	0	2,746
ブラジル				
バンクローン債務	0	0	3,314	3,314
社債等	0	12,840	0	12,840
ソブリン債	0	7,518	0	7,518
英領バージン諸島				
社債等	0	5,006	0	5,006
カメルーン				
ソブリン債	0	2,433	0	2,433
ケイマン諸島				
資産担保証券	0	0	393	393
社債等	0	20,728	0	20,728
チリ				
社債等	0	16,338	0	16,338
ソブリン債	0	2,040	0	2,040
中国				
社債等	0	546	0	546
コロンビア				
社債等	0	3,864	0	3,864
ソブリン債	0	4,344	0	4,344
コスタリカ				
ソブリン債	0	3,456	0	3,456
ドミニカ共和国				
ソブリン債	0	12,813	0	12,813
エクアドル				
社債等	0	939	0	939
ソブリン債	0	3,842	0	3,842
エジプト				
ソブリン債	0	7,922	0	7,922
エルサルバドル				
ソブリン債	0	4,103	0	4,103
ガーナ				
ソブリン債	0	7,977	0	7,977
グアテマラ				
社債等	0	3,231	0	3,231
ソブリン債	0	3,855	0	3,855
香港				
社債等	0	4,918	0	4,918
インド				
社債等	0	5,937	0	5,937
ソブリン債	0	983	0	983
インドネシア				
社債等	0	10,577	0	10,577
ソブリン債	0	5,444	0	5,444
アイルランド				
社債等	0	6,867	0	6,867
イスラエル				

社債等	0	1,317	0	1,317
ソブリン債	0	3,242	0	3,242
コートジボワール				
ソブリン債	0	1,407	0	1,407
ジャマイカ				
社債等	0	474	0	474
ジャージー、チャンネル諸島				
資産担保証券	0	0	406	406
カザフスタン				
社債等	0	4,522	0	4,522
ケニア				
ソブリン債	0	1,432	0	1,432
ルクセンブルク				
社債等	0	14,945	0	14,945
マレーシア				
社債等	0	1,357	0	1,357
マーシャル諸島				
社債等	0	88	0	88
モーリシャス				
社債等	0	384	0	384
メキシコ				
社債等	0	13,221	0	13,221
ソブリン債	0	5,396	0	5,396
モンゴル				
ソブリン債	0	2,944	0	2,944
ナミビア				
ソブリン債	0	982	0	982
オランダ				
社債等	0	3,372	0	3,372
ナイジェリア				
ソブリン債	0	10,696	0	10,696
オマーン				
ソブリン債	0	8,940	0	8,940
パキスタン				
ソブリン債	0	2,565	0	2,565
パナマ				
社債等	0	1,340	0	1,340
ソブリン債	0	3,734	0	3,734
パラグアイ				
ソブリン債	0	1,551	0	1,551
ペルー				
社債等	0	2,346	0	2,346
ソブリン債	0	7,828	0	7,828
フィリピン				
ソブリン債	0	2,291	0	2,291
カタール				
ソブリン債	0	5,803	0	5,803
ルーマニア				
ソブリン債	0	4,847	0	4,847
ロシア				
社債等	0	4,886	0	4,886
ソブリン債	0	10,398	0	10,398
サウジアラビア				
社債等	0	207	0	207
ソブリン債	0	8,105	0	8,105
セネガル				
バンクローン債務	0	0	2,313	2,313
ソブリン債	0	1,227	0	1,227

セルビア				
ソブリン債	0	5,009	0	5,009
シンガポール				
社債等	0	638	0	638
南アフリカ				
バンクローン債務	0	0	6,697	6,697
社債等	0	9,502	0	9,502
ソブリン債	0	3,889	0	3,889
スリランカ				
ソブリン債	0	8,189	0	8,189
タンザニア				
バンクローン債務	0	0	1,218	1,218
チュニジア				
ソブリン債	0	1,339	0	1,339
トルコ				
社債等	0	778	0	778
ソブリン債	0	17,677	0	17,677
ウクライナ				
ソブリン債	0	17,787	0	17,787
アラブ首長国連邦				
社債等	0	712	0	712
ソブリン債	0	6,793	0	6,793
英国				
社債等	0	7,949	736	8,685
ソブリン債	0	425	0	425
米国				
資産担保証券	0	0	1,572	1,572
社債等	0	6,108	0	6,108
モーゲージ担保証券	0	1,455	0	1,455
仕組債	0	1,413	0	1,413
米国政府機関債	0	4,155	0	4,155
米国財務省債務証券	0	24,614	0	24,614
ウルグアイ				
ソブリン債	0	10,149	0	10,149
ベネズエラ				
社債等	0	522	0	522
ソブリン債	0	1,107	0	1,107
ザンビア				
ソブリン債	0	1,753	0	1,753
短期金融商品	0	8,185	0	8,185
投資合計	$ 0	$ 452,505	$ 16,649	$ 469,154
売建有価証券(評価額)	**$ 0**	**$ (2,423)**	**$ 0**	**$ (2,423)**
金融デリバティブ商品 － 資産				
上場または中央清算	228	192	0	420
店頭	0	3,886	0	3,886
	$ 228	$ 4,078	$ 0	$ 4,306
金融デリバティブ商品 － 負債				
上場または中央清算	(53)	(80)	0	(133)
店頭	0	(886)	0	(886)
	$ (53)	$ (966)	$ 0	$ (1,019)
合計	**$ 175**	**$ 453,194**	**$ 16,649**	**$ 470,018**

以下は、2020 年 5 月 31 日に終了した年度において、ファンドのために重要な観察不能の情報(レベル 3)を使用した公正価値の購入、発行および振替の要約である。

カテゴリー		純購入額		レベル 3 へ振替		レベル 3 から振替
投資有価証券（公正価値）						
セネガル						
バンクローン債務	$	2,318	$	0	$	0
南アフリカ						
バンクローン債務		6,843		0		0
	$	9,161	$	0	$	0

以下は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類された資産と負債の公正価値評価に使用された重要な観察不能な情報の要約である。

カテゴリー		期末残高（2020 年 5 月 31 日現在）	評価手法	観察不能な情報	入力値（別段の注記のない限り%）
投資有価証券（公正価値）					
ブラジル					
バンクローン債務	$	3,314	Proxy Pricing	Base Price	100.83
ケイマン諸島					
資産担保証券		393	Other Valuation Techniques[1]	-	-
ジャージー、チャンネル諸島					
資産担保証券		406	Other Valuation Techniques[1]	-	-
セネガル					
バンクローン債務		2,313	Third Party Vendor	Broker Quote	99.00
南アフリカ					
バンクローン債務		6,697	Proxy Pricing	Base Price	98.50
タンザニア					
バンクローン債務		1,218	Proxy Pricing	Base Price	100.50
英国					
社債等		736	Other Valuation Techniques[1]	-	-
米国					
資産担保証券		1,572	Proxy Pricing	Base Price	96.00
合計	**$**	**16,649**			

[1] 財務書類に対する注記で定義されていない評価手法を使用して評価された有価証券がファンドにとって重要であるとみなされないために、そのような評価手法が含まれている。

添付の注記参照

財務書類に対する注記
2020 年 5 月 31 日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告規定に該当する投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、財務報告日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示事項、ならびに報告期中における運用による純資産の増加および減少の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 原ファンド

受託会社およびマネージャーは、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、およびＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、「原ファンド」または「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の 1 口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。

財務ハイライトに記載の比率は被取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関しては財務書類の注記を適宜参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、当該有価証券の約定日から標準決済期間を経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、先スタート発効日のある有価証券は例外で、その受取利息は発効日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に応じて受取利息の構成要素または投資に係る未実現評価益（評価損）の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。経過利息計上停止債務証券は、発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての有価証券の売買および収益費用項目は、取引日

における実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動の影響を保有有価証券の市場価格の変動と区別して報告していない。かかる変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現損益の純変動額に含まれている。ファンドは外国通貨建ての有価証券に投資することができ、かつ、取引時点の実勢為替レートでスポット（現金）ベースでも外国為替先渡契約によっても外国通貨取引を行うことができる。スポット外国通貨の売却から発生する実現外国為替損益、有価証券取引に係る取引日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との間の差額は損益計算書の外国通貨取引に係る実現純損益に含まれている。報告期間末に保有されている投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替純損益は、損益計算書の外国通貨資産および負債に係る未実現評価損益の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
ＰＩＭＣＯバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯバミューダ Ｕ.Ｓ. ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	米ドル	米ドル
・ USD		
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII	日本円	米ドル
・ J（BRL）		
・ J（IDR）		
・ J（INR）		
・ J（MXN）		
・ J（TRY）		
・ J（ZAR）		
ＰＩＭＣＯユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ＰＩＭＣＯリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー		
・ AUD	豪ドル	米ドル
・ C（USD）	米ドル	米ドル
・ J（JPY）	日本円	米ドル
・ J（USD）	日本円	米ドル
・ JPY	日本円	米ドル
・ USD	米ドル	米ドル

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、それぞれのファンドの各クラスの純資産価額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、代理店報酬および販売報酬である。

(e) 分配方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎日公表毎月支払:
ＰＩＭＣＯユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月分配:
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー ・ J（JPY） ・ J（USD）
四半期分配:
ＰＩＭＣＯバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド ＰＩＭＣＯバミューダ Ｕ.Ｓ. ロー・デュレーション・ファンド
毎年分配:
ＰＩＭＣＯリアル・リターン・ファンド ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー ・ AUD ・ C（USD） ・ JPY ・ USD
マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払いを認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 新しい会計原則

2020 年 3 月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）はロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)および廃止が予想されているその他の参照金利からの移行に伴う潜在的な会計上の負荷を軽減するための任意のガイダンスを提供する会計基準アップデート（以下、「ASU」という）ASU 2020-04 を発行した。この ASU は 2020 年 3 月 12 日のアップデートの公表後直ちに発効し 2022 年 12 月 31 日まで有効である。
現時点で経営陣は、財務書類に対するこの変更の影響を評価している。

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2020年 7月 15日現在	2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	667,128,703	527,621,664
流動資産合計	667,128,703	527,621,664
資産合計	667,128,703	527,621,664
負債の部		
流動負債		
未払解約金	125,723	6,160,970
未払利息	197	102
流動負債合計	125,920	6,161,072
負債合計	125,920	6,161,072
純資産の部		
元本等		
元本	656,492,323	513,302,339
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	10,510,460	8,158,253
元本等合計	667,002,783	521,460,592
純資産合計	667,002,783	521,460,592
負債純資産合計	667,128,703	527,621,664

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

		2020年 7月 15日現在	2021年 1月 15日現在
1．	期首	2020年 1月 16日	2020年 7月 16日
	期首元本額	685,587,321円	656,492,323円
	期首からの追加設定元本額	114,292,284円	3,845,685円
	期首からの一部解約元本額	143,387,282円	147,035,669円
	元本の内訳　※		
	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）Ｅ　Ｆｕｎｄ　ＣＳＩ３００	198,295円	198,295円
	上場インデックスファンド海外債券（ＦＴＳＥ　ＷＧＢＩ）毎月分配型	19,740円	19,740円
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	9,984,611円	9,367,122円
	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	11,529,893円	11,261,086円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	837,731円	723,634円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース	5,343,847円	5,343,847円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	1,682,598円	2,729,659円
	資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	912,420円	1,242,025円
	資源ファンド（株式と通貨）円コース	30,449円	26,290円
	資源ファンド（株式と通貨）メキシコペソ・コース	23,437円	22,523円
	資源ファンド（株式と通貨）トルコリラ・コース	39,783円	52,439円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース	74,083円	71,422円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース（資産成長型）	12,452円	19,005円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース（資産成長型）	11,807円	23,567円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース（資産成長型）	33,786円	38,648円
	グローバル３倍３分法ファンド（１年決算型）	380,568,860円	269,038,837円
	グローバル３倍３分法ファンド（隔月分配型）	182,461,308円	155,509,624円
	日興・ＧＳ　世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	8,022,017円	7,783,783円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	16,831,146円	16,232,557円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	4,249,495円	4,111,256円
	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	2,493,400円	2,519,377円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	1,369,904円	1,468,260円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）	2,884,818円	2,551,718円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	647,293円	658,425円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	23,611,822円	19,653,762円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）	757,468円	774,855円
	日興・世界ソブリン・ファンド　ＶＡ（適格機関投資家転売制限付）	645,588円	629,290円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）	256,585円	255,420円

	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）	957,687円	975,873円
	計	656,492,323円	513,302,339円
2.	受益権の総数	656,492,323口	513,302,339口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日	自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	2020年 7月 15日現在	2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2020年 7月 15日現在		2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	1.0160円	1口当たり純資産額	1.0159円

(1万口当たり純資産額)	(10,160円)	(1万口当たり純資産額)	(10,159円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 1月29日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	2,561,108,523円
Ⅱ　負債総額	2,904,191円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,558,204,332円
Ⅳ　発行済口数	10,967,873,284口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.2332円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	683,051,089円
Ⅱ　負債総額	602,249円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	682,448,840円
Ⅳ　発行済口数	2,603,401,515口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.2621円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	23,179,073,068円
Ⅱ　負債総額	42,197,495円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	23,136,875,573円
Ⅳ　発行済口数	159,668,992,854口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.1449円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	514,601,575円
Ⅱ　負債総額	1,375,994円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	513,225,581円
Ⅳ　発行済口数	505,197,618口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0159円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2021年１月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2021年１月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び５名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2021年１月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、2021年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			847	245,901
	株式投資信託		786	210,573
		単位型	278	11,140
		追加型	508	199,432
	公社債投資信託		61	35,327
		単位型	48	1,921
		追加型	13	33,406

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 62 期中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月８日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020年12月4日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウエア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		354		554
未払金		6,112		5,881
未払収益分配金		7		8
未払償還金		71		71
未払手数料	※3	5,299		5,202
その他未払金		734		599
未払費用	※3	3,897	※3	4,289
未払法人税等		2,382		1,439
未払消費税等	※4	621	※4	746
賞与引当金		2,680		2,718
役員賞与引当金		210		55
その他	※3	172		42
流動負債合計		16,431		15,726
固定負債				
退職給付引当金		1,405		1,395
その他		629		695
固定負債合計		2,035		2,091
負債合計		18,466		17,818
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		47,142		55,395
利益剰余金合計		47,142		55,395
自己株式		△833		△905
株主資本合計		68,891		77,073
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		493		△60
繰延ヘッジ損益		185		389
評価・換算差額等合計		679		329
純資産合計		69,571		77,402
負債純資産合計		88,038		95,220

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

（単位：百万円）

		第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※１	1,865	※１	4,881
有価証券償還益		1		－
デリバティブ収益	※１	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※１	286		185
有価証券償還損		－		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		－		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		－
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

（3）【株主資本等変動計算書】

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第61期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

［注記事項］

（重要な会計方針）

項目	第61期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　3年～15年 器具備品　3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年３月 30 日）
・　「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年３月 30 日）

（１）　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）　適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,281百万円 器具備品　655百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,311百万円 器具備品　707百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 現金・預金　1,347百万円 未収収益　127百万円 （流動負債） 未払手数料　350百万円 未払費用　767百万円 その他　162百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　151百万円 （流動負債） 未払費用　623百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務365百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,831百万円 デリバティブ収益　54百万円 支払利息　75百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,849百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	－	323,400	1,171,500	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	108,900	－	33,000	75,900	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	－	630,300	2,055,900	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	－	3,618,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	－	66,000	3,811,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	－	4,422,000	66,000	4,356,000	－
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	－

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	－	1,454,500

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	－	1,171,500	－	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	75,900	－	75,900	－	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	－	871,200	1,184,700	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	2,272,000	1,346,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	－	1,417,000	2,394,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	－	1,417,000	2,939,000	－
合計		15,088,300	－	7,224,600	7,863,700	－

（注）１　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月28日取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年３月31日	2019年６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

（リース取引関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	853百万円	１年内	912百万円
１年超	6,704百万円	１年超	6,148百万円
合計	7,558百万円	合計	7,060百万円

（金融商品関係）
第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日）
１ 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。
営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。
上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。
② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理
当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。
③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項
2019 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	－
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	－
(3) 未収収益	618	618	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	－
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	－
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	－
デリバティブ取引計	(158)	(158)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち３百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち０百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	20,680	－	－	－
未収委託者報酬	16,867	－	－	－
未収収益	618	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自　2019 年４月１日　至　2020 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2020 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	－
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	－
(3) 未収収益	1,412	1,412	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,828	17,828	－
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	－
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	－
デリバティブ取引計	142	142	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	24,591	－	－	－
未収委託者報酬	16,912	－	－	－
未収収益	1,412	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

（有価証券関係）
第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

（デリバティブ取引関係）
第60期(2019年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,407 －	－ －	3 －	3 －
合計		2,407	－	3	3

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
　　2　時価の算定方法
　　金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,792	－	△35	△35
合計		1,792	－	△35	△35

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
　通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	2,251	－	△42
	豪ドル		63	－	△0
	シンガポールドル		975	－	△18
	香港ドル		518	－	△8
	人民元		2,149	－	△58
	ユーロ		81	－	0
合計			6,040	－	△127

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第61期(2020年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	1,913 －	－ －	△41 －	△41 －
合計		1,913	－	△41	△41

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,808	－	15	15
合計		1,808	－	15	15

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,427	－	20
	豪ドル		48	－	9
	シンガポールドル		944	－	58
	香港ドル		529	－	2
	人民元		2,017	－	76
	ユーロ		70	－	1
合計			7,038	－	167

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,010	(1)関連会社に対する投資の金額　3,002
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,668	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,485
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,704	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,631

（退職給付関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1％

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	－
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	―	―
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

（税効果会計関係）

第60期 （2019年3月31日）	第61期 （2020年3月31日）
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：百万円）	（単位：百万円）
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金　820	賞与引当金　822
投資有価証券評価損　96	投資有価証券評価損　102
関係会社株式評価損　1,430	関係会社株式評価損　1,430
退職給付引当金　430	退職給付引当金　427
固定資産減価償却費　103	固定資産減価償却費　96
その他　761	その他　744
繰延税金資産小計　3,643	繰延税金資産小計　3,624
評価性引当金　△1,430	評価性引当金　△1,430
繰延税金資産合計　2,212	繰延税金資産合計　2,194
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　217	繰延ヘッジ利益　172
繰延ヘッジ利益　81	繰延税金負債合計　172
繰延税金負債合計　299	繰延税金資産の純額　2,022
繰延税金資産の純額　1,913	
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.6%	法定実効税率　30.6%
（調整）	（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目　0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目　0.6%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目　△4.4%	受取配当金等永久に益金に参入されない項目　△9.6%
その他　0.6%	その他　1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率　27.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率　22.6%

（関連当事者情報）

第60期(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済（シンガポールドル貸建）(注1)	554 (SGD 6,800 千) (注2)	－	－
							貸付金利息（シンガポールドル貸建）(注1)	8 (SGD 104 千)	－	－
							資金の貸付（米国ドル貸建）(注3)	1,807 (USD 16,500 千) (注4)	関係会社短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息（米国ドル貸建）(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付（円貨建）(注3)	－	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息（円貨建）(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	－	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	－	－
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千) (注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入（米国ドル貸建）(注6)	5,364 (USD 50,000 千) (注7)	－	－
							資金の借入の返済（米国ドル貸建）(注6)	5,526 (USD 50,000 千) (注7)	－	－
							借入金利息（米国ドル貸建）(注6)	65 (USD 593 千)	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　取引金額 554 百万円（SGD6,800 千）の内訳は、貸付の返済 554 百万円（SGD6,800 千）であります。

3　融資枠 5,000 百万円（若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4　取引金額 1,807 百万円（USD16,500 千）の内訳は、貸付 1,807 百万円（USD16,500 千）であります。

5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及び Nikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
7 取引金額 5,364 百万円（USD50,000 千）及び 5,526 百万円（USD50,000 千）の内訳は、借入 5,364 百万円（USD50,000 千）及び借入の返済 5,526 百万円（USD50,000 千）であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	1,793(USD 16,500千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	86(USD 798千)	未収収益	13(USD 122千)
							資金の貸付(円貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	1,526(USD 14,000千)	―	―
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550(百万円)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	2,700	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　資枠5,000百万円（若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
１株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション（１）1,346,000株、2016年度ストックオプション（２）2,394,000株、2017年度ストックオプション（１）2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	69,571	77,402
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,647	195,558

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等
（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		23,938
有価証券		42
未収委託者報酬		14,700
未収収益		838
関係会社短期貸付金		2,323
その他	※２	2,990
流動資産合計		44,833
固定資産		
有形固定資産	※１	408
無形固定資産		154
投資その他の資産		
投資有価証券		21,271
関係会社株式		25,769
長期差入保証金		462
繰延税金資産		1,702
投資その他の資産合計		49,206
固定資産合計		49,769
資産合計		94,603

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,010
未払費用		3,510
未払法人税等		1,507
未払消費税等	※3	562
賞与引当金		1,606
役員賞与引当金		27
その他		1,069
流動負債合計		15,294
固定負債		
退職給付引当金		1,452
その他		315
固定負債合計		1,768
負債合計		17,062
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		55,970
利益剰余金合計		55,970
自己株式		△2,067
株主資本合計		76,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		645
繰延ヘッジ損益		408
評価・換算差額等合計		1,054
純資産合計		77,541
負債純資産合計		94,603

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		35,275
その他営業収益		1,507
営業収益合計		36,782
営業費用及び一般管理費	※１	32,215
営業利益		4,567
営業外収益	※２	789
営業外費用	※３	418
経常利益		4,938
特別利益	※４	43
特別損失	※５	91
税引前中間純利益		4,891
法人税等	※６	1,452
中間純利益		3,438

（３）中間株主資本等変動計算書

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073
当中間期変動額							
剰余金の配当				△2,862	△2,862		△2,862
中間純利益				3,438	3,438		3,438
自己株式の取得						△1,161	△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	575	575	△1,161	△586
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	55,970	55,970	△2,067	76,486

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△60	389	329	77,402
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,862
中間純利益				3,438
自己株式の取得				△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	706	18	724	724
当中間期変動額合計	706	18	724	138
当中間期末残高	645	408	1,054	77,541

注記事項
（重要な会計方針）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
※1　有形固定資産の減価償却累計額 2,060百万円
※2　信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※3　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※4　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務28百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）	
※1　減価償却実施額	
有形固定資産	43百万円
無形固定資産	20百万円
※2　営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	40百万円
受取配当金	719百万円
※3　営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	60百万円
デリバティブ費用	338百万円
※4　特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	43百万円
※5　特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	90百万円
※6　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,454,500	1,405,500	－	2,860,000

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2011年度ストックオプション（1）	普通株式	1,184,700	－	270,600	914,100	－
2016年度ストックオプション（1）	普通株式	1,346,000	－	319,000	1,027,000	－
2016年度ストックオプション（2）	普通株式	2,394,000	－	402,000	1,992,000	－
2017年度ストックオプション（1）	普通株式	2,939,000	－	－	2,939,000	－
合計		7,863,700	－	991,600	6,872,100	－

（注）１　当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)914,100株、2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、2016年度ストックオプション(2)1,198,000株及び2017年度ストックオプション(1)986,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(2)794,000株及び2017年度ストックオプション(1)1,953,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　911百万円 １年超　5,692百万円 合計　6,604百万円

（金融商品関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年９月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

2020 年９月 30 日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	23,938	23,938	－
(2) 未収委託者報酬	14,700	14,700	－
(3) 未収収益	838	838	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,323	2,323	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	21,297	21,297	－
(6) 未払金	(7,010)	(7,010)	－
(7) 未払費用	(3,510)	(3,510)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(15)	(15)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	14	14	－
デリバティブ取引計	(1)	(1)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１ 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 21 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、36 百万円は、流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち 65 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、51 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

２ 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

３ 子会社株式（中間貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年 9 月 30 日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

（注）子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,871	8,550	1,320
	小計	9,871	8,550	1,320
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	11,425	11,815	△389
	小計	11,425	11,815	△389
合計		21,297	20,366	930

（注）1　減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2　非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第62期中間会計期間(2020年９月30日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,250	－	△36	△36
合計		2,250	－	△36	△36

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,766	－	21	21
合計		1,766	－	21	21

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	4,775	－	53
	豪ドル		3	－	△0
	シンガポールドル		509	－	△1
	ユーロ		47	－	△0
	香港ドル		1,068	－	12
	人民元		2,404	－	△48
合計			8,808	－	14

（注）１　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （1）関連会社に対する投資の金額　3,003百万円 （2）持分法を適用した場合の投資の金額　10,460百万円 （3）持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,335百万円

（ストックオプション等関係）

第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)
[セグメント情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
１　製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報
（１）営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
１株当たり純資産額	399円38銭
１株当たり中間純利益金額	17円64銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
中間純利益（百万円）	3,438
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,438
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,864
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年度ストックオプション(1)914,100株、 2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、 2016年度ストックオプション(2)1,992,000株、 2017年度ストックオプション(1)2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （2020年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	77,541
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	77,541
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,153

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
ブラジルレアルクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期は収益分配を行ないません。第２計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金47億2,766万7,849円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については47億2,766万7,849口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
（受益権の設定に係る受託者の通知）
第10条　　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第33条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とし

た証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルレアルクラス
2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第19条において同じ。）、第19条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図（第15条第１項第１号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド
所在地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③　前項の報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第１項により委託を受けた者に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④　第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤　委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議の上、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2009年７月10日から2009年７月15日までとし、最終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤ 前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、第１計算期を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　一部解約金は、第35条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については第33条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第35条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③ 前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第４項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第43条　この信託は、委託者が第35条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第44条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第33条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2009年７月10日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）　受益証券

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託　ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
南アフリカランドクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期は収益分配を行ないません。第２計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金１億3,530万258円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については１億3,530万258口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
（受益権の設定に係る受託者の通知）
第10条　　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第33条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とし

た証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ 南アフリカランドクラス
2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第19条において同じ。）、第19条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図（第15条第１項第１号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド
所在地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③　前項の報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第１項により委託を受けた者に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④　第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤　委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議の上、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2009年７月10日から2009年７月15日までとし、最終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤ 前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、第１計算期を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　一部解約金は、第35条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については第33条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第35条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③ 前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第４項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第43条　この信託は、委託者が第35条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第44条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第33条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2009年７月10日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）　受益証券

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託　ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
トルコリラクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期は収益分配を行ないません。第２計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金4,417万1,600円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については4,417万1,600口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
（受益権の設定に係る受託者の通知）
第10条　　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第33条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とし

た証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス
2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第19条において同じ。）、第19条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図（第15条第１項第１号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド
所在地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号 虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③　前項の報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第１項により委託を受けた者に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④　第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤　委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条　受託者は、委託者と協議の上、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2009年７月10日から2009年７月15日までとし、最終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤ 前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第33条　収益分配金は、第１計算期を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　一部解約金は、第35条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条　受益者が、収益分配金については第33条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第35条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③ 前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第４項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第43条　この信託は、委託者が第35条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第44条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第33条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2009年７月10日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）　受益証券

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2021.4.16

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型（メキシコペソコース）

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2021 年 4 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 4 月 16 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2021 年 4 月 15 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　佐谷戸　淳一
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 41
　第３【ファンドの経理状況】…… 47
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 57
第三部【委託会社等の情報】…… 58

約款…… 118

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
・以下「ファンド」といいます。また、「メキシコペソコース」または「毎月分配型（メキシコペソコース）」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2021年4月16日から2021年10月15日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券（債券 公債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券　公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特長1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長2

毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特長3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。
円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。
ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

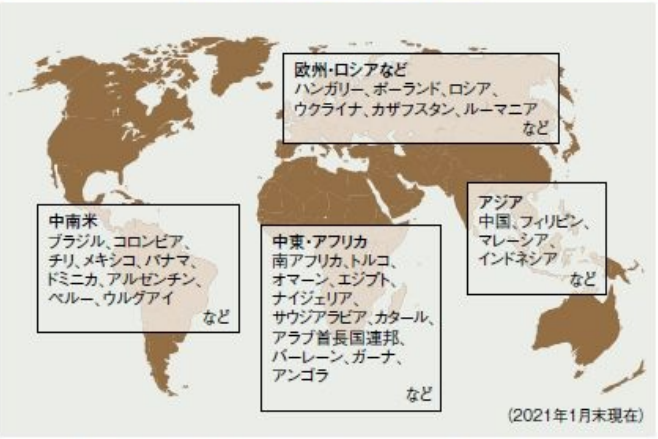
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

●当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行ないます。
●当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



(2021年1月末現在)

主要国の国債利回り(%)



(2021年1月末現在)

※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

債券の信用格付と利回り

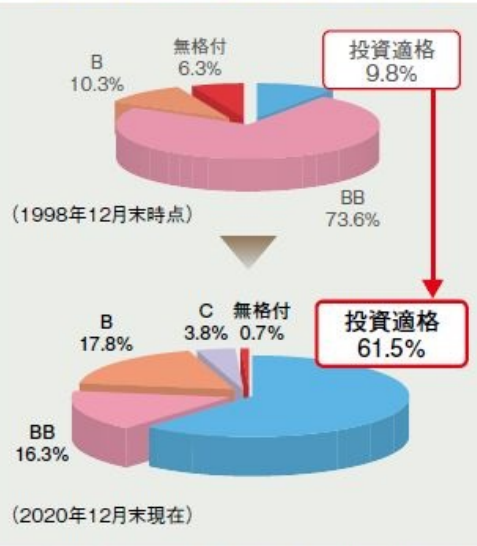


主要国の格付

(2021年1月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BB+
	カタール	AA-
	中国	A+
	サウジアラビア	A-
	フィリピン	BBB+
	メキシコ	BBB+
	インドネシア	BBB
	パナマ	BBB
	コロンビア	BBB
	ロシア	BBB
	トルコ	BB-
	ブラジル	BB-

※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

新興国ソブリン債市場の格付別内訳

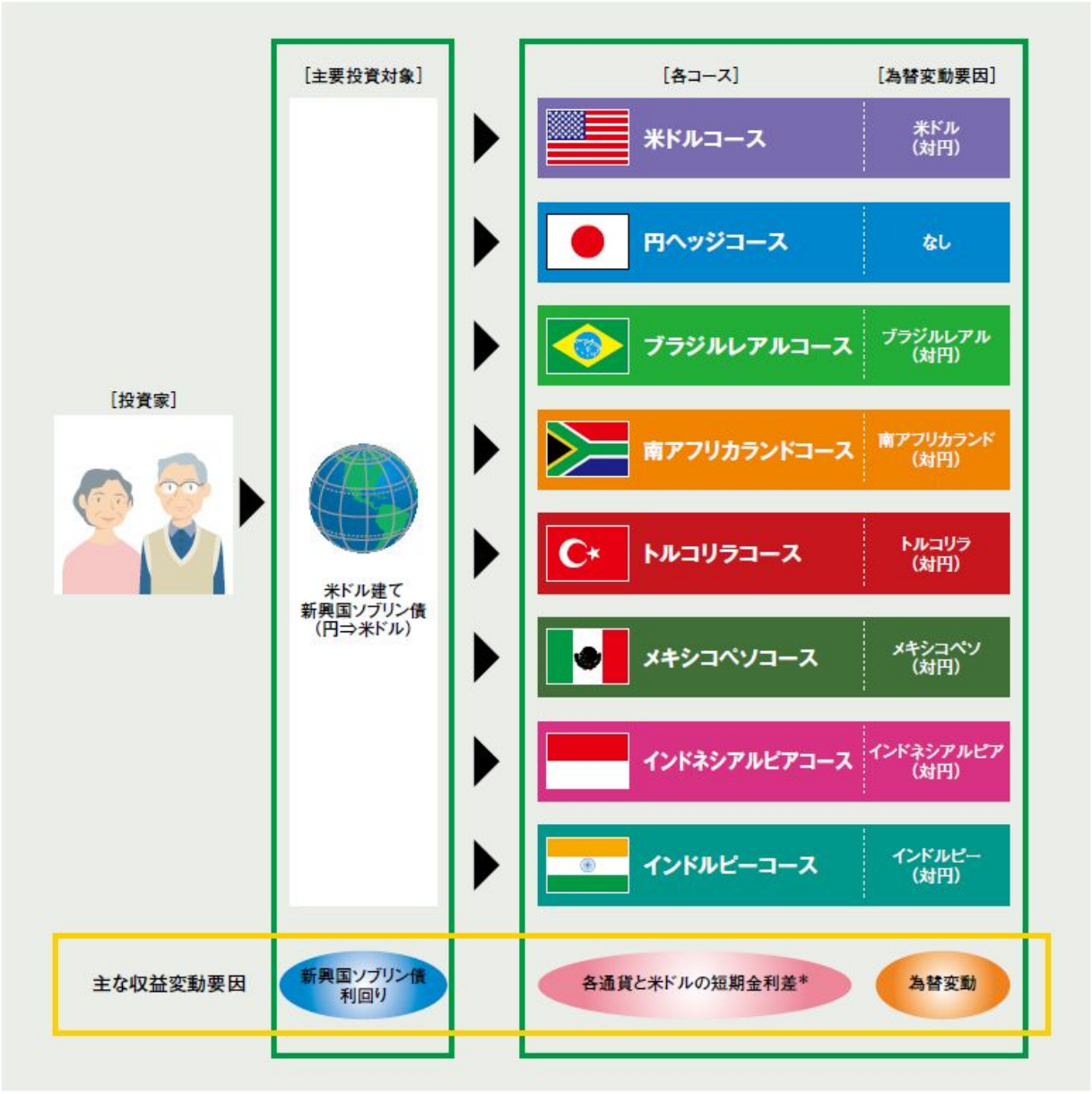


※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
※JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

●「ブラジルレアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り[注]／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



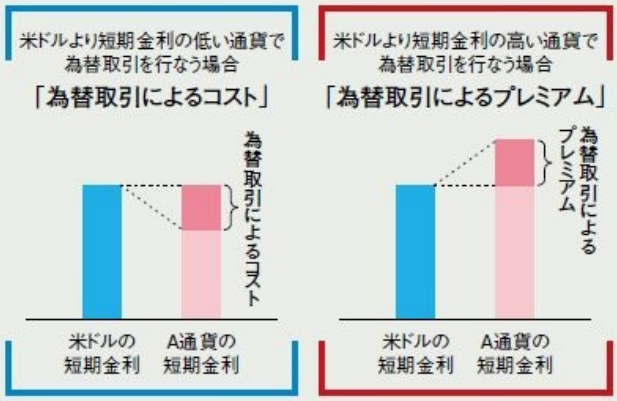
※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

●当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待されます。
一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

（米ドル資産に対する）為替取引によるコスト／プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。
ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

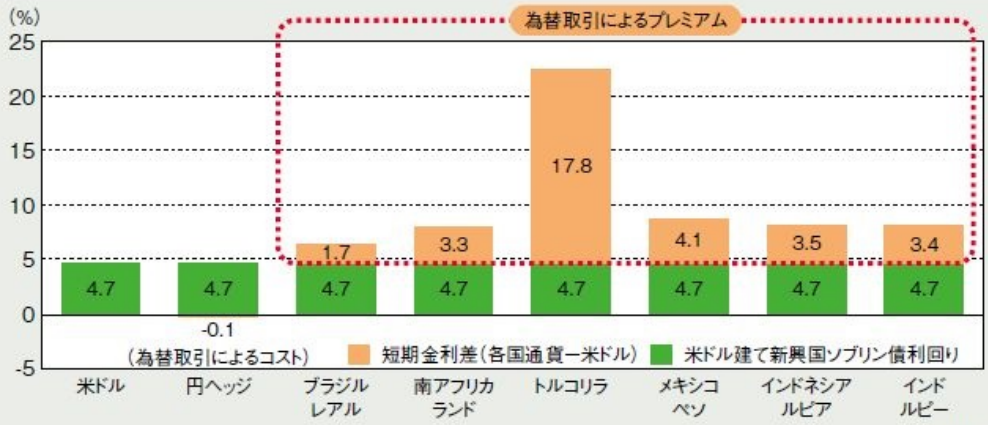


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

●債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）／プレミアム（金利差相当分の収益）を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



（2021年1月末現在）

※為替取引によるプレミアム（コスト）の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。
※米ドル建て新興国ソブリン債利回り：JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの最終利回り
※各国短期金利：米ドル、円ヘッジは1ヵ月Libor、ブラジルレアル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、インドルピーは銀行間金利、インドネシアルピアはJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケッツ・インデックス・プラスの平均利回り
※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
※上記は切り捨てにて端数処理しています。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

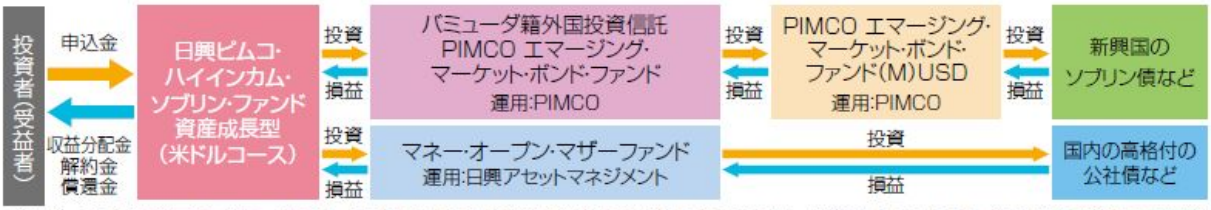
基準価額の上昇要因		各コース	基準価額の下落要因	
米ドル建て新興国債券の利回り低下（価格上昇）	円安／米ドル高	資産成長型（米ドルコース） 毎月分配型（米ドルコース）	円高／米ドル安	米ドル建て新興国債券の利回り上昇（価格下落）
	（円安／米ドル高でもプラスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＜ 円短期金利	毎月分配型（円ヘッジコース）	（円高／米ドル安でもマイナスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＞ 円短期金利	
	円安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 ＜ ブラジルレアル短期金利	毎月分配型（ブラジルレアルコース）	円高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 ＞ ブラジルレアル短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル短期金利 ＜ 南アフリカランド短期金利	毎月分配型（南アフリカランドコース）	円高／南アフリカランド安 米ドル短期金利 ＞ 南アフリカランド短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル短期金利 ＜ トルコリラ短期金利	毎月分配型（トルコリラコース）	円高／トルコリラ安 米ドル短期金利 ＞ トルコリラ短期金利	
新興国の信用格付の引き上げ	円安／メキシコペソ高 米ドル短期金利 ＜ メキシコペソ短期金利	毎月分配型（メキシコペソコース）	円高／メキシコペソ安 米ドル短期金利 ＞ メキシコペソ短期金利	新興国の信用格付の引き下げ
	円安／インドネシアルピア高 米ドル短期金利 ＜ インドネシアルピア短期金利	毎月分配型（インドネシアルピアコース）	円高／インドネシアルピア安 米ドル短期金利 ＞ インドネシアルピア短期金利	
	円安／インドルピー高 米ドル短期金利 ＜ インドルピー短期金利	毎月分配型（インドルピーコース）	円高／インドルピー安 米ドル短期金利 ＞ インドルピー短期金利	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への直接投資は行ないません。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

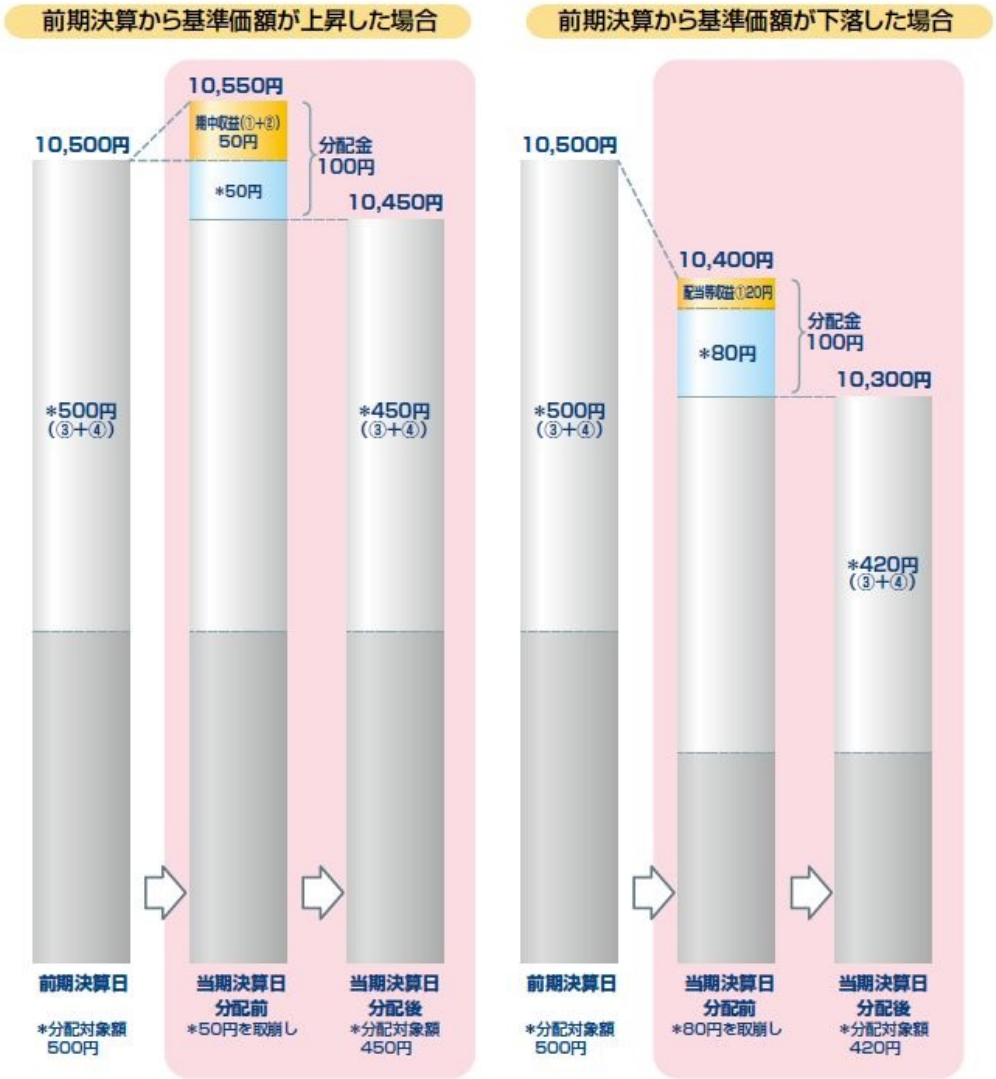
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、
（特別分配金）　元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

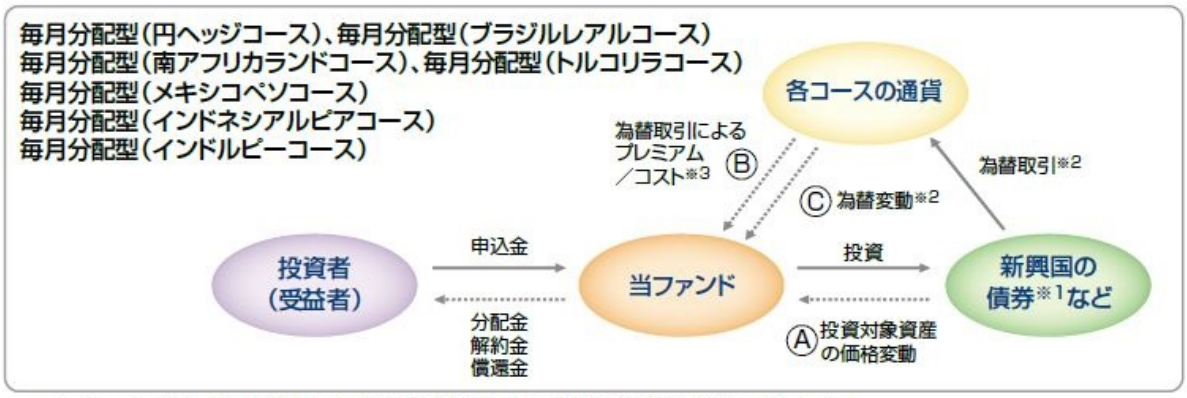
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

●通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。
※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。
※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉	=	Ⓐ 債券の値上がり／値下がり	+	Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト	+	Ⓒ 為替差益／差損
米ドルコース*		収益を得られるケース：債券価格の上昇		為替ヘッジを行なわないのでありません。		為替差益の発生：原資産通貨に対して円安
		損失やコストが発生するケース：債券価格の下落				為替差損の発生：原資産通貨に対して円高

＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）

収益の源泉	=	Ⓐ 債券の値上がり／値下がり	+	Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト	+	Ⓒ 為替差益／差損
毎月分配型（円ヘッジコース）		収益を得られるケース：債券価格の上昇		ヘッジプレミアムの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利がプラス		原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
		損失やコストが発生するケース：債券価格の下落		ヘッジコストの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利がマイナス		

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行なわず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」のことを「毎月分配型（米ドルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」のことを「毎月分配型（円ヘッジコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」のことを「毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」のことを「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」のことを「毎月分配型（トルコリラコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」のことを「毎月分配型（メキシコペソコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」のことを「毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」のことを「毎月分配型（インドルピーコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」のことを「資産成長型（米ドルコース）」、
と言うことがあります。

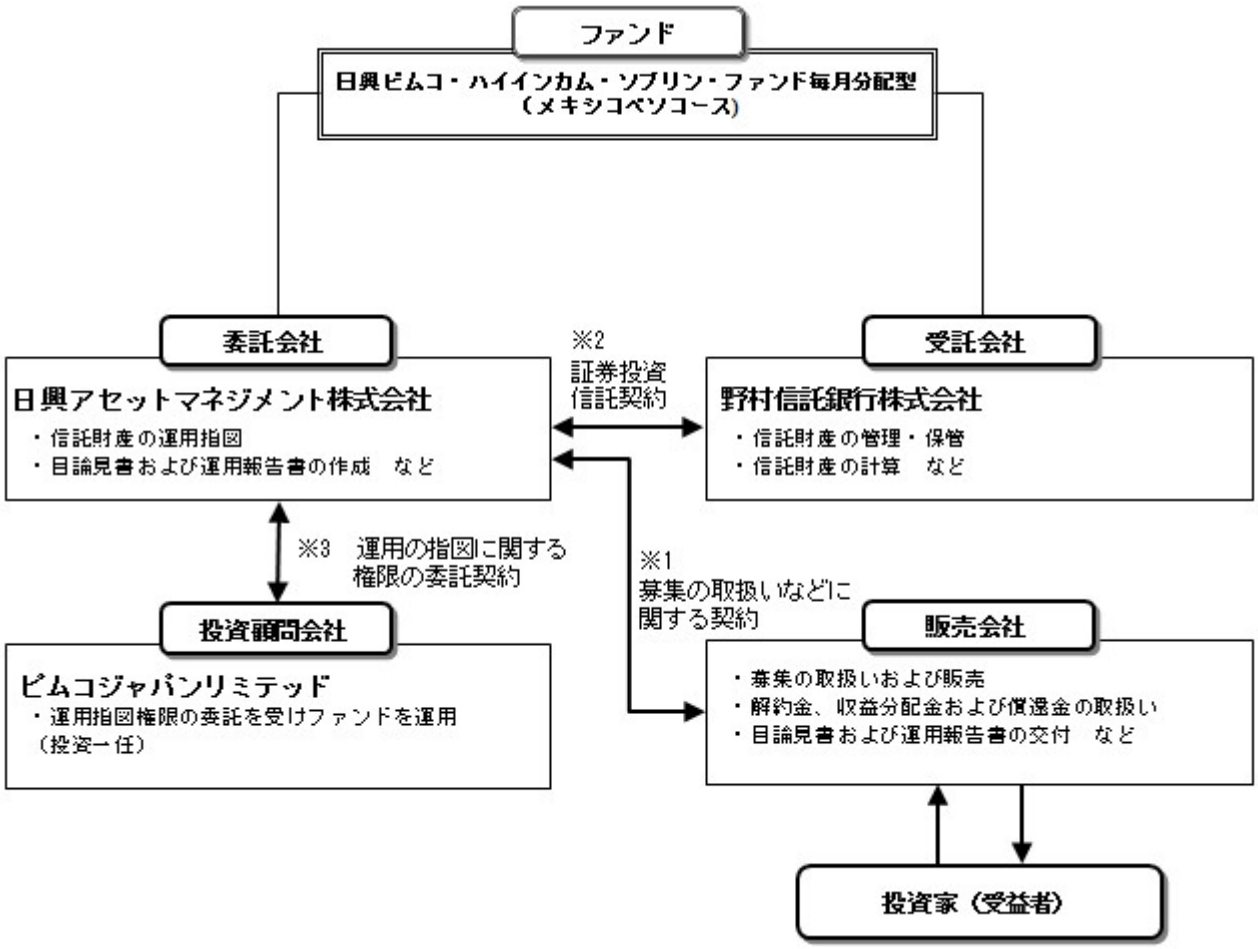
④　信託金限度額
・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2013 年 1 月 16 日
・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始
2014 年 4 月 16 日
・信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2021 年 1 月末現在）

1）資本金

17,363 百万円

2）沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	194,152,500 株	98.54%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）有価証券
2）金銭債権
3）約束手形
4）為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの
３）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形

④　次の取引ができます。
１）外国為替予約取引
２）資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。
	投資方針	・「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。 ・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（メキシコペソヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行ないます。
	主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

（ご参考）
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ＞

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびＣＰ 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
	投資方針	・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
	主な投資制限	・Ｂ格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常の環境では、ベンチマークの平均デュレーション±２年以内とします。 ・ファンドは、１発行体に資産の 10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の 95%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

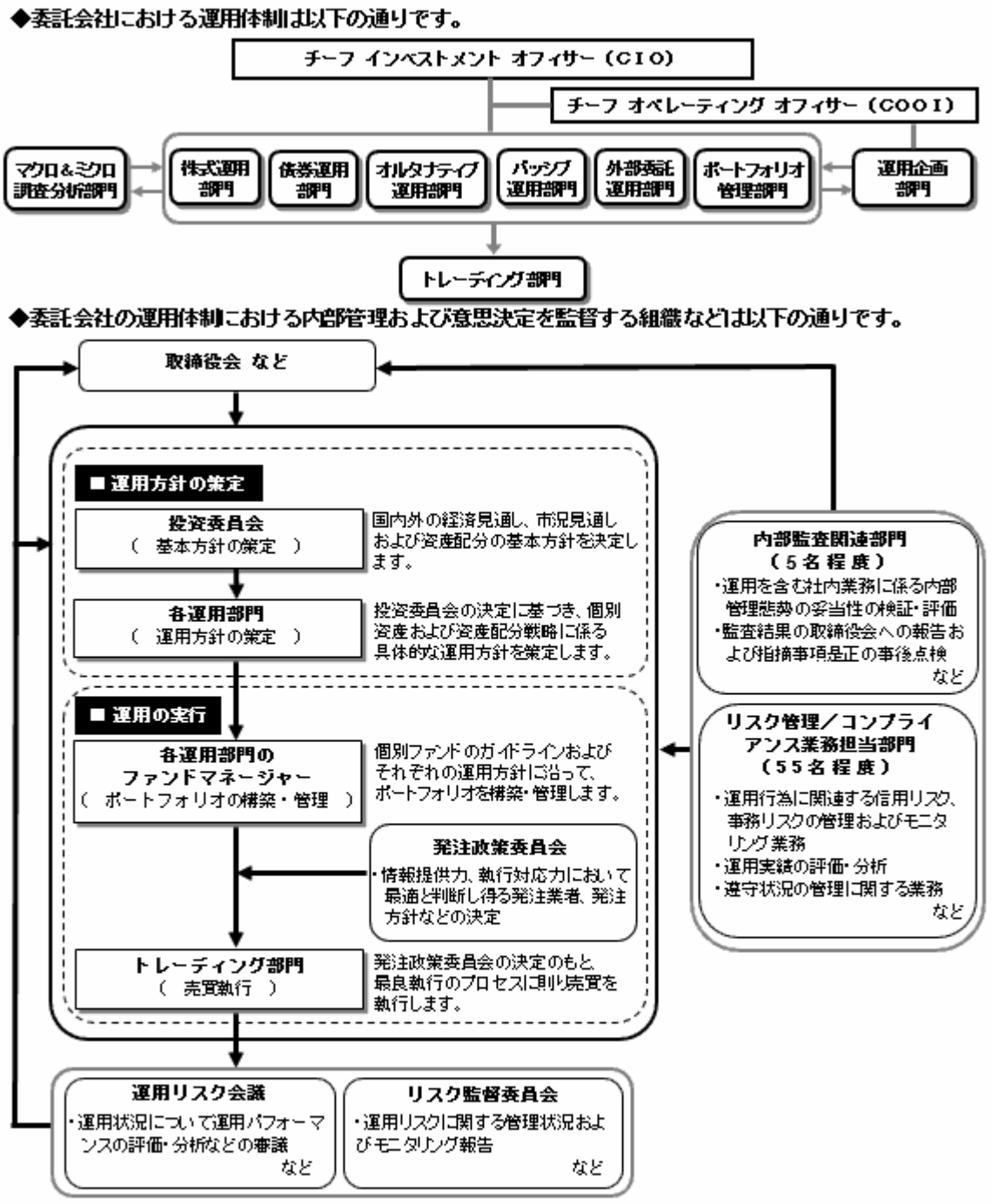
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

＜マネー・オープン・マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
	主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
	投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限（2003 年３月 28 日設定）
	決算日	毎年１月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

（3）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞



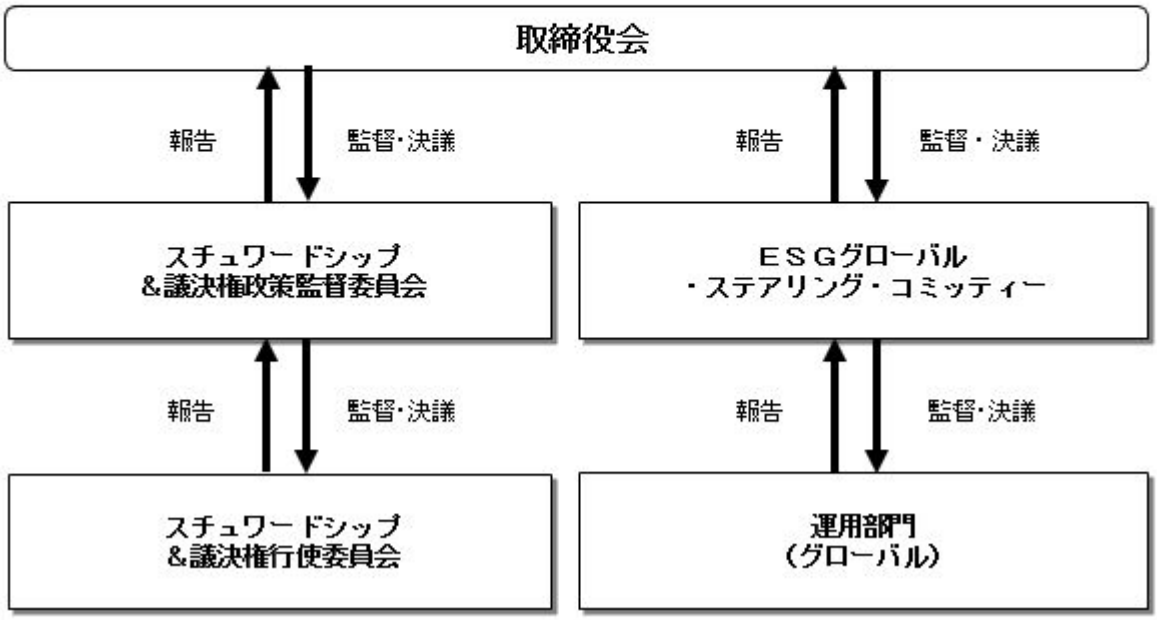
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

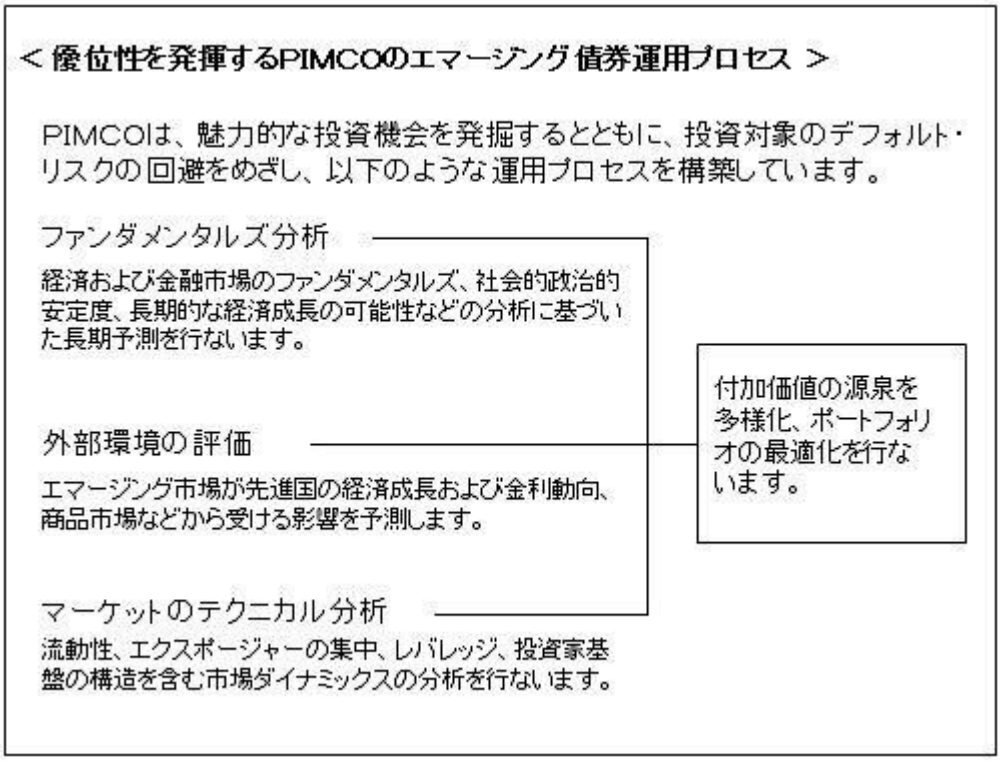
ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯ（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
・投資対象である「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス」は、ＰＩＭＣＯが運用します。

＜ＰＩＭＣＯにおける運用体制＞



※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1）投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5）信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

7）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク
・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク
・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク
・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行なうため、メキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がメキシコペソに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはメキシコペソと米ドルの２通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、メキシコペソの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとメキシコペソの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク
・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

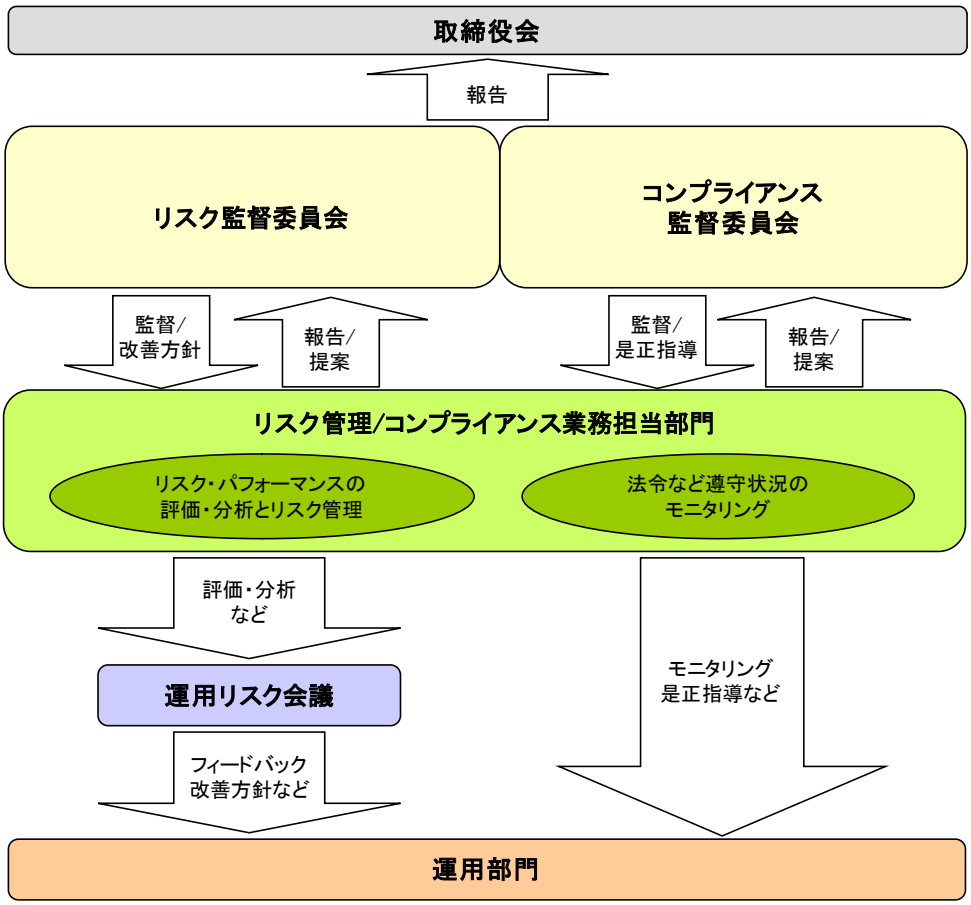
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

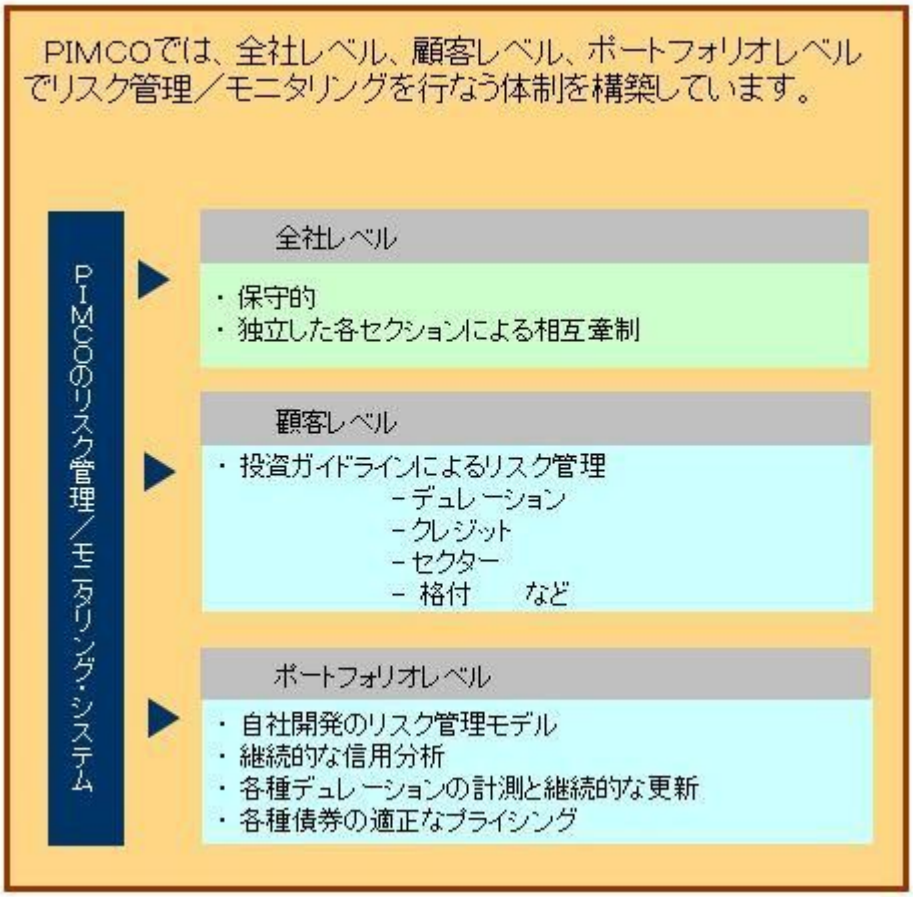
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＰＩＭＣＯにおけるリスク管理体制＞

ポートフォリオのリスク管理体制について、ＰＩＭＣＯは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの３つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

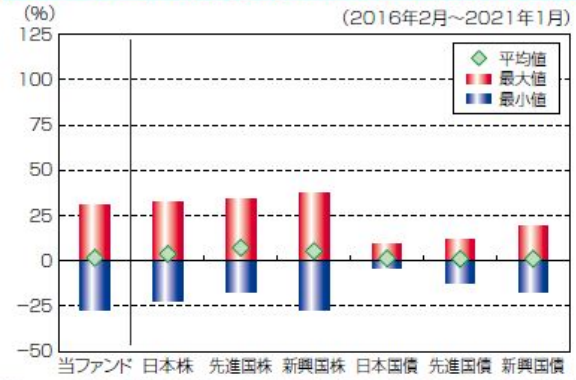


※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（参考情報）

毎月分配型（メキシコペソコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

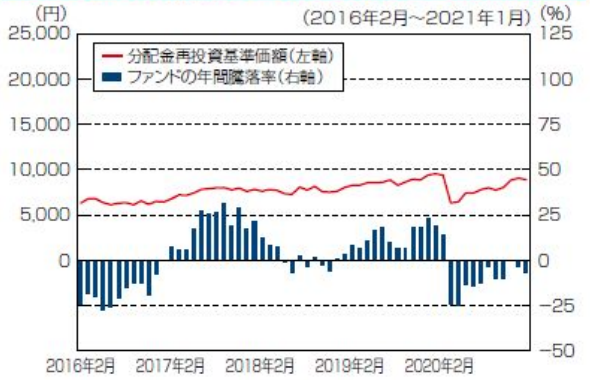


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.6%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	31.2%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-27.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑧ 格付の取得に要する費用。
⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス」
・有価証券売買時の売買委託手数料
・先物・オプション取引に要する費用　など

「マネー・オープン・マザーファンド」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方

税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

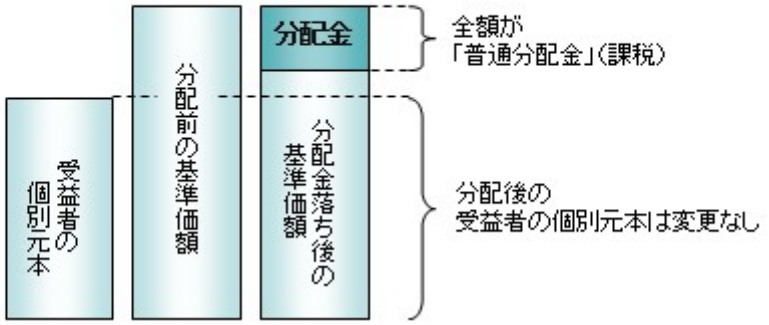
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

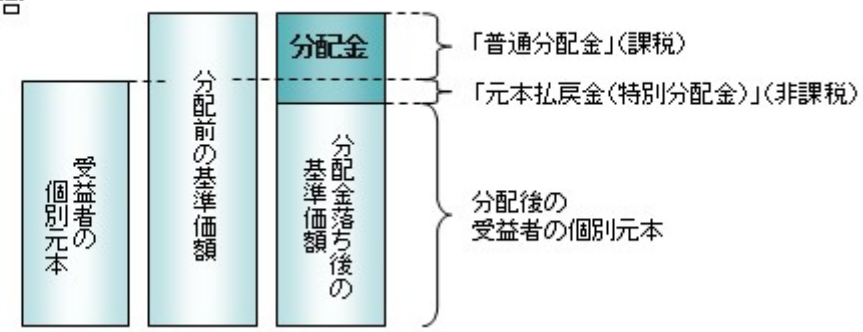
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合



ロ）、ハ）の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2021 年 4 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース)】

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	773,171,868	98.12
親投資信託受益証券	日本	807,335	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	14,046,934	1.78
合計（純資産総額）		788,026,137	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス	126,294	6,238.39	787,871,262	6,122	773,171,868	98.12
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	794,700	1.0158	807,335	1.0159	807,335	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(％)
投資信託受益証券	98.12
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	98.22

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１特定期間末	(2013年 7月 16日)	9,112	9,185	1.0063	1.0143
第２特定期間末	(2014年 1月 15日)	10,017	10,098	0.9927	1.0007
第３特定期間末	(2014年 7月 15日)	8,740	8,809	1.0071	1.0151
第４特定期間末	(2015年 1月 15日)	6,816	6,875	0.9351	0.9431
第５特定期間末	(2015年 7月 15日)	4,872	4,916	0.9026	0.9106
第６特定期間末	(2016年 1月 15日)	2,539	2,570	0.6636	0.6716
第７特定期間末	(2016年 7月 15日)	1,836	1,848	0.6254	0.6294
第８特定期間末	(2017年 1月 16日)	1,443	1,453	0.5715	0.5755
第９特定期間末	(2017年 7月 18日)	1,755	1,765	0.7144	0.7184
第10特定期間末	(2018年 1月 15日)	1,466	1,475	0.6717	0.6757
第11特定期間末	(2018年 7月 17日)	1,287	1,295	0.6579	0.6619
第12特定期間末	(2019年 1月 15日)	1,136	1,143	0.6237	0.6277
第13特定期間末	(2019年 7月 16日)	1,085	1,092	0.6712	0.6752
第14特定期間末	(2020年 1月 15日)	1,033	1,039	0.7054	0.7094
第15特定期間末	(2020年 7月 15日)	771	777	0.5371	0.5411
第16特定期間末	(2021年 1月 15日)	789	794	0.6145	0.6185
	2020年 1月末日	1,024	—	0.7038	—
	2月末日	1,004	—	0.6905	—
	3月末日	660	—	0.4605	—
	4月末日	671	—	0.4647	—
	5月末日	758	—	0.5327	—
	6月末日	723	—	0.5259	—
	7月末日	790	—	0.5497	—
	8月末日	776	—	0.5612	—
	9月末日	761	—	0.5394	—
	10月末日	770	—	0.5571	—
	11月末日	792	—	0.6071	—
	12月末日	799	—	0.6180	—
	2021年 1月末日	788	—	0.6029	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年1月16日～2013年7月16日	0.0400
第2特定期間	2013年7月17日～2014年1月15日	0.0480
第3特定期間	2014年1月16日～2014年7月15日	0.0480
第4特定期間	2014年7月16日～2015年1月15日	0.0480
第5特定期間	2015年1月16日～2015年7月15日	0.0480
第6特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	0.0480
第7特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	0.0360
第8特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	0.0240
第9特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	0.0240
第10特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	0.0240
第11特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	0.0240
第12特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	0.0240
第13特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	0.0240
第14特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	0.0240
第15特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	0.0240
第16特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	0.0240

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2013年1月16日～2013年7月16日	4.63
第2特定期間	2013年7月17日～2014年1月15日	3.42
第3特定期間	2014年1月16日～2014年7月15日	6.29
第4特定期間	2014年7月16日～2015年1月15日	△2.38
第5特定期間	2015年1月16日～2015年7月15日	1.66
第6特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	△21.16
第7特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	△0.33
第8特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	△4.78
第9特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	29.20
第10特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	△2.62
第11特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	1.52
第12特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	△1.55
第13特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	11.46
第14特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	8.67
第15特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	△20.46
第16特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	18.88

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2013年1月16日～2013年7月16日	11,100,067,966	2,044,620,663
第2特定期間	2013年7月17日～2014年1月15日	2,139,412,333	1,103,525,409
第3特定期間	2014年1月16日～2014年7月15日	1,484,524,814	2,896,970,023
第4特定期間	2014年7月16日～2015年1月15日	736,500,135	2,125,754,957
第5特定期間	2015年1月16日～2015年7月15日	294,720,549	2,185,567,281
第6特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	130,763,457	1,702,535,277
第7特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	69,867,671	959,934,279
第8特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	267,027,445	677,584,751
第9特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	528,916,103	597,655,650
第10特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	200,063,539	474,423,761
第11特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	94,319,144	320,721,764
第12特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	47,550,320	182,408,397
第13特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	133,853,505	338,238,093
第14特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	120,464,188	273,157,970
第15特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	179,725,083	208,201,158
第16特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	70,974,010	223,154,451

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績(毎月分配型(メキシコペソコース))　2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 6,029円
純資産総額……7.88億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	40円	480円	5,320円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII メキシコペソクラス	98.1%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.8%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII メキシコペソクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

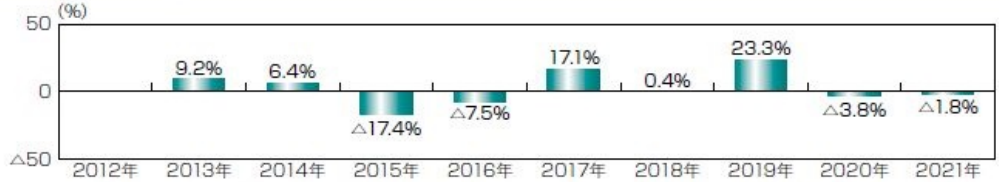
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	メキシコペソ	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2013年は、設定時から2013年末までの騰落率です。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。
※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

(11) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

３【資産管理等の概要】

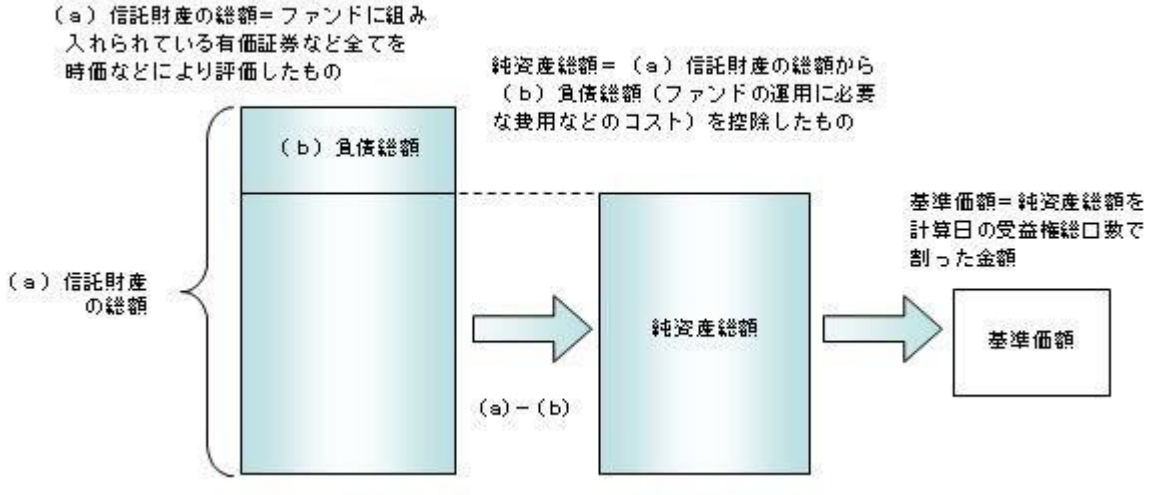
（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024 年 1 月 15 日までとします（2013 年 1 月 16 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月 16 日から翌月 15 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決

議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

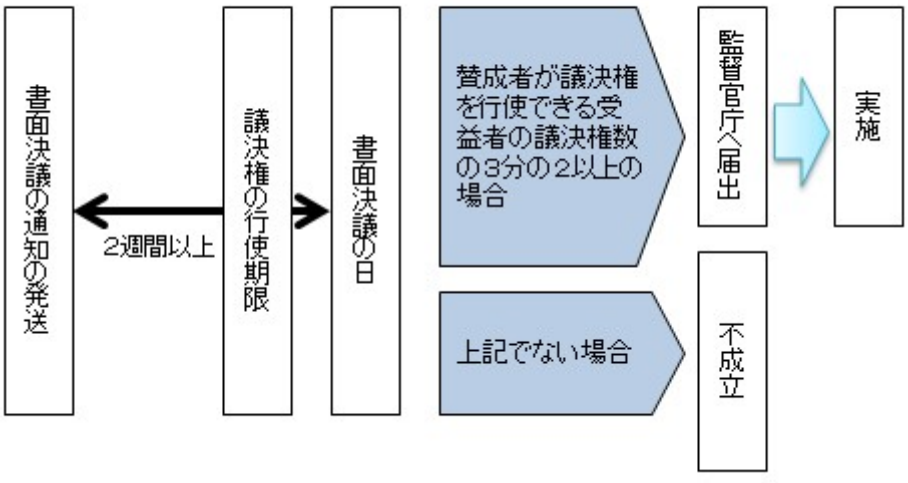
3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（１月、７月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2020 年 7 月 16 日から 2021 年 1 月 15 日までの特定期間の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）の2020年７月16日から2021年１月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）の2021年１月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,116,621	25,288,704
投資信託受益証券	754,296,137	777,504,180
親投資信託受益証券	769,587	787,175
未収入金	22,461	2,889
流動資産合計	779,204,806	803,582,948
資産合計	779,204,806	803,582,948
負債の部		
流動負債		
未払金	－	5,920,811
未払収益分配金	5,745,907	5,137,185
未払解約金	500,009	1,336,123
未払受託者報酬	20,280	22,243
未払委託者報酬	1,061,941	1,164,582
未払利息	7	4
その他未払費用	389,825	770,503
流動負債合計	7,717,969	14,351,451
負債合計	7,717,969	14,351,451
純資産の部		
元本等		
元本	1,436,476,819	1,284,296,378
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△664,989,982	△495,064,881
（分配準備積立金）	47,374,965	40,615,102
元本等合計	771,486,837	789,231,497
純資産合計	771,486,837	789,231,497
負債純資産合計	779,204,806	803,582,948

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	37,885,995	35,406,405
有価証券売買等損益	△238,917,094	110,925,121
営業収益合計	△201,031,099	146,331,526
営業費用		
支払利息	2,140	1,714
受託者報酬	133,592	131,275
委託者報酬	6,994,526	6,873,336
その他費用	404,890	397,870
営業費用合計	7,535,148	7,404,195
営業利益又は営業損失（△）	△208,566,247	138,927,331
経常利益又は経常損失（△）	△208,566,247	138,927,331
当期純利益又は当期純損失（△）	△208,566,247	138,927,331
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,107,358	3,207,319
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△431,505,173	△664,989,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,121,930	96,084,051
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,121,930	96,084,051
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,503,739	29,580,106
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	77,503,739	29,580,106
分配金	34,644,111	32,298,856
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△664,989,982	△495,064,881

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	1,464,952,894円	1,436,476,819円
	期中追加設定元本額	179,725,083円	70,974,010円
	期中一部解約元本額	208,201,158円	223,154,451円
２．	受益権の総数	1,436,476,819口	1,284,296,378口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	664,989,982円	495,064,881円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,895,728円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	2,845,553円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日 至 2020年 2月 17日		自 2020年 7月 16日 至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	6,036,848円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	5,939,000円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	213,328,611円	C 信託約款に定める収益調整金	207,687,940円
D 信託約款に定める分配準備積立金	55,409,908円	D 信託約款に定める分配準備積立金	45,609,110円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	274,775,367円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	259,236,050円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,874円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,866円
G 分配金額	5,862,701円	G 分配金額	5,556,793円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	40円
自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日		自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	4,879,460円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	5,820,853円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	208,051,341円	C 信託約款に定める収益調整金	207,325,022円
D 信託約款に定める分配準備積立金	53,763,712円	D 信託約款に定める分配準備積立金	45,576,940円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	266,694,513円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	258,722,815円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,868円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,868円
G 分配金額	5,707,946円	G 分配金額	5,539,766円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	40円
自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 15日		自 2020年 9月 16日 至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	5,266,821円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	4,876,179円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	211,019,228円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	52,770,996円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	269,057,045円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,865円	
G	分配金額	5,769,265円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,314,668円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	210,369,116円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	51,793,685円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	267,477,469円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,862円	
G	分配金額	5,744,610円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,250,143円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	214,643,687円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	50,235,865円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	271,129,695円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,865円	
G	分配金額	5,813,682円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,435,237円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	214,538,138円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	47,685,635円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	267,659,010円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,863円	
G	分配金額	5,745,907円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	210,145,938円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	45,212,591円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	260,234,708円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,863円	
G	分配金額	5,587,365円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年10月16日 至　2020年11月16日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,597,673円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	198,837,359円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	41,937,317円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	246,372,349円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,865円	
G	分配金額	5,282,963円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年11月17日 至　2020年12月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,369,693円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	195,936,285円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	41,134,851円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	242,440,829円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,866円	
G	分配金額	5,194,784円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	
	自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,113,947円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	193,979,048円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	40,638,340円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	239,731,335円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,866円	
G	分配金額	5,137,185円	
H	分配金額(1万口当たり)	40円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,267,209
親投資信託受益証券	△1
合計	2,267,208

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,656,970
親投資信託受益証券	77
合計	8,657,047

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.5371円	1口当たり純資産額	0.6145円
(1万口当たり純資産額)	(5,371円)	(1万口当たり純資産額)	(6,145円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス	124,620	777,504,180	
投資信託受益証券 合計		124,620	777,504,180	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	774,855	787,175	
親投資信託受益証券 合計		774,855	787,175	
合計		899,475	778,291,355	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 1月29日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	789,541,516円
Ⅱ　負債総額	1,515,379円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	788,026,137円
Ⅳ　発行済口数	1,307,033,761口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6029円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2021年１月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2021年１月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び５名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2021年１月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、2021年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			847	245,901
	株式投資信託		786	210,573
		単位型	278	11,140
		追加型	508	199,432
	公社債投資信託		61	35,327
		単位型	48	1,921
		追加型	13	33,406

3【委託会社等の経理状況】

1．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2．　当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 62 期中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月８日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020 年 12 月 4 日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2020 年４月１日から 2021 年３月 31 日までの第 62 期事業年度の中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2020 年９月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウエア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		354		554
未払金		6,112		5,881
未払収益分配金		7		8
未払償還金		71		71
未払手数料	※3	5,299		5,202
その他未払金		734		599
未払費用	※3	3,897	※3	4,289
未払法人税等		2,382		1,439
未払消費税等	※4	621	※4	746
賞与引当金		2,680		2,718
役員賞与引当金		210		55
その他	※3	172		42
流動負債合計		16,431		15,726
固定負債				
退職給付引当金		1,405		1,395
その他		629		695
固定負債合計		2,035		2,091
負債合計		18,466		17,818
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		47,142		55,395
利益剰余金合計		47,142		55,395
自己株式		△833		△905
株主資本合計		68,891		77,073
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		493		△60
繰延ヘッジ損益		185		389
評価・換算差額等合計		679		329
純資産合計		69,571		77,402
負債純資産合計		88,038		95,220

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

（単位：百万円）

		第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※１	1,865	※１	4,881
有価証券償還益		1		－
デリバティブ収益	※１	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※１	286		185
有価証券償還損		－		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		－		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		－
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

（3）【株主資本等変動計算書】

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第61期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

［注記事項］

（重要な会計方針）

項目	第61期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　3年～15年 器具備品　3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年３月 30 日）
・　「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年３月 30 日）

（１）　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）　適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,281百万円 器具備品　655百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,311百万円 器具備品　707百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 現金・預金　1,347百万円 未収収益　127百万円 （流動負債） 未払手数料　350百万円 未払費用　767百万円 その他　162百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　151百万円 （流動負債） 未払費用　623百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務365百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,831百万円 デリバティブ収益　54百万円 支払利息　75百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,849百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	－	323,400	1,171,500	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	108,900	－	33,000	75,900	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	－	630,300	2,055,900	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	－	3,618,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	－	66,000	3,811,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	－	4,422,000	66,000	4,356,000	－
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	－

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	－	1,454,500

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	－	1,171,500	－	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	75,900	－	75,900	－	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	－	871,200	1,184,700	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	2,272,000	1,346,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	－	1,417,000	2,394,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	－	1,417,000	2,939,000	－
合計		15,088,300	－	7,224,600	7,863,700	－

（注）１　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月28日取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年３月31日	2019年６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

（リース取引関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	853百万円	１年内	912百万円
１年超	6,704百万円	１年超	6,148百万円
合計	7,558百万円	合計	7,060百万円

（金融商品関係）

第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	－
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	－
(3) 未収収益	618	618	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	－
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	－
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	－
デリバティブ取引計	(158)	(158)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち３百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち０百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	20,680	－	－	－
未収委託者報酬	16,867	－	－	－
未収収益	618	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自　2019 年４月１日　至　2020 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2020 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	－
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	－
(3) 未収収益	1,412	1,412	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,828	17,828	－
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	－
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	－
デリバティブ取引計	142	142	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	24,591	－	－	－
未収委託者報酬	16,912	－	－	－
未収収益	1,412	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

（有価証券関係）
第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

（デリバティブ取引関係）

第60期(2019年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,407 －	－ －	3 －	3 －
合計		2,407	－	3	3

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,792	－	△35	△35
合計		1,792	－	△35	△35

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	2,251	－	△42
	豪ドル		63	－	△0
	シンガポールドル		975	－	△18
	香港ドル		518	－	△8
	人民元		2,149	－	△58
	ユーロ		81	－	0
合計			6,040	－	△127

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第61期(2020年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	1,913 －	－ －	△41 －	△41 －
合計		1,913	－	△41	△41

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,808	－	15	15
合計		1,808	－	15	15

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,427	－	20
	豪ドル		48	－	9
	シンガポールドル		944	－	58
	香港ドル		529	－	2
	人民元		2,017	－	76
	ユーロ		70	－	1
合計			7,038	－	167

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,010	(1)関連会社に対する投資の金額　3,002
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,668	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,485
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,704	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,631

（退職給付関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1％

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	－
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注)３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	―	―
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

（税効果会計関係）

第60期 （2019年3月31日）		第61期 （2020年3月31日）	
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位：百万円）		（単位：百万円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	820	賞与引当金	822
投資有価証券評価損	96	投資有価証券評価損	102
関係会社株式評価損	1,430	関係会社株式評価損	1,430
退職給付引当金	430	退職給付引当金	427
固定資産減価償却費	103	固定資産減価償却費	96
その他	761	その他	744
繰延税金資産小計	3,643	繰延税金資産小計	3,624
評価性引当金	△1,430	評価性引当金	△1,430
繰延税金資産合計	2,212	繰延税金資産合計	2,194
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	217	繰延ヘッジ利益	172
繰延ヘッジ利益	81	繰延税金負債合計	172
繰延税金負債合計	299	繰延税金資産の純額	2,022
繰延税金資産の純額	1,913		
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△4.4%	受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△9.6%
その他	0.6%	その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6%

（関連当事者情報）

第60期(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	554 (SGD 6,800 千)(注2)	―	―
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	8 (SGD 104 千)	―	―
							資金の貸付(米国ドル貸建)(注3)	1,807 (USD 16,500 千)(注4)	関係会社短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付(円貨建)(注3)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	―	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	―	―
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米国ドル貸建)(注6)	5,364 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							資金の借入の返済(米国ドル貸建)(注6)	5,526 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							借入金利息(米国ドル貸建)(注6)	65 (USD 593 千)	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　取引金額 554 百万円（SGD6,800 千）の内訳は、貸付の返済 554 百万円（SGD6,800 千）であります。

3　融資枠 5,000 百万円（若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4　取引金額 1,807 百万円（USD16,500 千）の内訳は、貸付 1,807 百万円（USD16,500 千）であります。

5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及び Nikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
7 取引金額 5,364 百万円（USD50,000 千）及び 5,526 百万円（USD50,000 千）の内訳は、借入 5,364 百万円（USD50,000 千）及び借入の返済 5,526 百万円（USD50,000 千）であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	1,793(USD 16,500千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	86(USD 798千)	未収収益	13(USD 122千)
							資金の貸付(円貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	1,526(USD 14,000千)	―	―
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550(百万円)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	2,700	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　資枠5,000百万円（若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
１株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション（1）1,346,000株、2016年度ストックオプション（２）2,394,000株、2017年度ストックオプション（１）2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	69,571	77,402
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,647	195,558

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等
（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		23,938
有価証券		42
未収委託者報酬		14,700
未収収益		838
関係会社短期貸付金		2,323
その他	※２	2,990
流動資産合計		44,833
固定資産		
有形固定資産	※１	408
無形固定資産		154
投資その他の資産		
投資有価証券		21,271
関係会社株式		25,769
長期差入保証金		462
繰延税金資産		1,702
投資その他の資産合計		49,206
固定資産合計		49,769
資産合計		94,603

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,010
未払費用		3,510
未払法人税等		1,507
未払消費税等	※3	562
賞与引当金		1,606
役員賞与引当金		27
その他		1,069
流動負債合計		15,294
固定負債		
退職給付引当金		1,452
その他		315
固定負債合計		1,768
負債合計		17,062
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		55,970
利益剰余金合計		55,970
自己株式		△2,067
株主資本合計		76,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		645
繰延ヘッジ損益		408
評価・換算差額等合計		1,054
純資産合計		77,541
負債純資産合計		94,603

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		35,275
その他営業収益		1,507
営業収益合計		36,782
営業費用及び一般管理費	※１	32,215
営業利益		4,567
営業外収益	※２	789
営業外費用	※３	418
経常利益		4,938
特別利益	※４	43
特別損失	※５	91
税引前中間純利益		4,891
法人税等	※６	1,452
中間純利益		3,438

（３）中間株主資本等変動計算書

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073
当中間期変動額							
剰余金の配当				△2,862	△2,862		△2,862
中間純利益				3,438	3,438		3,438
自己株式の取得						△1,161	△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	575	575	△1,161	△586
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	55,970	55,970	△2,067	76,486

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△60	389	329	77,402
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,862
中間純利益				3,438
自己株式の取得				△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	706	18	724	724
当中間期変動額合計	706	18	724	138
当中間期末残高	645	408	1,054	77,541

注記事項
（重要な会計方針）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
※1　有形固定資産の減価償却累計額 2,060百万円
※2　信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※3　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※4　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務28百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）	
※1　減価償却実施額	
有形固定資産	43百万円
無形固定資産	20百万円
※2　営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	40百万円
受取配当金	719百万円
※3　営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	60百万円
デリバティブ費用	338百万円
※4　特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	43百万円
※5　特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	90百万円
※6　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,454,500	1,405,500	－	2,860,000

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2011年度ストックオプション（1）	普通株式	1,184,700	－	270,600	914,100	－
2016年度ストックオプション（1）	普通株式	1,346,000	－	319,000	1,027,000	－
2016年度ストックオプション（2）	普通株式	2,394,000	－	402,000	1,992,000	－
2017年度ストックオプション（1）	普通株式	2,939,000	－	－	2,939,000	－
合計		7,863,700	－	991,600	6,872,100	－

（注）１　当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)914,100株、2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、2016年度ストックオプション(2)1,198,000株及び2017年度ストックオプション(1)986,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(2)794,000株及び2017年度ストックオプション(1)1,953,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　911百万円 １年超　5,692百万円 合計　6,604百万円

（金融商品関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年９月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

2020 年９月 30 日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	23,938	23,938	－
(2) 未収委託者報酬	14,700	14,700	－
(3) 未収収益	838	838	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,323	2,323	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	21,297	21,297	－
(6) 未払金	(7,010)	(7,010)	－
(7) 未払費用	(3,510)	(3,510)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(15)	(15)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	14	14	－
デリバティブ取引計	(1)	(1)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１ 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 21 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、36 百万円は、流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち 65 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、51 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

２ 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

３ 子会社株式（中間貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年 9 月 30 日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

（注）子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,871	8,550	1,320
	小計	9,871	8,550	1,320
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	11,425	11,815	△389
	小計	11,425	11,815	△389
合計		21,297	20,366	930

（注）1　減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2　非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第62期中間会計期間(2020年9月30日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,250	－	△36	△36
合計		2,250	－	△36	△36

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,766	－	21	21
合計		1,766	－	21	21

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	4,775	－	53
	豪ドル		3	－	△0
	シンガポールドル		509	－	△1
	ユーロ		47	－	△0
	香港ドル		1,068	－	12
	人民元		2,404	－	△48
合計			8,808	－	14

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （1）関連会社に対する投資の金額　3,003百万円 （2）持分法を適用した場合の投資の金額　10,460百万円 （3）持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,335百万円

（ストックオプション等関係）

第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)
[セグメント情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
１　製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報
（１）営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
１株当たり純資産額	399円38銭
１株当たり中間純利益金額	17円64銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
中間純利益（百万円）	3,438
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,438
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,864
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年度ストックオプション(1)914,100株、 2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、 2016年度ストックオプション(2)1,992,000株、 2017年度ストックオプション(1)2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （2020年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	77,541
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	77,541
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,153

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期は収益分配を行ないません。第２計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　　第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第35条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第21条において同じ。）、第21条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤　前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条　委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス

円建受益証券の運用の指図に関する権限

商　　号：ピムコ ジャパン リミテッド

所　在　地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第１項により委託を受けた者に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④ 第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤ 委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）
第24条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第25条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入れ）
第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。
（損益の帰属）
第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替え）
第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第29条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2013年１月16日から2013年２月15日までとし、最

終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第１号から第７号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁しま

す。

（収益分配）

第33条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、第１計算期を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第36条　委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第５項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦　委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計

算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資

法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条 この信託は、委託者が第38条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第35条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2013年１月16日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

⑴運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

㈠約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託
ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ メキシコペソクラス 円建受益証券

㈡約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託　マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

⑵別に定める各信託

約款第11条第10項および第38条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2021.4.16

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

毎月分配型（インドネシアルピアコース）（インドルピーコース）

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2021 年 4 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 4 月 16 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2021 年 4 月 15 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　佐谷戸　淳一
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 46
　第３【ファンドの経理状況】…… 52
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 70
第三部【委託会社等の情報】…… 71

約款…… 131

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース)」を「インドネシアルピアコース」または「毎月分配型（インドネシアルピアコース)」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース)」を「インドルピーコース」または「毎月分配型（インドルピーコース)」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2021年4月16日から2021年10月15日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券（債券 公債））				
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券　公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特長1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長2

毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特長3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社である
PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。
円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。
ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

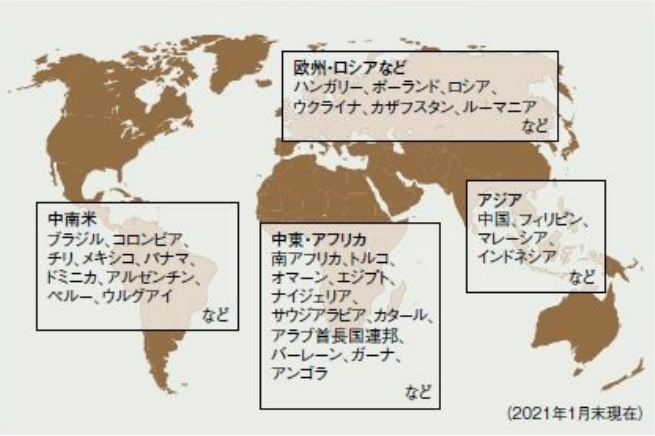
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

（用語説明）
ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

●当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行ないます。
●当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



(2021年1月末現在)

主要国の国債利回り(%)



(2021年1月末現在)

※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

債券の信用格付と利回り

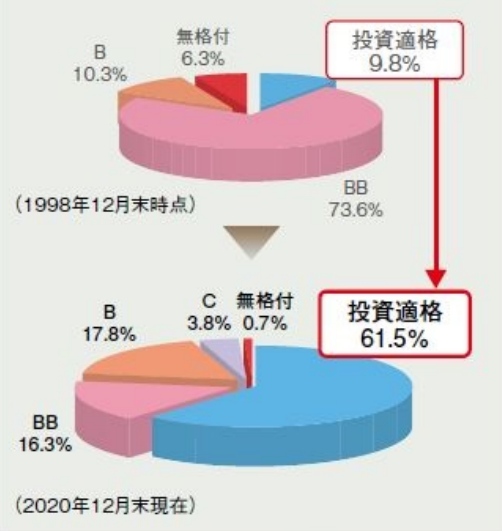


主要国の格付

(2021年1月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BB+
	カタール	AA-
	中国	A+
	サウジアラビア	A-
	フィリピン	BBB+
	メキシコ	BBB+
	インドネシア	BBB
	パナマ	BBB
	コロンビア	BBB
	ロシア	BBB
	トルコ	BB-
	ブラジル	BB-

※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

新興国ソブリン債市場の格付別内訳

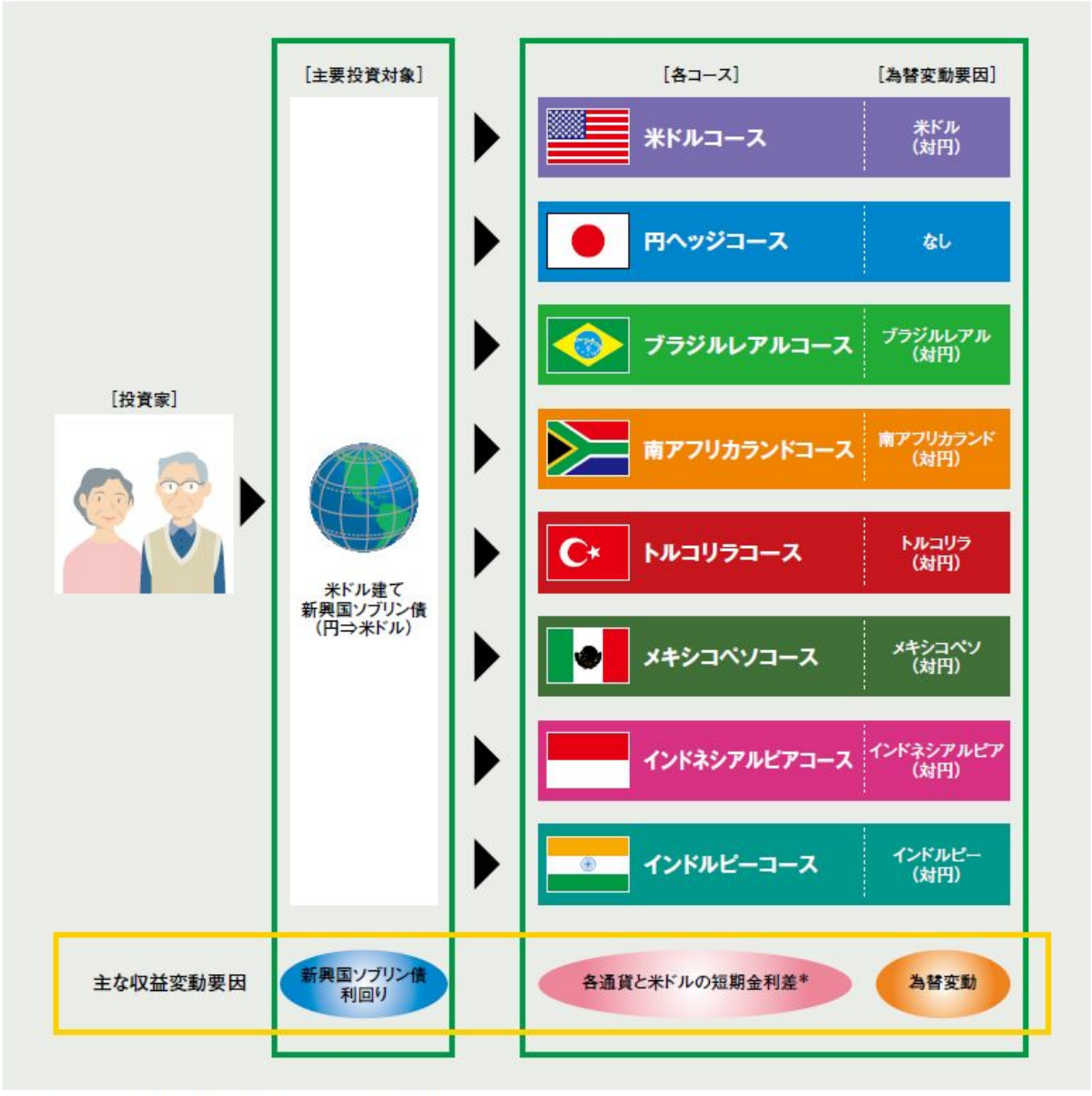


※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
※JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

●「ブラジルレアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り[注]／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



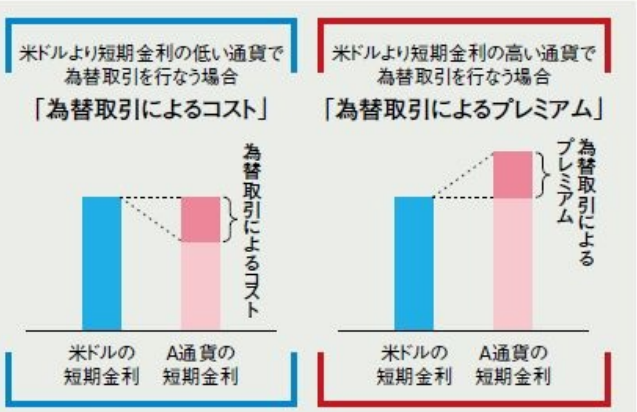
※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

●当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待されます。
一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

（米ドル資産に対する）為替取引によるコスト／プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。
ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

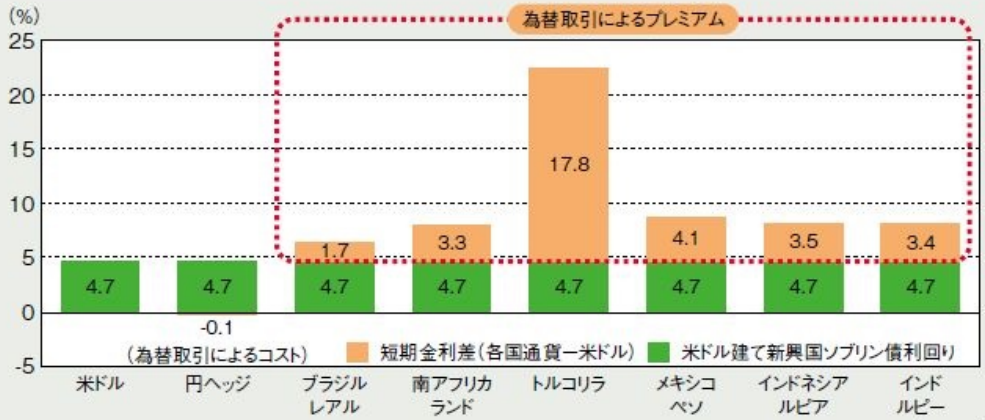


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

●債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）／プレミアム（金利差相当分の収益）を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



（2021年1月末現在）

※為替取引によるプレミアム（コスト）の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。
※米ドル建て新興国ソブリン債利回り：JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの最終利回り
※各国短期金利：米ドル、円ヘッジは1ヵ月Libor、ブラジルレアル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、インドルピーは銀行間金利、インドネシアルピアはJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケッツ・インデックス・プラスの平均利回り
※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

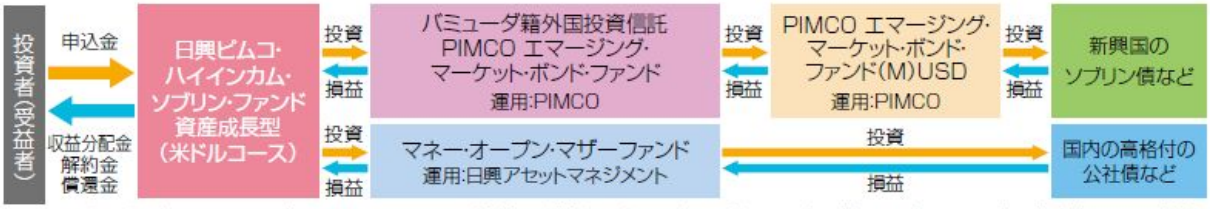
基準価額の上昇要因		各コース	基準価額の下落要因	
米ドル建て新興国債券の利回り低下（価格上昇）	円安／米ドル高	資産成長型（米ドルコース） 毎月分配型（米ドルコース）	円高／米ドル安	米ドル建て新興国債券の利回り上昇（価格下落）
新興国の信用格付の引き上げ	（円安／米ドル高でもプラスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＜ 円短期金利	毎月分配型（円ヘッジコース）	（円高／米ドル安でもマイナスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＞ 円短期金利	新興国の信用格付の引き下げ
	円安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 ＜ ブラジルレアル短期金利	毎月分配型（ブラジルレアルコース）	円高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 ＞ ブラジルレアル短期金利	
	円安／南アフリカランド高 米ドル短期金利 ＜ 南アフリカランド短期金利	毎月分配型（南アフリカランドコース）	円高／南アフリカランド安 米ドル短期金利 ＞ 南アフリカランド短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル短期金利 ＜ トルコリラ短期金利	毎月分配型（トルコリラコース）	円高／トルコリラ安 米ドル短期金利 ＞ トルコリラ短期金利	
	円安／メキシコペソ高 米ドル短期金利 ＜ メキシコペソ短期金利	毎月分配型（メキシコペソコース）	円高／メキシコペソ安 米ドル短期金利 ＞ メキシコペソ短期金利	
	円安／インドネシアルピア高 米ドル短期金利 ＜ インドネシアルピア短期金利	毎月分配型（インドネシアルピアコース）	円高／インドネシアルピア安 米ドル短期金利 ＞ インドネシアルピア短期金利	
	円安／インドルピー高 米ドル短期金利 ＜ インドルピー短期金利	毎月分配型（インドルピーコース）	円高／インドルピー安 米ドル短期金利 ＞ インドルピー短期金利	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への直接投資は行ないません。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)>

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

<毎月分配型(米ドルコース)、毎月分配型(円ヘッジコース)、毎月分配型(ブラジルレアルコース)、毎月分配型(南アフリカランドコース)、毎月分配型(トルコリラコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

<毎月分配型(メキシコペソコース)、毎月分配型(インドネシアルピアコース)、毎月分配型(インドルピーコース)、資産成長型(米ドルコース)>

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

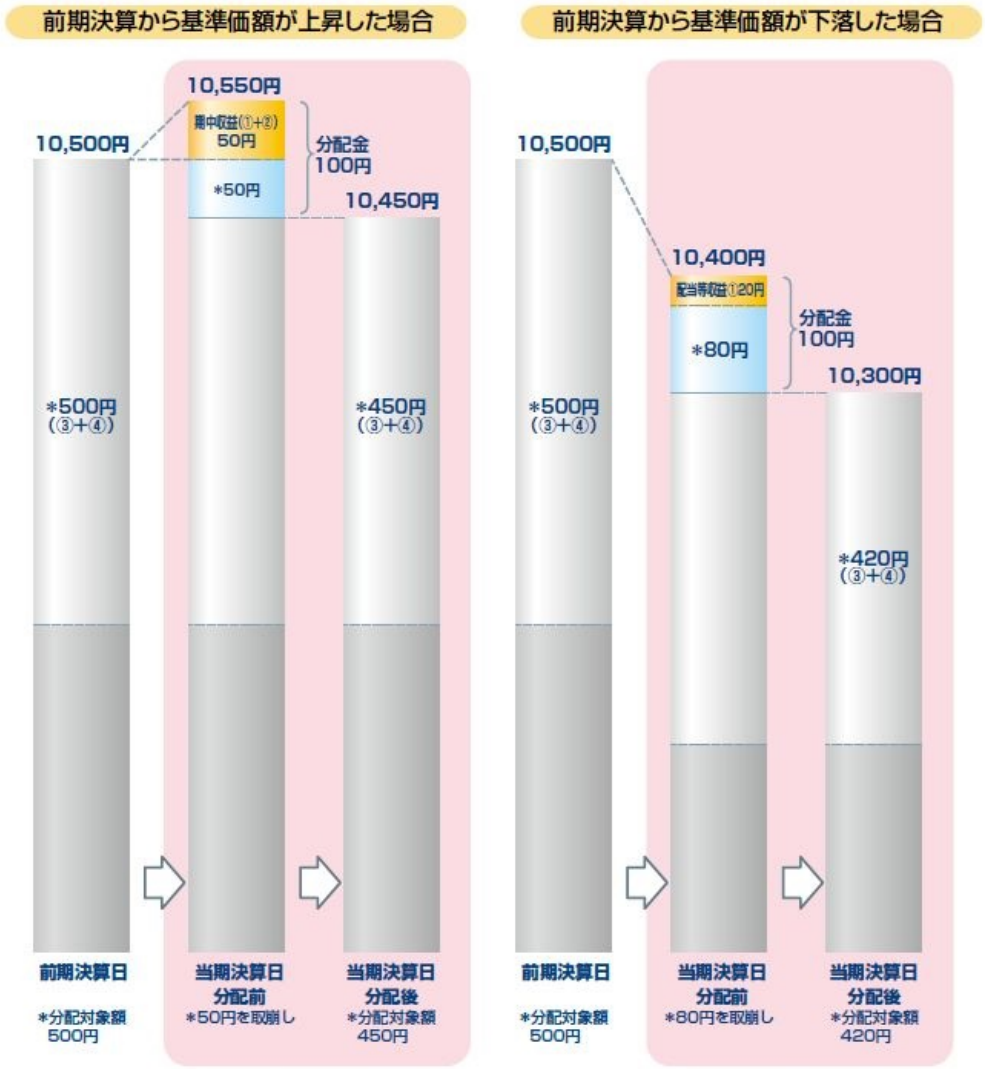
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



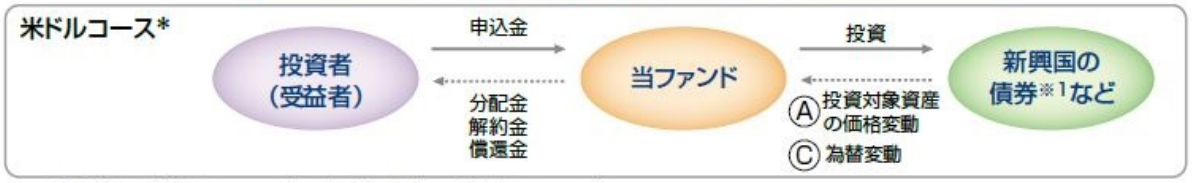
※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

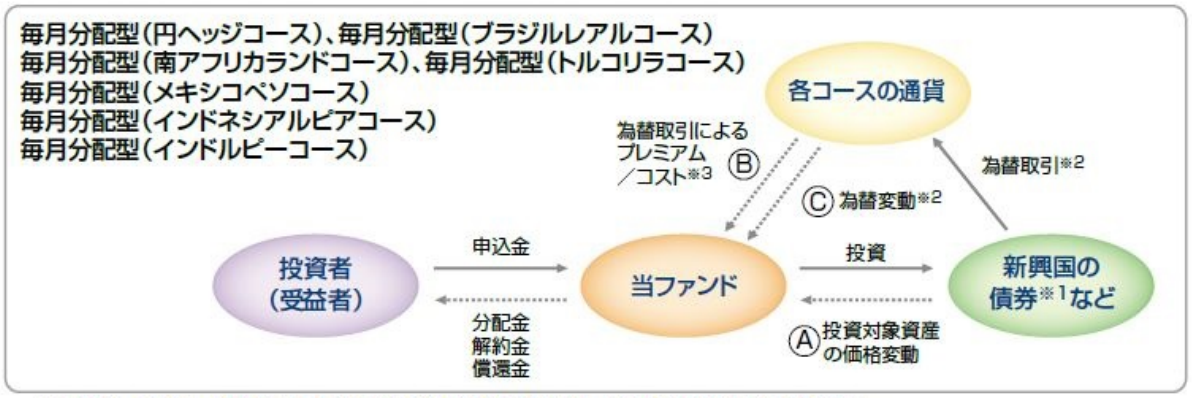
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

●通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。
※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。
※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		Ⓐ 債券の値上がり／値下がり		Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト		Ⓒ 為替差益／差損
米ドルコース*	収益を得られるケース	債券価格の上昇		為替ヘッジを行なわないのでありません。		為替差益の発生：原資産通貨に対して円安
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落				為替差損の発生：原資産通貨に対して円高

＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）

収益の源泉		Ⓐ 債券の値上がり／値下がり		Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト	Ⓒ 為替差益／差損
毎月分配型（円ヘッジコース）	収益を得られるケース	債券価格の上昇		ヘッジプレミアムの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利 がプラス	原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落		ヘッジコストの発生：円の金利 − 原資産通貨の金利 がマイナス	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行なわず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」のことを「毎月分配型（米ドルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」のことを「毎月分配型（円ヘッジコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」のことを「毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」のことを「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」のことを「毎月分配型（トルコリラコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」のことを「毎月分配型（メキシコペソコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」のことを「毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」のことを「毎月分配型（インドルピーコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」のことを「資産成長型（米ドルコース）」、
と言うことがあります。

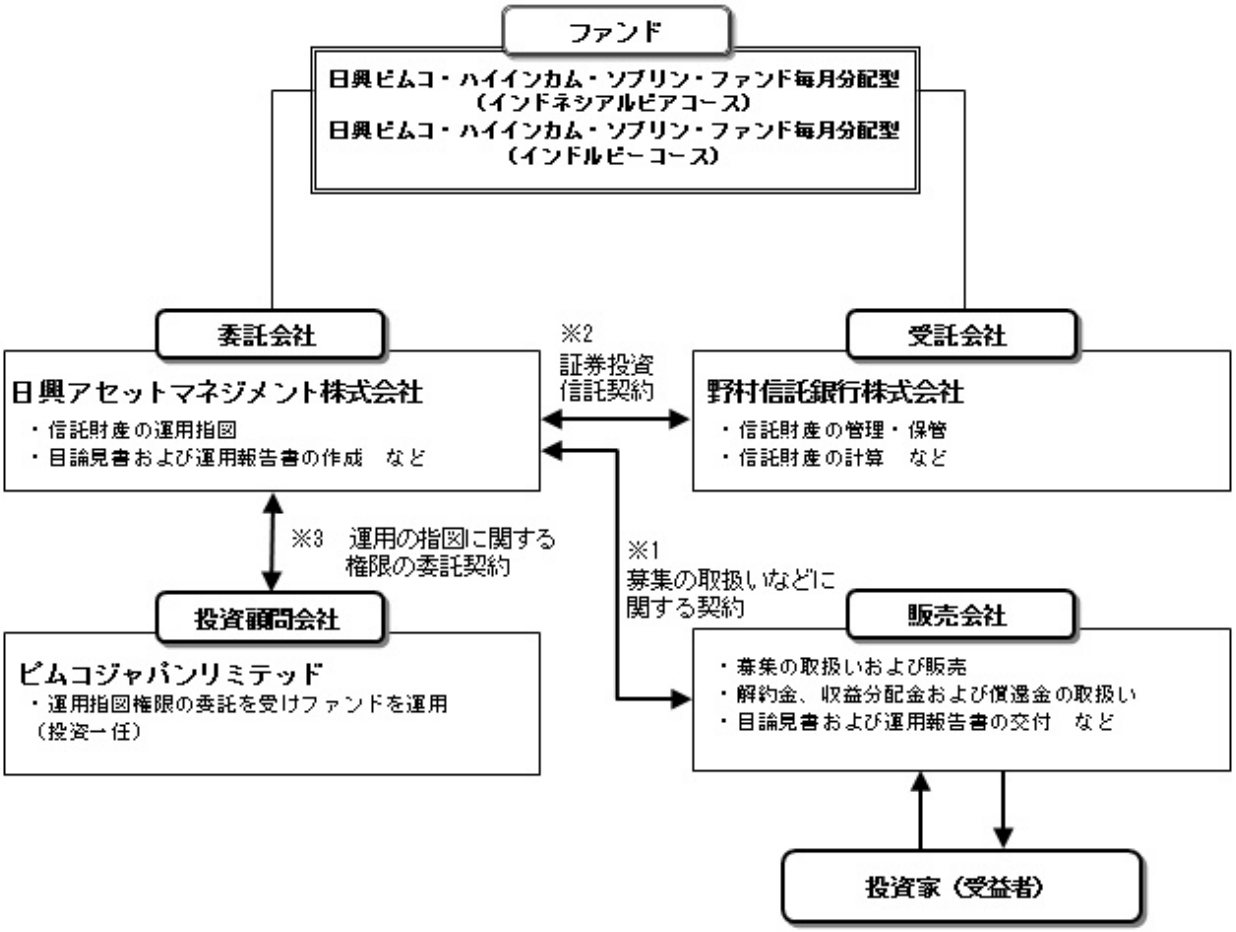
④　信託金限度額
・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2015 年 4 月 16 日
・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2021 年 1 月末現在）

1）資本金

17,363 百万円

2）沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	194,152,500 株	98.54%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）有価証券
2）金銭債権
3）約束手形
4）為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券なら

びに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

１）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの

３）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

④　次の取引ができます。

１）外国為替予約取引

２）資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。
	投資方針	＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス＞ ・「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。 ・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（インドネシアルピアヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行ないます。 ＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス＞ ・「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。 ・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（インドルピーヘッジ・円ベース）を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行ないます。
	主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

（ご参考）
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ＞

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびＣＰ 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
	投資方針	・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
	主な投資制限	・Ｂ格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常の環境では、ベンチマークの平均デュレーション±２年以内とします。 ・ファンドは、１発行体に資産の 10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の 95%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

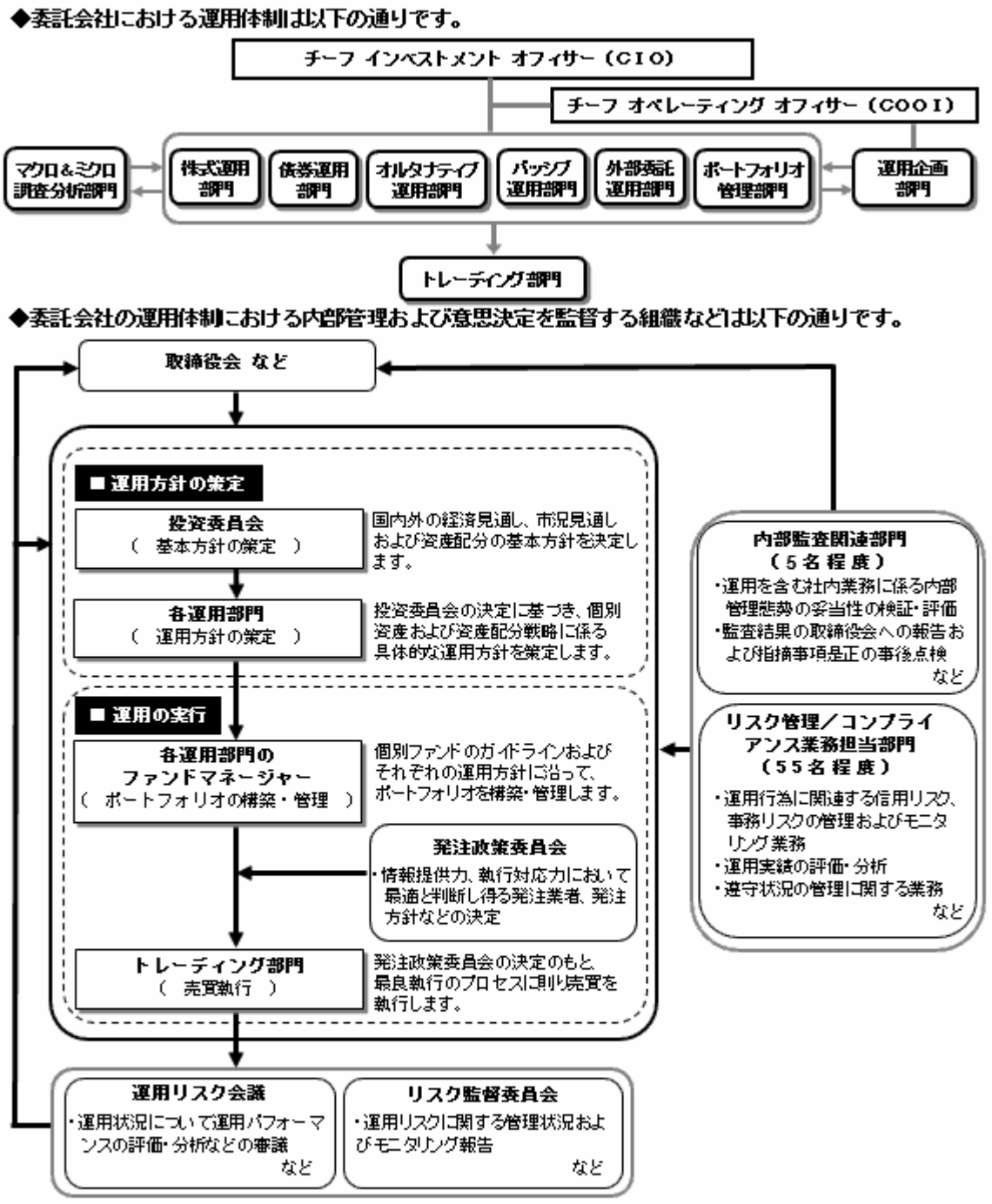
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

＜マネー・オープン・マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
	主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
	投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限（2003 年３月 28 日設定）
	決算日	毎年１月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

（3）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞



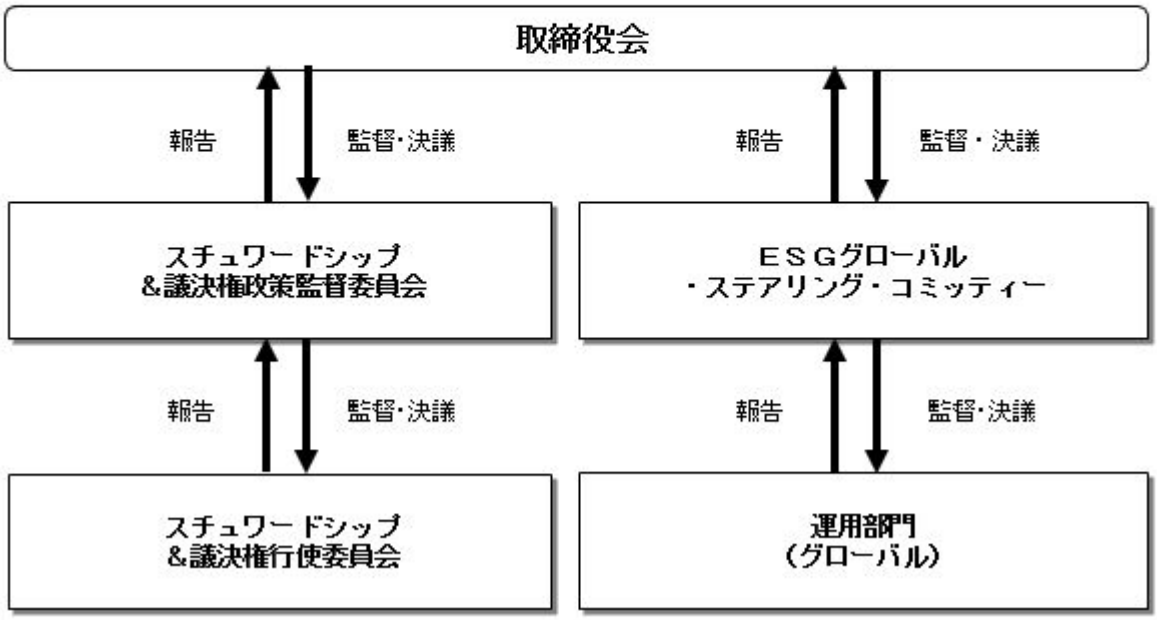
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

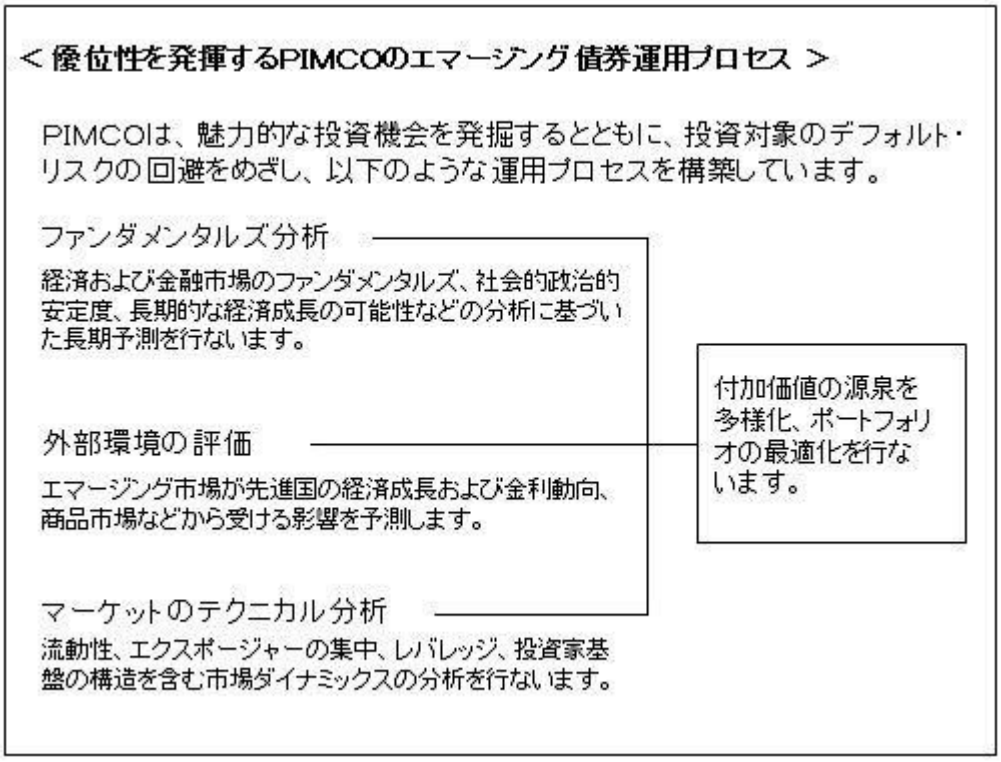
ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯ（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
・投資対象である「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス」、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス」は、ＰＩＭＣＯが運用します。

＜ＰＩＭＣＯにおける運用体制＞



※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

４）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

５）信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

６）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

７）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドです

ので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク
・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク
・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク
◆インドネシアルピアコース
・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行なうため、インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドネシアルピアに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドネシアルピアと米ドルの２通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドネシアルピアの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとインドネシアルピアの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。
◆インドルピーコース
・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行なうため、インドルピーの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドルピーに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドルピーと米ドルの２通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドルピーの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとインドルピーの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク
・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運

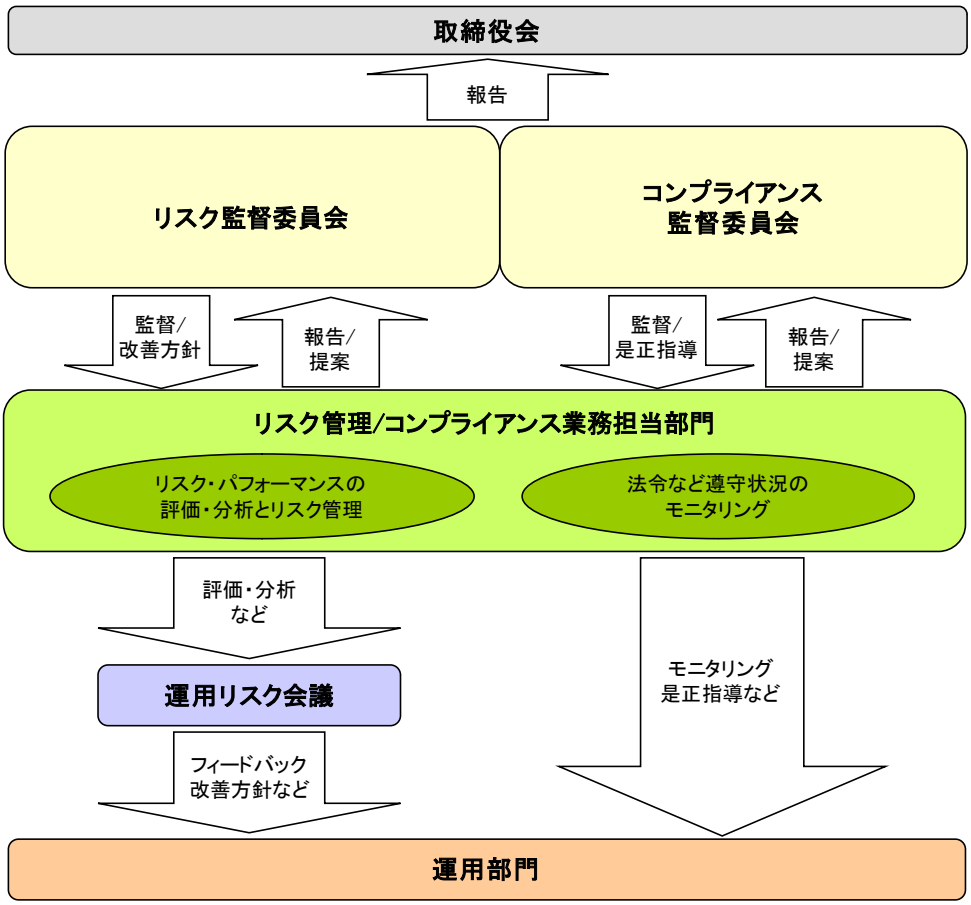
用ができない場合があります。
・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞
・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
・投資対象とする投資信託証券に関する事項
◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

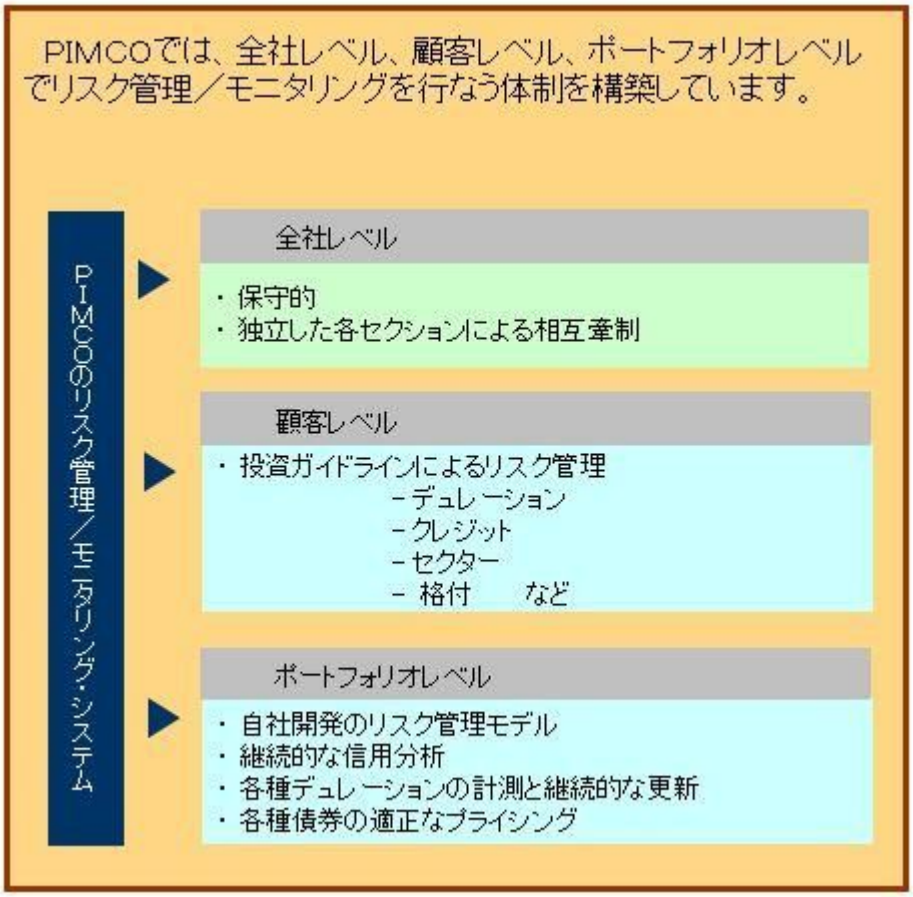
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＰＩＭＣＯにおけるリスク管理体制＞

ポートフォリオのリスク管理体制について、ＰＩＭＣＯは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの３つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

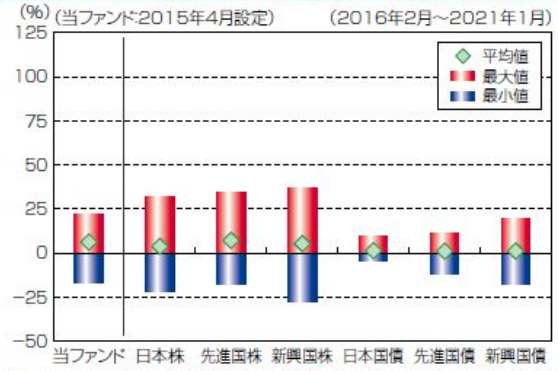


※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（参考情報）

毎月分配型（インドネシアルピアコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

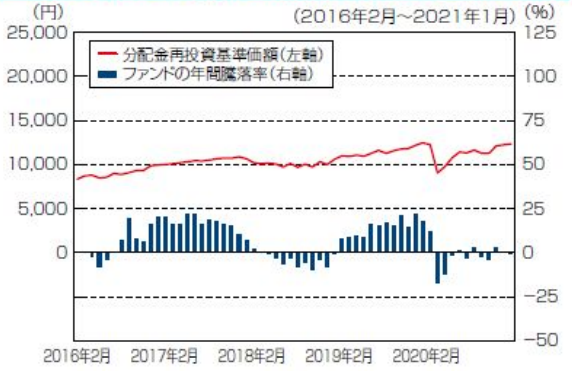


(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.2%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	22.0%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-17.0%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

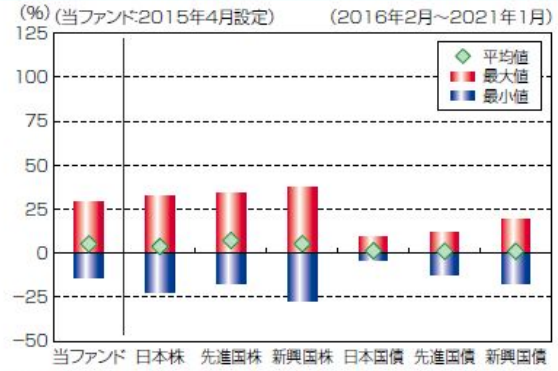
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型（インドルピーコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

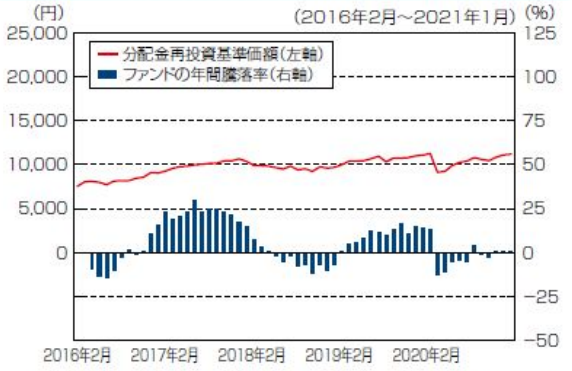


(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.1%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	29.3%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-14.2%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）なお、①から⑦までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用。
② 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
③ 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
④ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑤ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑥ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
⑦ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑧ 格付の取得に要する費用。
⑨ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス」
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス」
・有価証券売買時の売買委託手数料
・先物・オプション取引に要する費用　など

「マネー・オープン・マザーファンド」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

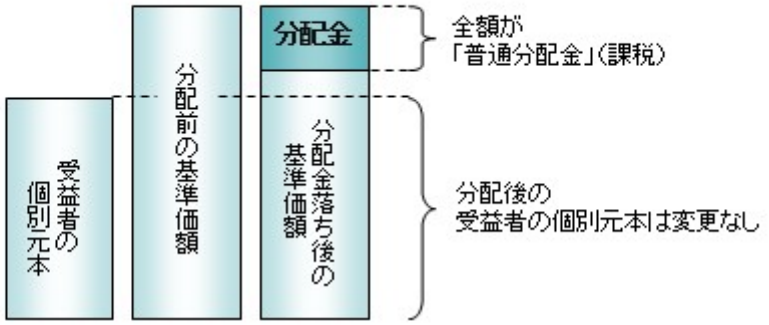
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

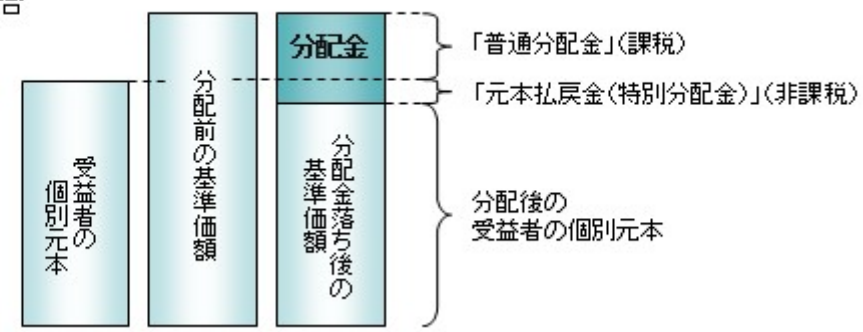
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合



ロ）、ハ）の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2021 年 4 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース)】

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	247,547,312	94.97
親投資信託受益証券	日本	259,481	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	12,860,298	4.93
合計（純資産総額）		260,667,091	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス	28,408	8,607	244,507,656	8,714	247,547,312	94.97
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	255,420	1.0159	259,481	1.0159	259,481	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(％)
投資信託受益証券	94.97
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	95.07

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１特定期間末	(2015年 7月 15日)	12	13	0.9795	0.9895
第２特定期間末	(2016年 1月 15日)	26	26	0.8231	0.8331
第３特定期間末	(2016年 7月 15日)	31	31	0.8694	0.8744
第４特定期間末	(2017年 1月 16日)	68	68	0.9314	0.9364
第５特定期間末	(2017年 7月 18日)	76	76	0.9464	0.9514
第６特定期間末	(2018年 1月 15日)	99	100	0.9537	0.9587
第７特定期間末	(2018年 7月 17日)	79	80	0.8511	0.8561
第８特定期間末	(2019年 1月 15日)	98	98	0.8383	0.8433
第９特定期間末	(2019年 7月 16日)	196	197	0.9017	0.9067
第10特定期間末	(2020年 1月 15日)	300	301	0.9508	0.9558
第11特定期間末	(2020年 7月 15日)	259	260	0.8270	0.8320
第12特定期間末	(2021年 1月 15日)	259	260	0.8614	0.8664
	2020年 1月末日	305	—	0.9448	—
	2月末日	301	—	0.9239	—
	3月末日	214	—	0.6783	—
	4月末日	229	—	0.7271	—
	5月末日	252	—	0.7962	—
	6月末日	264	—	0.8387	—
	7月末日	258	—	0.8264	—
	8月末日	258	—	0.8444	—
	9月末日	256	—	0.8138	—
	10月末日	250	—	0.8075	—
	11月末日	262	—	0.8635	—
	12月末日	260	—	0.8666	—
	2021年 1月末日	260	—	0.8709	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１特定期間	2015年 4月 16日～2015年 7月 15日	0.0200
第２特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0600
第３特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0450

第4特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	0.0300
第5特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	0.0300
第6特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	0.0300
第7特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	0.0300
第8特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	0.0300
第9特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	0.0300
第10特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	0.0300
第11特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	0.0300
第12特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2015年4月16日～2015年7月15日	△0.05
第2特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	△9.84
第3特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	11.09
第4特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	10.58
第5特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	4.83
第6特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	3.94
第7特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	△7.61
第8特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	2.02
第9特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	11.14
第10特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	8.77
第11特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	△9.87
第12特定期間	2020年7月16日～2021年1月15日	7.79

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2015年4月16日～2015年7月15日	13,279,044	127,373
第2特定期間	2015年7月16日～2016年1月15日	144,910,151	126,109,270
第3特定期間	2016年1月16日～2016年7月15日	6,138,357	2,273,850
第4特定期間	2016年7月16日～2017年1月16日	49,714,201	12,132,246
第5特定期間	2017年1月17日～2017年7月18日	20,439,949	13,205,729
第6特定期間	2017年7月19日～2018年1月15日	48,996,295	24,937,087
第7特定期間	2018年1月16日～2018年7月17日	3,218,318	14,115,310
第8特定期間	2018年7月18日～2019年1月15日	28,845,763	5,530,902
第9特定期間	2019年1月16日～2019年7月16日	142,975,672	42,517,239
第10特定期間	2019年7月17日～2020年1月15日	114,316,849	16,002,755
第11特定期間	2020年1月16日～2020年7月15日	52,392,471	54,824,416

第12特定期間	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	21,637,588	34,255,604

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース)】

以下の運用状況は 2021 年 1 月 29 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	967,794,890	98.04
親投資信託受益証券	日本	978,995	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	18,342,398	1.86
合計（純資産総額）		987,116,283	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス	130,045	7,367	958,041,515	7,442	967,794,890	98.04
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	963,673	1.0159	978,996	1.0159	978,995	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.04
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	98.14

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１特定期間末	(2015年 7月 15日)	104	105	0.9922	1.0022
第２特定期間末	(2016年 1月 15日)	172	174	0.7944	0.8044
第３特定期間末	(2016年 7月 15日)	351	353	0.7837	0.7887
第４特定期間末	(2017年 1月 16日)	601	604	0.8375	0.8425
第５特定期間末	(2017年 7月 18日)	793	798	0.8975	0.9025
第６特定期間末	(2018年 1月 15日)	1,332	1,339	0.9164	0.9214
第７特定期間末	(2018年 7月 17日)	1,477	1,486	0.8206	0.8256
第８特定期間末	(2019年 1月 15日)	1,304	1,312	0.7579	0.7629
第９特定期間末	(2019年 7月 16日)	1,225	1,232	0.8350	0.8400
第10特定期間末	(2020年 1月 15日)	1,217	1,225	0.8345	0.8395
第11特定期間末	(2020年 7月 15日)	981	988	0.7334	0.7384
第12特定期間末	(2021年 1月 15日)	992	998	0.7584	0.7634
	2020年 1月末日	1,193	—	0.8219	—
	2月末日	1,203	—	0.8304	—
	3月末日	938	—	0.6671	—
	4月末日	916	—	0.6705	—
	5月末日	964	—	0.7128	—
	6月末日	999	—	0.7338	—
	7月末日	987	—	0.7403	—
	8月末日	1,018	—	0.7622	—
	9月末日	993	—	0.7440	—
	10月末日	965	—	0.7290	—
	11月末日	995	—	0.7514	—
	12月末日	1,003	—	0.7648	—
	2021年 1月末日	987	—	0.7654	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１特定期間	2015年 4月 16日～2015年 7月 15日	0.0200
第２特定期間	2015年 7月 16日～2016年 1月 15日	0.0600
第３特定期間	2016年 1月 16日～2016年 7月 15日	0.0450

第4特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	0.0300
第5特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	0.0300
第6特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	0.0300
第7特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	0.0300
第8特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	0.0300
第9特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	0.0300
第10特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	0.0300
第11特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	0.0300
第12特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2015年 4月16日～2015年 7月15日	1.22
第2特定期間	2015年 7月16日～2016年 1月15日	△13.89
第3特定期間	2016年 1月16日～2016年 7月15日	4.32
第4特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	10.69
第5特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	10.75
第6特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	5.45
第7特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	△7.18
第8特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	△3.98
第9特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	14.13
第10特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	3.53
第11特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	△8.52
第12特定期間	2020年 7月16日～2021年 1月15日	7.50

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2015年 4月16日～2015年 7月15日	106,433,084	890,035
第2特定期間	2015年 7月16日～2016年 1月15日	173,760,421	62,499,098
第3特定期間	2016年 1月16日～2016年 7月15日	251,500,730	19,734,250
第4特定期間	2016年 7月16日～2017年 1月16日	310,024,616	40,955,498
第5特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	432,136,575	265,129,105
第6特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	659,098,774	89,622,410
第7特定期間	2018年 1月16日～2018年 7月17日	393,111,364	47,267,367
第8特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月15日	63,168,302	142,498,099
第9特定期間	2019年 1月16日～2019年 7月16日	79,130,268	332,368,453
第10特定期間	2019年 7月17日～2020年 1月15日	70,892,960	79,024,659
第11特定期間	2020年 1月16日～2020年 7月15日	38,312,390	159,396,138

第12特定期間	2020年 7月 16日～2021年 1月 15日	31,121,321	61,069,184

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績(毎月分配型(インドネシアルピアコース)) 2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 8,709円
純資産総額……2.60億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	3,950円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドネシアルピアクラス	95.0%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	4.9%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドネシアルピアクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

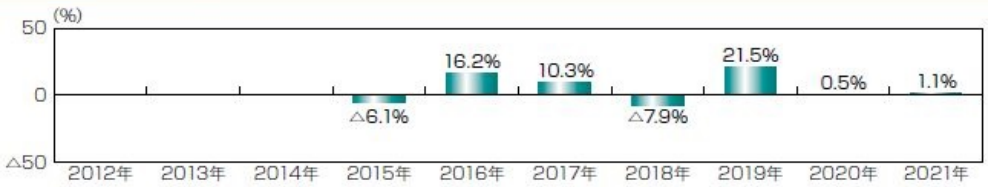
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	インドネシアルピア	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2015年は、設定時から2015年末までの騰落率です。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

運用実績(毎月分配型(インドルピーコース))　2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額…… 7,654円

純資産総額……9.87億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	直近1年間累計	設定来累計
50円	50円	50円	50円	50円	600円	3,950円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドルピークラス	98.0%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.9%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII インドルピークラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

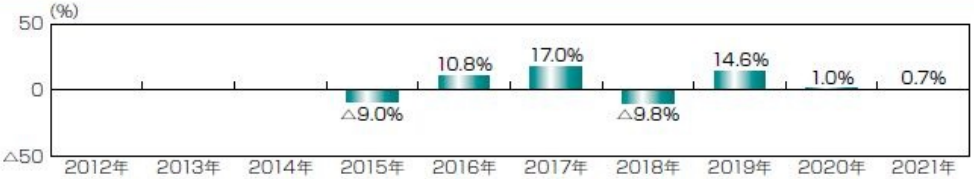
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	インドルピー	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2015年は、設定時から2015年末までの騰落率です。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。
※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

(11) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

３【資産管理等の概要】

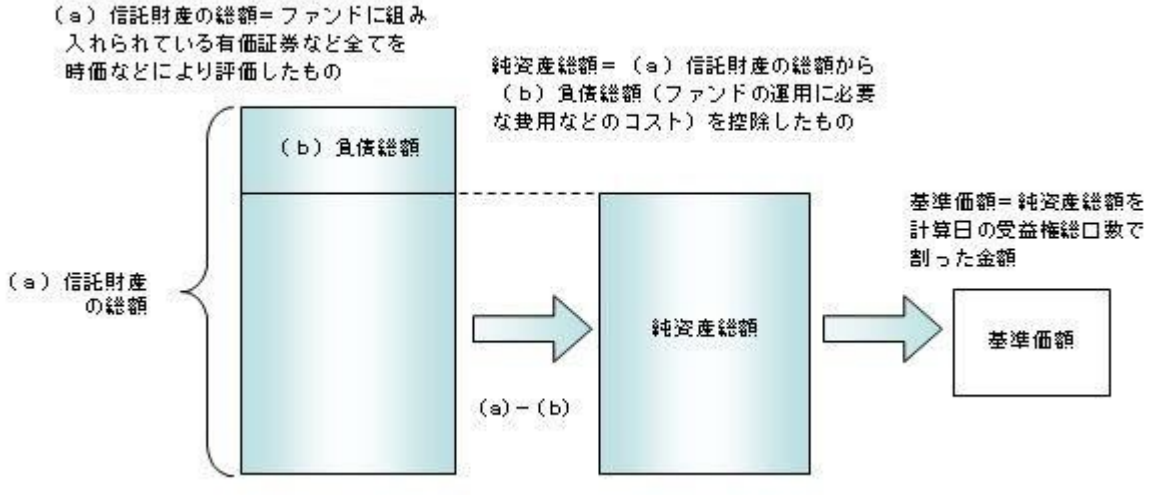
（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2024 年 1 月 15 日までとします（2015 年 4 月 16 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

毎月 16 日から翌月 15 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（5）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により各ファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決

議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

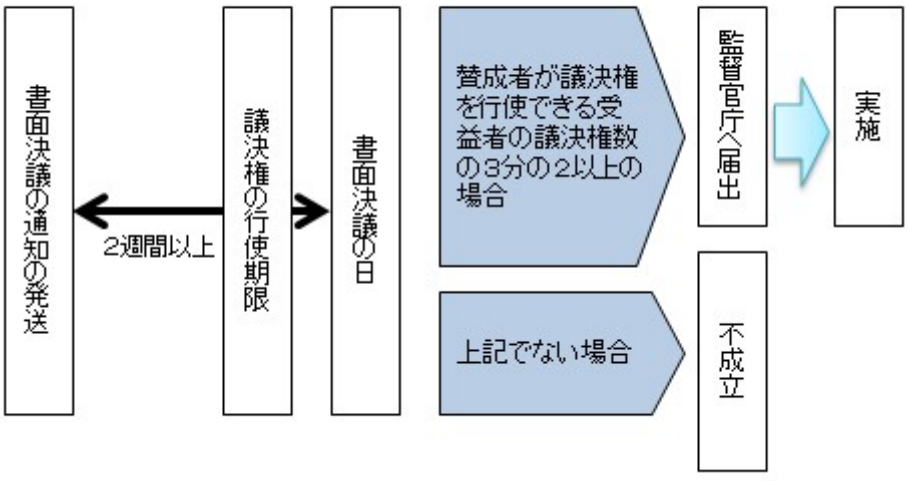
3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（１月、７月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　www.nikkoam.com/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）＞
＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）＞

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2020 年 7 月 16 日から 2021 年 1 月 15 日までの特定期間の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）の2020年7月16日から2021年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）の2021年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の

前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,565,493	16,398,921
投資信託受益証券	244,461,796	246,254,877
親投資信託受益証券	260,690	259,481
未収入金	－	851
流動資産合計	261,287,979	262,914,130
資産合計	261,287,979	262,914,130
負債の部		
流動負債		
未払金	－	1,643,937
未払収益分配金	1,567,254	1,504,164
未払解約金	10	847
未払受託者報酬	7,140	7,307
未払委託者報酬	374,264	382,892
未払利息	4	3
その他未払費用	125,660	250,682
流動負債合計	2,074,332	3,789,832
負債合計	2,074,332	3,789,832
純資産の部		
元本等		
元本	313,450,893	300,832,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△54,237,246	△41,708,579
（分配準備積立金）	16,781,888	13,963,339
元本等合計	259,213,647	259,124,298
純資産合計	259,213,647	259,124,298
負債純資産合計	261,287,979	262,914,130

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	10,015,170	9,662,510
有価証券売買等損益	△38,503,761	12,829,366
営業収益合計	△28,488,591	22,491,876
営業費用		
支払利息	1,909	1,579
受託者報酬	43,011	43,108
委託者報酬	2,254,259	2,259,065
その他費用	130,401	130,690
営業費用合計	2,429,580	2,434,442
営業利益又は営業損失（△）	△30,918,171	20,057,434
経常利益又は経常損失（△）	△30,918,171	20,057,434
当期純利益又は当期純損失（△）	△30,918,171	20,057,434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,618,858	134,446
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△15,527,812	△54,237,246
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,595,556	5,490,096
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,595,556	5,490,096
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,549,304	3,658,224
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,549,304	3,658,224
分配金	9,456,373	9,226,193
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△54,237,246	△41,708,579

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	315,882,838円	313,450,893円
	期中追加設定元本額	52,392,471円	21,637,588円
	期中一部解約元本額	54,824,416円	34,255,604円
２．	受益権の総数	313,450,893口	300,832,877口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	54,237,246円	41,708,579円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	933,195円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	935,171円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日 至 2020年 2月 17日		自 2020年 7月 16日 至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,517,866円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,382,248円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	2,657,587円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	24,528,033円	C 信託約款に定める収益調整金	24,736,445円
D 信託約款に定める分配準備積立金	17,742,845円	D 信託約款に定める分配準備積立金	16,176,759円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	46,446,331円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	42,295,452円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,424円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,395円
G 分配金額	1,630,394円	G 分配金額	1,515,862円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円
自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日		自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,231,279円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,233,429円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	24,013,399円	C 信託約款に定める収益調整金	25,443,714円
D 信託約款に定める分配準備積立金	18,815,016円	D 信託約款に定める分配準備積立金	16,034,586円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	44,059,694円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	42,711,729円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,413円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,385円
G 分配金額	1,558,086円	G 分配金額	1,541,833円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円
自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 15日		自 2020年 9月 16日 至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,327,008円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,328,708円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	24,460,478円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	18,236,308円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	44,023,794円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,406円	
G	分配金額	1,565,242円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,624,545円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	24,614,470円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	17,765,011円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	44,004,026円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,408円	
G	分配金額	1,562,302円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,623,961円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	25,520,662円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	17,214,211円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	44,358,834円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,409円	
G	分配金額	1,573,095円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,239,881円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	25,517,667円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	17,109,261円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	43,866,809円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,399円	
G	分配金額	1,567,254円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	26,780,099円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	15,689,481円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	43,798,288円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,376円	
G	分配金額	1,590,486円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年10月16日 至　2020年11月16日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,572,487円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	26,130,609円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	14,979,975円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	42,683,071円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,377円	
G	分配金額	1,549,137円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年11月17日 至　2020年12月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,440,464円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	25,791,537円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	14,693,967円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	41,925,968円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,374円	
G	分配金額	1,524,711円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	1,161,986円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	25,551,261円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	14,305,517円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	41,018,764円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,363円	
G	分配金額	1,504,164円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△2,473,599
親投資信託受益証券	1
合計	△2,473,598

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,132,252
親投資信託受益証券	25
合計	△1,132,227

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.8270円	1口当たり純資産額	0.8614円
(1万口当たり純資産額)	(8,270円)	(1万口当たり純資産額)	(8,614円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス	28,611	246,254,877	
投資信託受益証券 合計		28,611	246,254,877	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	255,420	259,481	
親投資信託受益証券 合計		255,420	259,481	
合計		284,031	246,514,358	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）の2020年７月16日から2021年１月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）の2021年１月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,697,163	36,703,659
投資信託受益証券	956,255,700	972,385,064
親投資信託受益証券	973,009	991,389
未収入金	－	3,244
流動資産合計	991,925,872	1,010,083,356
資産合計	991,925,872	1,010,083,356
負債の部		
流動負債		
未払金	－	7,190,192
未払収益分配金	6,690,921	6,541,182
未払解約金	1,822,386	1,729,290
未払受託者報酬	26,922	27,964
未払委託者報酬	1,409,461	1,463,890
未払利息	10	7
その他未払費用	494,982	975,767
流動負債合計	10,444,682	17,928,292
負債合計	10,444,682	17,928,292
純資産の部		
元本等		
元本	1,338,184,372	1,308,236,509
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△356,703,182	△316,081,445
（分配準備積立金）	43,780,827	40,064,921
元本等合計	981,481,190	992,155,064
純資産合計	981,481,190	992,155,064
負債純資産合計	991,925,872	1,010,083,356

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2020年 1月 16日 至　2020年 7月 15日	当期 自　2020年 7月 16日 至　2021年 1月 15日
営業収益		
受取配当金	46,193,730	43,989,110
有価証券売買等損益	△144,534,076	38,394,389
営業収益合計	△98,340,346	82,383,499
営業費用		
支払利息	3,167	2,594
受託者報酬	169,591	165,872
委託者報酬	8,878,238	8,683,854
その他費用	513,964	502,711
営業費用合計	9,564,960	9,355,031
営業利益又は営業損失（△）	△107,905,306	73,028,468
経常利益又は経常損失（△）	△107,905,306	73,028,468
当期純利益又は当期純損失（△）	△107,905,306	73,028,468
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,756,817	260,189
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△241,563,498	△356,703,182
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,118,180	15,231,471
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,118,180	15,231,471
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,603,842	7,710,684
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,603,842	7,710,684
分配金	41,505,533	39,667,329
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△356,703,182	△316,081,445

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
１．	期首元本額	1,459,268,120円	1,338,184,372円
	期中追加設定元本額	38,312,390円	31,121,321円
	期中一部解約元本額	159,396,138円	61,069,184円
２．	受益権の総数	1,338,184,372口	1,308,236,509口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	356,703,182円	316,081,445円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 1月 16日 至 2020年 7月 15日		当期 自 2020年 7月 16日 至 2021年 1月 15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	3,675,616円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	3,595,138円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
自 2020年 1月 16日 至 2020年 2月 17日		自 2020年 7月 16日 至 2020年 8月 17日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	6,484,306円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	7,072,192円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	123,036,710円	C 信託約款に定める収益調整金	114,096,475円
D 信託約款に定める分配準備積立金	49,494,759円	D 信託約款に定める分配準備積立金	43,399,574円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	179,015,775円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	164,568,241円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,236円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,237円
G 分配金額	7,240,385円	G 分配金額	6,649,574円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円
自 2020年 2月 18日 至 2020年 3月 16日		自 2020年 8月 18日 至 2020年 9月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	6,300,032円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	6,713,516円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	121,201,146円	C 信託約款に定める収益調整金	114,758,044円
D 信託約款に定める分配準備積立金	47,707,863円	D 信託約款に定める分配準備積立金	43,756,416円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	175,209,041円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	165,227,976円
F 分配対象収益(1万口当たり)	1,230円	F 分配対象収益(1万口当たり)	1,237円
G 分配金額	7,119,562円	G 分配金額	6,674,659円
H 分配金額(1万口当たり)	50円	H 分配金額(1万口当たり)	50円
自 2020年 3月 17日 至 2020年 4月 15日		自 2020年 9月 16日 至 2020年 10月 15日	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	6,239,739円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	5,765,135円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	117,665,312円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	45,337,377円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	169,242,428円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,225円	
G	分配金額	6,904,103円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年 4月16日 至　2020年 5月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	7,125,548円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	115,274,051円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	43,553,333円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	165,952,932円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,228円	
G	分配金額	6,754,777円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年 5月16日 至　2020年 6月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	7,316,770円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	116,358,501円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	43,806,198円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	167,481,469円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,232円	
G	分配金額	6,795,785円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年 6月16日 至　2020年 7月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,959,870円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	114,694,529円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	43,511,878円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	165,166,277円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,234円	
G	分配金額	6,690,921円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	113,634,107円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	43,211,404円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	162,610,646円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,231円	
G	分配金額	6,602,738円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年10月16日 至　2020年11月16日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,771,474円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	114,177,498円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	42,343,369円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	162,292,341円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,224円	
G	分配金額	6,624,448円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年11月17日 至　2020年12月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,868,345円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	113,509,472円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	40,990,104円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	161,367,921円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,227円	
G	分配金額	6,574,728円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	
	自　2020年12月16日 至　2021年 1月15日		
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,714,963円	
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	
C	信託約款に定める収益調整金	113,112,256円	
D	信託約款に定める分配準備積立金	40,891,140円	
E	分配対象収益（A+B+C+D）	159,718,359円	
F	分配対象収益(1万口当たり)	1,220円	
G	分配金額	6,541,182円	
H	分配金額(1万口当たり)	50円	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020年 1月16日 至 2020年 7月15日	当期 自 2020年 7月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	前期 2020年 7月 15日現在	当期 2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（2020年 7月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,431,492
親投資信託受益証券	0
合計	17,431,492

当期（2021年 1月 15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	138,877
親投資信託受益証券	97
合計	138,974

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 2020年 7月 15日現在		当期 2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	0.7334円	1口当たり純資産額	0.7584円
(1万口当たり純資産額)	(7,334円)	(1万口当たり純資産額)	(7,584円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス	131,992	972,385,064	
投資信託受益証券 合計		131,992	972,385,064	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	975,873	991,389	
親投資信託受益証券 合計		975,873	991,389	
合計		1,107,865	973,376,453	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 1月29日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	260,852,083円
Ⅱ　負債総額	184,992円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	260,667,091円
Ⅳ　発行済口数	299,306,050口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8709円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース)】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	987,821,911円
Ⅱ　負債総額	705,628円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	987,116,283円
Ⅳ　発行済口数	1,289,650,692口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7654円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2021年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2021年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び 5 名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2021年1月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、2021年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			847	245,901
	株式投資信託		786	210,573
		単位型	278	11,140
		追加型	508	199,432
	公社債投資信託		61	35,327
		単位型	48	1,921
		追加型	13	33,406

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 62 期中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月８日

日興アセットマネジメント株式会社
　取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹 内 知 明

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020 年 12 月 4 日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2020 年４月１日から 2021 年３月 31 日までの第 62 期事業年度の中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2020 年９月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウエア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		354		554
未払金		6,112		5,881
未払収益分配金		7		8
未払償還金		71		71
未払手数料	※3	5,299		5,202
その他未払金		734		599
未払費用	※3	3,897	※3	4,289
未払法人税等		2,382		1,439
未払消費税等	※4	621	※4	746
賞与引当金		2,680		2,718
役員賞与引当金		210		55
その他	※3	172		42
流動負債合計		16,431		15,726
固定負債				
退職給付引当金		1,405		1,395
その他		629		695
固定負債合計		2,035		2,091
負債合計		18,466		17,818
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		47,142		55,395
利益剰余金合計		47,142		55,395
自己株式		△833		△905
株主資本合計		68,891		77,073
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		493		△60
繰延ヘッジ損益		185		389
評価・換算差額等合計		679		329
純資産合計		69,571		77,402
負債純資産合計		88,038		95,220

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

（単位：百万円）

		第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※１	1,865	※１	4,881
有価証券償還益		1		－
デリバティブ収益	※１	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※１	286		185
有価証券償還損		－		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		－		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		－
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

（3）【株主資本等変動計算書】

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第61期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

［注記事項］

（重要な会計方針）

項目	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
２　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３年～15年 器具備品　３年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
３　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
４　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年３月 30 日）
・　「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年３月 30 日）

（１）　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）　適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,281百万円 器具備品　655百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,311百万円 器具備品　707百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 現金・預金　1,347百万円 未収収益　127百万円 （流動負債） 未払手数料　350百万円 未払費用　767百万円 その他　162百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　151百万円 （流動負債） 未払費用　623百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務365百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,831百万円 デリバティブ収益　54百万円 支払利息　75百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,849百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	－	323,400	1,171,500	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	108,900	－	33,000	75,900	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	－	630,300	2,055,900	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	－	3,618,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	－	66,000	3,811,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	－	4,422,000	66,000	4,356,000	－
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	－

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	－	1,454,500

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	－	1,171,500	－	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	75,900	－	75,900	－	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	－	871,200	1,184,700	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	2,272,000	1,346,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	－	1,417,000	2,394,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	－	1,417,000	2,939,000	－
合計		15,088,300	－	7,224,600	7,863,700	－

（注）１　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月28日取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年３月31日	2019年６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

（リース取引関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	853百万円	１年内	912百万円
１年超	6,704百万円	１年超	6,148百万円
合計	7,558百万円	合計	7,060百万円

（金融商品関係）

第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	－
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	－
(3) 未収収益	618	618	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	－
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	－
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	－
デリバティブ取引計	(158)	(158)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち３百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち０百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	20,680	－	－	－
未収委託者報酬	16,867	－	－	－
未収収益	618	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自　2019 年４月１日　至　2020 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2020 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	－
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	－
(3) 未収収益	1,412	1,412	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,828	17,828	－
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	－
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	－
デリバティブ取引計	142	142	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	24,591	－	－	－
未収委託者報酬	16,912	－	－	－
未収収益	1,412	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

（有価証券関係）
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) １　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

（デリバティブ取引関係）
第60期(2019年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,407 －	－ －	3 －	3 －
合計		2,407	－	3	3

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
　　2　時価の算定方法
　　金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,792	－	△35	△35
合計		1,792	－	△35	△35

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
　通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル シンガポールドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	 2,251 63 975 518 2,149 81	 － － － － － －	 △42 △0 △18 △8 △58 0
合計			6,040	－	△127

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第61期(2020年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	1,913 －	－ －	△41 －	△41 －
合計		1,913	－	△41	△41

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,808	－	15	15
合計		1,808	－	15	15

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,427	－	20
	豪ドル		48	－	9
	シンガポールドル		944	－	58
	香港ドル		529	－	2
	人民元		2,017	－	76
	ユーロ		70	－	1
合計			7,038	－	167

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,010	(1)関連会社に対する投資の金額　3,002
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,668	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,485
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,704	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,631

（退職給付関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1％

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	－
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から2027年4月30日まで	2020年4月27日から2028年4月30日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	―	―
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注）３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注）１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

（税効果会計関係）

第60期 （2019年3月31日）		第61期 （2020年3月31日）	
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	（単位：百万円）		（単位：百万円）
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	820	賞与引当金	822
投資有価証券評価損	96	投資有価証券評価損	102
関係会社株式評価損	1,430	関係会社株式評価損	1,430
退職給付引当金	430	退職給付引当金	427
固定資産減価償却費	103	固定資産減価償却費	96
その他	761	その他	744
繰延税金資産小計	3,643	繰延税金資産小計	3,624
評価性引当金	△1,430	評価性引当金	△1,430
繰延税金資産合計	2,212	繰延税金資産合計	2,194
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	217	繰延ヘッジ利益	172
繰延ヘッジ利益	81	繰延税金負債合計	172
繰延税金負債合計	299	繰延税金資産の純額	2,022
繰延税金資産の純額	1,913		
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△4.4%	受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△9.6%
その他	0.6%	その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.6%

（関連当事者情報）

第60期(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	554 (SGD 6,800 千)(注2)	―	―
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	8 (SGD 104 千)	―	―
							資金の貸付(米国ドル貸建)(注3)	1,807 (USD 16,500 千)(注4)	関係会社短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付(円貨建)(注3)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	―	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	―	―
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米国ドル貸建)(注6)	5,364 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							資金の借入の返済(米国ドル貸建)(注6)	5,526 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							借入金利息(米国ドル貸建)(注6)	65 (USD 593 千)	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　取引金額 554 百万円（SGD6,800 千）の内訳は、貸付の返済 554 百万円（SGD6,800 千）であります。

3　融資枠 5,000 百万円（若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4　取引金額 1,807 百万円（USD16,500 千）の内訳は、貸付 1,807 百万円（USD16,500 千）であります。

5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及び Nikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
7 取引金額 5,364 百万円（USD50,000 千）及び 5,526 百万円（USD50,000 千）の内訳は、借入 5,364 百万円（USD50,000 千）及び借入の返済 5,526 百万円（USD50,000 千）であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	1,793(USD 16,500千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	86(USD 798千)	未収収益	13(USD 122千)
							資金の貸付(円貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	1,526(USD 14,000千)	―	―
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550(百万円)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	2,700	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　資枠5,000百万円（若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
１株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション（1）1,346,000株、2016年度ストックオプション（２）2,394,000株、2017年度ストックオプション（１）2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	69,571	77,402
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,647	195,558

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等
（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		23,938
有価証券		42
未収委託者報酬		14,700
未収収益		838
関係会社短期貸付金		2,323
その他	※２	2,990
流動資産合計		44,833
固定資産		
有形固定資産	※１	408
無形固定資産		154
投資その他の資産		
投資有価証券		21,271
関係会社株式		25,769
長期差入保証金		462
繰延税金資産		1,702
投資その他の資産合計		49,206
固定資産合計		49,769
資産合計		94,603

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,010
未払費用		3,510
未払法人税等		1,507
未払消費税等	※3	562
賞与引当金		1,606
役員賞与引当金		27
その他		1,069
流動負債合計		15,294
固定負債		
退職給付引当金		1,452
その他		315
固定負債合計		1,768
負債合計		17,062
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		55,970
利益剰余金合計		55,970
自己株式		△2,067
株主資本合計		76,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		645
繰延ヘッジ損益		408
評価・換算差額等合計		1,054
純資産合計		77,541
負債純資産合計		94,603

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		35,275
その他営業収益		1,507
営業収益合計		36,782
営業費用及び一般管理費	※１	32,215
営業利益		4,567
営業外収益	※２	789
営業外費用	※３	418
経常利益		4,938
特別利益	※４	43
特別損失	※５	91
税引前中間純利益		4,891
法人税等	※６	1,452
中間純利益		3,438

（３）中間株主資本等変動計算書

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073
当中間期変動額							
剰余金の配当				△2,862	△2,862		△2,862
中間純利益				3,438	3,438		3,438
自己株式の取得						△1,161	△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	575	575	△1,161	△586
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	55,970	55,970	△2,067	76,486

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△60	389	329	77,402
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,862
中間純利益				3,438
自己株式の取得				△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	706	18	724	724
当中間期変動額合計	706	18	724	138
当中間期末残高	645	408	1,054	77,541

注記事項
（重要な会計方針）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
※1　有形固定資産の減価償却累計額 2,060百万円
※2　信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※3　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※4　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務28百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）	
※1　減価償却実施額	
有形固定資産	43百万円
無形固定資産	20百万円
※2　営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	40百万円
受取配当金	719百万円
※3　営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	60百万円
デリバティブ費用	338百万円
※4　特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	43百万円
※5　特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	90百万円
※6　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,454,500	1,405,500	－	2,860,000

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2011年度ストックオプション（1）	普通株式	1,184,700	－	270,600	914,100	－
2016年度ストックオプション（1）	普通株式	1,346,000	－	319,000	1,027,000	－
2016年度ストックオプション（2）	普通株式	2,394,000	－	402,000	1,992,000	－
2017年度ストックオプション（1）	普通株式	2,939,000	－	－	2,939,000	－
合計		7,863,700	－	991,600	6,872,100	－

（注）１　当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)914,100株、2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、2016年度ストックオプション(2)1,198,000株及び2017年度ストックオプション(1)986,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(2)794,000株及び2017年度ストックオプション(1)1,953,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　911百万円 １年超　5,692百万円 合計　6,604百万円

（金融商品関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年９月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

2020 年９月 30 日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	23,938	23,938	－
(2) 未収委託者報酬	14,700	14,700	－
(3) 未収収益	838	838	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,323	2,323	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	21,297	21,297	－
(6) 未払金	(7,010)	(7,010)	－
(7) 未払費用	(3,510)	(3,510)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(15)	(15)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	14	14	－
デリバティブ取引計	(1)	(1)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１ 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 21 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、36 百万円は、流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち 65 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、51 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

２ 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

３ 子会社株式（中間貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年 9 月 30 日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

（注）子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,871	8,550	1,320
	小計	9,871	8,550	1,320
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	11,425	11,815	△389
	小計	11,425	11,815	△389
合計		21,297	20,366	930

（注）1　減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2　非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第62期中間会計期間(2020年9月30日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,250	－	△36	△36
合計		2,250	－	△36	△36

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,766	－	21	21
合計		1,766	－	21	21

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	4,775	－	53
	豪ドル		3	－	△0
	シンガポールドル		509	－	△1
	ユーロ		47	－	△0
	香港ドル		1,068	－	12
	人民元		2,404	－	△48
合計			8,808	－	14

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （1）関連会社に対する投資の金額　3,003百万円 （2）持分法を適用した場合の投資の金額　10,460百万円 （3）持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,335百万円

（ストックオプション等関係）

第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)
[セグメント情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
１ 製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２ 地域ごとの情報
（１）営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
１株当たり純資産額	399円38銭
１株当たり中間純利益金額	17円64銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
中間純利益（百万円）	3,438
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,438
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,864
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年度ストックオプション(1)914,100株、 2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、 2016年度ストックオプション(2)1,992,000株、 2017年度ストックオプション(1)2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （2020年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	77,541
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	77,541
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,153

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期は収益分配を行ないません。第２計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　　第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第35条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第21条において同じ。）、第21条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤　前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条　委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピア

クラス 円建受益証券の運用の指図に関する権限

商　　号：ピムコ ジャパン リミテッド

所 在 地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第１項により委託を受けた者に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④ 第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤ 委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）
第24条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第25条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入れ）
第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。
（損益の帰属）
第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替え）
第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第29条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2015年４月16日から2015年５月15日までとし、最

終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第１号から第７号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第３条に規定する計算期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

⑥　委託者は、第３項に定める方法または第４項に定める方法のいずれを用いるかについて、第３条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

（信託報酬等の額）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、第１計算期を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開

設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第36条　委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第５項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦　委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日および

その前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条　この信託は、委託者が第38条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第47条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第49条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第35条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2015年４月16日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

⑴運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

㈠約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託
ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドネシアルピアクラス 円建受益証券

㈡約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託　マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

⑵別に定める各信託

約款第11条第10項および第38条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、新興国の債券を主要投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

投資信託証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。

別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価等を勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(5)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第20条の範囲で行ないます。

(6)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第１計算期は収益分配を行ないません。第２計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　　第20条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新

たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第35条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第35条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第35条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第35条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大

きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条、第24条、第25条および第27条について同じ。）は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

②　前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第21条において同じ。）、第21条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

②　前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤　前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条　委託者は、運用の指図に関する権限について、次に定める内容を次の者に委託します。

委託の内容：ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス

円建受益証券の運用の指図に関する権限

商　　号：ピムコ ジャパン リミテッド

所 在 地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第32条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第１項により委託を受けた者に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④ 第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤ 委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの時価総額に当該投資信託証券またはマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）
第24条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第25条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（資金の借入れ）
第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。
（損益の帰属）
第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替え）
第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第29条　この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2015年４月16日から2015年５月15日までとし、最

終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務等の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第１号から第７号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第３条に規定する計算期間の全部または一部において計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

⑥　委託者は、第３項に定める方法または第４項に定める方法のいずれを用いるかについて、第３条に規定する信託期間を通じて随時、見直すことができます。

（信託報酬等の額）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第１計算期には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、第１計算期を除く毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第１計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開

設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第36条　委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金については第35条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第35条第５項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦　委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日および

その前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第46条　この信託は、委託者が第38条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第47条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第49条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

（運用報告書の交付省略）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第35条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2015年４月16日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

⑴運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」

(ｲ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。

バミューダ籍外国投資信託
ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ インドルピークラス 円建受益証券

(ﾛ)約款第15条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。

証券投資信託　マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

⑵別に定める各信託

約款第11条第10項および第38条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース） 受益証券
追加型証券投資信託
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース） 受益証券

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（請求目論見書）

2021.4.16

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド

資産成長型（米ドルコース）

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2021 年 4 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 4 月 16 日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	：	2021 年 4 月 15 日
発行者名	：	日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　佐谷戸　淳一
本店の所在の場所	：	東京都港区赤坂九丁目７番１号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

設定・運用は
日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

頁

第一部【証券情報】…… 1
第二部【ファンド情報】…… 3
　第１【ファンドの状況】…… 3
　第２【管理及び運営】…… 41
　第３【ファンドの経理状況】…… 47
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 100
第三部【委託会社等の情報】…… 101

約款…… 161

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
・以下「ファンド」といいます。また、「米ドルコース」または「資産成長型（米ドルコース）」ということがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2021年4月16日から2021年10月15日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回 （隔月）	欧州	ファミリーファンド	あり （　　）
	年 12 回 （毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		
	その他 （　　）	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券（債券　公債））		中近東 （中東）		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券　公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年１回

目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③　ファンドの特色

特長 1

米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、日興アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特長 2

毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコース）と、資産成長型（米ドルコース）の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月分配型は毎月（原則15日）、資産成長型は年1回（原則1月15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

特長 3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。
円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。
ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、メキシコペソコース、インドネシアルピアコース、インドルピーコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円を買う取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

●当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行ないます。
●当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



(2021年1月末現在)

主要国の国債利回り(%)



(2021年1月末現在)

※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

債券の信用格付と利回り

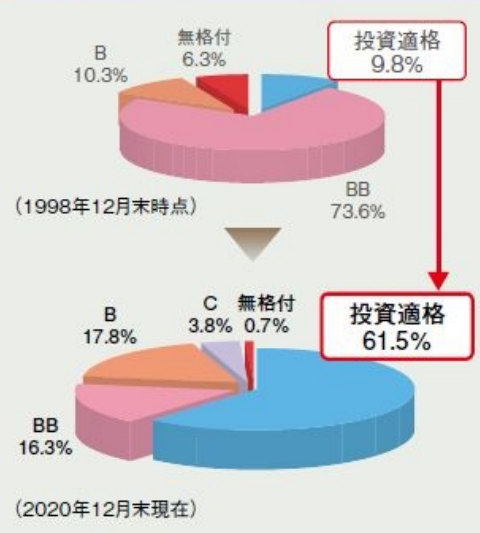


主要国の格付

(2021年1月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BB+
	カタール	AA-
	中国	A+
	サウジアラビア	A-
	フィリピン	BBB+
	メキシコ	BBB+
	インドネシア	BBB
	パナマ	BBB
	コロンビア	BBB
	ロシア	BBB
	トルコ	BB-
	ブラジル	BB-

※各国の格付はスタンダード&プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。
※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

新興国ソブリン債市場の格付別内訳

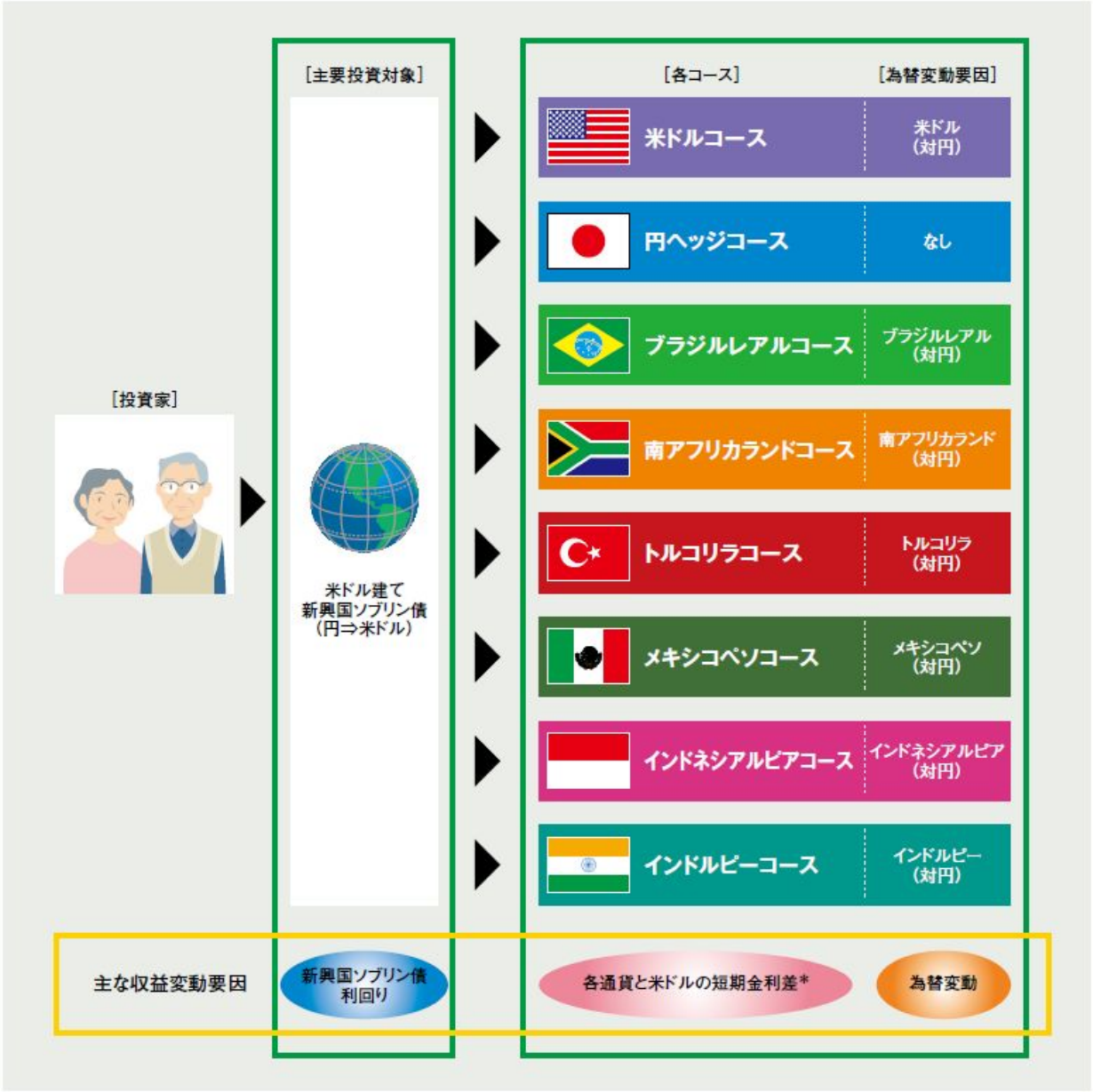


※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
※JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
※信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

●「ブラジルレアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「メキシコペソコース」「インドネシアルピアコース」「インドルピーコース」では、米ドル売り[注]／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



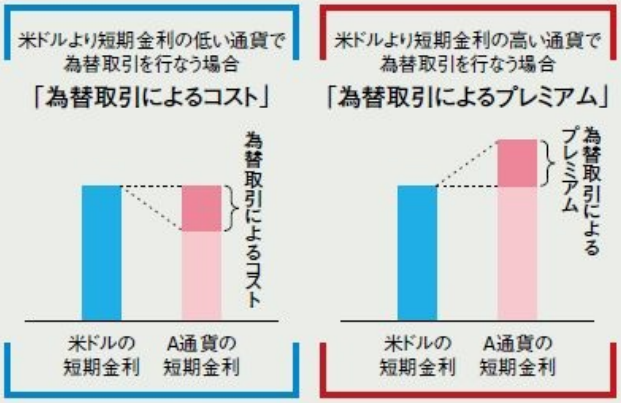
※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

●当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待されます。
一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

（米ドル資産に対する）為替取引によるコスト／プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。
ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

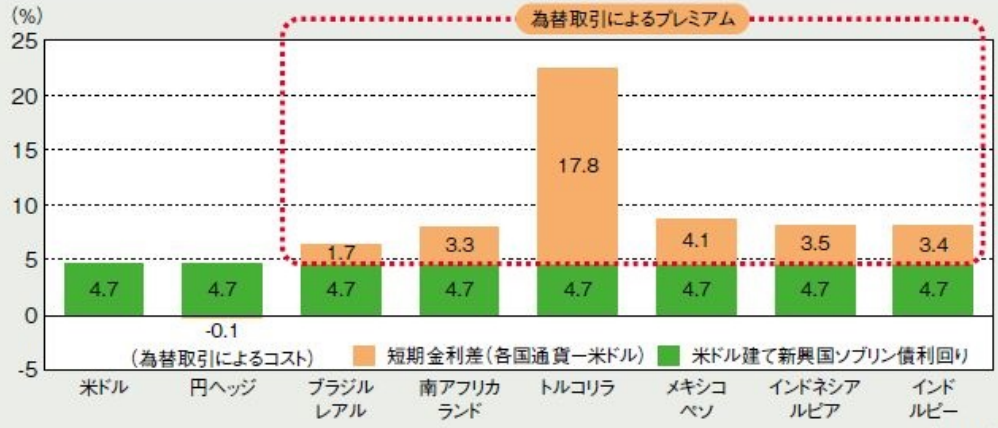


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

●債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）／プレミアム（金利差相当分の収益）を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



（2021年1月末現在）

※為替取引によるプレミアム（コスト）の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。
※米ドル建て新興国ソブリン債利回り：JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの最終利回り
※各国短期金利：米ドル、円ヘッジは1ヵ月Libor、ブラジルレアル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ、インドルピーは銀行間金利、インドネシアルピアはJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケッツ・インデックス・プラスの平均利回り
※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
※上記は切り捨てにて端数処理しています。

*為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

●各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

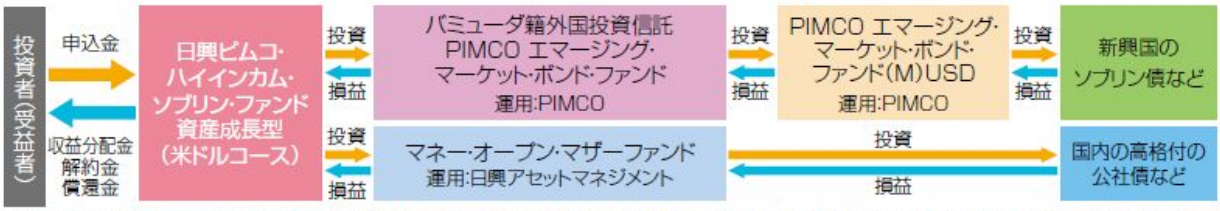
基準価額の上昇要因		各コース	基準価額の下落要因	
米ドル建て新興国債券の利回り低下（価格上昇）	円安／米ドル高	資産成長型（米ドルコース） 毎月分配型（米ドルコース）	円高／米ドル安	米ドル建て新興国債券の利回り上昇（価格下落）
	（円安／米ドル高でもプラスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＜ 円短期金利	毎月分配型（円ヘッジコース）	（円高／米ドル安でもマイナスの影響はありません） 米ドル短期金利 ＞ 円短期金利	
新興国の信用格付の引き上げ	円安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 ＜ ブラジルレアル短期金利	毎月分配型（ブラジルレアルコース）	円高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 ＞ ブラジルレアル短期金利	新興国の信用格付の引き下げ
	円安／南アフリカランド高 米ドル短期金利 ＜ 南アフリカランド短期金利	毎月分配型（南アフリカランドコース）	円高／南アフリカランド安 米ドル短期金利 ＞ 南アフリカランド短期金利	
	円安／トルコリラ高 米ドル短期金利 ＜ トルコリラ短期金利	毎月分配型（トルコリラコース）	円高／トルコリラ安 米ドル短期金利 ＞ トルコリラ短期金利	
	円安／メキシコペソ高 米ドル短期金利 ＜ メキシコペソ短期金利	毎月分配型（メキシコペソコース）	円高／メキシコペソ安 米ドル短期金利 ＞ メキシコペソ短期金利	
	円安／インドネシアルピア高 米ドル短期金利 ＜ インドネシアルピア短期金利	毎月分配型（インドネシアルピアコース）	円高／インドネシアルピア安 米ドル短期金利 ＞ インドネシアルピア短期金利	
	円安／インドルピー高 米ドル短期金利 ＜ インドルピー短期金利	毎月分配型（インドルピーコース）	円高／インドルピー安 米ドル短期金利 ＞ インドルピー短期金利	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。





※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限
<毎月分配型（米ドルコース）、毎月分配型（円ヘッジコース）、毎月分配型（ブラジルレアルコース）、毎月分配型（南アフリカランドコース）、毎月分配型（トルコリラコース）、資産成長型（米ドルコース）>
・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への直接投資は行ないません。
<毎月分配型（メキシコペソコース）、毎月分配型（インドネシアルピアコース）、毎月分配型（インドルピーコース）>
・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

■分配方針
<毎月分配型（米ドルコース）、毎月分配型（円ヘッジコース）、毎月分配型（ブラジルレアルコース）、毎月分配型（南アフリカランドコース）、毎月分配型（トルコリラコース）>
・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。
<毎月分配型（メキシコペソコース）、毎月分配型（インドネシアルピアコース）、毎月分配型（インドルピーコース）、資産成長型（米ドルコース）>
・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

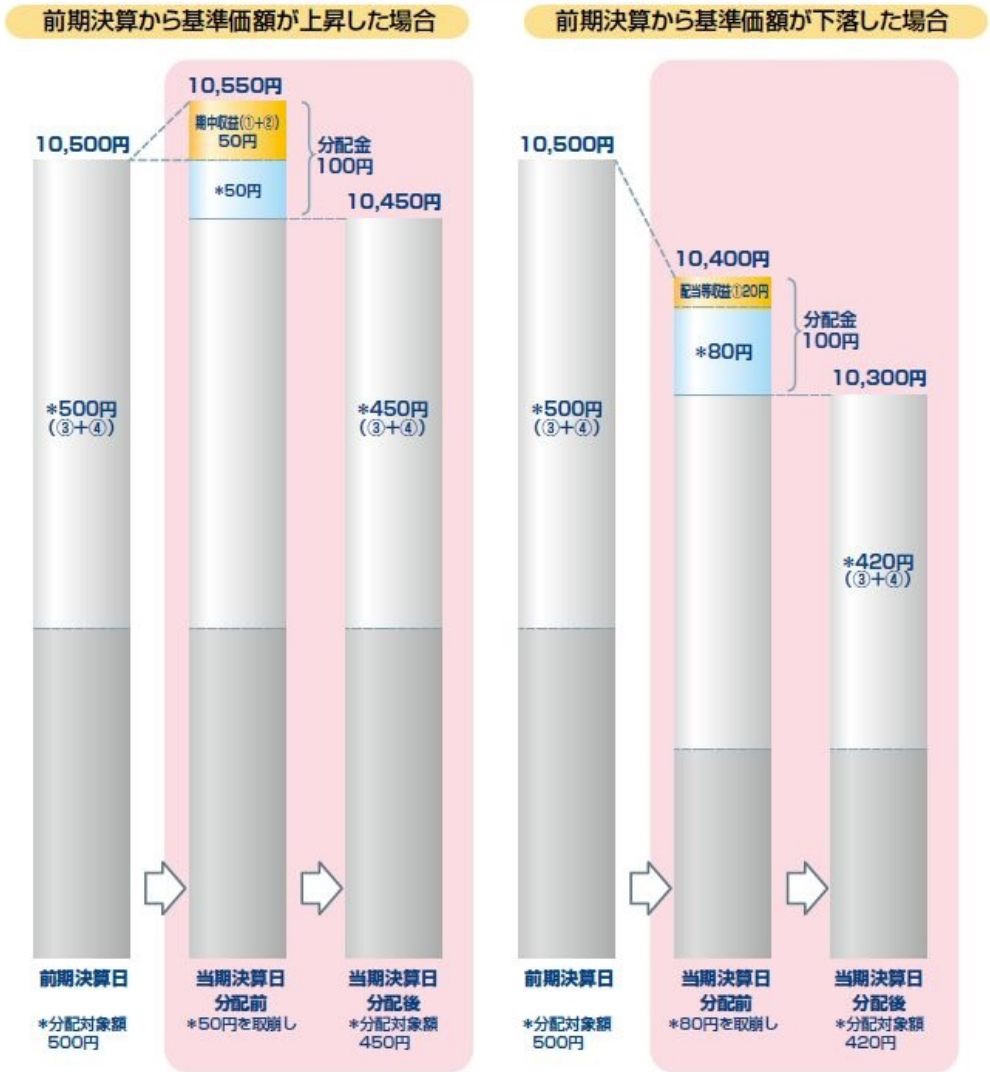
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

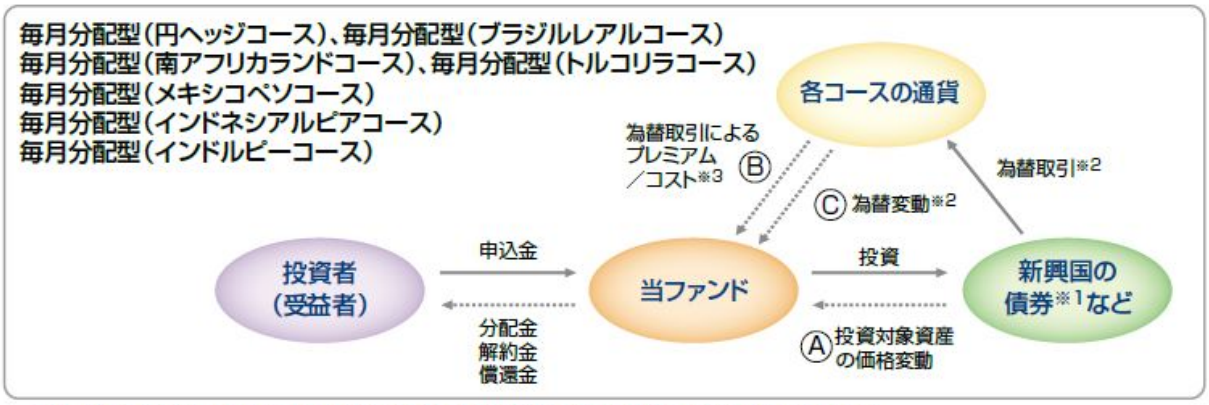
通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

●通貨選択型の投資信託は、投資対象資産（株式や債券など）の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行ないます。
※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。
※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		Ⓐ 債券の値上がり／値下がり		Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト		Ⓒ 為替差益／差損
米ドルコース*	収益を得られるケース	債券価格の上昇		為替ヘッジを行なわないのでありません。		為替差益の発生 原資産通貨に対して 円安
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落				為替差損の発生 原資産通貨に対して 円高

＊毎月分配型（米ドルコース）および資産成長型（米ドルコース）

収益の源泉		Ⓐ 債券の値上がり／値下がり		Ⓑ 為替ヘッジプレミアム／コスト		Ⓒ 為替差益／差損
毎月分配型（円ヘッジコース）	収益を得られるケース	債券価格の上昇		ヘッジプレミアムの発生 円の金利 － 原資産通貨の金利 がプラス		原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
	損失やコストが発生するケース	債券価格の下落		ヘッジコストの発生 円の金利 － 原資産通貨の金利 がマイナス		

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

＊為替取引には、為替ヘッジ（原資産通貨を売り、円を買う取引）が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行なわず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」のことを「毎月分配型（米ドルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」のことを「毎月分配型（円ヘッジコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）」のことを「毎月分配型（ブラジルレアルコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）」のことを「毎月分配型（南アフリカランドコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」のことを「毎月分配型（トルコリラコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）」のことを「毎月分配型（メキシコペソコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）」のことを「毎月分配型（インドネシアルピアコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」のことを「毎月分配型（インドルピーコース）」、
「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）」のことを「資産成長型（米ドルコース）」、
と言うことがあります。

④　信託金限度額

・5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2008 年 11 月 12 日

・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2009 年 6 月 16 日

・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

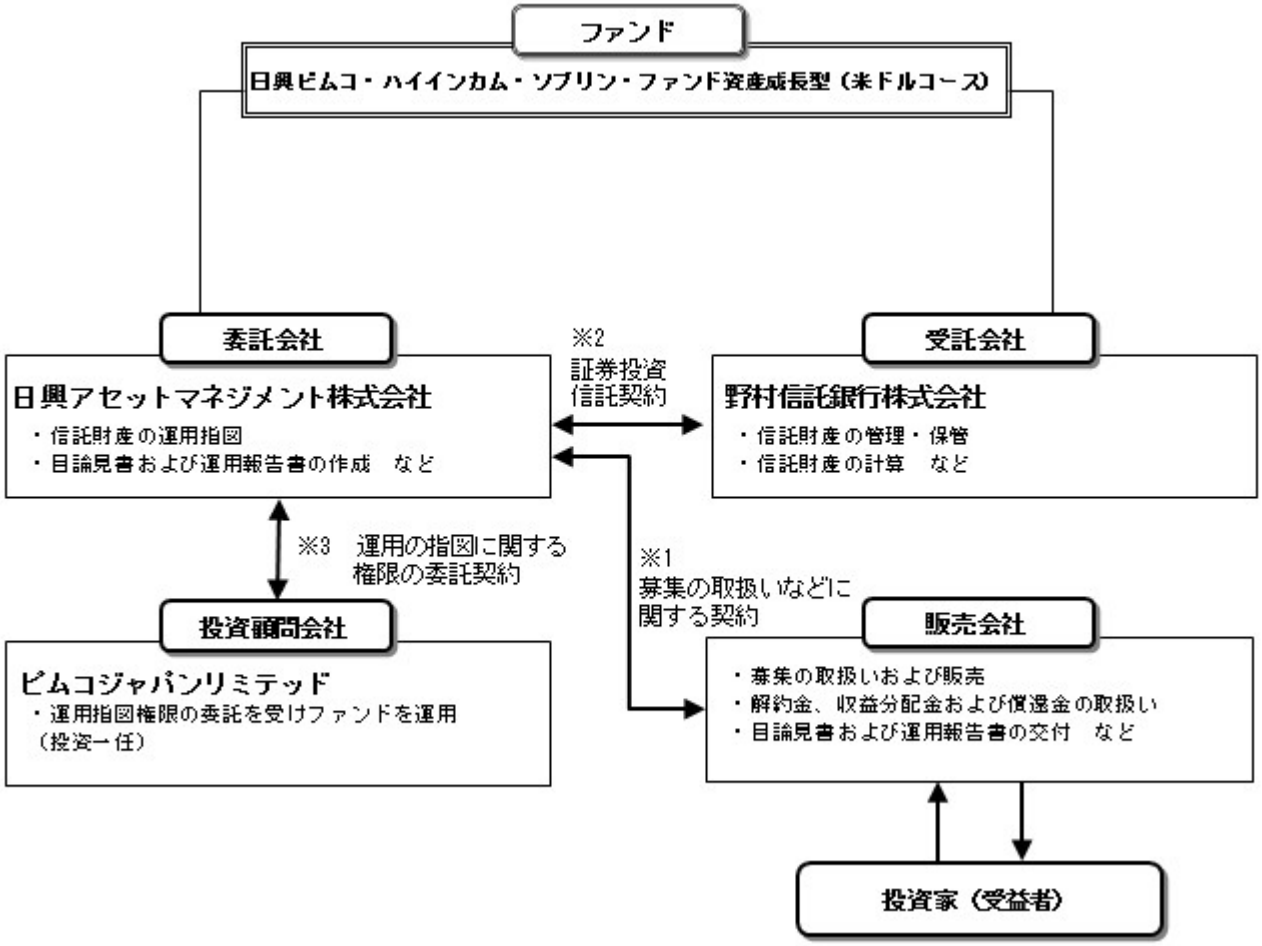
旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（ヘッジなし）

2014 年 4 月 16 日

・信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

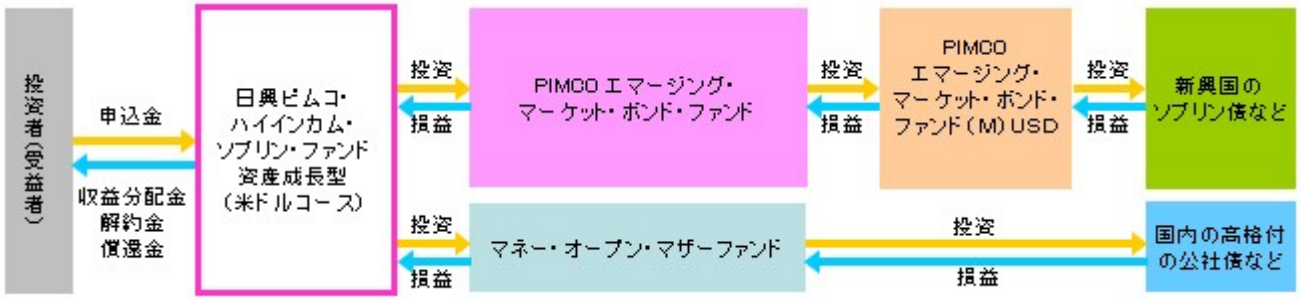


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2021 年 1 月末現在）

1）資本金

17,363 百万円

2）沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	194,152,500 株	98.54%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。
　バミューダ籍円建外国投資信託
　「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
　証券投資信託
　「マネー・オープン・マザーファンド」
・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。
・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
　バミューダ籍円建外国投資信託
　「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
　証券投資信託
　「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
　1）有価証券
　2）金銭債権
　3）約束手形
　4）為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
　1）バミューダ籍円建外国投資信託 「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

2）証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」
3）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1）預金
2）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3）コール・ローン
4）手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。
1）資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とします。
	投資方針	・「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券を主要投資対象とし、ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「ＰＩMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）ＵＳＤ」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
	主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

（ご参考）
＜ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（Ｍ）ＵＳＤ＞

運用の基本方針		
	基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびＣＰ 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
	投資方針	・ＪＰモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
	主な投資制限	・Ｂ格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常の環境では、ベンチマークの平均デュレーション±２年以内とします。 ・ファンドは、１発行体に資産の 10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・原則として、ファンドの純資産総額の 95%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15%までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10%を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
	収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用		
	信託報酬など	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他		
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年５月末日

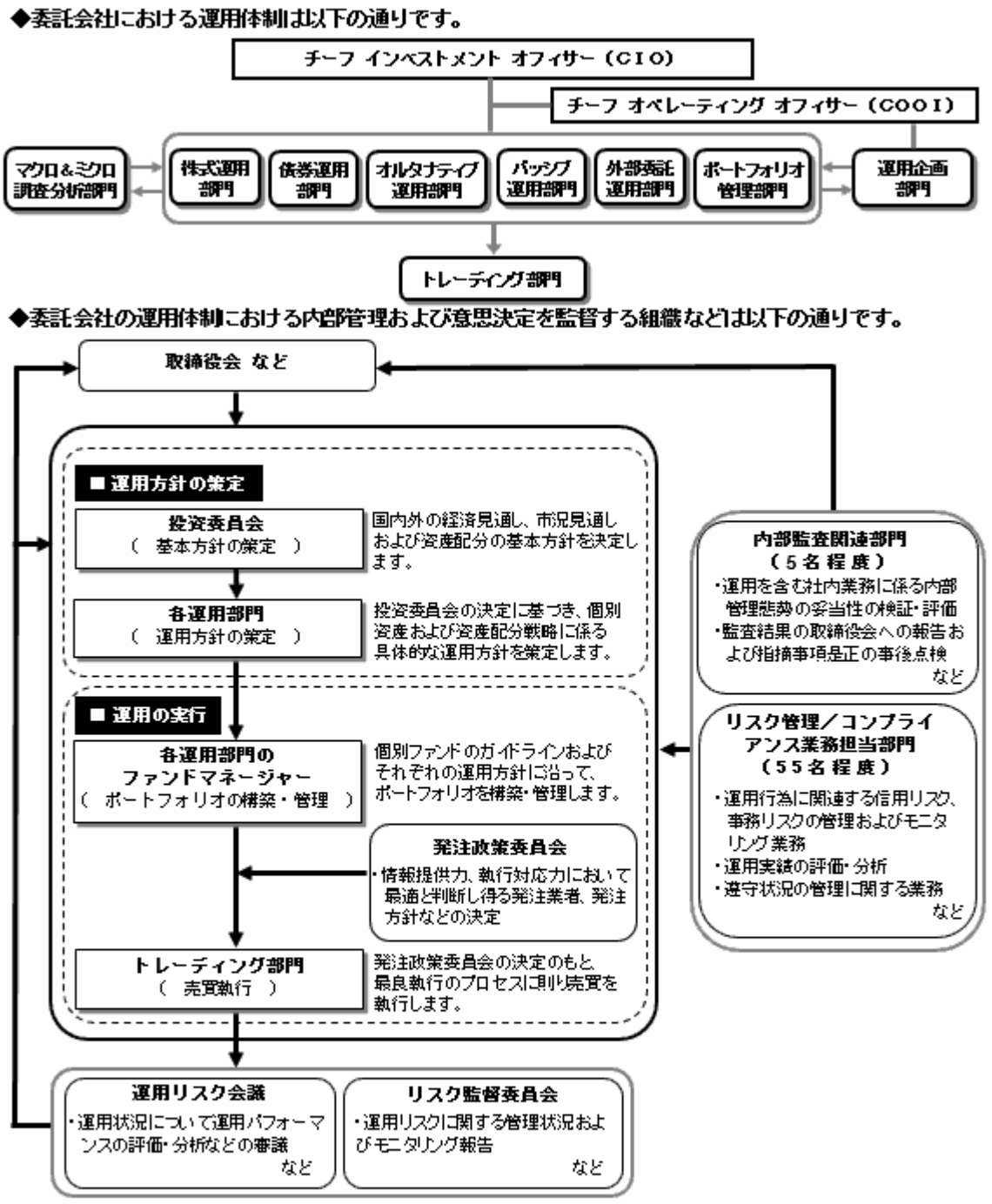
※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

＜マネー・オープン・マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
	主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
	投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限（2003 年３月 28 日設定）
	決算日	毎年１月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

（3）【運用体制】

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制＞



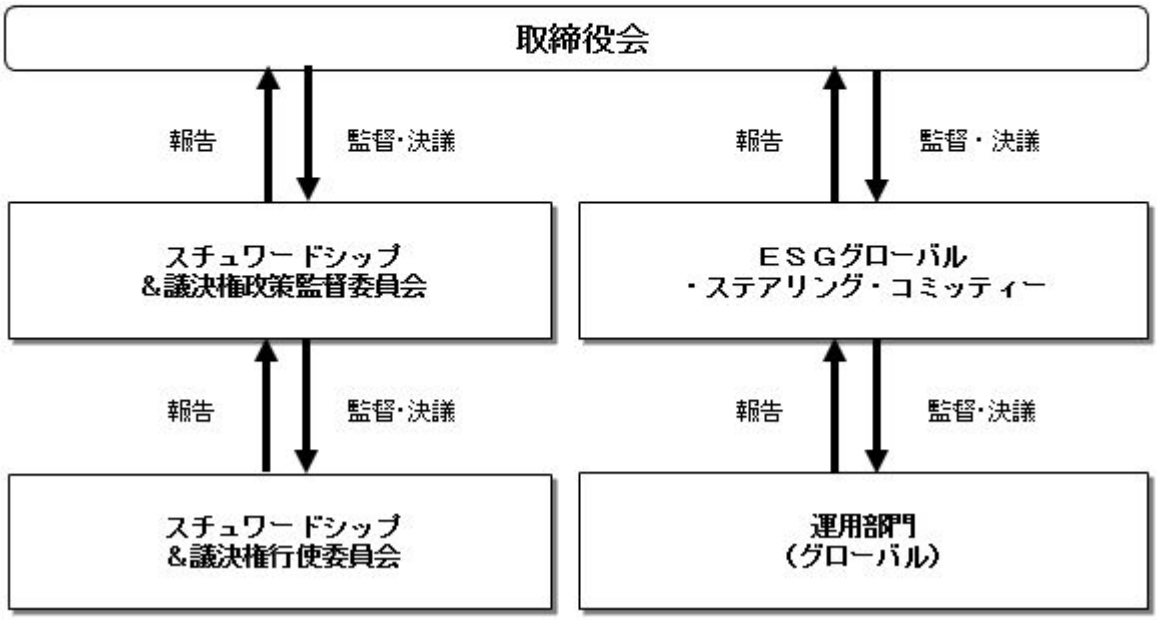
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

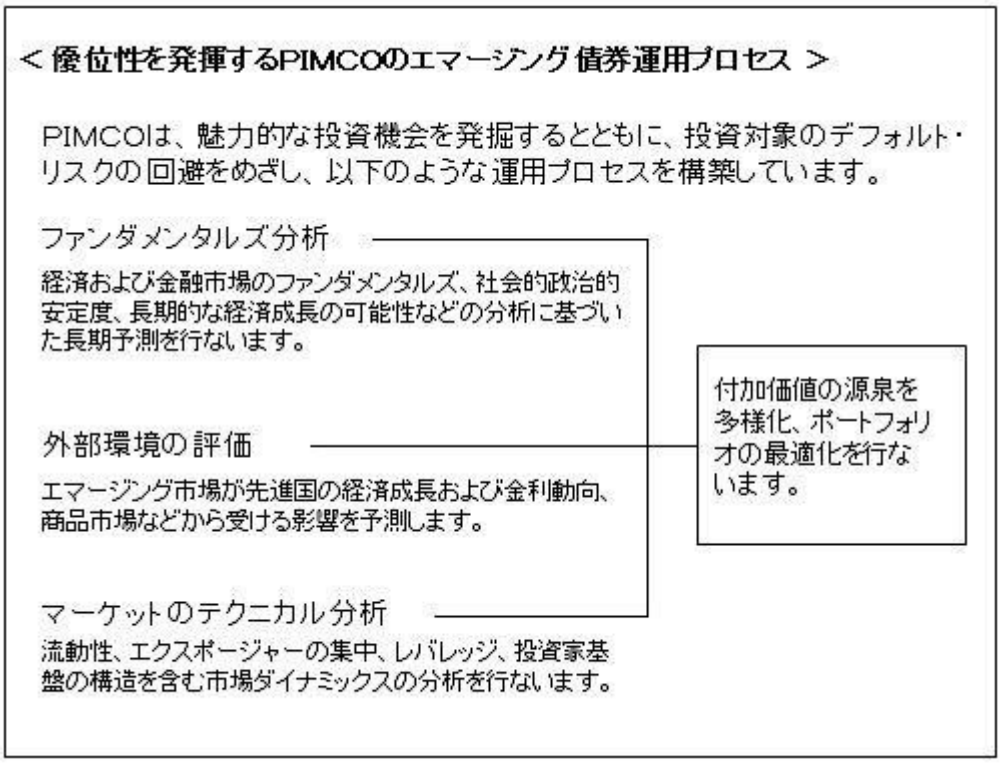
ＥＳＧ（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯ（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
・投資対象である「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は、ＰＩＭＣＯが運用します。

＜ＰＩＭＣＯにおける運用体制＞



※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第１号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2）有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4）外貨建資産への直接投資は行ないません。

5）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

6）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク
・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク
・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク
投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑤ カントリー・リスク
・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

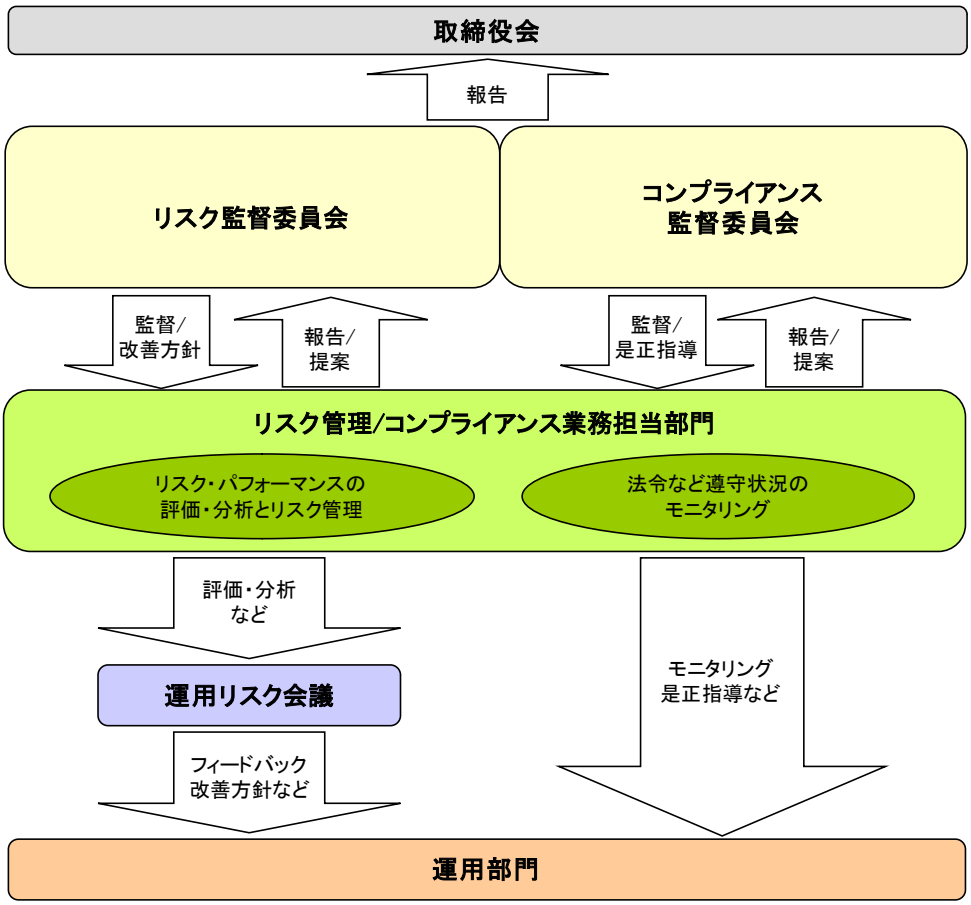
※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞
・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項
◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

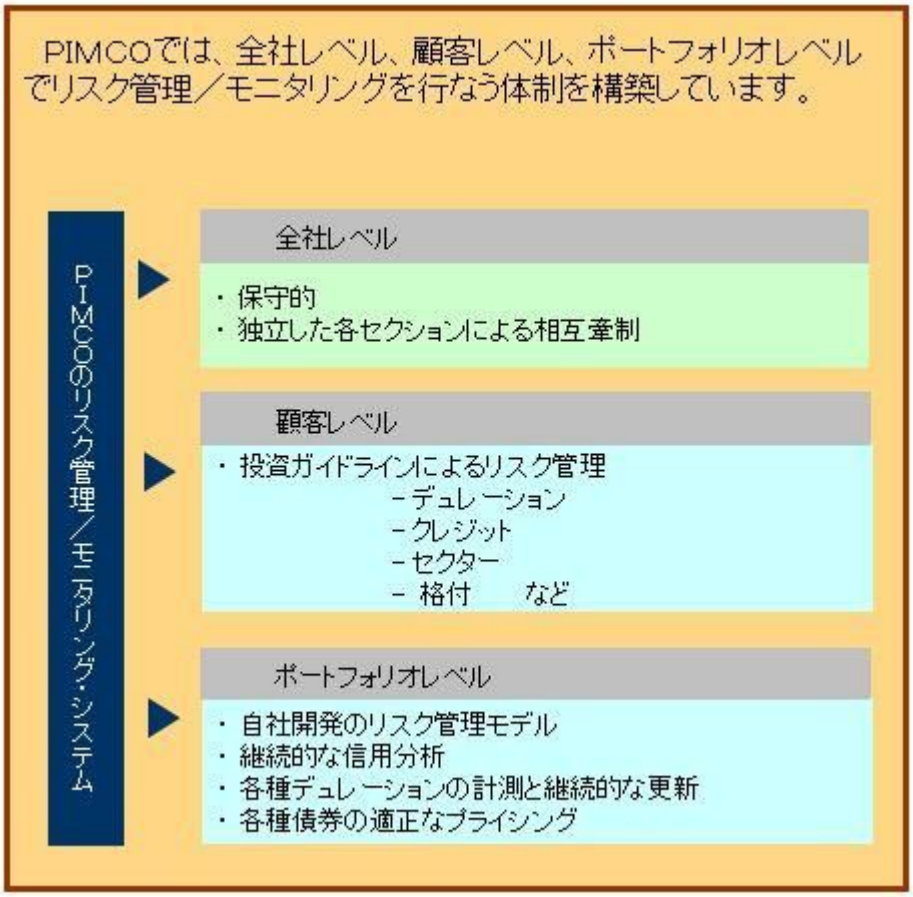
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は 2021 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜ＰＩＭＣＯにおけるリスク管理体制＞

ポートフォリオのリスク管理体制について、ＰＩＭＣＯは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの３つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

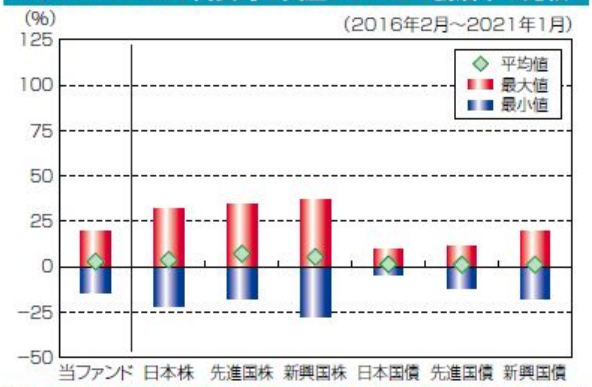


※上記は 2020 年 12 月末現在のものです。

（参考情報）

資産成長型（米ドルコース）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

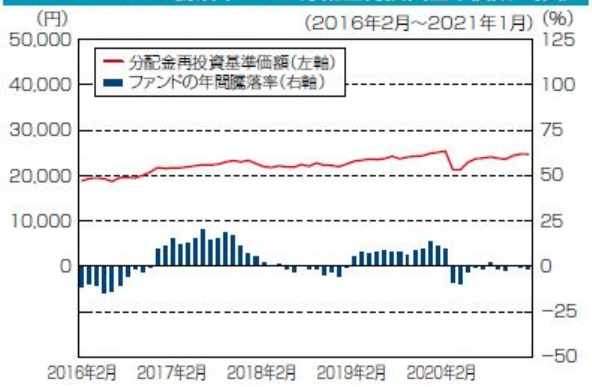


（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.8%	3.7%	7.1%	5.3%	1.4%	1.0%	1.1%
最大値	19.8%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-14.5%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）
当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）
当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
当指数は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜３%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 1.76%（税抜 1.6%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行

ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
② 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。
④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。
⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)。
⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
⑦ 格付の取得に要する費用。
⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞
「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
・有価証券売買時の売買委託手数料
・先物・オプション取引に要する費用　など

「マネー・オープン・マザーファンド」
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合
1）収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
2）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率に

よる源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合
１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315％（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
２）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

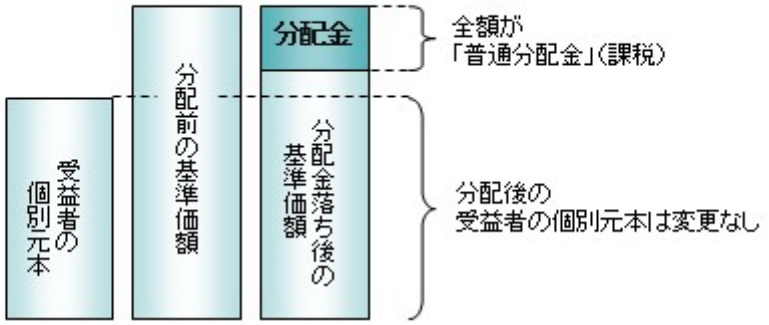
※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本
１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

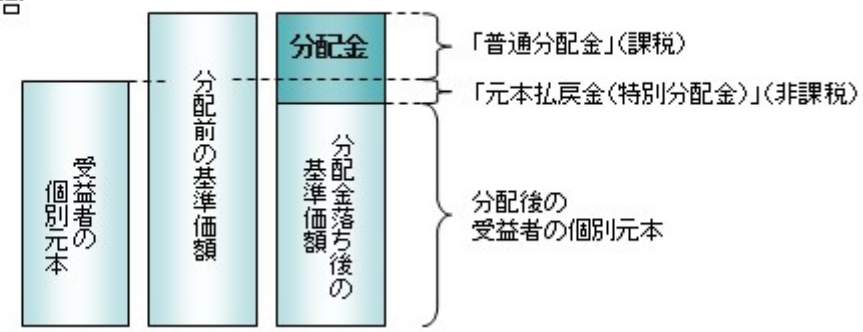
④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
２）受益者が収益分配金を受け取る際
イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合



ロ）、ハ）の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2021 年 4 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース)】

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,368,756,768	97.43
親投資信託受益証券	日本	1,397,045	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	34,717,093	2.47
合計（純資産総額）		1,404,870,906	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	328,712	4,136	1,359,552,832	4,164	1,368,756,768	97.43
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	1,375,180	1.0159	1,397,046	1.0159	1,397,045	0.10

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.43
親投資信託受益証券	0.10
合　　計	97.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		１口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第４計算期間末	(2012年１月16日)	111	112	1.2556	1.2626
第５計算期間末	(2013年１月15日)	178	178	1.6556	1.6626
第６計算期間末	(2014年１月15日)	608	610	1.8039	1.8109
第７計算期間末	(2015年１月15日)	983	986	2.0355	2.0425
第８計算期間末	(2016年１月15日)	792	795	1.9241	1.9311
第９計算期間末	(2017年１月16日)	709	711	2.1739	2.1809
第10計算期間末	(2018年１月15日)	771	773	2.3005	2.3075
第11計算期間末	(2019年１月15日)	1,016	1,019	2.1709	2.1779
第12計算期間末	(2020年１月15日)	1,568	1,572	2.4891	2.4961
第13計算期間末	(2021年１月15日)	1,476	1,477	2.4235	2.4260
	2020年１月末日	1,572	—	2.4764	—
	２月末日	1,620	—	2.5129	—
	３月末日	1,280	—	2.1049	—
	４月末日	1,280	—	2.1042	—
	５月末日	1,377	—	2.2601	—
	６月末日	1,427	—	2.3402	—
	７月末日	1,408	—	2.3586	—
	８月末日	1,466	—	2.3836	—
	９月末日	1,442	—	2.3522	—
	10月末日	1,437	—	2.3328	—
	11月末日	1,483	—	2.4103	—
	12月末日	1,489	—	2.4435	—
	2021年１月末日	1,404	—	2.4378	—

②【分配の推移】

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第４期	2011年１月18日～2012年１月16日	0.0070
第５期	2012年１月17日～2013年１月15日	0.0070
第６期	2013年１月16日～2014年１月15日	0.0070
第７期	2014年１月16日～2015年１月15日	0.0070
第８期	2015年１月16日～2016年１月15日	0.0070
第９期	2016年１月16日～2017年１月16日	0.0070

第10期	2017年1月17日～2018年1月15日	0.0070
第11期	2018年1月16日～2019年1月15日	0.0070
第12期	2019年1月16日～2020年1月15日	0.0070
第13期	2020年1月16日～2021年1月15日	0.0025

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第4期	2011年1月18日～2012年1月16日	△3.09
第5期	2012年1月17日～2013年1月15日	32.41
第6期	2013年1月16日～2014年1月15日	9.38
第7期	2014年1月16日～2015年1月15日	13.23
第8期	2015年1月16日～2016年1月15日	△5.13
第9期	2016年1月16日～2017年1月16日	13.35
第10期	2017年1月17日～2018年1月15日	6.15
第11期	2018年1月16日～2019年1月15日	△5.33
第12期	2019年1月16日～2020年1月15日	14.98
第13期	2020年1月16日～2021年1月15日	△2.54

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	2011年1月18日～2012年1月16日	57,847,607	28,983,501
第5期	2012年1月17日～2013年1月15日	62,736,777	43,930,499
第6期	2013年1月16日～2014年1月15日	450,072,145	220,441,681
第7期	2014年1月16日～2015年1月15日	362,447,028	216,770,270
第8期	2015年1月16日～2016年1月15日	157,563,060	228,771,498
第9期	2016年1月16日～2017年1月16日	24,309,903	109,656,415
第10期	2017年1月17日～2018年1月15日	66,229,048	57,336,842
第11期	2018年1月16日～2019年1月15日	155,651,946	22,800,832
第12期	2019年1月16日～2020年1月15日	247,700,712	85,831,390
第13期	2020年1月16日～2021年1月15日	70,551,204	91,419,141

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2021年 1月 29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	513,225,581	100.00
合計（純資産総額）		513,225,581	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績(資産成長型(米ドルコース))

2021年1月29日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……24,378円

純資産総額……14.04億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2017年1月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	設定来累計
70円	70円	70円	70円	25円	795円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	97.4%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	2.5%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	94%
現金その他	6%
組入銘柄数	477
平均デュレーション	7.92年
平均最終利回り	5.38%
平均格付	BB

<国別投資比率(上位10ヵ国)>

	国	比率
1	南アフリカ	7.5%
2	ロシア	4.9%
3	ブラジル	4.4%
4	エジプト	4.2%
5	ウクライナ	4.2%
6	メキシコ	3.8%
7	トルコ	3.6%
8	ドミニカ	3.4%
9	チリ	3.4%
10	ペルー	3.3%

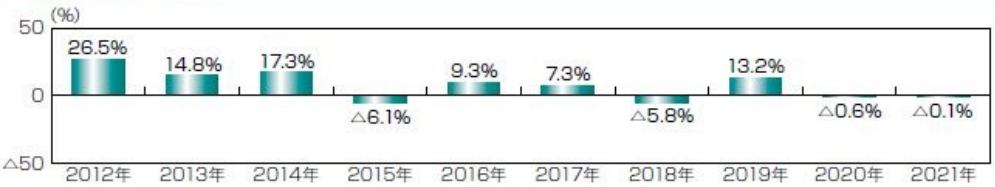
<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	米ドル	98%
2	その他	2%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2021年は、2021年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。
※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。
※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（８）申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

(11) 償還乗換
・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の１年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・ニューヨーク証券取引所の休業日
・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

（４）解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）

３【資産管理等の概要】

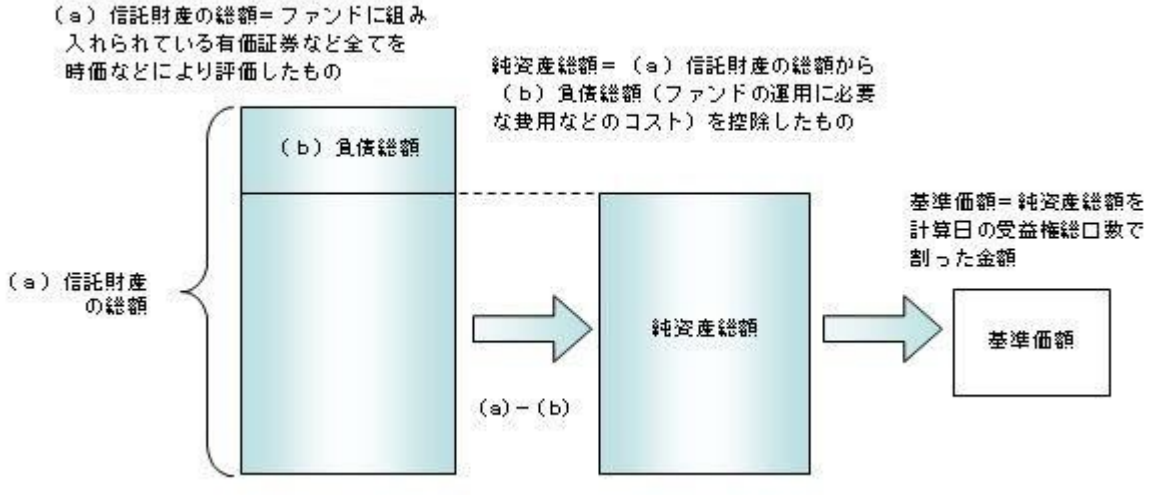
（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024 年 1 月 15 日までとします（2008 年 11 月 12 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年１月 16 日から翌年１月 15 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還

させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

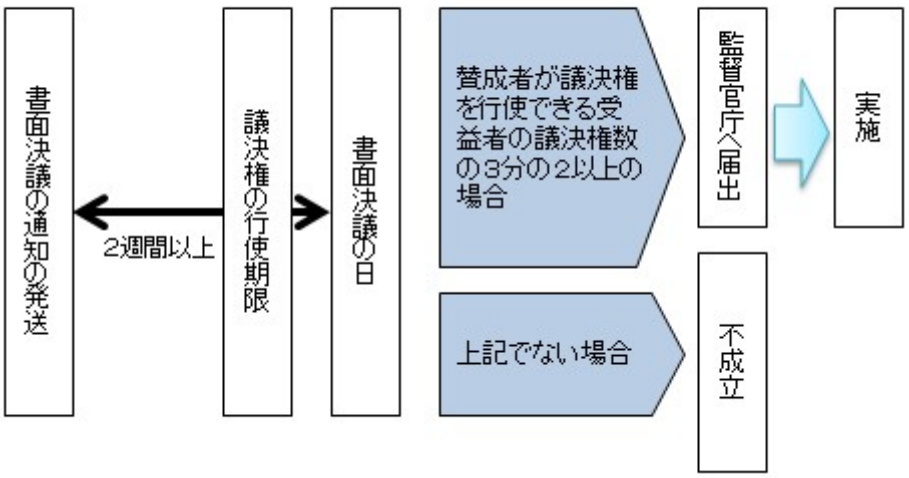
4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について
・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など
1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議
1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



⑤ 公告
公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済

新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 13 期計算期間（2020 年 1 月 16 日から 2021 年 1 月 15 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2021年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊原　康太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の2020年１月16日から2021年１月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）の2021年１月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要

な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 2020年 1月15日現在	第13期 2021年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	65,914,773	57,758,074
投資信託受益証券	1,518,720,042	1,439,464,488
親投資信託受益証券	1,536,209	1,491,605
流動資産合計	1,586,171,024	1,498,714,167
資産合計	1,586,171,024	1,498,714,167
負債の部		
流動負債		
未払金	－	6,960,888
未払収益分配金	4,410,062	1,522,852
未払解約金	49,998	9,431
未払受託者報酬	235,924	242,483
未払委託者報酬	12,349,880	12,693,315
未払利息	9	11
その他未払費用	966,049	1,004,697
流動負債合計	18,011,922	22,433,677
負債合計	18,011,922	22,433,677
純資産の部		
元本等		
元本	630,008,993	609,141,056
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	938,150,109	867,139,434
（分配準備積立金）	372,708,494	409,772,918
元本等合計	1,568,159,102	1,476,280,490
純資産合計	1,568,159,102	1,476,280,490
負債純資産合計	1,586,171,024	1,498,714,167

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自　2019年1月16日 至　2020年1月15日	第13期 自　2020年1月16日 至　2021年1月15日
営業収益		
受取配当金	104,782,140	121,692,000
受取利息	29	－
有価証券売買等損益	95,745,709	△145,575,328
営業収益合計	200,527,878	△23,883,328
営業費用		
支払利息	16,689	11,630
受託者報酬	429,556	476,852
委託者報酬	22,486,587	24,961,599
その他費用	993,442	1,035,899
営業費用合計	23,926,274	26,485,980
営業利益又は営業損失（△）	176,601,604	△50,369,308
経常利益又は経常損失（△）	176,601,604	△50,369,308
当期純利益又は当期純損失（△）	176,601,604	△50,369,308
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	12,771,383	△17,632,919
期首剰余金又は期首欠損金（△）	548,133,602	938,150,109
剰余金増加額又は欠損金減少額	333,889,423	99,082,183
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	333,889,423	99,082,183
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,293,075	135,833,617
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	103,293,075	135,833,617
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	4,410,062	1,522,852
期末剰余金又は期末欠損金（△）	938,150,109	867,139,434

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第12期 2020年 1月15日現在	第13期 2021年 1月15日現在
１．	期首元本額	468,139,671円	630,008,993円
	期中追加設定元本額	247,700,712円	70,551,204円
	期中一部解約元本額	85,831,390円	91,419,141円
２．	受益権の総数	630,008,993口	609,141,056口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自 2019年 1月16日 至 2020年 1月15日		第13期 自 2020年 1月16日 至 2021年 1月15日	
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	9,309,538円	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	10,334,220円
２.分配金の計算過程		２.分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	87,474,756円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益	89,931,418円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	1,115,644,337円	C 信託約款に定める収益調整金	1,122,332,645円
D 信託約款に定める分配準備積立金	289,643,800円	D 信託約款に定める分配準備積立金	321,364,352円
E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,492,762,893円	E 分配対象収益（A+B+C+D）	1,533,628,415円
F 分配対象収益(1万口当たり)	23,694円	F 分配対象収益(1万口当たり)	25,176円
G 分配金額	4,410,062円	G 分配金額	1,522,852円
H 分配金額(1万口当たり)	70円	H 分配金額(1万口当たり)	25円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	第12期 自 2019年 1月16日 至 2020年 1月15日	第13期 自 2020年 1月16日 至 2021年 1月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	同左

	るリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	第12期 2020年 1月15日現在	第13期 2021年 1月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第12期（2020年 1月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	90,912,872
親投資信託受益証券	145
合計	90,913,017

第13期（2021年 1月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△124,471,842
親投資信託受益証券	145
合計	△124,471,697

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第12期 2020年 1月15日現在		第13期 2021年 1月15日現在	
1口当たり純資産額	2.4891円	1口当たり純資産額	2.4235円
(1万口当たり純資産額)	(24,891円)	(1万口当たり純資産額)	(24,235円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	348,033	1,439,464,488	
投資信託受益証券 合計		348,033	1,439,464,488	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	1,468,260	1,491,605	
親投資信託受益証券 合計		1,468,260	1,491,605	
合計		1,816,293	1,440,956,093	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2019年 6月 1日から2020年 5月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した2020年 5月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書
2020年5月31日現在

（金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル）		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド		ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
資産：				
投資（公正価値）				
投資有価証券*	$	476	$	469,154
親投資信託受益証券		166,236		0
金融デリバティブ商品				
上場または中央清算		0		420
店頭		0		3,886
取引相手先預け金		0		3,107
外貨（公正価値）		0		359
投資売却に係る未収金		0		9,630
TBA 投資売却に係る未収金		0		55,250
ファンド受益証券売却に係る未収金		81		231
未収利息・配当金		0		6,239
		166,793		548,276
負債：				
借入およびその他の金融取引				
リバースレポ契約に係る未払金	$	0	$	18,575
売建有価証券に係る未払金		0		2,423
金融デリバティブ商品				
上場または中央清算		0		133
店頭		0		886
投資購入に係る未払金		0		5,124
親投資信託受益証券購入に係る未払金		81		0
TBA 投資購入に係る未払金		0		59,189
未払利息		0		15
取引相手先からの預かり金		0		6,269
ファンド受益証券買戻に係る未払金		0		785
		81		93,399
純資産	**$**	**166,712**	**$**	**454,877**
投資有価証券（原価）	$	476	$	549,068
親投資信託受益証券（原価）	$	139,964	$	0
保有外国通貨（原価）	$	0	$	507
売建有価証券に係る受取金	$	0	$	2,409
金融デリバティブ商品の取得原価またはプレミアム（純額）	$	0	$	2,840
* 内レポ契約	$	0	$	4,600
純資産：	$	166,712		N/A
米ドル		N/A	$	454,877
発行済受益証券数：		4,450		N/A
米ドル		N/A		27,669
受益証券 1 口当たりの純資産価額および買戻価格：				
（機能通貨表示）	$	37.47		N/A
（純資産価額報告通貨表示）	¥	4,037		N/A
米ドル				
（機能通貨表示）		N/A	$	16.44

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書

2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度

（金額単位：千米ドル）	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資収益：		
受取利息	$ 5	$ 33,564
収益合計	5	33,564
費用：		
支払利息	0	338
費用合計	0	338
投資純利益	5	33,226
実現純利益（損失）：		
投資有価証券	0	(2,606)
親投資信託受益証券	10,206	0
上場または中央清算金融デリバティブ商品	0	7,395
店頭金融デリバティブ商品	(16)	4,311
外貨	16	(1,552)
実現純利益	10,206	7,548
未実現評価益（評価損）の純変動額：		
投資有価証券	0	(32,143)
親投資信託受益証券	(8,190)	0
上場または中央清算金融デリバティブ商品	0	(181)
店頭金融デリバティブ商品	0	(405)
外貨建資産および負債	0	124
未実現（評価損）の純変動額	(8,190)	(32,605)
純利益（損失）	2,016	(25,057)
運用による純資産の純増加額	$ 2,021	$ 8,169

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書

2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度

（金額単位：千米ドル）	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
純資産の増加（減少）の内訳：		
運用：		
投資純利益	$ 5	$ 33,226
実現純利益	10,206	7,548
未実現（評価損）の純変動額	(8,190)	(32,605)
運用による純増加額	2,021	8,169
受益者への分配金：		
分配金合計	(15,142)	0
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純（減少額）*	(2,734)	(113,332)
純資産の（減少額）合計	(15,855)	(105,163)
純資産：		
期首残高	182,567	560,040
期末残高	$ 166,712	$ 454,877

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。
* 財務書類に対する注記の注 12 を参照のこと。

添付の注記参照

投資明細表
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
2020年5月31日現在

		元本金額（単位：千）		評価額（単位：千）
投資有価証券 0.3%				
短期金融商品 0.3%				
定期預金 0.3%				
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.				
0.010% due 06/01/2020	$	2	$	2
Bank of Nova Scotia				
0.010% due 06/01/2020		1		1
Citibank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		57		57
DBS Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		11		11
JPMorgan Chase Bank N.A.				
0.010% due 06/01/2020		114		114
National Australia Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		1		1
Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
0.010% due 06/01/2020		206		206
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.				
0.010% due 06/01/2020		84		84
				476
短期金融商品合計				**476**
（取得原価＄476）				
投資有価証券合計				**476**
（取得原価＄476）				
		口数（単位：千）		
親投資信託受益証券 99.7%				
ミューチュアル・ファンド(a)99.7%				
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)				
（取得原価＄139,964）		10,112		166,236
親投資信託受益証券合計				**166,236**
（取得原価＄139,964）				
投資合計 100.0%				
（取得原価＄140,440）			**$**	**166,712**
金融デリバティブ商品(b) 0.0%				**0**
（取得原価またはプレミアム（純額） ＄0）				
純資産 100.0%			**$**	**166,712**

投資明細表に対する注記（金額単位：千米ドル*）：

＊ 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 米ドルクラス受益証券

(b) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価益／(評価損) 資産	負債
BPS	06/2020	JPY	8,728	$	81	$ 0	$ 0
外国為替先渡契約合計						**$ 0**	**$ 0**

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は 2020 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品および差入／(受取)担保の取引相手別要約である。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
取引相手	外国為替先渡契約	買建オプション	スワップ契約	店頭合計	外国為替先渡契約	売建オプション	スワップ契約	店頭合計	店頭デリバティブ市場価格純額	差入／(受取)担保	ネット・エクスポージャー(1)
BPS	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	**$ 0**	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0
店頭合計	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**	**$ 0**			

(1) ネット・エクスポージャーはデフォルト事由発生時に取引相手に対する債権／債務となる未収金／(未払金)純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法人との同一のマスター契約に基づく取引間でのみネッティングを行うことができる。マスター・ネッティング取決めの詳細情報については財務書類に対する注記 8、マスター・ネッティング取決めを参照。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクについては財務書類に対する注記 7、主なリスクを参照。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 － 資産						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (16)	$ 0	$ (16)
金融デリバティブ商品に係						

る未実現評価（損）益の純変動額						
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2020 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	**レベル 1**	**レベル 2**	**レベル 3**	**公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）**
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	$ 0	$ 476	$ 0	$ 476
親投資信託受益証券（公正価値）				
ミューチュアル・ファンド	166,236	0	0	166,236
投資合計	$ 166,236	$ 476	$ 0	$ 166,712
金融デリバティブ商品 － 資産				
店頭	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0
合計	**$ 166,236**	**$ 476**	**$ 0**	**$ 166,712**

2020 年 5 月 31 日に終了した年度においてレベル 3 で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
2020年5月31日現在

		元本金額（単位：千）		評価額（単位：千）
投資有価証券 103.1%				
アンゴラ 0.7%				
ソブリン債 0.7%				
Angolan Government International Bond				
8.250% due 05/09/2028	$	2,500	$	1,547
9.125% due 11/26/2049		900		543
9.375% due 05/08/2048		1,100		659
9.500% due 11/12/2025		500		340
アンゴラ合計				**3,089**
（取得原価＄5,112）				
アルゼンチン 1.5%				
社債等 0.0%				
Pan American Energy LLC				
26.090% due 11/20/2020	ARS	17,760		151
ソブリン債 1.5%				
Argentina Government International Bond				
3.380% due 12/31/2038	EUR	4,450		1,678
3.750% due 12/31/2038	$	1,900		716
5.000% due 01/15/2027	EUR	3,000		1,187
6.250% due 11/09/2047		1,200		460
6.875% due 01/11/2048	$	450		164
7.125% due 06/28/2117		800		285
7.820% due 12/31/2033	EUR	1,142		546
Provincia de Buenos Aires				
26.847% due 04/12/2025	ARS	89,100		515
Provincia de Entre Rios Argentina				
8.750% due 02/08/2025	$	1,500		630
Provincia de la Rioja				
9.750% due 02/24/2025		1,500		577
				6,758
アルゼンチン合計				**6,909**
（取得原価＄17,933）				
アルメニア 0.2%				
ソブリン債 0.2%				
Armenia Government International Bond				
3.950% due 09/26/2029		700		700
アルメニア合計				**700**
（取得原価＄687）				
オーストリア 0.1%				
社債等 0.1%				
Sappi Papier Holding GmbH				
3.125% due 04/15/2026 (i)	EUR	700		655
オーストリア合計				**655**
（取得原価＄789）				
アゼルバイジャン 1.2%				
社債等 1.2%				

Southern Gas Corridor CJSC			
6.875% due 03/24/2026	$	2,400	2,769
State Oil Company of the Azerbaijan Republic			
4.750% due 03/13/2023		2,670	2,784
アゼルバイジャン合計			**5,553**
（取得原価＄5,284）			
バハマ 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Bahamas Government International Bond			
6.000% due 11/21/2028		2,750	2,337
バハマ合計			**2,337**
（取得原価＄2,750）			
バーレーン 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Bahrain Government International Bond			
5.625% due 09/30/2031		2,900	2,746
バーレーン合計			**2,746**
（取得原価＄2,979）			
ブラジル 5.2%			
バンクローン債務 0.7%			
State of Rio de Janeiro			
6.024% due 12/20/2020		3,300	3,314
社債等 2.8%			
Banco BTG Pactual S.A.			
4.500% due 01/10/2025		1,300	1,224
Banco Votorantim S.A.			
4.500% due 09/24/2024		200	196
Braskem Netherlands Finance BV			
4.500% due 01/10/2028		400	364
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.			
4.625% due 02/04/2030		800	716
CSN Resources S.A.			
7.625% due 04/17/2026		1,400	1,165
Globo Comunicacao e Participacoes S.A.			
4.875% due 01/22/2030		200	173
JBS Investments II GmbH			
7.000% due 01/15/2026		2,800	2,983
Odebrecht Oil & Gas Finance Ltd.			
0.000% due 06/29/2020 (a)		4,450	16
Petrobras Global Finance BV			
5.093% due 01/15/2030		3,306	3,156
Rede D'or Finance Sarl			
4.500% due 01/22/2030		800	672
Suzano Austria GmbH			
7.000% due 03/16/2047		2,000	2,175
			12,840
ソブリン債 1.7%			
Brazil Government International Bond			
4.750% due 01/14/2050		5,299	4,878
5.000% due 01/27/2045		300	286
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais			
5.333% due 02/15/2028		2,342	2,354
			7,518

ブラジル合計		23,672
（取得原価＄24,260）		
英領バージン諸島 1.1%		
社債等 1.1%		
Gerdau Trade, Inc.		
4.875% due 10/24/2027	1,300	1,321
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd.		
2.150% due 05/13/2025	2,400	2,451
2.700% due 05/13/2030	1,200	1,234
英領バージン諸島合計		5,006
（取得原価＄4,847）		
カメルーン 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Republic of Cameroon International Bond		
9.500% due 11/19/2025	2,500	2,433
カメルーン合計		2,433
（取得原価＄2,637）		
ケイマン諸島 4.6%		
資産担保証券 0.1%		
Garanti Diversified Payment Rights Finance Co.		
3.992% due 10/09/2021	400	393
社債等 4.5%		
21Vianet Group, Inc.		
7.875% due 10/15/2021	700	691
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.		
0.000% due 06/05/2034	2,300	1,576
China Evergrande Group		
8.250% due 03/23/2022	1,100	1,000
CK Hutchison International 19 II Ltd.		
3.375% due 09/06/2049	1,100	1,176
Geely Automobile Holdings Ltd.		
4.000% due 12/09/2024 (a)	300	280
Interoceanica V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	2,100	1,743
Lima Metro Line 2 Finance Ltd.		
4.350% due 04/05/2036	400	420
5.875% due 07/05/2034	1,400	1,612
MAF Sukuk Ltd.		
4.638% due 05/14/2029	2,400	2,433
Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.		
6.350% due 12/01/2021	1,906	1,579
7.350% due 12/01/2026 (b)	8,780	2,677
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
0.000% due 06/02/2025	3,243	2,992
Sands China Ltd.		
5.400% due 08/08/2028	700	748
Sunac China Holdings Ltd.		
7.500% due 02/01/2024	200	197
7.950% due 10/11/2023	900	900
Tencent Holdings Ltd. (c)		
3.240% due 06/03/2050	300	300
3.290% due 06/03/2060	400	404
		20,728

ケイマン諸島合計		21,121
（取得原価＄23,482）		
チリ 4.0%		
社債等 3.6%		
Banco del Estado de Chile		
2.704% due 01/09/2025	400	405
Banco Santander Chile		
2.700% due 01/10/2025 (i)	600	609
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
3.700% due 01/30/2050	300	299
Embotelladora Andina S.A.		
3.950% due 01/21/2050	500	489
Empresa de Transporte de Pasajeros Metro S.A.		
3.650% due 05/07/2030	200	214
4.700% due 05/07/2050	600	689
Empresa Nacional de Telecomunicaciones S.A.		
4.875% due 10/30/2024	6,900	7,211
Engie Energia Chile S.A.		
4.500% due 01/29/2025	900	962
Latam Airlines 2015-1 Pass-Through Trust A		
4.200% due 11/15/2027	5,662	4,190
Sociedad Quimica y Minera de Chile S.A.		
4.250% due 05/07/2029	1,200	1,270
		16,338
ソブリン債 0.4%		
Chile Government International Bond		
2.450% due 01/31/2031	2,000	2,040
チリ合計		18,378
（取得原価＄19,283）		
中国 0.1%		
社債等 0.1%		
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd.		
3.680% due 08/08/2049 (i)	500	546
中国合計		546
（取得原価＄500）		
コロンビア 1.8%		
社債等 0.8%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	3,700	3,864
ソブリン債 1.0%		
Colombia Government International Bond		
5.200% due 05/15/2049	2,400	2,834
7.375% due 09/18/2037	1,100	1,510
		4,344
コロンビア合計		8,208
（取得原価＄6,747）		
コスタリカ 0.8%		
ソブリン債 0.8%		
Costa Rica Government International Bond		
5.625% due 04/30/2043	2,000	1,419
6.125% due 02/19/2031	1,100	899
7.000% due 04/04/2044	1,250	980

7.158% due 03/12/2045		200	158
コスタリカ合計			3,456
（取得原価＄4,211）			
ドミニカ共和国 2.8%			
ソブリン債 2.8%			
Dominican Republic Government International Bond			
5.950% due 01/25/2027		3,000	2,925
6.000% due 07/19/2028		2,100	2,029
6.400% due 06/05/2049		5,100	4,628
6.850% due 01/27/2045		2,200	2,073
10.750% due 08/11/2028	DOP	58,400	991
10.875% due 01/14/2026		9,600	167
ドミニカ共和国合計			12,813
（取得原価＄13,925）			
エクアドル 1.1%			
社債等 0.2%			
Petroamazonas EP			
4.625% due 12/06/2021	$	1,633	939
ソブリン債 0.9%			
Ecuador Government International Bond			
7.775% due 01/23/2028		2,300	828
8.750% due 06/02/2023 (i)		5,700	2,408
9.500% due 03/27/2030		1,300	496
10.650% due 01/31/2029		300	110
			3,842
エクアドル合計			4,781
（取得原価＄10,964）			
エジプト 1.7%			
ソブリン債 1.7%			
Egypt Government International Bond			
4.750% due 04/11/2025	EUR	800	850
4.750% due 04/16/2026		2,800	2,940
6.375% due 04/11/2031		1,500	1,519
7.053% due 01/15/2032	$	200	190
7.500% due 01/31/2027		400	417
7.600% due 03/01/2029		1,200	1,220
7.625% due 05/29/2032		800	786
エジプト合計			7,922
（取得原価＄8,622）			
エルサルバドル 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
El Salvador Government International Bond			
7.125% due 01/20/2050		1,300	999
7.625% due 09/21/2034		2,875	2,279
7.650% due 06/15/2035		1,010	825
エルサルバドル合計			4,103
（取得原価＄5,261）			
ガーナ 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Republic of Ghana International Bond			
6.375% due 02/11/2027		800	718

8.125% due 01/18/2026	1,600	1,561
8.125% due 03/26/2032	1,700	1,503
8.750% due 03/11/2061	1,300	1,131
8.950% due 03/26/2051	3,500	3,064
ガーナ合計		**7,977**
（取得原価＄8,871）		
グアテマラ 1.6%		
社債等 0.7%		
Industrial Senior Trust		
5.500% due 11/01/2022	3,200	3,231
ソブリン債 0.9%		
Guatemala Government Bond		
4.900% due 06/01/2030	1,000	1,056
5.375% due 04/24/2032	300	326
6.125% due 06/01/2050	2,200	2,473
		3,855
グアテマラ合計		**7,086**
（取得原価＄6,818）		
香港 1.1%		
社債等 1.1%		
Far East Horizon Ltd.		
3.375% due 02/18/2025	600	564
Huaneng Hong Kong Capital Ltd.		
3.600% due 10/30/2022 (a)	3,200	3,204
Huarong Finance 2019 Co. Ltd.		
1.485% due 02/24/2023	1,200	1,150
香港合計		**4,918**
（取得原価＄4,999）		
インド 1.5%		
社債等 1.3%		
Adani Electricity Mumbai Ltd.		
3.949% due 02/12/2030	1,200	1,109
Adani Transmission Ltd.		
4.250% due 05/21/2036	398	379
Delhi International Airport Ltd.		
6.450% due 06/04/2029	400	372
Indian Railway Finance Corp. Ltd.		
3.249% due 02/13/2030	500	495
3.950% due 02/13/2050	300	284
Muthoot Finance Ltd.		
4.400% due 09/02/2023	700	643
Shriram Transport Finance Co. Ltd.		
5.700% due 02/27/2022	2,000	1,790
5.950% due 10/24/2022	1,000	865
		5,937
ソブリン債 0.2%		
Export-Import Bank of India		
3.250% due 01/15/2030	1,000	983
インド合計		**6,920**
（取得原価＄7,525）		
インドネシア 3.5%		
社債等 2.3%		

Indonesia Asahan Aluminium Persero PT			
5.450% due 05/15/2030		1,300	1,393
Pelabuhan Indonesia II PT			
4.250% due 05/05/2025		4,100	4,172
Pertamina Persero PT			
4.175% due 01/21/2050		200	198
6.450% due 05/30/2044		700	861
6.500% due 11/07/2048		1,900	2,355
Perusahaan Listrik Negara PT			
4.375% due 02/05/2050		300	296
6.150% due 05/21/2048		1,100	1,302
			10,577
ソブリン債 1.2%			
Indonesia Government International Bond			
4.200% due 10/15/2050		3,000	3,332
4.450% due 04/15/2070		300	334
6.625% due 02/17/2037		1,000	1,345
6.750% due 01/15/2044		300	433
			5,444
インドネシア合計			16,021
（取得原価＄14,666）			
アイルランド 1.5%			
社債等 1.5%			
Alfa Bank AO Via Alfa Bond Issuance PLC			
5.950% due 04/15/2030 (d)		2,100	2,048
7.750% due 04/28/2021		200	211
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC			
5.942% due 11/21/2023		1,900	2,106
6.800% due 11/22/2025		2,100	2,502
アイルランド合計			6,867
（取得原価＄6,183）			
イスラエル 1.0%			
社債等 0.3%			
Delek & Avner Tamar Bond Ltd.			
5.082% due 12/30/2023		1,040	985
Israel Electric Corp. Ltd.			
5.000% due 11/12/2024		300	332
			1,317
ソブリン債 0.7%			
Israel Government International Bond			
3.375% due 01/15/2050 (i)		2,100	2,225
3.800% due 05/13/2060		900	1,017
			3,242
イスラエル合計			4,559
（取得原価＄4,339）			
コートジボワール 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Ivory Coast Government International Bond			
5.250% due 03/22/2030	EUR	1,400	1,407
コートジボワール合計			1,407
（取得原価＄1,748）			
ジャマイカ 0.1%			
社債等 0.1%			

TransJamaican Highway Ltd.			
5.750% due 10/10/2036	$	500	474
ジャマイカ合計			474
（取得原価＄500）			
ジャージー、チャンネル諸島 0.1%			
資産担保証券 0.1%			
ARTS Ltd.			
2.521% due 09/15/2021		415	406
ジャージー、チャンネル諸島合計			406
（取得原価＄413）			
カザフスタン 1.0%			
社債等 1.0%			
KazMunayGas National Co. JSC			
5.375% due 04/24/2030		1,600	1,793
Tengizchevroil Finance Company International Ltd.			
4.000% due 08/15/2026		2,700	2,729
カザフスタン合計			4,522
（取得原価＄4,287）			
ケニア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Kenya Government International Bond			
6.875% due 06/24/2024		400	386
8.000% due 05/22/2032		1,100	1,046
ケニア合計			1,432
（取得原価＄1,525）			
ルクセンブルク 3.3%			
社債等 3.3%			
Aroundtown S.A.			
5.375% due 03/21/2029		2,200	2,446
Gazprom Neft OAO Via GPN Capital S.A.			
6.000% due 11/27/2023		200	223
Gazprom PJSC Via Gaz Capital S.A.			
2.949% due 01/24/2024	EUR	1,500	1,744
4.950% due 03/23/2027	$	1,500	1,670
5.150% due 02/11/2026		7,000	7,787
8.625% due 04/28/2034		700	1,075
ルクセンブルク合計			14,945
（取得原価＄13,396）			
マレーシア 0.3%			
社債等 0.3%			
Petronas Capital Ltd.			
4.500% due 03/18/2045		600	719
4.550% due 04/21/2050		200	244
4.800% due 04/21/2060		300	394
マレーシア合計			1,357
（取得原価＄1,313）			
マーシャル諸島 0.0%			
社債等 0.0%			
Nakilat, Inc.			
6.267% due 12/31/2033		76	88
マーシャル諸島合計			88

（取得原価＄90）			
モーリシャス 0.1%			
社債等 0.1%			
Greenko Solar Mauritius Ltd.			
5.950% due 07/29/2026		400	384
モーリシャス合計			384
（取得原価＄399）			
メキシコ 4.1%			
社債等 2.9%			
Alfa SAB de C.V.			
6.875% due 03/25/2044		300	334
Minera Mexico S.A. de C.V.			
4.500% due 01/26/2050		1,300	1,253
Orbia Advance Corp. SAB de C.V.			
5.500% due 01/15/2048		1,100	1,103
5.875% due 09/17/2044		400	417
Petroleos Mexicanos			
5.950% due 01/28/2031		1,000	809
6.350% due 02/12/2048		1,953	1,459
6.500% due 03/13/2027		300	265
6.625% due 06/15/2038		780	606
6.840% due 01/23/2030		2,100	1,803
6.950% due 01/28/2060		4,244	3,294
7.690% due 01/23/2050		1,517	1,259
PLA Administradora Industrial S de RL de C.V.			
4.962% due 07/18/2029		700	619
			13,221
ソブリン債 1.2%			
Mexico Government International Bond			
3.250% due 04/16/2030		300	296
4.000% due 03/15/2115	EUR	4,200	4,451
4.750% due 04/27/2032	$	200	217
5.000% due 04/27/2051		200	215
5.750% due 10/12/2110		200	217
			5,396
メキシコ合計			18,617
（取得原価＄21,398）			
モンゴル 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Mongolia Government International Bond			
5.625% due 05/01/2023		1,500	1,425
8.750% due 03/09/2024 (i)		1,500	1,519
モンゴル合計			2,944
（取得原価＄3,142）			
ナミビア 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Namibia Government International Bond			
5.250% due 10/29/2025		1,000	982
ナミビア合計			982
（取得原価＄994）			
オランダ 0.7%			
社債等 0.7%			

MDGH - GMTN BV		
3.950% due 05/21/2050	1,000	1,092
Metinvest BV		
7.750% due 04/23/2023	797	737
7.750% due 10/17/2029	700	601
8.500% due 04/23/2026	700	629
Prosus NV		
3.680% due 01/21/2030	300	313
オランダ合計		3,372
（取得原価＄3,512）		
ナイジェリア 2.4%		
ソブリン債 2.4%		
Nigeria Government International Bond		
6.500% due 11/28/2027	3,000	2,674
7.143% due 02/23/2030	4,300	3,789
7.625% due 11/21/2025	1,900	1,828
7.696% due 02/23/2038	600	514
8.747% due 01/21/2031	2,000	1,891
ナイジェリア合計		10,696
（取得原価＄12,003）		
オマーン 2.0%		
ソブリン債 2.0%		
Oman Government International Bond		
4.125% due 01/17/2023	300	277
4.750% due 06/15/2026	1,800	1,496
4.875% due 02/01/2025	600	530
5.625% due 01/17/2028	5,100	4,272
6.000% due 08/01/2029	2,100	1,760
6.500% due 03/08/2047	800	605
オマーン合計		8,940
（取得原価＄10,009）		
パキスタン 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Pakistan Government International Bond		
6.875% due 12/05/2027	1,400	1,312
Third Pakistan International Sukuk Co. Ltd.		
5.500% due 10/13/2021	900	873
5.625% due 12/05/2022	400	380
パキスタン合計		2,565
（取得原価＄2,664）		
パナマ 1.1%		
社債等 0.3%		
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.		
6.000% due 11/18/2048	1,294	1,340
ソブリン債 0.8%		
Panama Government International Bond		
4.500% due 04/01/2056	1,500	1,780
6.700% due 01/26/2036	1,400	1,954
		3,734
パナマ合計		5,074
（取得原価＄4,606）		

パラグアイ 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Paraguay Government International Bond			
5.400% due 03/30/2050		1,400	1,551
パラグアイ合計			1,551
（取得原価＄1,614）			
ペルー2.2%			
社債等 0.5%			
Alicorp SAA			
6.875% due 04/17/2027	PEN	3,600	1,151
Banco de Credito del Peru			
4.650% due 09/17/2024		4,000	1,195
			2,346
ソブリン債 1.7%			
Peru Government International Bond			
2.392% due 01/23/2026	$	800	829
2.783% due 01/23/2031		900	949
2.844% due 06/20/2030		300	318
5.350% due 08/12/2040	PEN	8,200	2,447
5.625% due 11/18/2050	$	2,000	3,118
8.750% due 11/21/2033		100	167
			7,828
ペルー合計			10,174
（取得原価＄9,775）			
フィリピン 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Philippines Government International Bond			
2.950% due 05/05/2045		2,200	2,291
フィリピン合計			2,291
（取得原価＄2,200）			
カタール 1.3%			
ソブリン債 1.3%			
Qatar Government International Bond (i)			
3.750% due 04/16/2030		1,900	2,118
4.400% due 04/16/2050		1,400	1,668
4.817% due 03/14/2049		1,600	2,017
カタール合計			5,803
（取得原価＄4,897）			
ルーマニア 1.1%			
ソブリン債 1.1%			
Romania Government International Bond			
2.000% due 12/08/2026	EUR	1,100	1,193
2.124% due 07/16/2031		1,310	1,346
3.624% due 05/26/2030		900	1,055
4.625% due 04/03/2049		1,000	1,253
ルーマニア合計			4,847
（取得原価＄4,875）			
ロシア 3.4%			
社債等 1.1%			
SCF Capital Designated Activity Co.			
5.375% due 06/16/2023	$	4,600	4,886

ソブリン債 2.3%			
Russia Government International Bond			
4.375% due 03/21/2029		1,400	1,620
5.100% due 03/28/2035		7,000	8,778
			10,398
ロシア合計			15,284
（取得原価＄13,148）			
サウジアラビア 1.8%			
社債等 0.0%			
Saudi Arabian Oil Co.			
2.875% due 04/16/2024		200	207
ソブリン債 1.8%			
Saudi Government International Bond			
3.625% due 03/04/2028		900	973
3.750% due 01/21/2055		1,600	1,580
4.375% due 04/16/2029 (i)		3,400	3,877
4.500% due 10/26/2046 (i)		1,100	1,232
4.500% due 04/22/2060		400	443
			8,105
サウジアラビア合計			8,312
（取得原価＄7,829）			
セネガル 0.8%			
バンクローン債務 0.5%			
Republic of Senegal			
2.750% due 06/03/2020	EUR	2,100	2,313
ソブリン債 0.3%			
Senegal Government International Bond			
4.750% due 03/13/2028		1,200	1,227
セネガル合計			3,540
（取得原価＄3,807）			
セルビア 1.1%			
ソブリン債 1.1%			
Serbia Government International Bond			
1.500% due 06/26/2029	$	4,000	4,193
3.125% due 05/15/2027		700	816
セルビア合計			5,009
（取得原価＄5,229）			
シンガポール 0.1%			
社債等 0.1%			
Medco Bell Pte Ltd.			
6.375% due 01/30/2027		800	638
シンガポール合計			638
（取得原価＄789）			
南アフリカ 4.4%			
バンクローン債務 1.5%			
Eskom Holdings			
4.663% due 07/07/2021		6,800	6,697
社債等 2.1%			
Eskom Holdings SOC Ltd.			

5.750% due 01/26/2021		1,100	1,049
6.350% due 08/10/2028		4,300	4,235
6.750% due 08/06/2023		1,800	1,661
Growthpoint Properties International Pty Ltd.			
5.872% due 05/02/2023		1,700	1,683
Sasol Financing USA LLC			
6.500% due 09/27/2028		850	682
Transnet SOC Ltd.			
4.000% due 07/26/2022		200	192
			9,502
ソブリン債 0.8%			
South Africa Government International Bond			
4.850% due 09/30/2029		1,200	1,100
5.750% due 09/30/2049		3,400	2,789
			3,889
南アフリカ合計			20,088
（取得原価＄21,355）			
スリランカ 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Sri Lanka Government International Bond			
5.875% due 07/25/2022		1,860	1,162
6.125% due 06/03/2025		600	342
6.250% due 10/04/2020		1,400	1,274
6.250% due 07/27/2021		7,515	5,411
スリランカ合計			8,189
（取得原価＄11,375）			
タンザニア 0.3%			
バンクローン債務 0.3%			
United Republic of Tanzania			
7.116% due 06/23/2022		1,214	1,218
タンザニア合計			1,218
（取得原価＄1,211）			
チュニジア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Banque Centrale de Tunisie International Bond			
3.280% due 08/09/2027	￥	200,000	1,339
チュニジア合計			1,339
（取得原価＄1,650）			
トルコ 4.1%			
社債等 0.2%			
Turkiye Is Bankasi A/S			
6.125% due 04/25/2024	$	600	585
Yapi ve Kredi Bankasi A/S			
5.850% due 06/21/2024		200	193
			778
ソブリン債 3.9%			
Hazine Mustesarligi Varlik Kiralama A/S			
5.004% due 04/06/2023		600	587
Turkey Government International Bond			
4.875% due 04/16/2043		8,450	6,200
5.250% due 03/13/2030		2,200	1,895
5.750% due 05/11/2047		4,100	3,202
Turkiye Ihracat Kredi Bankasi A/S			

5.000% due 09/23/2021		3,900	3,922
8.250% due 01/24/2024		1,800	1,871
			17,677
トルコ合計			18,455
（取得原価＄21,278）			
ウクライナ3.9%			
ソブリン債3.9%			
Ukraine Government International Bond			
0.000% due 05/31/2040	$	3,200	2,754
4.375% due 01/27/2030	EUR	1,200	1,094
7.375% due 09/25/2032	$	2,200	2,107
7.750% due 09/01/2021		8,100	8,192
7.750% due 09/01/2023		2,600	2,631
7.750% due 09/01/2024		1,000	1,009
ウクライナ合計			17,787
（取得原価＄17,050）			
アラブ首長国連邦1.7%			
社債等0.2%			
DP World PLC			
5.625% due 09/25/2048		700	712
ソブリン債1.5%			
Abu Dhabi Government International Bond			
2.500% due 04/16/2025		500	522
3.125% due 04/16/2030		3,800	4,098
3.875% due 04/16/2050		1,900	2,173
			6,793
アラブ首長国連邦合計			7,505
（取得原価＄7,112）			
英国2.0%			
社債等1.9%			
Afren PLC (e)			
6.625% due 12/09/2020		10,211	266
10.250% due 04/08/2049		8,850	66
11.500% due 02/01/2049		6,808	57
15.000% due 04/25/2049 (g)		6,544	736
NatWest Markets PLC			
1.000% due 05/28/2024	EUR	200	218
Royal Bank of Scotland Group PLC			
4.445% due 05/08/2030	$	200	226
4.892% due 05/18/2029		2,800	3,213
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC			
9.375% due 03/10/2023		120	122
Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC			
8.250% due 07/09/2024		1,700	1,632
Ukraine Railways Via Shortline PLC			
9.875% due 09/15/2021		2,130	2,149
			8,685
ソブリン債0.1%			
Ukreximbank Via Biz Finance PLC			
9.625% due 04/27/2022		417	425
英国合計			9,110
（取得原価＄39,893）			

米国 8.6%			
資産担保証券 0.3%			
Crecera Americas LLC			
7.078% due 11/30/2021	CLP	1,324,800	1,572
社債等 1.4%			
Ford Motor Credit Co. LLC			
3.550% due 10/07/2022	$	600	571
General Electric Co.			
5.550% due 01/05/2026		400	445
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3			
9.750% due 01/06/2027		2,766	2,752
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1			
8.200% due 04/06/2028		1,750	1,768
Rutas 2 & 7 Finance Ltd.			
0.000% due 09/30/2036		900	572
			6,108
モーゲージ担保証券 0.3%			
Adjustable Rate Mortgage Trust			
3.536% due 01/25/2036		39	35
Alternative Loan Trust			
3.640% due 11/25/2035		91	75
Banc of America Mortgage Trust			
3.763% due 02/25/2036		16	15
Chase Mortgage Finance Trust			
3.653% due 03/25/2037		25	23
Citigroup Mortgage Loan Trust			
4.023% due 03/25/2034		4	4
4.057% due 07/25/2046		23	21
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.			
3.444% due 12/25/2035		100	68
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust			
3.786% due 09/25/2047		12	11
GSAA Home Equity Trust			
0.538% due 06/25/2035		31	31
GSMPS Mortgage Loan Trust			
0.518% due 01/25/2036		188	151
HarborView Mortgage Loan Trust			
4.049% due 08/19/2036		4	4
HomeBanc Mortgage Trust			
0.348% due 12/25/2036		53	51
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust			
3.565% due 09/25/2035		81	65
3.599% due 06/25/2035		39	35
Luminent Mortgage Trust			
0.528% due 12/25/2036		15	13
Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust			
3.725% due 04/25/2037		33	30
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust			
3.738% due 06/25/2036		6	6
Sequoia Mortgage Trust			
3.287% due 01/20/2047		14	11
Structured Asset Mortgage Investments II Trust			
0.468% due 02/25/2037		626	533
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates			
0.538% due 05/25/2034		96	80
WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust			
3.079% due 01/25/2037		35	31

3.164% due 04/25/2037	20	18
3.301% due 05/25/2037	37	31
3.351% due 12/25/2036	20	19
3.621% due 12/25/2036	70	67
3.718% due 09/25/2036	30	27
		1,455
仕組債 0.3%		
JPMorgan Structured Products BV		
3.381% due 05/22/2023 (g)	1,500	1,413
米国政府機関債 0.9%		
Fannie Mae, TBA (c)		
2.500% due 07/01/2050	350	362
3.500% due 08/01/2050	3,600	3,793
		4,155
米国財務省債務証券 5.4%		
U.S. Treasury Bonds		
2.375% due 08/15/2024	17,200	18,723
2.375% due 05/15/2029	5,100	5,891
		24,614
米国合計		**39,317**
(取得原価 $ 37,193)		
ウルグアイ 2.2%		
ソブリン債 2.2%		
Uruguay Government International Bond		
4.975% due 04/20/2055	3,100	3,784
5.100% due 06/18/2050	2,667	3,279
7.625% due 03/21/2036	2,088	3,086
ウルグアイ合計		**10,149**
(取得原価 $ 8,956)		
ベネズエラ 0.4%		
社債等 0.1%		
Petroleos de Venezuela S.A. (e)		
5.375% due 04/12/2027	6,550	238
5.500% due 04/12/2037	7,040	255
6.000% due 05/16/2024	810	29
		522
ソブリン債 0.3%		
Venezuela Government International Bond (e)		
7.000% due 03/31/2038	2,430	152
7.650% due 04/21/2025	12,085	755
9.250% due 09/15/2027	3,190	200
		1,107
ベネズエラ合計		**1,629**
(取得原価 $ 20,983)		
ザンビア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Zambia Government International Bond		
5.375% due 09/20/2022	2,300	1,063
8.500% due 04/14/2024	400	184
8.970% due 07/30/2027	1,100	506
ザンビア合計		**1,753**
(取得原価 $ 2,991)		

短期金融商品 1.8%			
レポ契約(h) 1.0%			
			4,600
短期債 0.2%			
ING Bank NV			
6.343% due 07/09/2020 (f)		1,000	994
定期預金 0.6%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
0.010% due 06/01/2020		8	8
Bank of Nova Scotia			
0.010% due 06/01/2020		6	6
0.040% due 06/01/2020	CAD	64	47
BNP Paribas Bank			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	65	72
(0.270%) due 06/01/2020	¥	5	0
3.050% due 06/01/2020	ZAR	1	0
Brown Brothers Harriman & Co.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	1	2
0.040% due 06/01/2020	CAD	3	2
Citibank N.A.			
0.010% due 06/01/2020	$	275	275
DBS Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020		55	55
HSBC Bank PLC			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	38	42
JPMorgan Chase Bank N.A.			
0.010% due 06/01/2020	$	550	550
MUFG Bank Ltd.			
(0.270%) due 06/01/2020	¥	65	1
National Australia Bank Ltd.			
0.010% due 06/01/2020	$	7	7
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	75	83
(0.270%) due 06/01/2020	¥	11	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	2	2
0.010% due 06/01/2020	$	991	991
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
(0.660%) due 06/01/2020	EUR	15	17
(0.270%) due 06/01/2020	¥	1	0
0.010% due 06/01/2020	GBP	22	27
0.010% due 06/01/2020	$	404	404
			2,591
短期金融商品合計			8,185
(取得原価 $ 8,185)			
投資有価証券合計 103.1%			$ 469,154
(取得原価 $ 549,068)			
金融デリバティブ商品(j)(l) 0.7%			3,287
(取得原価またはプレミアム (純額) $ 2,840)			
その他の資産および負債 (純額) (3.8%)			(17,564)
純資産 100.0%			$ 454,877

投資明細表に対する注記 (金額単位：契約数を除き千米ドル*)：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 永久債（記載日は次回の契約上の償還日）である。
(b) 現物払証券
(c) 発行日取引証券
(d) 偶発転換社債
(e) 債務不履行証券
(f) クーポンは最終利回りである。

(g) 制限付証券:

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	市場価額の対純資産比率
Afren PLC	15.000%	04/25/2049	04/30/2015	$ 6,317	$ 736	0.16%
JPMorgan Structured Products BV	3.381%	05/22/2023	10/18/2019	1,500	1,413	0.31%
制限付証券合計				**$ 7,817**	**$ 2,149**	**0.47%**

借入れおよびその他の金融取引

(h) レポ契約：

取引相手	貸付金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保（評価額）	レポ契約（評価額）	レポ契約に係る未収金[1]
BCY	0.110%	05/29/2020	06/01/2020	$ 2,200	U.S. Treasury Bonds 2.875% due 05/15/2043	$ (2,252)	$ 2,200	$ 2,200
BOS	0.080%	05/27/2020	06/02/2020	2,400	U.S. Treasury Bonds 3.000% due 08/15/2048	(2,423)	2,400	2,400
レポ契約合計						**$ (4,675)**	**$ 4,600**	**$ 4,600**

リバース・レポ契約：

取引相手	借入金利	決済日	満期日		借入金額[3]	リバース・レポ契約に係る未払金
BPS	(3.300%)	05/06/2020	TBD[2]	EUR	(638)	$ (637)
BPS	0.700%	06/02/2020	07/07/2020	$	(3,522)	(3,522)
BPS	1.300%	04/28/2020	06/02/2020		(3,319)	(3,324)
BRC	(0.500%)	04/24/2020	TBD[2]		(155)	(155)
CFR	(0.500%)	04/03/2020	TBD[2]		(2,595)	(2,593)
CFR	0.650%	03/18/2020	TBD[2]		(1,788)	(1,790)
CFR	1.250%	05/15/2020	TBD[2]		(1,023)	(1,024)
CFR	1.500%	04/01/2020	TBD[2]		(3,070)	(3,078)
SCX	0.650%	05/18/2020	06/17/2020		(2,451)	(2,452)
リバース・レポ契約合計						**$ (18,575)**

担保付き借入れとして会計処理される特定の取引

	契約の残存期間 翌日物および継続	30日以下	31-90日	90日以上	合計
リバース・レポ契約					
Non-U.S. Corporate Debt	$ 0	$ 0	$ 0	$ (1,661)	$ (1,661)
Non-U.S. Government Debt	0	(5,776)	0	(7,616)	(13,392)
リバース・レポ契約合計	**$ 0**	**$ (5,776)**	**$ 0**	**$ (9,277)**	**$ (15,053)**
借入合計	**$ 0**	**$ (5,776)**	**$ 0**	**$ (9,277)**	**$ (15,053)**
リバース・レポ契約に係る未払金[4]					**$ (15,053)**

売建有価証券：

取引相手	銘柄	クーポン	満期日	元本金額	受取金	売建有価証券に係る未

								払金[5]
BPS	U.S. Treasury Bonds	3.000%	08/15/2048	$	1,750	$	(2,409)	$	(2,423)
売建有価証券合計						**$**	**(2,409)**	**$**	**(2,423)**

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(i) 2020 年 5 月 31 日現在、以下のマスター契約に基づき、市場価格合計＄17,296 の有価証券が担保として差し入れられている。

取引相手	レポ契約に係る未収金	リバース・レポ契約に係る未払金	セール・バイバック取引に係る未払金	空売りに係る未払金	借入れおよびその他の金融取引合計	差入（受入）担保	ネット・エクスポージャー[6]
グローバル／マスター・レポ契約							
BCY	$ 2,200	$ 0	$ 0	$ 0	$ 2,200	$ (2,252)	$ (52)
BOS	2,400	0	0	0	2,400	(2,423)	(23)
BPS	0	(7,483)	0	0	(7,483)	4,532	(2,951)
BRC	0	(155)	0	0	(155)	(36)	(191)
CFR	0	(8,485)	0	0	(8,485)	8,842	357
SCX	0	(2,452)	0	0	(2,452)	2,714	262
マスター証券先渡取引契約							
BPS	0	0	0	(2,423)	(2,423)	0	(2,423)
借入れおよびその他の金融取引合計	**$ 4,600**	**$ (18,575)**	**$ 0**	**$ (2,423)**			

[1] 経過利息を含む。

[2] オープン物リバース・レポ契約。

[3] 2020 年 5 月 31 日に終了した会計期間中の平均借入額は＄16,752 で、加重平均金利は 1.455%であった。セール・バイバック取引とリバース・レポ契約が会計期間中に保有されていた場合、平均借入額にはそれらが含まれる。

[4] 期末のリバース・レポ契約に係る負債の未決済残高は＄(3,522)である。

[5] 売建有価証券に係る未払利息＄15 を含む。

[6] ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引に限り相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

(j) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物取引：

銘柄名	売買区分	消滅日	契約数	未実現評価（損）益	変動証拠金 資産	変動証拠金 負債
Euro-Bund 10-Year Bond Futures	短期	06/2020	57	$ 150	$ 0	$ (25)
U.S. Treasury 2-Year Note	短期	09/2020	82	(1)	0	(7)

September Futures								
U.S. Treasury	10-Year	Note	短期					
September Futures				09/2020	52	(9)	0	(21)
U.S. Treasury	30-Year	Bond						
September Futures			長期	09/2020	90	(175)	228	0
先物契約合計						**$ (35)**	**$ 228**	**$ (53)**

スワップ契約：

金利スワップ

								変動証拠金	
変動金利支払／受取	**変動金利インデックス**	**固定金利**	**満期日**		**想定元本**	**市場価格**	**未実現評価（損）益**	**資産**	**負債**
Pay	3-Month USD-LIBOR	2.600%	03/16/2021	$	33,500	$ 736	$ 789	$ 4	$ 0
Receive[(1)]	3-Month USD-LIBOR	2.643%	03/16/2022		33,500	(815)	(871)	0	(8)
Pay	3-Month USD-LIBOR	1.750%	06/21/2047		6,700	1,409	2,968	126	0
Receive	6-Month EURIBOR	(0.150%)	03/18/2030	EUR	2,800	(2)	(53)	0	(9)
Receive	6-Month EURIBOR	0.250%	03/18/2050		7,500	(570)	(919)	15	0
Receive[(1)]	6-Month GBP-LIBOR	0.750%	06/17/2022	GBP	6,500	(81)	(84)	0	(5)
Pay	6-Month HUF-BUBOR	0.500%	01/10/2022	HUF	7,911,400	(79)	(84)	42	0
Receive	6-Month HUF-BUBOR	0.446%	03/25/2022		6,600,000	114	113	0	(44)
Receive	6-Month HUF-BUBOR	0.390%	03/31/2022		1,353,500	25	25	0	(9)
Pay	IBMEXID	6.100%	02/26/2025	MXN	88,800	149	149	3	0
Pay	IBMEXID	6.100%	02/28/2025		47,100	78	78	2	0
Receive	IBMEXID	5.470%	04/21/2025		23,000	(9)	(9)	0	(1)
Receive	IBMEXID	5.615%	04/23/2025		90,500	(61)	(61)	0	(3)
Receive	IBMEXID	5.520%	04/24/2025		21,000	(10)	(10)	0	(1)
スワップ契約合計						**$ 884**	**$ 2,031**	**$ 192**	**$ (80)**

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の上場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

(k) 2020 年 5 月 31 日現在、上場および中央清算金融デリバティブ商品について $ 2,757 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	市場価格	変動証拠金資産			市場価格	変動証拠金負債		
	買建オプション	先物	スワップ契約	合計	売建オプション	先物	スワップ契約	合計
上場または中央清算合計	**$ 0**	**$ 228**	**$ 192**	**$ 420**	**$ 0**	**$ (53)**	**$ (80)**	**$ (133)**

(1) この金融商品の効力発生日は先日付である。詳細は財務書類に対する注記 2、有価証券取引および投資収益を参照。

(l) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月		引渡通貨		受取通貨	未実現評価（損）益 資産	未実現評価（損）益 負債
BOA	06/2020	$	173	ILS	619	$ 2	$ 0
BPS	06/2020		748	EUR	693	23	0
BPS	06/2020		134	MXN	3,284	14	0
CBK	06/2020	EUR	831	$	906	0	(19)
CBK	06/2020	GBP	109		137	2	0
CBK	06/2020	PEN	20,045		5,953	121	0
CBK	06/2020	$	447	EUR	409	7	0
CBK	06/2020		111	ILS	397	3	0
CBK	06/2020		5,831	PEN	20,045	1	0
CBK	07/2020		42	HUF	14,013	3	0
CBK	07/2020		260	MXN	6,488	32	0
CBK	07/2020		2,170	PEN	7,445	0	(6)
CBK	09/2020	PEN	12,846	$	3,732	9	0
CBK	09/2020		20,045		5,812	0	(2)
CBK	09/2020	$	6,368	PEN	21,581	0	(109)
DUB	07/2020	PEN	2,199	$	633	0	(6)
GLM	07/2020	MXN	8,214		330	0	(39)
GLM	11/2021	CLP	1,324,800		1,877	230	0
HUS	06/2020	$	44	COP	171,089	2	0
IND	08/2020		1,144	JPY	122,300	0	(8)
JPM	06/2020	EUR	667	$	720	0	(22)
SCX	06/2020		25,517		27,964	0	(420)
SCX	07/2020		25,913		28,842	0	0
SSB	08/2020	JPY	278,113		2,599	15	0
外国為替先渡契約合計						**$ 464**	**$ (631)**

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ ― 買建プロテクション[1]

取引相手	参照組織	固定約定（支払）レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド（2020年5月31日現在）[3]	想定元本[4]	プレミアム支払額（受取額）	未実現評価（損）益	スワップ契約（公正価値） 資産	スワップ契約（公正価値） 負債
BOA	Colombia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	1.443%	$ 3,900	$ (12)	$ 72	$ 60	$ 0
BPS	Mexico Government International Bond	(1.000%)	12/20/2023	1.370%	9,500	96	8	104	0
BPS	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	300	1	(2)	0	(1)
BRC	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	2,500	12	(21)	0	(9)
CBK	Brazil Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.958%	5,000	26	(44)	0	(18)
DUB	Turkey Government International Bond	(1.000%)	12/20/2022	2.051%	9,400	216	13	229	0
DUB	Brazil Government	(1.000%)	12/20/2023	5.471%	9,400	1,126	186	1,312	0
GST	Brazil Government	(1.000%)	06/20/2023	2.215%	3,000	230	(128)	102	0

	International Bond Russia Government International								
GST	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	1,800	26	(44)	0	(18)
	Turkey Government International								
GST	Bond	(1.000%)	12/20/2024	5.542%	5,500	689	276	965	0
	Dubai Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	12/20/2024	2.072%	100	0	5	5	0
	Mexico Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	12/20/2023	1.370%	3,200	42	(7)	35	0
	Russia Government International								
HUS	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	4,600	119	(166)	0	(47)
	Dubai Government International								
JPM	Bond	(1.000%)	12/20/2024	2.072%	700	(1)	32	31	0
	Brazil Government International								
MYC	Bond	(1.000%)	12/20/2022	2.051%	7,100	157	16	173	0
	Russia Government International								
MYC	Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.732%	13,700	227	(367)	0	(140)
						$ 2,954	$ (171)	$ 3,016	$ (233)

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ － 売建プロテクション[2]

								スワップ契約（公正価値）	
取引相手	参照組織	固定約定受取レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド（2020年5月31日現在）[3]	想定元本[4]	プレミアム支払額（受取額）	未実現評価（損）益	資産	負債
	Huarong Finance 2019 Co. Ltd.								
BOA		1.000%	10/23/2020	0.491%	$ 1,100	$ (1)	$ 4	$ 3	$ 0
	Qatar Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	0.664%	3,700	16	29	45	0
	Saudi Government International								
BOA	Bond	1.000%	06/20/2023	1.035%	10,700	44	(34)	10	0
	Egypt Government International								
BPS	Bond	1.000%	06/20/2020	2.490%	600	0	1	1	0
	Indonesia Government International								
BPS	Bond	1.000%	12/20/2023	1.150%	3,200	(30)	19	0	(11)
	Indonesia Government International								
BRC	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	3,000	(41)	51	10	0
	Panama Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2021	0.531%	1,500	(18)	32	14	0
	Peru Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2021	0.314%	3,400	(2)	45	43	0
	Qatar Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.608%	3,700	18	27	45	0
	Saudi Government International								
BRC	Bond	1.000%	12/20/2024	1.299%	375	4	(8)	0	(4)
CBK	Mexico Government	1.000%	06/20/2020	0.397%	700	3	(1)	2	0

	International Bond Egypt Government International								
DUB	Bond	1.000%	06/20/2020	2.490%	3,000	(87)	91	4	0
	Indonesia Government International								
GST	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	5,600	(74)	93	19	0
	Qatar Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2023	0.744%	4,200	38	9	47	0
	Saudi Government International								
GST	Bond	1.000%	12/20/2024	1.299%	225	2	(5)	0	(3)
	Sberbank of Russia Via SB								
GST	Capital S.A.	1.000%	06/20/2020	0.622%	8,800	16	4	20	0
	Indonesia Government International								
HUS	Bond	1.000%	06/20/2023	0.954%	3,800	(50)	63	13	0
	Mexico Government International								
HUS	Bond	1.000%	06/20/2020	0.397%	3,600	19	(10)	9	0
	Peru Government International								
HUS	Bond	1.000%	12/20/2021	0.314%	2,000	(1)	26	25	0
	Israel Government International								
JPM	Bond	1.000%	06/20/2024	0.626%	500	12	(3)	9	0
	Panama Government International								
JPM	Bond	1.000%	12/20/2021	0.531%	1,000	(12)	22	10	0
	Qatar Government International								
MYC	Bond	1.000%	12/20/2022	0.608%	6,300	29	47	76	0
	Saudi Government International								
NGF	Bond	1.000%	12/20/2021	0.794%	200	0	1	1	0
	Saudi Government International								
NGF	Bond	1.000%	12/20/2023	1.122%	1,800	1	(5)	0	(4)
						$ (114)	$ 498	$ 406	$ (22)
スワップ契約合計						**$ 2,840**	**$ 327**	**$ 3,422**	**$ (255)**

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2020 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(m) 2020 年 5 月 31 日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約が適用される金融デリバティブ商品に関して $ 350 の現金が担保として差し入れられている。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
取引相手	外国為替先渡契約	買建オプション	スワップ契約	店頭合計	外国為替先渡契約	売建オプション	スワップ契約	店頭合計	店頭デリバティブの市場価格（純額）	差入（受取）担保	ネット・エクスポージャー(5)
BOA	$ 2	$ 0	$ 118	$ 120	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 120	$ 0	$ 120
BPS	37	0	105	142	0	0	(12)	(12)	130	(150)	(20)

BRC	0	0	112	112	0	0	(13)	(13)	99	(260)	(161)
CBK	178	0	2	180	(136)	0	(18)	(154)	26	(160)	(134)
DUB	0	0	1,545	1,545	(6)	0	0	(6)	1,539	(2,189)	(650)
GLM	230	0	0	230	(39)	0	0	(39)	191	(260)	(69)
GST	0	0	1,153	1,153	0	0	(21)	(21)	1,132	(1,160)	(28)
HUS	2	0	87	89	0	0	(47)	(47)	42	(260)	(218)
IND	0	0	0	0	(8)	0	0	(8)	(8)	0	(8)
JPM	0	0	50	50	(22)	0	0	(22)	28	0	28
MYC	0	0	249	249	0	0	(140)	(140)	109	(261)	(152)
NGF	0	0	1	1	0	0	(4)	(4)	(3)	0	(3)
SCX	0	0	0	0	(420)	0	0	(420)	(420)	350	(70)
SSB	15	0	0	15	0	0	0	0	15	0	15
店頭合計	**$ 464**	**$ 0**	**$ 3,422**	**$ 3,886**	**$ (631)**	**$ 0**	**$ (255)**	**$ (886)**			

(1) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは（i）プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または（ii）スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。

(2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは（i）プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または（ii）スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。

(3) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性やリスクを表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。

(4) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。

(5) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注8、マスター・ネッティングの取決めを参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクについては財務書類に対する注記7、主なリスクを参照。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2020年5月31日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 －						

資産						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 228	$ 228
スワップ契約	0	0	0	0	192	192
	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 420	$ 420
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 464	$ 0	$ 464
スワップ契約	0	3,422	0	0	0	3,422
	$ 0	$ 3,422	$ 0	$ 464	$ 0	$ 3,886
	$ 0	$ 3,422	$ 0	$ 464	$ 420	$ 4,306
金融デリバティブ商品 － 負債						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ (53)	$ (53)
スワップ契約	0	0	0	0	(80)	(80)
	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ (133)	$ (133)
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (631)	$ 0	$ (631)
スワップ契約	0	(255)	0	0	0	(255)
	$ 0	$ (255)	$ 0	$ (631)	$ 0	$ (886)
	$ 0	$ (255)	$ 0	$ (631)	$ (133)	$ (1,019)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2020 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	**クレジット契約**	**エクイティ契約**	**外国為替契約**	**金利契約**	**合計**
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 3,019	$ 3,019
スワップ契約	0	14	0	0	4,362	4,376
	$ 0	$ 14	$ 0	$ 0	$ 7,381	$ 7,395
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ 4,240	$ 0	$ 4,240
売建オプション	0	(254)	0	0	325	71
	$ 0	$ (254)	$ 0	$ 4,240	$ 325	$ 4,311
	$ 0	$ (240)	$ 0	$ 4,240	$ 7,706	$ 11,706
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
上場または中央清算						
先物	$ 0	$ 0	$ 0	$ 0	$ 215	$ 215
スワップ契約	0	(10)	0	0	(386)	(396)
	$ 0	$ (10)	$ 0	$ 0	$ (171)	$ (181)
店頭						
外国為替先渡契約	$ 0	$ 0	$ 0	$ (437)	$ 0	$ (437)
スワップ契約	0	152	0	0	(120)	32
	$ 0	$ 152	$ 0	$ (437)	$ (120)	$ (405)
	$ 0	$ 142	$ 0	$ (437)	$ (291)	$ (586)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2020 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	**レベル 1**	**レベル 2**	**レベル 3**	**公正価値（2020 年 5 月 31 日現在）**
投資有価証券（公正価値）				
アンゴラ				
ソブリン債	$ 0	$ 3,089	$ 0	$ 3,089

アルゼンチン				
社債等	0	151	0	151
ソブリン債	0	6,758	0	6,758
アルメニア				
ソブリン債	0	700	0	700
オーストリア				
社債等	0	655	0	655
アゼルバイジャン				
社債等	0	5,553	0	5,553
バハマ				
ソブリン債	0	2,337	0	2,337
バーレーン				
ソブリン債	0	2,746	0	2,746
ブラジル				
バンクローン債務	0	0	3,314	3,314
社債等	0	12,840	0	12,840
ソブリン債	0	7,518	0	7,518
英領バージン諸島				
社債等	0	5,006	0	5,006
カメルーン				
ソブリン債	0	2,433	0	2,433
ケイマン諸島				
資産担保証券	0	0	393	393
社債等	0	20,728	0	20,728
チリ				
社債等	0	16,338	0	16,338
ソブリン債	0	2,040	0	2,040
中国				
社債等	0	546	0	546
コロンビア				
社債等	0	3,864	0	3,864
ソブリン債	0	4,344	0	4,344
コスタリカ				
ソブリン債	0	3,456	0	3,456
ドミニカ共和国				
ソブリン債	0	12,813	0	12,813
エクアドル				
社債等	0	939	0	939
ソブリン債	0	3,842	0	3,842
エジプト				
ソブリン債	0	7,922	0	7,922
エルサルバドル				
ソブリン債	0	4,103	0	4,103
ガーナ				
ソブリン債	0	7,977	0	7,977
グアテマラ				
社債等	0	3,231	0	3,231
ソブリン債	0	3,855	0	3,855
香港				
社債等	0	4,918	0	4,918
インド				
社債等	0	5,937	0	5,937
ソブリン債	0	983	0	983
インドネシア				
社債等	0	10,577	0	10,577
ソブリン債	0	5,444	0	5,444
アイルランド				
社債等	0	6,867	0	6,867

イスラエル				
社債等	0	1,317	0	1,317
ソブリン債	0	3,242	0	3,242
コートジボワール				
ソブリン債	0	1,407	0	1,407
ジャマイカ				
社債等	0	474	0	474
ジャージー、チャンネル諸島				
資産担保証券	0	0	406	406
カザフスタン				
社債等	0	4,522	0	4,522
ケニア				
ソブリン債	0	1,432	0	1,432
ルクセンブルク				
社債等	0	14,945	0	14,945
マレーシア				
社債等	0	1,357	0	1,357
マーシャル諸島				
社債等	0	88	0	88
モーリシャス				
社債等	0	384	0	384
メキシコ				
社債等	0	13,221	0	13,221
ソブリン債	0	5,396	0	5,396
モンゴル				
ソブリン債	0	2,944	0	2,944
ナミビア				
ソブリン債	0	982	0	982
オランダ				
社債等	0	3,372	0	3,372
ナイジェリア				
ソブリン債	0	10,696	0	10,696
オマーン				
ソブリン債	0	8,940	0	8,940
パキスタン				
ソブリン債	0	2,565	0	2,565
パナマ				
社債等	0	1,340	0	1,340
ソブリン債	0	3,734	0	3,734
パラグアイ				
ソブリン債	0	1,551	0	1,551
ペルー				
社債等	0	2,346	0	2,346
ソブリン債	0	7,828	0	7,828
フィリピン				
ソブリン債	0	2,291	0	2,291
カタール				
ソブリン債	0	5,803	0	5,803
ルーマニア				
ソブリン債	0	4,847	0	4,847
ロシア				
社債等	0	4,886	0	4,886
ソブリン債	0	10,398	0	10,398
サウジアラビア				
社債等	0	207	0	207
ソブリン債	0	8,105	0	8,105
セネガル				
バンクローン債務	0	0	2,313	2,313

ソブリン債	0	1,227	0	1,227
セルビア				
ソブリン債	0	5,009	0	5,009
シンガポール				
社債等	0	638	0	638
南アフリカ				
バンクローン債務	0	0	6,697	6,697
社債等	0	9,502	0	9,502
ソブリン債	0	3,889	0	3,889
スリランカ				
ソブリン債	0	8,189	0	8,189
タンザニア				
バンクローン債務	0	0	1,218	1,218
チュニジア				
ソブリン債	0	1,339	0	1,339
トルコ				
社債等	0	778	0	778
ソブリン債	0	17,677	0	17,677
ウクライナ				
ソブリン債	0	17,787	0	17,787
アラブ首長国連邦				
社債等	0	712	0	712
ソブリン債	0	6,793	0	6,793
英国				
社債等	0	7,949	736	8,685
ソブリン債	0	425	0	425
米国				
資産担保証券	0	0	1,572	1,572
社債等	0	6,108	0	6,108
モーゲージ担保証券	0	1,455	0	1,455
仕組債	0	1,413	0	1,413
米国政府機関債	0	4,155	0	4,155
米国財務省債務証券	0	24,614	0	24,614
ウルグアイ				
ソブリン債	0	10,149	0	10,149
ベネズエラ				
社債等	0	522	0	522
ソブリン債	0	1,107	0	1,107
ザンビア				
ソブリン債	0	1,753	0	1,753
短期金融商品	0	8,185	0	8,185
投資合計	$ 0	$ 452,505	$ 16,649	$ 469,154
売建有価証券(評価額)	**$ 0**	**$ (2,423)**	**$ 0**	**$ (2,423)**
金融デリバティブ商品 － 資産				
上場または中央清算	228	192	0	420
店頭	0	3,886	0	3,886
	$ 228	$ 4,078	$ 0	$ 4,306
金融デリバティブ商品 － 負債				
上場または中央清算	(53)	(80)	0	(133)
店頭	0	(886)	0	(886)
	$ (53)	$ (966)	$ 0	$ (1,019)
合計	**$ 175**	**$ 453,194**	**$ 16,649**	**$ 470,018**

以下は、2020 年 5 月 31 日に終了した年度において、ファンドのために重要な観察不能の情報(レベル 3)を使用した公正価値の購入、発行および振替の要約である。

カテゴリー		純購入額		レベル 3 へ振替		レベル 3 から振替
投資有価証券（公正価値）						
セネガル						
バンクローン債務	$	2,318	$	0	$	0
南アフリカ						
バンクローン債務		6,843		0		0
	$	9,161	$	0	$	0

以下は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類された資産と負債の公正価値評価に使用された重要な観察不能な情報の要約である。

カテゴリー		期末残高（2020 年 5 月 31 日現在）	評価手法	観察不能な情報	入力値（別段の注記のない限り%）
投資有価証券（公正価値）					
ブラジル					
バンクローン債務	$	3,314	Proxy Pricing	Base Price	100.83
ケイマン諸島					
資産担保証券		393	Other Valuation Techniques[(1)]	-	-
ジャージー、チャンネル諸島					
資産担保証券		406	Other Valuation Techniques[(1)]	-	-
セネガル					
バンクローン債務		2,313	Third Party Vendor	Broker Quote	99.00
南アフリカ					
バンクローン債務		6,697	Proxy Pricing	Base Price	98.50
タンザニア					
バンクローン債務		1,218	Proxy Pricing	Base Price	100.50
英国					
社債等		736	Other Valuation Techniques[(1)]	-	-
米国					
資産担保証券		1,572	Proxy Pricing	Base Price	96.00
合計	**$**	**16,649**			

(1) 財務書類に対する注記で定義されていない評価手法を使用して評価された有価証券がファンドにとって重要であるとみなされないために、そのような評価手法が含まれている。

添付の注記参照

財務書類に対する注記
2020 年 5 月 31 日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告規定に該当する投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、財務報告日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示事項、ならびに報告期中における運用による純資産の増加および減少の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 原ファンド

受託会社およびマネージャーは、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、およびＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、「原ファンド」または「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の 1 口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。

財務ハイライトに記載の比率は被取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関しては財務書類の注記を適宜参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、当該有価証券の約定日から標準決済期間を経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、先スタート発効日のある有価証券は例外で、その受取利息は発効日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に応じて受取利息の構成要素または投資に係る未実現評価益（評価損）の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。経過利息計上停止債務証券は、発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての有価証券の売買および収益費用項目は、取引日

における実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動の影響を保有有価証券の市場価格の変動と区別して報告していない。かかる変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現損益の純変動額に含まれている。ファンドは外国通貨建ての有価証券に投資することができ、かつ、取引時点の実勢為替レートでスポット（現金）ベースでも外国為替先渡契約によっても外国通貨取引を行うことができる。スポット外国通貨の売却から発生する実現外国為替損益、有価証券取引に係る取引日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との間の差額は損益計算書の外国通貨取引に係る実現純損益に含まれている。報告期間末に保有されている投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替純損益は、損益計算書の外国通貨資産および負債に係る未実現評価損益の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
ＰＩＭＣＯバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯバミューダ Ｕ.Ｓ. ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	米ドル	米ドル
・ USD		
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	日本円	米ドル
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII	日本円	米ドル
・ J（BRL）		
・ J（IDR）		
・ J（INR）		
・ J（MXN）		
・ J（TRY）		
・ J（ZAR）		
ＰＩＭＣＯユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ＰＩＭＣＯリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー		
・ AUD	豪ドル	米ドル
・ C（USD）	米ドル	米ドル
・ J（JPY）	日本円	米ドル
・ J（USD）	日本円	米ドル
・ JPY	日本円	米ドル
・ USD	米ドル	米ドル

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、それぞれのファンドの各クラスの純資産価額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、代理店報酬および販売報酬である。

(e) 分配方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎日公表毎月支払:
ＰＩＭＣＯユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月分配:
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー ・ J（JPY） ・ J（USD）
四半期分配:
ＰＩＭＣＯバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド ＰＩＭＣＯバミューダ Ｕ.Ｓ. ロー・デュレーション・ファンド
毎年分配:
ＰＩＭＣＯリアル・リターン・ファンド ＰＩＭＣＯショート・ターム・ストラテジー ・ AUD ・ C（USD） ・ JPY ・ USD
マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。
ＰＩＭＣＯエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払いを認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 新しい会計原則

2020 年 3 月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）はロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)および廃止が予想されているその他の参照金利からの移行に伴う潜在的な会計上の負荷を軽減するための任意のガイダンスを提供する会計基準アップデート（以下、「ASU」という）ASU 2020-04 を発行した。この ASU は 2020 年 3 月 12 日のアップデートの公表後直ちに発効し 2022 年 12 月 31 日まで有効である。
現時点で経営陣は、財務書類に対するこの変更の影響を評価している。

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2020年 1月15日現在	2021年 1月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	696,985,759	527,621,664
流動資産合計	696,985,759	527,621,664
資産合計	696,985,759	527,621,664
負債の部		
流動負債		
未払解約金	325,383	6,160,970
未払利息	95	102
流動負債合計	325,478	6,161,072
負債合計	325,478	6,161,072
純資産の部		
元本等		
元本	685,587,321	513,302,339
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	11,072,960	8,158,253
元本等合計	696,660,281	521,460,592
純資産合計	696,660,281	521,460,592
負債純資産合計	696,985,759	527,621,664

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

		2020年 1月 15日現在	2021年 1月 15日現在
1.	期首	2019年 1月 16日	2020年 1月 16日
	期首元本額	129,498,080円	685,587,321円
	期首からの追加設定元本額	576,157,618円	118,137,969円
	期首からの一部解約元本額	20,068,377円	290,422,951円
	元本の内訳　※		
	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）Ｅ　Ｆｕｎｄ　ＣＳＩ３００	198,295円	198,295円
	上場インデックスファンド海外債券（ＦＴＳＥ　ＷＧＢＩ）毎月分配型	19,740円	19,740円
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	11,273,987円	9,367,122円
	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	14,068,100円	11,261,086円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	904,960円	723,634円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース	11,348,528円	5,343,847円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	3,179,120円	2,729,659円
	資源ファンド（株式と通貨）オーストラリアドル・コース	1,322,533円	1,242,025円
	資源ファンド（株式と通貨）円コース	25,577円	26,290円
	資源ファンド（株式と通貨）メキシコペソ・コース	28,347円	22,523円
	資源ファンド（株式と通貨）トルコリラ・コース	56,517円	52,439円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース	109,481円	71,422円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルレアル・コース（資産成長型）	15,720円	19,005円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース（資産成長型）	12,168円	23,567円
	資源ファンド（株式と通貨）米ドル・コース（資産成長型）	44,659円	38,648円
	グローバル３倍３分法ファンド（１年決算型）	368,245,335円	269,038,837円
	グローバル３倍３分法ファンド（隔月分配型）	197,353,329円	155,509,624円
	日興・ＧＳ　世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	8,135,164円	7,783,783円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	18,926,183円	16,232,557円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	4,699,556円	4,111,256円
	日興・アッシュモア・グローイング・マルチストラテジー・ファンド	3,071,749円	2,519,377円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）	1,511,720円	1,468,260円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）	4,629,002円	2,551,718円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）	895,873円	658,425円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	32,470,194円	19,653,762円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）	984,793円	774,855円
	日興・世界ソブリン・ファンド　ＶＡ（適格機関投資家転売制限付）	611,346円	629,290円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）	286,271円	255,420円

	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）	1,159,074円	975,873円
	計	685,587,321円	513,302,339円
2.	受益権の総数	685,587,321口	513,302,339口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

	自 2019年 1月 16日 至 2020年 1月 15日	自 2020年 1月 16日 至 2021年 1月 15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

	2020年 1月 15日現在	2021年 1月 15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2020年 1月 15日現在		2021年 1月 15日現在	
1口当たり純資産額	1.0162円	1口当たり純資産額	1.0159円

(1万口当たり純資産額)	(10,162円)	(1万口当たり純資産額)	(10,159円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 1月29日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,487,737,654円
Ⅱ　負債総額	82,866,748円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,404,870,906円
Ⅳ　発行済口数	576,283,872口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4378円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	514,601,575円
Ⅱ　負債総額	1,375,994円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	513,225,581円
Ⅳ　発行済口数	505,197,618口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0159円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2021年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減　：　該当事項はありません。

（２）会社の意思決定機関（2021年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月 31 日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は 10 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び 5 名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、５名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

（３）運用の意思決定プロセス（2021年1月末現在）

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、2021年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			847	245,901
	株式投資信託		786	210,573
		単位型	278	11,140
		追加型	508	199,432
	公社債投資信託		61	35,327
		単位型	48	1,921
		追加型	13	33,406

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年８月６日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 61 期事業年度（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、第 62 期中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月８日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2020 年 12 月 4 日

日興アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の 2020 年４月１日から 2021 年３月 31 日までの第 62 期事業年度の中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の 2020 年９月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	20,680		24,591
有価証券		1		19
前払費用		495		603
未収入金		38		14
未収委託者報酬		16,867		16,912
未収収益	※3	618	※3	1,412
関係会社短期貸付金		2,408		2,371
立替金		791		1,437
その他	※2	869	※2	1,316
流動資産合計		42,769		48,679
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	136	※1	182
器具備品	※1	137	※1	135
有形固定資産合計		274		318
無形固定資産				
ソフトウエア		107		120
無形固定資産合計		107		120
投資その他の資産				
投資有価証券		16,755		17,826
関係会社株式		25,769		25,769
長期差入保証金		447		484
繰延税金資産		1,913		2,022
投資その他の資産合計		44,886		46,102
固定資産合計		45,268		46,540
資産合計		88,038		95,220

（単位：百万円）

		第60期 （2019年３月31日）		第61期 （2020年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		354		554
未払金		6,112		5,881
未払収益分配金		7		8
未払償還金		71		71
未払手数料	※3	5,299		5,202
その他未払金		734		599
未払費用	※3	3,897	※3	4,289
未払法人税等		2,382		1,439
未払消費税等	※4	621	※4	746
賞与引当金		2,680		2,718
役員賞与引当金		210		55
その他	※3	172		42
流動負債合計		16,431		15,726
固定負債				
退職給付引当金		1,405		1,395
その他		629		695
固定負債合計		2,035		2,091
負債合計		18,466		17,818
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		47,142		55,395
利益剰余金合計		47,142		55,395
自己株式		△833		△905
株主資本合計		68,891		77,073
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		493		△60
繰延ヘッジ損益		185		389
評価・換算差額等合計		679		329
純資産合計		69,571		77,402
負債純資産合計		88,038		95,220

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	77,264	74,265
その他営業収益	3,063	2,994
営業収益合計	80,328	77,259
営業費用		
支払手数料	32,834	31,322
広告宣伝費	960	953
公告費	2	2
調査費	18,251	17,275
調査費	890	920
委託調査費	17,333	16,333
図書費	27	21
委託計算費	541	534
営業雑経費	794	1,058
通信費	128	116
印刷費	334	337
協会費	69	52
諸会費	19	10
その他	243	541
営業費用計	53,385	51,148
一般管理費		
給料	9,783	9,857
役員報酬	241	360
役員賞与引当金繰入額	210	55
給料・手当	6,589	6,675
賞与	61	64
賞与引当金繰入額	2,680	2,702
交際費	92	92
寄付金	13	29
旅費交通費	476	420
租税公課	428	440
不動産賃借料	888	901
退職給付費用	378	387
退職金	52	82
固定資産減価償却費	108	118
福利費	1,071	1,014
諸経費	3,106	3,229
一般管理費計	16,401	16,573
営業利益	10,540	9,538

（単位：百万円）

		第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益				
受取利息		37		99
受取配当金	※１	1,865	※１	4,881
有価証券償還益		1		－
デリバティブ収益	※１	142		223
時効成立分配金・償還金		21		1
為替差益		58		5
その他		48		145
営業外収益合計		2,176		5,357
営業外費用				
支払利息	※１	286		185
有価証券償還損		－		0
時効成立後支払分配金・償還金		78		1
その他		24		12
営業外費用合計		388		199
経常利益		12,328		14,695
特別利益				
投資有価証券売却益		218		164
特別利益合計		218		164
特別損失				
投資有価証券売却損		176		19
投資有価証券評価損		－		21
固定資産処分損		0		0
役員退職一時金		180		－
特別損失合計		357		41
税引前当期純利益		12,189		14,818
法人税、住民税及び事業税		3,741		3,307
法人税等調整額		△375		45
法人税等合計		3,366		3,353
当期純利益		8,823		11,465

（3）【株主資本等変動計算書】

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	39,959	39,959	△786	61,756
当期変動額							
剰余金の配当				△1,640	△1,640		△1,640
当期純利益				8,823	8,823		8,823
自己株式の取得						△47	△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	7,182	7,182	△47	7,135
当期末残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	408	346	754	62,511
当期変動額				
剰余金の配当				△1,640
当期純利益				8,823
自己株式の取得				△47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	△160	△75	△75
当期変動額合計	85	△160	△75	7,060
当期末残高	493	185	679	69,571

第61期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	47,142	47,142	△833	68,891
当期変動額							
剰余金の配当				△3,212	△3,212		△3,212
当期純利益				11,465	11,465		11,465
自己株式の取得						△71	△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	―	―	―	8,252	8,252	△71	8,181
当期末残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	493	185	679	69,571
当期変動額				
剰余金の配当				△3,212
当期純利益				11,465
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△553	204	△349	△349
当期変動額合計	△553	204	△349	7,831
当期末残高	△60	389	329	77,402

［注記事項］

（重要な会計方針）

項目	第61期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　3年～15年 器具備品　3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

・　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年３月 30 日）
・　「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年３月 30 日）

（１）　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）　適用予定日

2022 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,281百万円 器具備品　655百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,311百万円 器具備品　707百万円
※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 流動資産のその他のうち２百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 現金・預金　1,347百万円 未収収益　127百万円 （流動負債） 未払手数料　350百万円 未払費用　767百万円 その他　162百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 （流動資産） 未収収益　151百万円 （流動負債） 未払費用　623百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務468百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務365百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　1,831百万円 デリバティブ収益　54百万円 支払利息　75百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,849百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第60期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

2　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,301,700	64,000	－	1,365,700

3　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,494,900	－	323,400	1,171,500	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	108,900	－	33,000	75,900	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,686,200	－	630,300	2,055,900	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	－	3,618,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,877,000	－	66,000	3,811,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	－	4,422,000	66,000	4,356,000	－
合計		11,785,000	4,422,000	1,118,700	15,088,300	－

(注) 1　2017年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
3　2009年度ストックオプション(1)1,171,500株、2009年度ストックオプション(2)75,900株、2011年度ストックオプション(1)2,055,900株及び2016年度ストックオプション(1)1,206,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)2,412,000株、2016年度ストックオプション(2)及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月31日取締役会	普通株式	1,640	8.38	2018年3月31日	2018年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,212	16.42	2019年3月31日	2019年6月24日

第61期（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,365,700	88,800	－	1,454,500

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2009年度ストックオプション(1)	普通株式	1,171,500	－	1,171,500	－	－
2009年度ストックオプション(2)	普通株式	75,900	－	75,900	－	－
2011年度ストックオプション(1)	普通株式	2,055,900	－	871,200	1,184,700	－
2016年度ストックオプション(1)	普通株式	3,618,000	－	2,272,000	1,346,000	－
2016年度ストックオプション(2)	普通株式	3,811,000	－	1,417,000	2,394,000	－
2017年度ストックオプション(1)	普通株式	4,356,000	－	1,417,000	2,939,000	－
合計		15,088,300	－	7,224,600	7,863,700	－

（注）１　当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)1,184,700株、2016年度ストックオプション(1)881,000株及び2016年度ストックオプション(2)804,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(1)465,000株、2016年度ストックオプション(2)1,590,000株及び2017年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年５月28日取締役会	普通株式	3,212	16.42	2019年３月31日	2019年６月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

（リース取引関係）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）		第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	853百万円	１年内	912百万円
１年超	6,704百万円	１年超	6,148百万円
合計	7,558百万円	合計	7,060百万円

（金融商品関係）

第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金及び借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	20,680	20,680	－
(2) 未収委託者報酬	16,867	16,867	－
(3) 未収収益	618	618	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,408	2,408	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	16,740	16,740	－
(6) 未払金	(6,112)	(6,112)	－
(7) 未払費用	(3,897)	(3,897)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(31)	(31)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(127)	(127)	－
デリバティブ取引計	(158)	(158)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち３百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、35 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち０百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、127 百万円は流動負債のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	20,680	－	－	－
未収委託者報酬	16,867	－	－	－
未収収益	618	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	163	6,929	1,363
合計	38,167	163	6,929	1,363

第 61 期(自　2019 年４月１日　至　2020 年３月 31 日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「４　ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

2020 年３月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	24,591	24,591	－
(2) 未収委託者報酬	16,912	16,912	－
(3) 未収収益	1,412	1,412	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,371	2,371	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	17,828	17,828	－
(6) 未払金	(5,881)	(5,881)	－
(7) 未払費用	(4,289)	(4,289)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	167	167	－
デリバティブ取引計	142	142	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 、(3) 未収収益並びに (4) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引
（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 15 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、41 百万円は流動負債のその他に含まれております。また、ヘッジ会計が適用されているもののうち 167 百万円は貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3　子会社株式（貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	24,591	－	－	－
未収委託者報酬	16,912	－	－	－
未収収益	1,412	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	19	149	8,709	29
合計	42,936	149	8,709	29

（有価証券関係）
第 60 期(自　2018 年４月１日　至　2019 年３月 31 日)
１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,340	8,440	900
	小計	9,340	8,440	900
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	7,400	7,589	△188
	小計	7,400	7,589	△188
合計		16,740	16,029	711

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。
2　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	4,189	218	176
合計	4,189	218	176

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

(注)　子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

２　その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	5,381	4,912	469
	小計	5,381	4,912	469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	12,447	13,003	△556
	小計	12,447	13,003	△556
合計		17,828	17,915	△86

(注)１　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度において、有価証券について21百万円（その他有価証券の投資信託）減損処理を行っております。

２　非上場株式等（貸借対照表計上額　16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	2,230	164	19
合計	2,230	164	19

（デリバティブ取引関係）
第60期(2019年３月31日)
１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	2,407 －	－ －	3 －	3 －
合計		2,407	－	3	3

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
　　2　時価の算定方法
　　金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,792	－	△35	△35
合計		1,792	－	△35	△35

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
　通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル シンガポールドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	 2,251 63 975 518 2,149 81	 － － － － － －	 △42 △0 △18 △8 △58 0
合計			6,040	－	△127

(注) 1　時価の算定方法
　　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第61期(2020年３月31日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建 買建	1,913 －	－ －	△41 －	△41 －
合計		1,913	－	△41	△41

(注) 1　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,808	－	15	15
合計		1,808	－	15	15

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち１年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	3,427	－	20
	豪ドル		48	－	9
	シンガポールドル		944	－	58
	香港ドル		529	－	2
	人民元		2,017	－	76
	ユーロ		70	－	1
合計			7,038	－	167

(注) 1　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1)関連会社に対する投資の金額　3,010	(1)関連会社に対する投資の金額　3,002
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,668	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　10,485
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,704	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,631

（退職給付関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）
退職給付債務の期首残高	1,313
勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	12
退職給付の支払額	△59
退職給付債務の期末残高	1,411

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,411
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	△6
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

退職給付引当金	1,405
貸借対照表に計上された負債の額	1,405

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	142
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	148

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.1％

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、230百万円でありました。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

２　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,411
勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の発生額	△31
退職給付の支払額	△164
退職給付債務の期末残高	1,363

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,363
未積立退職給付債務	1,363
未認識数理計算上の差異	31
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	147
利息費用	1
数理計算上の差異の費用処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用	154

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%

３　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、233百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,494,900	108,900
付与	0	0
失効	323,400	33,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,171,500	75,900
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,686,200	3,618,000
付与	0	0
失効	630,300	0
権利確定	0	0
権利未確定残	2,055,900	3,618,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,877,000	－
付与	0	4,422,000
失効	66,000	66,000
権利確定	0	0
権利未確定残	3,811,000	4,356,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注)３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法等による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 2,128百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定条件	2012年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	2012年１月22日から 2020年１月21日まで	同左

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名	当社及び関係会社の取締役・従業員　16名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　6,101,700株	普通株式　4,437,000株
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定条件	2013年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2018年７月15日（以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月７日から 2021年10月６日まで	2018年７月15日から 2026年７月31日まで

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員　31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員　36名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　4,409,000株	普通株式　4,422,000株
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定条件	2019年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年４月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の３分の１、３分の１、３分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	2019年４月27日から 2027年４月30日まで	2020年４月27日から 2028年４月30日まで

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利確定前(株)		
期首	1,171,500	75,900
付与	0	0
失効	1,171,500	75,900
権利確定	0	0
権利未確定残	―	―
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利確定前(株)		
期首	2,055,900	3,618,000
付与	0	0
失効	871,200	2,272,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,184,700	1,346,000
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利確定前(株)		
期首	3,811,000	4,356,000
付与	0	0
失効	1,417,000	1,417,000
権利確定	0	0
権利未確定残	2,394,000	2,939,000
権利確定後(株)		
期首	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
権利未行使残	－	－

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2009年度ストックオプション(1)	2009年度ストックオプション(2)
付与日	2010年２月８日	2010年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2011年度ストックオプション(1)	2016年度ストックオプション(1)
付与日	2011年10月７日	2016年７月15日
権利行使価格(円)	737(注)３	558
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年４月27日	2018年４月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円) （注)１	0	0

（注） １ 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,633百万円
３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

（税効果会計関係）

第60期 （2019年3月31日）	第61期 （2020年3月31日）
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：百万円）	（単位：百万円）
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金　820	賞与引当金　822
投資有価証券評価損　96	投資有価証券評価損　102
関係会社株式評価損　1,430	関係会社株式評価損　1,430
退職給付引当金　430	退職給付引当金　427
固定資産減価償却費　103	固定資産減価償却費　96
その他　761	その他　744
繰延税金資産小計　3,643	繰延税金資産小計　3,624
評価性引当金　△1,430	評価性引当金　△1,430
繰延税金資産合計　2,212	繰延税金資産合計　2,194
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　217	繰延ヘッジ利益　172
繰延ヘッジ利益　81	繰延税金負債合計　172
繰延税金負債合計　299	繰延税金資産の純額　2,022
繰延税金資産の純額　1,913	
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.6%	法定実効税率　30.6%
（調整）	（調整）
交際費等永久に損金に算入されない項目　0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目　0.6%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目　△4.4%	受取配当金等永久に益金に参入されない項目　△9.6%
その他　0.6%	その他　1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率　27.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率　22.6%

（関連当事者情報）

第60期(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付の返済(シンガポールドル貸建)(注1)	554 (SGD 6,800 千)(注2)	―	―
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	8 (SGD 104 千)	―	―
							資金の貸付(米国ドル貸建)(注3)	1,807 (USD 16,500 千)(注4)	関係会社短期貸付金	1,830 (USD 16,500 千)
							貸付金利息(米国ドル貸建)(注3)	17 (USD 209 千)	未収収益	17 (USD 209 千)
							資金の貸付(円貨建)(注3)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注3)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	直接 100.00	―	配当の受取	1,021 (USD 9,000 千)	―	―
子会社	Nikko Asset Management Americas, Inc.	米国	181,542 (USD 千)(注5)	アセットマネジメント業	間接 100.00	資金の借入	資金の借入(米国ドル貸建)(注6)	5,364 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							資金の借入の返済(米国ドル貸建)(注6)	5,526 (USD 50,000 千)(注7)	―	―
							借入金利息(米国ドル貸建)(注6)	65 (USD 593 千)	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠 SGD11,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　取引金額 554 百万円（SGD6,800 千）の内訳は、貸付の返済 554 百万円（SGD6,800 千）であります。

3　融資枠 5,000 百万円（若しくは 5,000 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

4　取引金額 1,807 百万円（USD16,500 千）の内訳は、貸付 1,807 百万円（USD16,500 千）であります。

5 Nikko AM Americas Holding Co., Inc.及び Nikko Asset Management Americas, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
6 借入枠 USD50,000 千、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
7 取引金額 5,364 百万円（USD50,000 千）及び 5,526 百万円（USD50,000 千）の内訳は、借入 5,364 百万円（USD50,000 千）及び借入の返済 5,526 百万円（USD50,000 千）であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	26,768 百万円
負債合計	5,586 百万円
純資産合計	21,181 百万円

営業収益	14,075 百万円
税引前当期純利益	3,894 百万円
当期純利益	2,730 百万円

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	342,369(SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	資金の貸付(米国ドル貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	1,793(USD 16,500千)
							貸付金利息(米国ドル貨建)(注1)	86(USD 798千)	未収収益	13(USD 122千)
							資金の貸付(円貨建)(注1)	―	関係会社短期貸付金	577
							貸付金利息(円貨建)(注1)	12	未収収益	3
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079(USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	1,526(USD 14,000千)	―	―
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	1,550(百万円)	アセットマネジメント業	直接100.00	―	配当の受取	2,700	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　資枠5,000百万円（若しくは5,000百万円相当額の外国通貨)、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2　Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2019 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	28,121 百万円
負債合計	5,242 百万円
純資産合計	22,879 百万円

営業収益	14,853 百万円
税引前当期純利益	4,354 百万円
当期純利益	3,194 百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２　地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第60期(自　2018年４月１日　至　2019年３月31日)
該当事項はありません。

第61期(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額	355円59銭	395円50銭
１株当たり当期純利益金額	45円08銭	58円61銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	第61期 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,823	11,465
普通株式の期中平均株式数（千株）	195,677	195,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2009年度ストックオプション(1) 1,171,500株、2009年度ストックオプション(2) 75,900株、2011年度ストックオプション(1) 2,055,900株、2016年度ストックオプション(1) 3,618,000株、2016年度ストックオプション(2) 3,811,000株、2017年度ストックオプション(1) 4,356,000株	2011年度ストックオプション(1) 1,184,700株、2016年度ストックオプション（1）1,346,000株、2016年度ストックオプション（２）2,394,000株、2017年度ストックオプション（１）2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第60期 （2019年３月31日）	第61期 （2020年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	69,571	77,402
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	69,571	77,402
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	195,647	195,558

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等
（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		23,938
有価証券		42
未収委託者報酬		14,700
未収収益		838
関係会社短期貸付金		2,323
その他	※２	2,990
流動資産合計		44,833
固定資産		
有形固定資産	※１	408
無形固定資産		154
投資その他の資産		
投資有価証券		21,271
関係会社株式		25,769
長期差入保証金		462
繰延税金資産		1,702
投資その他の資産合計		49,206
固定資産合計		49,769
資産合計		94,603

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,010
未払費用		3,510
未払法人税等		1,507
未払消費税等	※3	562
賞与引当金		1,606
役員賞与引当金		27
その他		1,069
流動負債合計		15,294
固定負債		
退職給付引当金		1,452
その他		315
固定負債合計		1,768
負債合計		17,062
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		55,970
利益剰余金合計		55,970
自己株式		△2,067
株主資本合計		76,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		645
繰延ヘッジ損益		408
評価・換算差額等合計		1,054
純資産合計		77,541
負債純資産合計		94,603

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		35,275
その他営業収益		1,507
営業収益合計		36,782
営業費用及び一般管理費	※１	32,215
営業利益		4,567
営業外収益	※２	789
営業外費用	※３	418
経常利益		4,938
特別利益	※４	43
特別損失	※５	91
税引前中間純利益		4,891
法人税等	※６	1,452
中間純利益		3,438

（３）中間株主資本等変動計算書

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	55,395	55,395	△905	77,073
当中間期変動額							
剰余金の配当				△2,862	△2,862		△2,862
中間純利益				3,438	3,438		3,438
自己株式の取得						△1,161	△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	－	－	－	575	575	△1,161	△586
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	55,970	55,970	△2,067	76,486

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△60	389	329	77,402
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,862
中間純利益				3,438
自己株式の取得				△1,161
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	706	18	724	724
当中間期変動額合計	706	18	724	138
当中間期末残高	645	408	1,054	77,541

注記事項
（重要な会計方針）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②　数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
5　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間貸借対照表関係）

第62期中間会計期間 （2020年9月30日）
※1　有形固定資産の減価償却累計額 2,060百万円
※2　信託資産 流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※3　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※4　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務28百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）	
※1　減価償却実施額	
有形固定資産	43百万円
無形固定資産	20百万円
※2　営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	40百万円
受取配当金	719百万円
※3　営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	60百万円
デリバティブ費用	338百万円
※4　特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	43百万円
※5　特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	90百万円
※6　中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

第62期中間会計期間（自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,454,500	1,405,500	－	2,860,000

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高（百万円）
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
2011年度ストックオプション（1）	普通株式	1,184,700	－	270,600	914,100	－
2016年度ストックオプション（1）	普通株式	1,346,000	－	319,000	1,027,000	－
2016年度ストックオプション（2）	普通株式	2,394,000	－	402,000	1,992,000	－
2017年度ストックオプション（1）	普通株式	2,939,000	－	－	2,939,000	－
合計		7,863,700	－	991,600	6,872,100	－

（注）１　当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

２　2011年度ストックオプション(1)914,100株、2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、2016年度ストックオプション(2)1,198,000株及び2017年度ストックオプション(1)986,000株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2016年度ストックオプション(2)794,000株及び2017年度ストックオプション(1)1,953,000株は権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月12日取締役会	普通株式	2,862	14.64	2020年３月31日	2020年７月１日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　911百万円 １年超　5,692百万円 合計　6,604百万円

（金融商品関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年９月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

2020 年９月 30 日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金・預金	23,938	23,938	－
(2) 未収委託者報酬	14,700	14,700	－
(3) 未収収益	838	838	－
(4) 関係会社短期貸付金	2,323	2,323	－
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	21,297	21,297	－
(6) 未払金	(7,010)	(7,010)	－
(7) 未払費用	(3,510)	(3,510)	－
(8) デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(15)	(15)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	14	14	－
デリバティブ取引計	(1)	(1)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１ 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、ヘッジ会計が適用されていないもののうち 21 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、36 百万円は、流動負債のその他に含まれております。またヘッジ会計が適用されているもののうち 65 百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれ、51 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

２ 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

３ 子会社株式（中間貸借対照表計上額 22,876 百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,892 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第 62 期中間会計期間(2020 年 9 月 30 日)

1　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	22,876
関連会社株式	2,892

（注）子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	9,871	8,550	1,320
	小計	9,871	8,550	1,320
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	11,425	11,815	△389
	小計	11,425	11,815	△389
合計		21,297	20,366	930

（注）1　減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2　非上場株式等（中間貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第62期中間会計期間(2020年９月30日)

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,250	－	△36	△36
合計		2,250	－	△36	△36

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,766	－	21	21
合計		1,766	－	21	21

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

２　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券	4,775	－	53
	豪ドル		3	－	△0
	シンガポールドル		509	－	△1
	ユーロ		47	－	△0
	香港ドル		1,068	－	12
	人民元		2,404	－	△48
合計			8,808	－	14

（注）１　時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（持分法損益等）

第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （1）関連会社に対する投資の金額　3,003百万円 （2）持分法を適用した場合の投資の金額　10,460百万円 （3）持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,335百万円

（ストックオプション等関係）

第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)
[セグメント情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
１ 製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２ 地域ごとの情報
（１）営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第62期中間会計期間(自　2020年４月１日　至　2020年９月30日)
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
１株当たり純資産額	399円38銭
１株当たり中間純利益金額	17円64銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （自　2020年４月１日 至　2020年９月30日）
中間純利益（百万円）	3,438
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,438
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,864
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2011年度ストックオプション(1)914,100株、 2016年度ストックオプション(1)1,027,000株、 2016年度ストックオプション(2)1,992,000株、 2017年度ストックオプション(1)2,939,000株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第62期中間会計期間 （2020年９月30日）
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	77,541
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	77,541
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	194,153

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

＜約 款＞

＜追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）＞

運　用　の　基　本　方　針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基　本　方　針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運　用　方　法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運　用　制　限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）　約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　　この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
②　　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託の目的、金額および追加信託の限度額）
第２条　　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
②　　委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
③　　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から2024年１月15日までとします。
（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第４条　　この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。
（当初の受益者）
第５条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第６条　　委託者は、第２条第１項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第７条　　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（追加日時の異なる受益権の内容）
第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第９条　　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
③　　委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
（受益権の設定に係る受託者の通知）
第10条　　受託者は、第２条第１項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。
（受益権の申込単位および価額）

第11条　委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第34条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第34条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③　前２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第34条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④　第１項および第２項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第34条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤　第１項および第２項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第34条第３項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して３ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の１口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑨　追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の１年前の日以降に開始す

る委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑩　第５項、第８項および第９項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第４項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。

⑪　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条　この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

②　この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条　委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第19条、第23条、第24条および第26条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券および日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託　ＰＩＭＣＯ エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第３項および第20条において同じ。）、第20条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第19条および第23条から第25条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第19条および第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

⑤ 前４項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（運用指図権限の委託）

第18条 委託者は、運用の指図（第15条第１項第１号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名　称：ピムコ ジャパン リミテッド
所在地：東京都港区虎ノ門４丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス18階

② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第31条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年１月15日および７月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第１項により委託を受けた者に支払います。なお、第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。

④　第１項の規定に関わらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤　委託者と第１項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第１項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第19条　（削　除）

（信託業務の委託等）

第20条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし､委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）
第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
②　前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
③　一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
④　再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
⑤　借入金の利息は信託財産中から支弁します。
（損益の帰属）
第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金の立替え）
第27条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第28条　この信託の計算期間は、毎年１月16日から翌年１月15日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2008年11月12日から開始するものとし、最終計算期間の終了日は第３条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告等）
第29条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前２項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務等の諸費用）
第30条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第２項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. 格付の取得に要する費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第28条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第31条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第１計算期間を除きます。）の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第32条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第34条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第34条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第36条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第36条第４項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第１項の規定に準じて受益者に支払います。

④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第34条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　一部解約金は、第36条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第34条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条　受益者が、収益分配金については第34条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第34条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第36条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

③　前２項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。

1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第34条第４項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

④　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦　委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第３項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第５項の規定に準じて算定した価額とします。

⑨　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第38条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第37条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

②　委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第２項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第４項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の２に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）
第44条　　この信託は、委託者が第36条第１項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。
（信託期間の延長）
第45条　　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。
（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）
第46条　　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1.他の受益者の氏名または名称および住所
2.他の受益者が有する受益権の内容
（公告）
第47条　　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.nikkoam.com/
②　　前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。
（運用報告書の交付省略）
第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。
www.nikkoam.com/
②　　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。
（信託約款に関する疑義の取扱い）
第48条　　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　　則

第１条　　この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　　第34条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　2008年11月12日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
委託者　日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第36条第６項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルレアルコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（南アフリカランドコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（メキシコペソコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドネシアルピアコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（インドルピーコース）　受益証券
追加型証券投資信託
　日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド資産成長型（米ドルコース）　受益証券